

特定小売供給約款変更認可申請書

2022年11月28日

四国電力株式会社

特定小売供給約款変更認可申請書

営推発第5号
2022年11月28日

経済産業大臣 西村 康稔 殿

高松市丸の内2番5号
四国電力株式会社
取締役社長 長井 啓介
社長執行役員

平成26年改正法附則第18条第1項の規定により、次のとおり特定小売供給約款の変更の認可を受けたいので申請します。

変更の内容	別紙 特定小売供給約款のとおりであります。
実施期日	2023年4月1日

別 紙

特定小売供給約款

2023年4月1日 実施

四国電力株式会社

特定小売供給約款

目 次

I 総 則	1
1 適 用	1
2 供給約款の認可および変更	1
3 定 義	1
4 単位および端数処理	3
5 実施細目	3
II 契約の申込み	4
6 需給契約の申込み	4
7 需給契約の成立および契約期間	5
8 需 要 場 所	5
9 需給契約の単位	6
10 供給の開始	6
11 供給の単位	6
12 承諾の限界	7
13 需給契約書の作成	7
III 契約種別および料金	8
14 契 約 種 別	8
15 定 額 電 灯	8
16 従 量 電 灯	11
17 臨 時 電 灯	15
18 公衆街路灯	18

19	低 圧 電 力	23
20	臨 時 電 力	26
21	農 事 用 電 力	28
IV	料金の算定および支払い	30
22	料金の適用開始の時期	30
23	検 針 日	30
24	料金の算定期間	31
25	使用電力量の算定	31
26	料 金 の 算 定	32
27	日 割 計 算	33
28	料金の支払義務および支払期日	34
29	料金その他の支払方法	35
30	延 滞 利 息	37
31	保 証 金	38
V	使用および供給	40
32	適正契約の保持	40
33	力 率 の 保 持	40
34	需要場所への立入りによる業務の実施	40
35	電気の使用にともなうお客さまの協力	41
36	供 給 の 停 止	41
37	供給停止の解除	42
38	供給停止期間中の料金	43
39	違 約 金	43
40	供給の中止または使用の制限もしくは中止	43
41	制限または中止の料金割引	44

42	損害賠償の免責	45
43	設備の賠償	45
VI	契約の変更および終了	46
44	需給契約の変更	46
45	名義の変更	46
46	需給契約の廃止	46
47	需給開始後の需給契約の廃止または変更にと もなう 料金および工事費の精算	47
48	解約等	49
49	需給契約消滅後の債権債務関係	49
VII	供給方法，工事および工事費の負担	50
50	供給方法および工事	50
51	工事費負担金等の申受けおよび精算	50
VIII	保安	51
52	保安の責任	51
53	調査	51
54	調査に対するお客さまの協力	51
55	保安に対するお客さまの協力	51
56	自家用電気工作物	52
附	則	53

別	表.....	58
---	--------	----

I 総 則

1 適 用

- (1) 当社が、特定需要に応じて一般送配電事業者または配電事業者（以下「一般送配電事業者等」といいます。）が維持および運用する供給設備を介して電気を供給するときの電気料金その他の供給条件は、この特定小売供給約款（以下「この供給約款」といいます。）によります。
- (2) この供給約款は、当社の供給区域である次の地域に適用いたします。
徳島県，高知県，香川県（一部を除きます。），愛媛県（一部を除きます。）

2 供給約款の認可および変更

- (1) この供給約款は、電気事業法附則第18条第1項の規定にもとづき、経済産業大臣の認可を受けたものです。
- (2) 当社は、経済産業大臣の認可を受け、または経済産業大臣に届け出て、この供給約款を変更することがあります。この場合には、電気料金その他の供給条件は、変更後の特定小売供給約款によります。

3 定 義

次の言葉は、この供給約款においてそれぞれ次の意味で使用いたします。

- (1) 低 圧
標準電圧100ボルトまたは200ボルトをいいます。
- (2) 電 灯
白熱電球，けい光灯，ネオン管灯，水銀灯等の照明用電気機器（付属装置を含みます。）をいいます。
- (3) 小 型 機 器
主として住宅，店舗，事務所等において単相で使用される，電灯以外の低圧の電気機器をいいます。ただし，急激な電圧の変動等により他のお客さまの電灯の使用を妨害し，または妨害するおそれがあり，電灯と併用で

きないものは除きます。

(4) 動 力

電灯および小型機器以外の電気機器をいいます。

(5) 契約負荷設備

契約上使用できる負荷設備をいいます。

(6) 契約主開閉器

契約上設定されるしゃ断器であって、定格電流を上回る電流に対して電路をしゃ断し、お客さまにおいて使用する最大電流を制限するものをいいます。

(7) 契 約 容 量

契約上使用できる最大容量（キロボルトアンペア）をいいます。

(8) 契 約 電 力

契約上使用できる最大電力（キロワット）をいいます。

(9) 夏 季

毎年7月1日から9月30日までの期間をいいます。

(10) そ の 他 季

毎年10月1日から翌年の6月30日までの期間をいいます。

(11) 貿 易 統 計

関税法にもとづき公表される統計をいいます。

(12) 平均燃料価格算定期間

貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき平均燃料価格を算定する場合の期間とし、毎年1月1日から3月31日までの期間、2月1日から4月30日までの期間、3月1日から5月31日までの期間、4月1日から6月30日までの期間、5月1日から7月31日までの期間、6月1日から8月31日までの期間、7月1日から9月30日までの期間、8月1日から10月31日までの期間、9月1日から11月30日までの期間、10月1日から12月31日までの期間、11月1日から翌年の1月31日までの期間または12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年がうるう年となる場合は、翌年の2月29日までの期間といたします。）をいいます。

(13) 再生可能エネルギー発電促進賦課金

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第36条第1項に定める賦課金をいいます。

4 単位および端数処理

この供給約款において料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は、次のとおりといたします。

- (1) 契約負荷設備の個々の容量の単位は、1ワットまたは1ボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (2) 契約容量の単位は、1キロボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (3) 契約電力の単位は、1キロワットとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。ただし、低圧電力、臨時電力または農事用電力については、19（低圧電力）(4)を適用した場合に算定された値が0.5キロワット以下となるときは、契約電力を0.5キロワットといたします。
- (4) 使用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。ただし、30分ごとの使用電力量の単位は、最小位までといたします。
- (5) 力率の単位は、1パーセントとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (6) 料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

5 実施細目

この供給約款の実施上必要な細目的事項は、この供給約款の趣旨に則り、そのつどお客さまと当社との協議によって定めます。

Ⅱ 契約の申込み

6 需給契約の申込み

- (1) お客さまが新たに電気の需給契約を希望される場合は、あらかじめこの供給約款を承認のうえ、次の事項を明らかにして、当社所定の様式によって申込みをしていただきます。ただし、軽易な内容のものについては、口頭、電話等による申込みを受け付けることがあります。

契約種別、供給電気方式、需給地点（電気の需給が行なわれる地点をいい、お客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者等〔以下「当該一般送配電事業者等」といいます。〕が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等〔以下「託送約款等」といいます。〕に定める供給地点といたします。）、需要場所（供給地点特定番号を含みます。）、供給電圧、契約負荷設備、契約主開閉器、契約容量、契約電力、発電設備、業種、用途、使用開始希望日、使用期間および料金の支払方法

- (2) (1)により需給契約の申込みをされる場合は、お客さまは、あらかじめ次の事項を承諾するものといたします。

イ 託送約款等における需要者に関する事項を遵守すること。

ロ 当社が、需給契約の締結に必要な事項のうち、当該一般送配電事業者等が接続供給のために必要とする事項について、当該一般送配電事業者等に提供すること。

ハ 当該一般送配電事業者等が、接続供給の実施に必要なお客さまの情報を、当社に提供すること。

- (3) 契約負荷設備、契約容量および契約電力については、1年間を通じての最大の負荷を基準として、お客さまから申し出ていただきます。この場合、1年間を通じての最大の負荷を確認するため、必要に応じて使用開始希望日以降1年間の電気の使用計画を文書により申し出ていただきます。

- (4) 供給設備の工事を要する場合は、用地事情等により供給開始までに長期間を要することがあるため、原則として、あらかじめ当該一般送配電

事業者等へ供給設備の状況等について照会していただき、申込みをしていただきます。

- (5) 電圧または周波数の変動等によって損害を受けるおそれがある場合は、無停電電源装置の設置等必要な措置を講じていただきます。また、お客さまが保安等のために必要とされる電気については、その容量を明らかにしていただき、保安用の発電設備の設置、蓄電池装置の設置等必要な措置を講じていただきます。

7 需給契約の成立および契約期間

- (1) 需給契約は、お客さまの需給契約の申込みを当社が承諾したときに成立いたします。

- (2) 契約期間は、次によります。

イ 契約期間は、臨時電灯および臨時電力の場合を除き、需給契約が成立した日から、料金適用開始の日が属する年度（4月1日から翌年の3月31日までの期間をいいます。）の末日までといたします。

ロ 契約期間満了に先だって需給契約の消滅または変更がない場合は、需給契約は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。

ハ 臨時電灯および臨時電力の契約期間は、需給契約が成立した日から、あらかじめ定めた契約使用期間（契約上電気を使用できる期間をいいます。）の満了の日までといたします。

ニ お客さまの需要場所が、電気事業法第20条の2第1項に定める指定区域として指定される場合の契約期間の終期は、イ、ロおよびハにかかわらず、当該指定区域に対し電気事業法第2条第1項第8号ロに定める離島等供給が開始される日の前日といたします。

8 需 要 場 所

需要場所は、託送約款等に定めるところによるものといたします。

9 需給契約の単位

当社は、次の場合を除き、1 需要場所について1 契約種別を適用して、1 需給契約を結びます。

- (1) 1 需要場所において、次の2 以上の契約種別を契約する場合または次の契約種別とこれ以外の1 契約種別（(2)の場合は、2 契約種別といたします。）とをあわせて契約する場合

臨時電灯のうちの1 契約種別、臨時電力、農事用電力

- (2) 電灯または小型機器と動力とをあわせて使用する需要で、定額電灯と低圧電力、または従量電灯のうちの1 契約種別と低圧電力とをあわせて契約する場合

- (3) 災害による被害を防ぐための措置、温室効果ガス等の排出の抑制等のための措置、または電気工作物の設置および運用の合理化のための措置その他の電気の使用者の利益に資する措置にともない、お客さまからの申出がある場合で、当該一般送配電事業者等が技術上、保安上適当と認めるとき。

10 供給の開始

- (1) 当社は、お客さまの需給契約の申込みを承諾したときには、お客さまと協議のうえ需給開始日を定め、供給準備その他必要な手続きを経たのち、すみやかに電気を供給いたします。
- (2) 当社は、天候、用地交渉、停電交渉等の事情によるやむをえない理由によって、あらかじめ定めた需給開始日に電気を供給できないことが明らかになった場合には、その理由をお知らせし、あらためてお客さまおよび当該一般送配電事業者等と協議のうえ、需給開始日を定めて電気を供給いたします。

11 供給の単位

当社は、託送約款等に定めるところにより、原則として、1 需給契約につき、1 供給電気方式、1 引込みおよび1 計量をもって電気を供給いたします。

12 承諾の限界

当社は、法令、電気の需給状況、当該一般送配電事業者等の供給設備の状況、料金の支払状況（既に消滅しているものを含む他の需給契約の料金を支払期日を経過してなお支払われない場合を含みます。）その他によってやむをえない場合には、需給契約の申込みの全部または一部をお断りすることがあります。この場合は、その理由をお知らせいたします。

13 需給契約書の作成

特別の事情がある場合で、お客さまが希望されるときまたは当社が必要とするときは、電気の需給に関する必要な事項について、需給契約書を作成いたします。

Ⅲ 契約種別および料金

14 契約種別

契約種別は、次のとおりといたします。

需要区分	契約種別	
電灯需要	定額電灯	
	従量電灯	A
		B
	臨時電灯	A
		B
		C
	公衆街路灯	A
		B
		C
	電力需要	低圧電力
臨時電力		
農事用電力		

15 定額電灯

(1) 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、その総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）が400ボルトアンペア以下であるものに適用いたします。

(2) 供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は，交流単相 2 線式標準電圧100ボルトまたは200ボルトとし，周波数は，標準周波数60ヘルツといたします。ただし，供給電気方式および供給電圧については，お客さまに特別の事情があると当該一般送配電事業者等が認めた場合には，交流単相 3 線式標準電圧 100ボルトおよび200ボルトとすることがあります。

(3) 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

(4) 料 金

料金は，需要家料金，電灯料金，小型機器料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電灯料金または小型機器料金は，別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 80,300 円を下回る場合は，別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 80,300 円を上回る場合は，別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

イ 需要家料金

需要家料金は，1月につき次のとおりといたします。

1 契約につき	71円50銭
---------	--------

ロ 電 灯 料 金

(イ) 電灯料金は，各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりといたします。

10ワットまでの1灯につき	138円59銭
10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	229円89銭
20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	412円46銭
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	595円03銭
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	959円12銭
100ワットをこえる1灯につき50ワットまでごとに	479円56銭

(ロ) ネオン管灯，けい光灯，水銀灯等は，管灯および付属装置を一括して容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものいたします。）を算定し，その容量につき1ボルトアンペアを1ワットとみなして電灯料金を適用いたします。

(ハ) 多灯式けい光灯等は，その合計によって容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものいたします。）を算定し，その容量につき1ボルトアンペアを1ワットとみなして電灯料金を適用いたします。

ハ 小型機器料金

小型機器料金は，各契約負荷設備ごとにその容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものいたします。）に応じ1月につき次のとおりといたします。

50ボルトアンペアまでの1機器につき	376円70銭
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	643円40銭
100ボルトアンペアをこえる1機器につき50ボルトアンペアまでごとに	321円70銭

(5) その他

当該一般送配電事業者等は，必要に応じて電流制限器を取り付けます。

16 従量電灯

(1) 従量電灯 A

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

- (イ) 使用する最大容量（以下「最大需要容量」といいます。）が6キロボルトアンペア未満であること。
- (ロ) 1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、最大需要容量と契約電力との合計（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること。
- (ハ) 定額電灯を適用できないこと。

ただし、1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者等の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者等が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(イ)および(ハ)に該当し、かつ、(ロ)の最大需要容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者等は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえないと当該一般送配電事業者等が認めた場合には、交流単相2線式標準電圧200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

ハ 最大需要容量

最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であることの決定は、負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって行ないます。

ニ 料 金

料金は、その1月の使用電力量にもとづき次によって算定された金額および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が80,300円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が80,300円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

最低料金	1契約につき最初の11キロワット時まで	532円68銭
電力量料金	11キロワット時をこえ120キロワット時までの1キロワット時につき	31円40銭
	120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	38円02銭
	300キロワット時をこえる1キロワット時につき	41円53銭

ホ そ の 他

当社は、最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であることを判別するための装置を取り付けることがあります。

(2) 従量電灯B

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

- (イ) 契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として50キロボルトアンペア未満であること。
- (ロ) 1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること。

ただし、1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お

客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者等の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者等が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(イ)に該当し、かつ、(ロ)の契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者等は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上または供給設備の都合でやむをえないと当該一般送配電事業者等が認めた場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

ハ 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

ニ 契約容量

(イ) 契約容量は、契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）に次の係数を乗じてえた値といたします。ただし、差込口の数と電気機器の数が異なる場合等特別の事情がある場合は、別表3（契約負荷設備の総容量の算定）によって総容量を定めます。

最初の6キロボルトアンペアにつき	95パーセント
次の14キロボルトアンペアにつき	85パーセント
次の30キロボルトアンペアにつき	75パーセント
50キロボルトアンペアをこえる部分につき	65パーセント

(ロ) お客さまが契約主開閉器により契約容量を定めることを希望され

る場合には、契約容量は、(イ)にかかわらず、契約主開閉器の定格電流にもとづき、別表6（契約容量および契約電力の算定方法）により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

なお、当社または当該一般送配電事業者等は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

ホ 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が80,300円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が80,300円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(イ) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約容量1キロボルトアンペアにつき	374円00銭
-------------------	---------

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	28円00銭
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	33円53銭
300キロワット時をこえる1キロワット時につき	36円45銭

17 臨時電灯

(1) 臨時電灯 A

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用し、契約使用期間が1年未満の需要で、その総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）が3キロボルトアンペア以下であるものに適用いたします。ただし、毎年、一定期間を限り、反復使用する需要には適用いたしません。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえないと当該一般送配電事業者等が認めた場合には、交流単相2線式標準電圧200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

ハ 料 金

料金は、契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）によって1日につき次によって算定された金額および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が80,300円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が80,300円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

総容量が50ボルトアンペアまでの場合	11円15銭
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	22円31銭
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	22円31銭
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	223円08銭
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	223円08銭

ニ その他

- (イ) 当該一般送配電事業者等は、原則として供給設備を常置いたしません。
- (ロ) 契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で、契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが1年未満となるときは、臨時電灯Aを適用いたします。
- (ハ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、定額電灯に準ずるものといたします。

(2) 臨時電灯B

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用し、契約使用期間が1年未満の需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。ただし、毎年、一定期間を限り、反復使用する需要には適用いたしません。

- (イ) 最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であること。
- (ロ) 臨時電灯Aを適用できないこと。

ロ 料金

料金は、その1月の使用電力量にもとづき次によって算定された金額および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が80,300円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃

料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が80,300円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとしたします。

最低料金	1契約につき最初の11キロワット時まで	696円58銭
電力量料金	上記をこえる1キロワット時につき	44円58銭

ハ その他

- (イ) 当該一般送配電事業者等は、原則として供給設備を常置いたしません。
- (ロ) 契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で、契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが1年未満となるときは、臨時電灯Bを適用いたします。
- (ハ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、従量電灯Aに準ずるものとしたします。

(3) 臨時電灯C

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用し、契約使用期間が1年未満の需要で、契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として50キロボルトアンペア未満であるものに適用いたします。ただし、毎年、一定期間を限り、反復使用する需要には適用いたしません。

ロ 料金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計としたします。ただし、電力量料金は、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が80,300円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃

料価格が 80,300 円を上回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(イ) 基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	412円50銭
---------------------	---------

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

1 キロワット時につき	38円99銭
-------------	--------

ハ その他

(イ) 当該一般送配電事業者等は、原則として供給設備を常置いたしません。

(ロ) 契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で、契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが 1 年未満となるときは、臨時電灯 C を適用いたします。

(ハ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、従量電灯 B に準ずるものといたします。

18 公衆街路灯

(1) 公衆街路灯 A

イ 適用範囲

公衆のために、一般道路、橋、公園等に照明用として設置された電灯または火災報知機灯、消火せん標識灯、交通信号灯、海空路標識灯その他これに準ずる電灯もしくは小型機器（以下「公衆街路灯」といいます。）を使用する需要で、その総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表 4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）が 1 キロボルト

アンペア未満であるものに適用いたします。ただし、昼間にも継続して使用されるものについては、お客さまと当社との協議によって公衆街路灯Bを適用することがあります。

ロ 料 金

料金は、需要家料金、電灯料金、小型機器料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電灯料金または小型機器料金は、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が80,300円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が80,300円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(イ) 需要家料金

需要家料金は、1月につき次のとおりといたします。

1 契約につき	66円00銭
---------	--------

(ロ) 電 灯 料 金

a 電灯料金は、各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりといたします。

10ワットまでの1灯につき	135円29銭
10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	225円49銭
20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	404円76銭
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	584円03銭
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	941円52銭
100ワットをこえる1灯につき50ワットまでごとに	470円76銭

b ネオン管灯、けい光灯、水銀灯等は、管灯および付属装置を一括して容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場

合等は、別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。)を算定し、その容量につき1ボルトアンペアを1ワットとみなして電灯料金を適用いたします。

- c 多灯式けい光灯等は、その合計によって容量(入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。)を算定し、その容量につき1ボルトアンペアを1ワットとみなして電灯料金を適用いたします。

(ハ) 小型機器料金

小型機器料金は、各契約負荷設備ごとにその容量(入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。)に応じ1月につき次のとおりといたします。

50ボルトアンペアまでの1機器につき	367円90銭
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	630円20銭
100ボルトアンペアをこえる1機器につき50ボルトアンペアまでごとに	315円10銭

ハ その 他

- (イ) 広告用の電灯等を使用される場合は、配線設備を公衆街路灯と分離して施設していただき、それぞれについて1需給契約を結びます。ただし、技術上、経済上一括して電気を供給することが適当と認められる場合は、一括して公衆街路灯Aを適用することがあります。
- (ロ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、定額電灯に準ずるものといたします。

(2) 公衆街路灯B

イ 適 用 範 囲

公衆街路灯を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

(イ) 使用する負荷設備の総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各負荷設備ごとに別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）が6キロボルトアンペア未満であること。

(ロ) 公衆街路灯Aを適用できないこと。

ロ 料 金

料金は、その1月の使用電力量にもとづき次によって算定された金額および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が80,300円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が80,300円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

最低料金	1契約につき最初の11キロワット時まで	502円98銭
電力量料金	上記をこえる1キロワット時につき	30円81銭

ハ そ の 他

(イ) 広告用の電灯等を使用される場合は、配線設備を公衆街路灯と分離して施設していただき、それぞれについて1需給契約を結びます。ただし、技術上、経済上一括して電気を供給することが適当と認められる場合は、一括して公衆街路灯Bを適用することがあります。

(ロ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、従量電灯Aに準ずるものといたします。

(3) 公衆街路灯C

イ 適 用 範 囲

公衆街路灯を使用する需要で、契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として50キロボルトアンペア未満であるものに適用

いたします。

ロ 契約容量

契約容量は、契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）といたします。

ハ 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が80,300円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が80,300円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(イ) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約容量1キロボルトアンペアにつき	335円50銭
-------------------	---------

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

1キロワット時につき	28円09銭
------------	--------

ニ そ の 他

- (イ) 広告用の電灯等を使用される場合は、配線設備を公衆街路灯と分離して施設していただき、それぞれについて1需給契約を結びます。ただし、技術上、経済上一括して電気を供給することが適当と認められる場合は、一括して公衆街路灯Cを適用することがあります。
- (ロ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、従量電灯Bに準ずるものといたします。

19 低 圧 電 力

(1) 適 用 範 囲

動力を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

イ 契約電力が原則として50キロワット未満であること。

ロ 1 需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合は、最大需要容量（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）

または契約容量（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）と契約電力との合計が50キロワット未満であること。

ただし、1 需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者等の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者等が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、イに該当し、かつ、ロの最大需要容量または契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者等は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

(2) 供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流3相3線式標準電圧200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえないと当該一般送配電事業者等が認めた場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることがあります。

(3) 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

(4) 契 約 電 力

イ 契約電力は、契約負荷設備の各入力（出力で表示されている場合等は、別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）についてそれぞれ次の(イ)の係数を乗じてえた値の合計に(ロ)の係

数を乗じてえた値といたします。ただし、電気機器の試験用に電気を使用される場合等特別の事情がある場合は、その回路において使用される最大電流を制限できるしゃ断器その他の適当な装置をお客さまに施設していただき、その容量を当該回路において使用される契約負荷設備の入力とみなします。この場合、その容量は別表 6（契約容量および契約電力の算定方法）に準じて算定し、(ロ)の係数を乗じないものといたします。

(イ) 契約負荷設備のうち

最大の入力のものから	最初の 2 台の入力につき	100パーセント
	次の 2 台の入力につき	95パーセント
	上記以外のものの入力につき	90パーセント

(ロ) (イ)によってえた値の合計のうち

最初の 6 キロワットにつき	100パーセント
次の 14 キロワットにつき	90パーセント
次の 30 キロワットにつき	80パーセント
50 キロワットをこえる部分につき	70パーセント

ロ お客さまが契約主開閉器により契約電力を定めることを希望される場合には、契約電力は、イにかかわらず、契約主開閉器の定格電流にもとづき、別表 6（契約容量および契約電力の算定方法）により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

なお、当社または当該一般送配電事業者等は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

(5) 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、ハによって力率割引または割

増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものいたします。また、電力量料金は、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が80,300円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が80,300円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものいたします。

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりいたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は、契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電力1キロワットにつき	1,116円50銭
---------------	-----------

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、計量値を確認するときを除き、その1月の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

	夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	26円83銭	25円39銭

ハ 力率割引および割増し

電気機器の力率をそれぞれの入力によって別表5（加重平均力率の算定）により加重平均してえた値が、85パーセントを上回る場合（(4)ロにより契約電力を定める場合を含みます。）は、基本料金を5パーセント割引し、85パーセントを下回る場合は、基本料金を5パーセント割増

いたします。この場合、電気機器の力率は、託送約款等に定める基準に適合した容量の進相用コンデンサが取り付けられているものについては90パーセント、取り付けられていないものについては80パーセント、電熱器については100パーセントといたします。

なお、まったく電気を使用しないその1月の力率は、85パーセントとみなします。

ニ その他

時報用または警報用のみに使用する場合は、基本料金のみといたします。この場合の力率は、85パーセントとみなします。

(6) その他

変圧器、発電設備等を介して、電灯または小型機器を使用することはできません。

20 臨時電力

(1) 適用範囲

動力を使用し、契約使用期間が1年未満の需要で、契約電力が原則として50キロワット未満であるものに適用いたします。ただし、毎年、一定期間を限り、反復使用する需要には適用いたしません。

(2) 契約電力

契約電力は、低圧電力に準じて定めます。

(3) 料金

契約電力が、5キロワット以下の場合は原則として定額制供給とし、5キロワットをこえる場合は従量制供給といたします。

イ 定額制供給の場合

料金は、次によって算定された金額および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の料金は、契約電力が1キロワットの場合の次によって算定された金額の半額および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によ

って算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計を適用いたします。また、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が80,300円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が80,300円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

契約電力1キロワット1日につき	236円39銭
-----------------	---------

ロ 従量制供給の場合

料金は、19（低圧電力）(5)イおよびロによって算定された金額の20パーセントを割増ししたものならびに別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が80,300円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が80,300円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

ハ 力率割引および割増し

力率割引および割増しは、従量制供給の場合に限り、低圧電力に準じて適用いたします。

(4) その他

イ 当該一般送配電事業者等は、原則として供給設備を常置いたしません。

ロ 契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で、契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが1年未満となるときは、臨時電力を適用いたします。

ハ その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、低圧電力に準ずるものといたします。

21 農事用電力

(1) 適用範囲

農事用のかんがい排水のために動力を使用する需要で、契約電力が原則として50キロワット未満であるものに適用いたします。

(2) 契約電力

契約電力は、低圧電力に準じて定めます。

(3) 料金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、ハによって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が80,300円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が80,300円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

なお、契約使用期間以外の期間については、料金を申し受けません。

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は、契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額といたします。

なお、1回の契約使用期間においてまったく電気を使用しない月の基本料金は、半額といたします。また、1年の基本料金の合計は、電気を使用する場合の基本料金の2月分（その1年の契約電力の最大値によって算定いたします。）を下回らないものといたします。

契約電力1キロワットにつき	748円00銭
---------------	---------

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、計量値を確認するときを除き、その1月の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比で分けて算出した値をそれぞれの使用電力量といたします。

	夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	22円72銭	21円66銭

ハ 力率割引および割増し

力率割引および割増しは、低圧電力に準ずるものといたします。

(4) その他

イ お客さまが契約使用期間内に電気の使用の休止の申出をされる場合は、契約使用期間を変更いたします。

ロ お客さまが電気の使用を休止される場合には、当該一般送配電事業者等は、引込線の切断等の処置を行なうことがあります。

ハ その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、低圧電力に準ずるものといたします。

IV 料金の算定および支払い

22 料金の適用開始の時期

料金は、需給開始の日から適用いたします。ただし、あらかじめ需給契約書を作成されたお客さまについては、供給準備着手前に需給開始延期の申入れがあった場合およびお客さまの責めとされない理由によって需給が開始されない場合を除き、原則として需給契約書に記載された需給開始日から適用いたします。

23 検 針 日

検針日は、次により、当該一般送配電事業者等が実際に検針を行なった日または検針を行なったものとされる日といたします。

- (1) 検針は、お客さまごとに当社があらかじめお知らせした日（当該一般送配電事業者等がお客さまの属する検針区域に応じて定めた毎月一定の日〔以下「検針の基準となる日」といいます。〕および休日等を考慮して定めます。）に、各月ごとに当該一般送配電事業者等が行ないます。ただし、当該一般送配電事業者等は、やむをえない事情のある場合は、当社があらかじめお知らせした日以外の日に検針することがあります。
- (2) お客さまが不在等のため検針できなかった場合は、検針に伺った日に検針を行なったものといたします。
- (3) 当該一般送配電事業者等は、次の場合には、(1)にかかわらず、各月ごとに検針を行なわないことがあります。

イ 需給開始の日からその直後のお客さまの属する検針区域の検針日まで
の期間が短い場合

ロ 非常変災等の場合

ハ その他特別の事情がある場合で、あらかじめお客さまの承諾をえたとき。

- (4) (3)イの場合で、検針を行なわなかったときは、需給開始の直後のお客さまの属する検針区域の検針日に検針を行なったものといたします。

- (5) (3)ロまたはハの場合で、検針を行なわなかったときは、検針を行なわない月については、当社があらかじめお知らせした日に検針を行なったものといたします。

24 料金の算定期間

- (1) 料金の算定期間は、前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間（以下「検針期間」といいます。）といたします。ただし、電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の料金の算定期間は、開始日から直後の検針日の前日までの期間または直前の検針日から消滅日の前日までの期間といたします。
- (2) 定額制供給の場合または 25（使用電力量の算定）(4)の場合の料金の算定期間は、(1)に準ずるものといたします。この場合、(1)にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、臨時電灯および臨時電力の料金の算定期間は、契約使用開始日から翌月の応当日（契約使用開始日に対応する日をいいます。）の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とすることがあります。

25 使用電力量の算定

- (1) 使用電力量は、託送約款等に定めるお客さまの供給地点に係る30分ごとの接続供給電力量といたします。また、料金の算定期間の使用電力量は、次の場合および(3)の場合を除き、30分ごとの使用電力量を料金の算定期間（需給契約が消滅した場合は、原則として直前の検針日から消滅日までの期間といたします。）において合計した値といたします。

イ 23（検針日）(2)の場合の使用電力量は、前回の検針の結果によるものとし、次回の検針の結果の1月平均値（月数による平均値といたします。）によって精算いたします。ただし、26（料金の算定）(1)イ、ロまたはハに該当する場合は、次回の検針の結果を料金の計算上区分すべき期間の日数に契約容量または契約電力を乗じた値の比率によりあん分し

てえた値によって精算いたします。

なお、計量値を確認するときは、それにより精算いたします。

- ロ 23（検針日）（4）の場合、需給開始の日から次回の検針日の前日までの使用電力量を需給開始の日から需給開始の直後の検針日の前日までの期間および需給開始の直後の検針日から次回の検針日の前日までの期間の日数の比であん分してえた値をそれぞれの料金の算定期間の使用電力量といたします。ただし、26（料金の算定）（1）イ、ロまたはハに該当する場合は、次回の検針の結果を料金の計算上区分すべき期間の日数に契約容量または契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値をそれぞれの料金の算定期間の使用電力量といたします。

なお、計量値を確認するときは、その値によります。

- ハ 23（検針日）（5）の場合の使用電力量は、原則として、前回の検針の結果の1月平均値によるものとし、次回の検針の結果の1月平均値によって精算いたします。ただし、26（料金の算定）（1）イ、ロまたはハに該当する場合は、次回の検針の結果を料金の計算上区分すべき期間の日数に契約容量または契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値によって精算いたします。

なお、計量値を確認するときは、それにより精算いたします。

- (2) 当社は、検針の結果をすみやかにお客さまにお知らせいたします。
- (3) 計量器の故障等によって使用電力量を正しく算定できなかった場合には、料金の算定期間の使用電力量は、託送約款等に定めるところにより、お客さまと当社との協議によって定めます。
- (4) 従量制供給のお客さまについて、当該一般送配電事業者等が検針を行なうことが困難である等特別の事情がある場合で計量器を取り付けないときの料金の算定期間の使用電力量は、託送約款等に定めるところにより、お客さまと当社との協議によって定めます。

26 料金の算定

- (1) 料金は、次の場合を除き、料金の算定期間を「1月」として算定いた

します。

イ 電気の供給を開始し，再開し，休止し，もしくは停止し，または需給契約が消滅した場合

ロ 契約種別，契約負荷設備，契約容量，契約電力，力率等を変更したことにより，料金に変更があった場合

ハ 24（料金の算定期間）（1）の場合で検針期間の日数がその検針期間の始期に対応する検針の基準となる日の属する月の日数に対し，5日を上回り，または下回るとき。

(2) 料金は，需給契約ごとに当該契約種別の料金を適用して算定いたします。

27 日割計算

(1) 当社は，26（料金の算定）（1）イ，ロまたはハの場合は，次により料金を算定いたします。

イ 基本料金，最低料金，定額制供給の料金または最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金は，別表7（日割計算の基本算式）（1）イにより日割計算をいたします。

ロ 電力量料金は，日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて別表7（日割計算の基本算式）（1）ハにより算定いたします。ただし，従量電灯，臨時電灯Bおよび公衆街路灯Bの料金適用上の電力量区分については，別表7（日割計算の基本算式）（1）ロにより日割計算をいたします。

ハ 再生可能エネルギー発電促進賦課金（最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金および定額制供給の再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。）は，日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて別表7（日割計算の基本算式）（1）ニにより算定いたします。

ニ イ，ロおよびハによりがたい場合は，これに準じて算定いたします。

- (2) 26（料金の算定）(1)イの場合により日割計算をするときは、日割計算対象日数には開始日および再開日を含み、休止日、停止日および消滅日を除きます。
- また、26（料金の算定）(1)ロの場合により日割計算をするときは、変更後の料金は、変更のあった日から適用いたします。
- (3) 力率に変更を生ずるような契約負荷設備の変更等がある場合の基本料金は、その前後の力率にもとづいて、別表7（日割計算の基本算式）(1)イにより日割計算をいたします。
- (4) 当社は、日割計算をする場合には、必要に応じてそのつど計量値の確認をいたします。

28 料金の支払義務および支払期日

- (1) お客さまの料金の支払義務は、次の日に発生いたします。

イ 従量制供給の場合は、検針日といたします。ただし、23（検針日）(4)の場合の料金または25（使用電力量の算定）(1)イもしくはハにより精算する場合の精算額については次回の検針日とし、また、25（使用電力量の算定）(3)の場合は、料金の算定期間の使用電力量が協議によって定められた日といたします。

なお、25（使用電力量の算定）(4)の場合は、そのお客さまの属する検針区域の検針日または契約使用開始日およびその各月の応当日といたします。

ロ 定額制供給の場合は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、臨時電灯および臨時電力の場合は、契約使用開始日およびその各月の応当日とすることがあります。

ハ 29（料金その他の支払方法）(6)の場合は、当該支払期に属する最終月のイまたはロによる日といたします。

ニ 需給契約が消滅した場合は、消滅日といたします。ただし、従量制供給の場合で、特別の事情があつて需給契約の消滅日以降に当該一般送配電事業者等が計量値の確認を行なった場合は、その日といたします。

ホ 農事用電力のお客さまの1年の基本料金の合計が電気を使用する場合の基本料金の2月分を下回るときに申し受ける料金は、その金額が明らかになった日の直後のそのお客さまの属する検針区域の検針日（明らかになった日が検針日の場合は、その検針日といたします。）といたします。

(2) お客さまの料金は、支払期日までに支払っていただきます。

(3) 支払期日は、支払義務発生日の翌日から起算して30日目といたします。

ただし、当該一般送配電事業者等が検針の基準となる日に先だつて実際に検針を行なった場合または検針を行なったものとされる場合の支払期日は、検針の基準となる日の翌日から起算して30日目といたします。

なお、支払期日が日曜日または銀行法15条第1項に規定する政令で定める日（以下「休日」といいます。）に該当する場合は、支払期日を翌日といたします。また、翌日が日曜日または休日に該当するときは、さらにその翌日といたします。

(4) 公衆街路灯等複数の需要場所で需給契約を結ばれているお客さまで、それぞれの需給契約により発生する料金を継続的に一括して支払うことを希望される場合は、当社との協議によって一括して支払うことができます。この場合のそれぞれの料金の支払期日は、(3)にかかわらず、それぞれの料金のうちその月で最後に支払義務が発生する料金の支払期日といたします。

29 料金その他の支払方法

(1) 料金については毎月、工事費負担金その他についてはそのつど、原則として、次により当社が指定した金融機関等を通じて支払っていただきます。

イ お客さまが指定する口座から当社の口座へ毎月継続して料金を振り替える方法を希望される場合は、当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。

ロ お客さまが料金を当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより

支払われる場合には、当社が指定した様式によっていただきます。

ハ お客さまが当社の指定するクレジット会社との契約にもとづき、そのクレジット会社に毎月継続して料金を立替えさせる方法により当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われる場合は、当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。

(2) お客さまが料金を(1)イ、ロまたはハにより支払われる場合は、次のときに当社に対する支払いがなされたものといたします。

イ (1)イにより支払われる場合は、料金がお客さまの指定する口座から引き落とされたとき。

ロ (1)ロにより支払われる場合は、料金はその金融機関等に払い込まれたとき。

ハ (1)ハにより支払われる場合は、料金はそのクレジット会社により当社が指定した金融機関等に払い込まれたとき。

(3) 当社は、(1)にかかわらず、当社が指定した債権管理回収業に関する特別措置法にもとづく債権回収会社または弁護士法にもとづく弁護士法人（以下「債権回収会社等」といいます。）が指定した金融機関等を通じて、債権回収会社等が指定した様式により、料金を払い込みにより支払っていただくことがあります。この場合、(2)にかかわらず、債権回収会社等が指定した金融機関等に払い込まれたときに当社に対する支払いがなされたものといたします。

(4) 料金は、支払義務の発生した順序で支払っていただきます。

(5) 23（検針日）(4)の場合、需給開始の日から直後の検針日の前日までを算定期間とする料金は、需給開始の直後の検針日から次回の検針日の前日までを算定期間とする料金とあわせて支払っていただきます。

(6) 料金については、当社は、当社に特別の事情がある場合で、あらかじめお客さまの承諾をえたときには、(1)にかかわらず、当社の指定する支払期ごとに支払っていただくことがあります。

(7) 料金については、当社は、お客さまが希望される場合には、あらかじめ前受金をお預かりすることがあります。

なお、当社は、前受金について利息を付しません。

- (8) 臨時電灯、臨時電力および農事用電力については、当社は、従量制供給の場合は予納金を、定額制供給の場合は前払金を申し受けることがあります。この場合には、これらは使用に先だって支払っていただきます。

なお、予納金および前払金は、原則として予想月額料金の3月分に相当する金額をこえないものとし、使用開始後の料金に順次充当いたします。この場合、充当後の残額はお返しいたします。

また、当社は、予納金および前払金について利息を付しません。

30 延滞利息

- (1) お客さまが料金を支払期日を経過してなお支払われない場合には、当社は、支払期日の翌日から支払いの日までの期間の日数に応じて延滞利息を申し受けます。ただし、料金を29（料金その他の支払方法）(1)イにより支払われる場合で当社の都合により料金が支払期日を経過してお客さまが指定する口座から引き落とされたとき、または料金を支払期日の翌日から起算して10日以内に支払われた場合は、この限りではありません。
- (2) 延滞利息は、その算定の対象となる料金から、消費税等相当額（消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。）から再生可能エネルギー発電促進賦課金に係る消費税等相当額を差し引いたものおよび再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いた金額に年10パーセントの割合（うるう年の日を含む期間についても、365日当たりの割合といたします。）を乗じて算定してえた金額といたします。

なお、消費税等相当額および再生可能エネルギー発電促進賦課金に係る消費税等相当額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

- (3) 延滞利息は、原則として、お客さまが延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた直後に支払義務が発生する料金とあわせて支払っていただきます。

31 保 証 金

(1) 当社は、お客さまが次のいずれかに該当する場合には、供給の開始もしくは再開に先だって、または供給継続の条件として、予想月額料金の3月分に相当する金額をこえない範囲で保証金を預けていただくことがあります。

イ 支払期日を経過してなお料金を支払われなかった場合

ロ 新たに電気を使用し、または契約電力等を増加される場合で、次のいずれかに該当するとき。

(イ) 他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日を経過してなお支払われなかった場合

(ロ) 支払期日を経過してなお料金を支払われないことが予想される場合

(2) 予想月額料金の算定の基準となる使用電力量は、お客さまの負荷率、操業状況および同一業種の負荷率等を勘案して算定いたします。

(3) 当社は、保証金の預かり期間を2年以内で設定いたします。

なお、(4)により保証金を預けていただく場合は、そのときからあらためて2年以内の預かり期間を設定いたします。

(4) 当社は、需給契約が消滅した場合またはお客さまが支払期日を経過してなお料金を支払われなかった場合には、保証金およびその利息をお客さまの支払額に充当することがあります。この場合、保証金の利息をもって充当し、なお充当すべき金額があるときは、保証金より充当し、その残額をお返しいたします。また、当社は、あらためて(1)によって算定した保証金を預けていただくことがあります。

(5) 当社は、次により、保証金に利息を付します。

イ 利息は、年0.2パーセントの単利とし、円未満の端数は切り捨てます。

ロ 利息を付す期間は、預かり日からお返しする日の前日または充当日の前日までの期間といたします。ただし、当社があらかじめお知らせした予定日にお客さまの都合によって保証金をお返しできなかった場合は、その期間は利息を付す期間から除きます。

- (6) 当社は、保証金の預かり期間満了前であっても需給契約が消滅した場合には、保証金に利息を付してお返しいたします。

V 使用および供給

32 適正契約の保持

当社は、お客さまが契約電力をこえて電気を使用される等お客さまとの需給契約が電気の使用状態に比べて不相当と認められる場合には、すみやかに契約を適正なものに変更していただきます。

33 力率の保持

- (1) 需要場所の負荷の力率は、託送約款等に定めるところにより、原則として、電灯契約のお客さまについては90パーセント以上、その他のお客さまについては85パーセント以上に保持していただきます。
- (2) 進相用コンデンサは、託送約款等に定めるところを基準として取り付けていただきます。

34 需要場所への立入りによる業務の実施

- (1) 当社は、次の業務を実施するため、お客さまの承諾をえてお客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。

なお、お客さまのお求めに応じ、係員は、所定の証明書を提示いたします。

イ 不正な電気の使用を防止するために必要なお客さまの電気機器の試験、契約負荷設備、契約主開閉器もしくはその他電気工作物の確認もしくは検査または電気の使用用途の確認

ロ その他この供給約款によって、需給契約の成立、変更または終了等に必要業務

- (2) 当該一般送配電事業者等は、36（供給の停止）(2)もしくは(3)により必要な処置を実施するため、または託送約款等に定めるところにより、お客さまの承諾をえてお客さまの土地または建物に立ち入ることがありま

す。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。

なお、お客さまのお求めに応じ、係員は、所定の証明書を提示いたします。

35 電気の使用にともなうお客さまの協力

- (1) お客さまの電気の使用が、次の原因で他のお客さまの電気の使用を妨害し、もしくは妨害するおそれがある場合、または当該一般送配電事業者等、当社もしくは他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼし、もしくは支障を及ぼすおそれがある場合（この場合の判定は、その原因となる現象が最も著しいと認められる地点で行ないます。）には、お客さまの負担で、託送約款等に定めるところにより、必要な調整装置または保護装置を需要場所に施設していただくものとし、とくに必要がある場合には、お客さまの負担で、当該一般送配電事業者等が供給設備を変更し、または専用供給設備を施設して、これにより電気を使用していただきます。

イ 負荷の特性によって各相間の負荷が著しく平衡を欠く場合

ロ 負荷の特性によって電圧または周波数が著しく変動する場合

ハ 負荷の特性によって波形に著しいひずみを生ずる場合

ニ 著しい高周波または高調波を発生する場合

ホ その他イ、ロ、ハまたはニに準ずる場合

- (2) お客さまが発電設備を当該一般送配電事業者等の供給設備に電氣的に接続して使用される場合は、(1)に準ずるものといたします。また、この場合は、法令で定める技術基準（以下「技術基準」といいます。）、その他の法令等にしがたい、当該一般送配電事業者等の供給設備の状況等を勘案して技術上適当と認められる方法によって接続していただきます。

36 供給の停止

- (1) 託送約款等に定めるところにより、当該一般送配電事業者等は、電気

の供給を停止することがあります。

- (2) お客様が次のいずれかに該当する場合には、当該一般送配電事業者等は、当社の求めに応じ、そのお客様について電気の供給を停止することがあります。

なお、この場合には、供給停止の5日前までに予告いたします。

イ お客様が料金を支払期日をさらに20日経過してなお支払われない場合

ロ お客様が他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日をさらに20日経過してなお支払われない場合

ハ この供給約款によって支払いを要することとなった料金以外の債務（延滞利息、保証金、違約金、工事費負担金その他この供給約款から生ずる金銭債務をいいます。）を支払われない場合

- (3) お客様が次のいずれかに該当し、当社がその旨を警告しても改めない場合には、当該一般送配電事業者等は、当社の求めに応じ、そのお客様について電気の供給を停止することがあります。

イ 電気工作物の改変等によって不正に電気を使用された場合

ロ 契約負荷設備以外の負荷設備によって電気を使用された場合

ハ 公衆街路灯または農事用電力の場合で、契約された用途以外の用途に電気を使用されたとき。

ニ 低圧電力の場合で、電灯または小型機器を使用されたとき。

ホ 農事用電力の場合で、契約使用期間以外の期間に電気を使用されたとき。

ヘ 34（需要場所への立入りによる業務の実施）に反して、当社の係員の立入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否された場合

ト お客様がその他この供給約款に反した場合

37 供給停止の解除

36（供給の停止）によって当該一般送配電事業者等が電気の供給を停止した場合で、お客様がその理由となった事実を解消し、その事実にともない

当社に対して支払いを要することとなった債務を支払われ、かつ、当社に電気の供給の再開を申し出ていただいたときには、託送約款等に定めるところにより、当該一般送配電事業者等は、すみやかに電気の供給を再開いたします。

38 供給停止期間中の料金

36（供給の停止）によって当該一般送配電事業者等が電気の供給を停止した場合には、その停止期間中については、まったく電気を使用しない場合の月額料金を 27（日割計算）により日割計算をして、料金を算定いたします。ただし、定額電灯、従量電灯 A および公衆街路灯のお客さまについては、停止期間中の料金を申し受けません。

39 違 約 金

- (1) お客さまが 36（供給の停止）(3)イからホまでに該当し、そのために料金の全部または一部の支払いを免れた場合には、当社は、その免れた金額の 3 倍に相当する金額を、違約金として申し受けます。
- (2) (1)の免れた金額は、この供給約款に定められた供給条件にもとづいて算定された金額と、不正な使用方法にもとづいて算定された金額との差額といたします。
- (3) 不正に使用した期間が確認できない場合は、6 月以内で当社が決定した期間といたします。

40 供給の中止または使用の制限もしくは中止

託送約款等に定めるところにより、当該一般送配電事業者等は、供給時間中に電気の供給を中止し、またはお客さまに電気の使用を制限し、もしくは中止していただくことがあります。

41 制限または中止の料金割引

- (1) 当社は、40（供給の中止または使用の制限もしくは中止）によって、定額電灯、従量電灯および低圧電力に対する電気の供給を中止し、または電気の使用を制限し、もしくは中止した場合には、次の割引を行ない料金を算定いたします。ただし、その原因がお客さまの責めとなる理由による場合は、そのお客さまについては割引いたしません。

イ 割引の対象

定額電灯については需要家料金、電灯料金および小型機器料金の合計ならびに再生可能エネルギー発電促進賦課金、従量電灯Aについては最低料金および最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金、その他については基本料金（力率割引または割増しの適用を受ける場合はその適用後の基本料金といたします。）といたします。ただし、26（料金の算定）(1)イ、ロまたはハの場合は、制限または中止の日における契約内容に応じて算定される1月の金額といたします。

ロ 割引率

1月中の制限し、または中止した延べ日数1日ごとに4パーセントといたします。

ハ 制限または中止延べ日数の計算

延べ日数は、1日のうち延べ1時間以上制限し、または中止した日を1日として計算いたします。

- (2) (1)による延べ日数を計算する場合には、電気工作物の保守または増強のための工事の必要上当該一般送配電事業者等がお客さまに3日前までにお知らせして行なう制限または中止は、1月につき1日を限って計算に入れません。この場合の1月につき1日とは、1暦月の1暦日における1回の工事による制限または中止の時間といたします。
- (3) 臨時電灯、公衆街路灯、臨時電力および農事用電力に対する供給の中止または使用の制限もしくは中止についても(1)および(2)に準じて割引を行ない料金を算定いたします。

42 損害賠償の免責

- (1) 40（供給の中止または使用の制限もしくは中止）によって電気の供給を中止し，または電気の使用を制限し，もしくは中止した場合で，それが当社の責めとならない理由によるものであるときには，当社は，お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。
- (2) 36（供給の停止）によって電気の供給を停止した場合または 48（解約等）によって需給契約を解約した場合もしくは需給契約が消滅した場合には，当社は，お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。
- (3) 漏電その他の事故が生じた場合で，それが当社の責めとならない理由によるものであるときには，当社は，お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。

43 設備の賠償

- (1) お客さまが故意または過失によって，その需要場所内の当社の電気工作物，電気機器その他の設備を損傷し，または亡失した場合は，その設備について次の金額を賠償していただきます。

イ 修理可能の場合

修理費

ロ 亡失または修理不可能の場合

帳簿価額と取替工費との合計額

- (2) お客さまが故意または過失によって，その需要場所内の当該一般送配電事業者等の電気工作物，電気機器その他の設備を損傷し，または亡失したことにより，当社が当該一般送配電事業者等から賠償の請求を受けた場合は，当社は，その賠償に要する金額をお客さまに支払っていただきます。

VI 契約の変更および終了

44 需給契約の変更

お客さまが電気の需給契約の変更を希望される場合は、Ⅱ（契約の申込み）に定める新たに電気の需給契約を希望される場合に準ずるものといたします。

45 名義の変更

相続その他の原因によって、新たなお客さまが、それまで電気の供給を受けていたお客さまの当社に対する電気の使用についてのすべての権利義務を受け継ぎ、引き続き電気の使用を希望される場合は、名義変更の手続きによることができます。この場合には、当社が文書による申出を必要とするときを除き、口頭、電話等により申し出ていただきます。

46 需給契約の廃止

- (1) お客さまが電気の使用を廃止しようとする場合は、あらかじめその廃止期日を定めて、当社に通知していただきます。

当該一般送配電事業者等は、原則として、お客さまから通知された廃止期日に需給を終了させるための適当な処置を行いません。

- (2) 需給契約は、48（解約等）および次の場合を除き、お客さまが当社に通知された廃止期日に消滅いたします。

イ 当社がお客さまの廃止通知を廃止期日の翌日以降に受けた場合は、通知を受けた日に需給契約が消滅したものといたします。

ロ 当社または当該一般送配電事業者等の責めとならない理由（非常変災等の場合を除きます。）により当該一般送配電事業者等が需給を終了させるための処置ができない場合は、需給契約は需給を終了させるための処置が可能となった日に消滅するものといたします。

47 需給開始後の需給契約の廃止または変更にもなう料金および工事費の精算

お客さま（定額電灯，従量電灯 A，臨時電灯，公衆街路灯および臨時電力のお客さまを除きます。）が，契約容量または契約電力を新たに設定し，または増加された日以降 1 年に満たないで電気の使用を廃止しようとし，または契約容量もしくは契約電力を減少しようとする場合には，当社は，需給契約の消滅または変更の日に，次により料金および工事費をお客さまに精算していただきます。ただし，当該一般送配電事業者等が将来の需要等を考慮して供給設備を常置する場合，または非常変災等やむをえない理由による場合を除きます。

(1) 契約容量または契約電力を新たに設定された日以降 1 年に満たないで電気の使用を廃止しようとする場合

イ 当社は，お客さまが契約容量または契約電力を新たに設定された日から電気の使用を廃止される日の前日までの期間の料金について，さかのぼって臨時電灯または臨時電力を適用いたします。この場合，当初から臨時電灯または臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。

ロ 当社は，お客さまが契約容量または契約電力を新たに設定されたことにもない新たに施設した供給設備について，当社が，当該一般送配電事業等から託送約款等に定めるところにより，工事費の精算に係る請求を受けた場合は，当社は，お客さまからその金額を申し受けます。

(2) 契約容量または契約電力を増加された日以降 1 年に満たないで電気の使用を廃止しようとする場合

イ 当社は，お客さまが契約容量または契約電力を増加された日から電気の使用を廃止される日の前日までの期間の料金について，契約容量または契約電力を増加された日の前日の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分につきさかのぼって臨時電灯または臨時電力を適用いたします。この場合，当初から臨時電灯または臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。

なお，臨時電灯または臨時電力を適用する使用電力量は，その期間の

使用電力量について、増加前の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分と残余分の比であん分してえたものとしたします。

ロ 当社は、お客さまが契約容量または契約電力を増加されたことにともない新たに施設した供給設備について、当社が、当該一般送配電事業者等から託送約款等に定めるところにより、工事費の精算に係る請求を受けた場合は、当社は、お客さまからその金額を申し受けます。

(3) 契約容量または契約電力を新たに設定された日以降1年に満たないで契約容量または契約電力を減少しようとする場合

イ 当社は、お客さまが契約容量または契約電力を新たに設定された日から契約容量または契約電力を減少される日の前日までの期間の料金について、減少される日以降の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分につきさかのぼって臨時電灯または臨時電力を適用いたします。この場合、当初から臨時電灯または臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。

なお、臨時電灯または臨時電力を適用する使用電力量は、その期間の使用電力量について、減少後の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分と残余分の比であん分してえたものとしたします。

ロ 当社は、供給設備のうち減少契約容量または減少契約電力に見合う部分について、当社が、当該一般送配電事業者等から託送約款等に定めるところにより、工事費の精算に係る請求を受けた場合は、当社は、お客さまからその金額を申し受けます。

(4) 契約容量または契約電力を増加された日以降1年に満たないで契約容量または契約電力を減少しようとする場合

イ 当社は、お客さまが契約容量または契約電力を増加された日から契約容量または契約電力を減少される日の前日までの期間の料金について、減少される日以降の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分（減少される日以降の契約容量または契約電力が増加された日の前日の契約容量または契約電力を下回る場合は、増加された日の前日の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分とい

たします。)につきさかのぼって臨時電灯または臨時電力を適用いたします。この場合、当初から臨時電灯または臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。

なお、臨時電灯または臨時電力を適用する使用電力量は、その期間の使用電力量について、減少後の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分（減少後の契約容量または契約電力が増加前の契約容量または契約電力を下回る場合は、増加前の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分といたします。）と残余分の比である分してえたものといたします。

ロ 当社は、供給設備のうち減少契約容量または減少契約電力に見合う部分について、当社が、当該一般送配電事業者等から託送約款等に定めるところにより、工事費の精算に係る請求を受けた場合は、当社は、お客さまからその金額を申し受けます。

48 解 約 等

(1) 36（供給の停止）によって電気の供給を停止されたお客さまが当社または当該一般送配電事業者等の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合には、当社は、需給契約を解約することがあります。

なお、この場合には、その旨をお客さまにお知らせいたします。

(2) お客さまが、46（需給契約の廃止）(1)による通知をされないで、その需要場所から移転され、電気を使用されていないことが明らかな場合には、当社および当該一般送配電事業者等が需給を終了させるための処置を行なった日に需給契約は消滅するものといたします。

49 需給契約消滅後の債権債務関係

需給契約期間中の料金その他の債権債務は、需給契約の消滅によっては消滅いたしません。

Ⅶ 供給方法，工事および工事費の負担

50 供給方法および工事

- (1) 電気の需給地点は，当該一般送配電事業者等の電線路または引込線とお客さまの電気設備との接続点といたします。
- (2) その他の供給方法および工事は，託送約款等に定めるところによるものといたします。

51 工事費負担金等の申受けおよび精算

- (1) 当社が当該一般送配電事業者等から，託送約款等に定めるところにより，お客さまへの電気の供給にともなう工事等に係る工事費負担金，費用の実費または実費相当額等（以下「工事費負担金等」といいます。）の請求を受けた場合は，当社は，その金額を原則として工事着手前にお客さまから申し受けます。
- (2) お客さまが希望される場合または当社が必要とする場合は，工事費負担金に関する必要な事項について，工事着手前に工事費負担金契約書を作成いたします。
- (3) 当該一般送配電事業者等から工事完成後，工事費負担金等の精算を受けた場合は，当社は，工事費負担金等をすみやかに精算するものといたします。
- (4) 託送約款等に定めるところにより，当社の負担で施設し，または取り付けることとされている設備等については，原則として，お客さまの所有とし，お客さまの負担で施設し，または取り付けていただきます。
- (5) お客さまの都合によって需給開始に至らないで申込みを取消しまたは変更される場合で，当社が当該一般送配電事業者等から，託送約款等に定めるところにより，費用の実費または実費相当額等の請求を受けたときは，当社は，その金額をお客さまから申し受けます。

Ⅷ 保 安

52 保安の責任

託送約款等に定めるところにより，当該一般送配電事業者等は，需給地点に至るまでの供給設備（当該一般送配電事業者等が所有権を有さない設備を除きます。）および計量器等需要場所内の当該一般送配電事業者等の電気工作物について，保安の責任を負います。

53 調 査

当該一般送配電事業者等は，法令および託送約款等に定めるところにより，お客さまの電気工作物が技術基準に適合しているかどうかを調査いたします。なお，係員は，所定の証明書を提示いたします。

54 調査に対するお客さまの協力

- (1) お客さまが電気工作物の変更の工事を行なった場合には，その工事が完成したとき，すみやかにその旨を当社，当該一般送配電事業者等または経済産業大臣の登録を受けた調査機関に通知していただきます。
- (2) 託送約款等に定めるところにより，当該一般送配電事業者等は，53（調査）により調査を行なうにあたり，必要があるときは，お客さまの承諾をえて電気工作物の配線図を提示していただきます。

55 保安に対するお客さまの協力

- (1) 託送約款等に定めるところにより，次の場合には，お客さまからすみやかにその旨を当該一般送配電事業者等に通知していただきます。この場合には，当該一般送配電事業者等は，ただちに適当な処置をいたします。

イ お客さまが，引込線，計量器等その需要場所内の当該一般送配電事業者等の電気工作物に異状もしくは故障があり，または異状もしくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合

ロ お客さまが、お客さまの電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあり、それが当該一般送配電事業者等の供給設備に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合

- (2) お客さまが当該一般送配電事業者等の供給設備に直接影響を及ぼすような物件（発電設備を含みます。）の設置，変更または修繕工事をされる場合は，あらかじめその内容を当該一般送配電事業者等に通知していただきます。また，物件の設置，変更または修繕工事をされた後，その物件が当該一般送配電事業者等の供給設備に直接影響を及ぼすこととなった場合には，すみやかにその内容を当該一般送配電事業者等に通知していただきます。これらの場合において，保安上とくに必要があるときには，当該一般送配電事業者等は，お客さまにその内容の変更をしていただくことがあります。

56 自家用電気工作物

お客さまの電気工作物のうち自家用電気工作物については，この供給約款のうち次のものは，適用いたしません。

- (1) 53（調査）
(2) 54（調査に対するお客さまの協力）

附 則

附 則

1 この供給約款の実施期日

この供給約款は、2023年4月1日から実施いたします。

2 料金（口座振替割引契約）についての特別措置

(1) 適用範囲

定額電灯，従量電灯，臨時電灯，公衆街路灯，低圧電力，臨時電力または農事用電力として電気の供給を受けるお客さまで，お客さまが(4)に定める方法によって料金を支払っていただくことが可能であり，かつ，お客さまが口座振替割引契約の適用を希望される場合に，当分の間，適用いたします。

(2) 契約の成立

口座振替割引契約は，お客さまの申込みを当社が承諾し，かつ，お客さまの指定する金融機関等が所定の手続きを完了し当社に通知したときに成立いたします。

なお，この場合，当社は契約成立の旨をお客さまにお知らせいたします。

(3) 料 金

イ 各月の料金は，次の算式により算定された金額からロの口座振替割引額を差し引いたものに再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額を加えたものといたします。ただし，次の算式により算定された金額が，口座振替割引額を下回る場合の口座振替割引額は次の算式により算定された金額と同額といたします。

定額電灯，従量電灯，臨時電灯，公衆街路灯，低圧電力，臨時電力または農事用電力によって料金として算定された金額

－ 再生可能エネルギー発電促進賦課金
として算定された金額

ロ 口座振替割引額

口座振替割引額は，1月につき次のとおりといたします。

ただし、次の場合には口座振替割引を適用いたしません。

- (イ) その1月の料金の支払義務発生日の前月の支払義務発生日に発生した料金の支払方法等が、(4)によって行なわれていない場合のその1月の料金
 - (ロ) その1月の料金の支払義務発生日に発生した料金が、(4)イ(イ)によって支払われない場合のその1月の料金
 - (ハ) 需給契約消滅日の前日を料金の算定期間に含むその1月の料金
- (4) 料金の支払方法等

料金の支払方法等は、次のいずれにも該当する方法で行なっていただきます。

イ 料金の支払方法

- (イ) お客さまが指定する金融機関等の口座から当社の口座へ毎月継続的に振り替えする（以下「口座振替」といいます。）こと。
- (ロ) 当社の口座への振替が毎月1回目の請求で完了すること。

ロ 料金の振替結果のお知らせ

- (イ) 定額制供給または農事用電力の契約に適用する場合は、電気料金の振替結果の通知を原則として年1回当社の指定した月に当社指定の様式で行なうこと。ただし、年の途中で契約が廃止された場合については振替結果の通知をいたしません。
- (ロ) 定額制供給および農事用電力を除く契約に適用する場合は、電気料金の振替結果の通知を原則として翌月の検針結果のお知らせ時に当社指定の様式で行なうこと。

(5) その他

口座振替割引契約を適用する場合は、当社は口座振替による料金収納ができなかった場合を除き、請求書の発行はいたしません。

3 従量電灯のお客さまの共同住宅の料金算定にかかわる取扱い

(1) 従量電灯のお客さまで、共同住宅（1建物に2以上の世帯が居住されている住宅をいいます。）の各戸または各居室（以下「各戸」といいます。）が独立の需要場所となりえないため、1需給契約を結んでいる場合の料金は、当分の間、次のいずれかに該当する場合を除いて、(2)により算定いたします。

なお、この場合、お客さまからあらかじめ申し出ていただきます。

イ 1建物からなる住宅の場合で、各戸がそれぞれ隔壁で明確に区分されていないとき。

ロ 1建物からなる住宅の場合で、各戸がそれぞれ隔壁で明確に区分されている場合であっても、各戸ごとの生活が独立していないと認められるとき。

(2) 料金は、16（従量電灯）(1)ニおよび(2)ホにかかわらず、各戸ごとに従量電灯Aを適用したものとみなして、1月の使用電力量を各戸数で除してえた値（キロワット時）により算定した金額に、各戸数を乗じてえた金額といたします。

4 農事用電力（脱穀調整用電力）のお客さまについての特別措置

この供給約款実施の際現に変更前の特定小売供給約款（以下「旧供給約款」といいます。）附則6（農事用電力〔脱穀調整用電力〕のお客さまについての特別措置）の適用を受け、脱穀調整用電力を毎年、一定期間を限り、30日以上継続して使用しているお客さまの料金その他の供給条件は、次のとおりといたします。

(1) 契約電力

契約電力は、負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって定めます。

(2) 料 金

料金は、1年（毎年4月1日から起算いたします。）につき次によって算定された金額および定額制供給の臨時電力に準じて算定された再生可能

エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

契約電力 契約 使用期間	0.5キロ ワット	1キロ ワット	2キロ ワット	3キロ ワット	3キロワットをこえ 1キロワットを増す ごとに
最初の30日まで	4,393円04銭	6,570円34銭	10,881円30銭	15,212円04銭	4,205円34銭
30日をこえる 1日につき	47円83銭	81円36銭	170円42銭	257円29銭	90円16銭

ただし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が80,300円を下回る場合は、定額制供給の臨時電力に準じて算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が80,300円を上回る場合は、定額制供給の臨時電力に準じて算定された燃料費調整額を加えたものいたします。この場合、基準単価は、次のとおりといたします。

契約電力	0.5キロ ワット	1キロ ワット	2キロ ワット	3キロ ワット	3キロワットをこえ 1キロワットを増す ごとに
1日につき	26銭4厘	52銭8厘	1円05銭6厘	1円58銭5厘	52銭8厘

(3) 支払義務発生日

料金の支払義務発生日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、最初の30日までの料金の支払義務発生日は、契約使用開始日の直後のそのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。

(4) その他の事項については、本則の農事用電力に準ずるものいたします。

5 この供給約款の実施にもなう切替措置

(1) この供給約款実施の日を含む料金の算定期間の料金の算定にあたっては、26（料金の算定）および27（日割計算）に準じて日割計算を行い、料金を算定いたします。

(2) この供給約款実施の際現に旧供給約款の適用を受けている場合、契約期間は、臨時電灯および臨時電力の場合またはお客さまの需要場所が電気事業法第20条の2第1項に定める指定区域として指定される場合を除

き，この供給約款の実施期日が属する年度（4月1日から翌年の3月31日までの期間をいいます。）の末日までといたします。

別 表

別 表

1 再生可能エネルギー発電促進賦課金

(1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第36条第2項に定める納付金単価に相当する金額とし、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第三十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）およびインバランスリスク単価等を定める告示により定めます。

なお、当社は、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価をあらかじめ、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載する方法等によりお客さまにお知らせいたします。

(2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

イ (1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、ロの場合を除き、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の4月の検針日から翌年の4月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用いたします。

ロ 定額制供給の場合は、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用期間は、イに準ずるものといたします。この場合、イにいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、臨時電灯および臨時電力で、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は、イにいう検針日は、応当日といたします。

(3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定

イ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、次により算定いたします。

なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

(イ) 定額制供給の場合

a 定額電灯および公衆街路灯A

再生可能エネルギー発電促進賦課金は、各契約負荷設備ごとの(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の合計といたします。

b 臨時電灯 A および臨時電力

再生可能エネルギー発電促進賦課金は、各契約種別ごとの(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価といたします。

(ロ) 従量制供給の場合

再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その1月の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。ただし、従量電灯 A、臨時電灯 B および公衆街路灯 B のお客さまについては、最低料金適用電力量までは、最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金単価といたします。

なお、最低料金適用電力量とは、1契約につき最初の11キロワット時までの最低料金が適用される電力量をいいます。

ロ お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第1項の規定により認定を受けた場合で、お客さまから当社にその旨を申し出ただいたときの再生可能エネルギー発電促進賦課金は、次のとおりといたします。

(イ) (ロ)の場合を除き、お客さまからの申出の直後の4月の検針日から翌年の4月の検針日（お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第5項または第6項の規定により認定を取り消された場合は、その直後の検針日といたします。）の前日までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項第1号によって算定された金額に再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項第2号に規定する政令で定める割合として再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いた

ものとしたします。

なお、減免額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

- (ロ) 定額制供給の場合は、(イ)に準ずるものとしたします。この場合、(イ)にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日としたします。ただし、臨時電灯および臨時電力で、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は、(イ)にいう検針日は、応当日としたします。

2 燃料費調整

(1) 燃料費調整額の算定

イ 平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値としたします。

なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.0845$$

$$\beta = 0.0699$$

$$\gamma = 1.1962$$

なお、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの

平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

ロ 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(イ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が80,300円を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (80,300 \text{円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

(ロ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が80,300円を上回り、かつ、120,500円以下の場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 80,300 \text{円}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

(ハ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が120,500円を上回る場合
平均燃料価格は、120,500円といたします。

$$\text{燃料費調整単価} = (120,500 \text{円} - 80,300 \text{円}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

ハ 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

(イ) 各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、(ロ)の場合を除き、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の5月の検針日から6月の検針日の前日までの期間
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の6月の検針日から7月の検針日の前日までの期間
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の7月の検針日から8月の検針日の前日までの期間
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の8月の検針日から9月の検針日の前日までの期間
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の9月の検針日から10月の検針日の前日までの期間
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間
毎年8月1日から10月31日までの期間	その年の12月の検針日から翌年の1月の検針日の前日までの期間
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の1月の検針日から2月の検針日の前日までの期間
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の2月の検針日から3月の検針日の前日までの期間
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の3月の検針日から4月の検針日の前日までの期間
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年がうるう年となる場合は、翌年の2月29日までの期間）	翌年の4月の検針日から5月の検針日の前日までの期間

(ロ) 定額制供給の場合は、各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、(イ)に準ずるものといたします。この場合、(イ)にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、臨時電灯および臨時電力で、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は、(イ)にいう検針日は、応当日といたします。

ニ 燃料費調整額

(イ) 定額制供給の場合

a 定額電灯および公衆街路灯 A

燃料費調整額は、ロによって算定された各契約負荷設備ごとの燃料費調整単価の合計といたします。

b 臨時電灯 A および臨時電力

燃料費調整額は、ロによって算定された各契約種別ごとの燃料費調整単価といたします。

(ロ) 従量制供給の場合

燃料費調整額は、その1月の使用電力量にロによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。ただし、従量電灯 A、臨時電灯 B および公衆街路灯 B のお客さまについては、最低料金適用電力量までは、最低料金に適用される燃料費調整単価といたします。

なお、最低料金適用電力量とは、1契約につき最初の11キロワット時までの最低料金が適用される電力量をいいます。

(2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値といたします。

イ 定額制供給の場合

(イ) 定額電灯および公衆街路灯 A

基準単価は、各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりといたします。

電 灯	10ワットまでの1灯につき	62銭4厘
	10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	1円24銭7厘
	20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	2円49銭5厘
	40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	3円74銭2厘
	60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	6円23銭8厘
	100ワットをこえる1灯につき50ワットまで ごとに	3円11銭9厘
小 型 機 器	50ボルトアンペアまでの1機器につき	1円86銭3厘
	50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペア までの1機器につき	3円72銭6厘
	100ボルトアンペアをこえる1機器につき 50ボルトアンペアまでごとに	1円86銭3厘

(ロ) 臨時電灯 A

基準単価は、契約負荷設備の総容量（入力）によって、1日につき次のとおりといたします。

総容量が50ボルトアンペアまでの場合	5銭1厘
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペア までの場合	10銭0厘
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペ アまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	10銭0厘
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアン ペアまでの場合	1円00銭5厘
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルト アンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	1円00銭5厘

(ハ) 臨時電力

基準単価は、次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基準単価は、契約電力が1キロワットの場合の基準単価の半額といたします。

契約電力1キロワット1日につき	1円05銭7厘
-----------------	---------

ロ 従量制供給の場合

(イ) 従量電灯 A, 臨時電灯 B および公衆街路灯 B

基準単価は, 次のとおりといたします。

最低料金	1 契約につき最初の11キロワット時まで	1円76銭7厘
電力量料金	上記をこえる 1 キロワット時につき	16銭1厘

(ロ) (イ)以外の場合

基準単価は, 次のとおりといたします。

1 キロワット時につき	16銭1厘
-------------	-------

(3) 燃料費調整単価等の揭示

当社は, (1)イの各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格, 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格, 1 トン当たりの平均石炭価格および(1)ロによって算定された燃料費調整単価を, インターネット上の当社ウェブサイトに掲載する方法等によりお客さまにお知らせいたします。

3 契約負荷設備の総容量の算定

差込口の数と電気機器の数が異なる場合は, 次によって算定された値にもとづき, 契約負荷設備の総容量を算定いたします。

(1) 電気機器の数が差込口の数を上回る場合

差込口の数に応じた電気機器の総容量 (入力) といたします。この場合, 最大の入力の電気機器から順次対象といたします。

(2) 電気機器の数が差込口の数を下回る場合

電気機器の総容量 (入力) に電気機器の数を上回る差込口の数に応じて次によって算定した値を加えたものといたします。

イ 住宅, アパート, 寮, 病院, 学校および寺院

1 差込口につき 50ボルトアンペア

ロ イ以外の場合

1 差込口につき 100ボルトアンペア

4 負荷設備の入力換算容量

(1) 照明用電気機器

照明用電気機器の換算容量は、次のイ、ロ、ハおよびニによります。

イ けい光灯

	換算容量	
	入力 (ボルトアンペア)	入力 (ワット)
高力率型	管灯の定格消費電力(ワット) ×150パーセント	管灯の定格消費電力(ワット) ×125パーセント
低力率型	管灯の定格消費電力(ワット) ×200パーセント	

ロ ネオン管灯

2次電圧 (ボルト)	換算容量		
	入力 (ボルトアンペア)		入力 (ワット)
	高力率型	低力率型	
3,000	30	80	30
6,000	60	150	60
9,000	100	220	100
12,000	140	300	140
15,000	180	350	180

ハ スリムラインランプ

管の長さ (ミリメートル)	換 算 容 量	
	入力 (ボルトアンペア)	入力 (ワット)
999以下	40	40
1,149 "	60	60
1,556 "	70	70
1,759 "	80	80
2,368 "	100	100

ニ 水 銀 灯

出力 (ワット)	換 算 容 量		
	入力 (ボルトアンペア)		入力 (ワット)
	高力率型	低力率型	
40以下	60	130	50
60 "	80	170	70
80 "	100	190	90
100 "	150	200	130
125 "	160	290	145
200 "	250	400	230
250 "	300	500	270
300 "	350	550	325
400 "	500	750	435
700 "	800	1,200	735
1,000 "	1,200	1,750	1,005

(2) 誘導電動機

イ 単相誘導電動機

(イ) 出力が馬力表示の単相誘導電動機の換算容量（入力〔キロワット〕）は、換算率100.0パーセントを乗じたものといたします。

(ロ) 出力がワット表示のものは、次のとおりといたします。

出力 (ワット)	換 算 容 量		
	入力 (ボルトアンペア)		入力 (ワット)
	高力率型	低力率型	
35以下	—	160	出力 (ワット) × 133.0パーセント
45 "	—	180	
65 "	—	230	
100 "	250	350	
200 "	400	550	
400 "	600	850	
550 "	900	1,200	
750 "	1,000	1,400	

ロ 3相誘導電動機

3相誘導電動機の換算容量は、次の算式によって算定された値といたします。

(イ) 馬力表示の場合

$$\text{入力(キロワット)} = \text{出力(馬力)} \times 93.3\text{パーセント}$$

(ロ) キロワット表示の場合

$$\text{入力(キロワット)} = \text{出力(キロワット)} \times 125.0\text{パーセント}$$

(3) レントゲン装置

レントゲン装置の換算容量は、次によります。

なお、レントゲン装置が2以上の装置種別を兼ねる場合は、いずれか大きい換算容量といたします。

装置種別 (携帯型および移動型を含みます。)	最高定格 管電圧 (キロボルトピーク)	管電流 (短時間定格電流) (リアンペア)	換算容量(入力) (キロボルトアンペア)
治療用装置			定格1次最大 入力(キロボルトアン ペア)の値とい たします。
診察用装置	95キロボルトピーク以下	20リアンペア以下	1
		20リアンペア超過 30リアンペア以下	1.5
		30 " 50 "	2
		50 " 100 "	3
		100 " 200 "	4
		200 " 300 "	5
		300 " 500 "	7.5
		500 " 1,000 "	10
	95キロボルトピーク超過 100キロボルトピーク以下	200リアンペア以下	5
		200リアンペア超過 300リアンペア以下	6
		300 " 500 "	8
		500 " 1,000 "	13.5
	100キロボルトピーク超過 125キロボルトピーク以下	500リアンペア以下	9.5
		500リアンペア超過 1,000リアンペア以下	16
125キロボルトピーク超過 150キロボルトピーク以下	500リアンペア以下	11	
	500リアンペア超過 1,000リアンペア以下	19.5	
蓄電器放電式 診察用装置	コンデンサ容量 0.75マイクロファラッド以下		1
	0.75マイクロファラッド超過 1.5 マイクロファラッド "		2
	1.5 マイクロファラッド " 3 マイクロファラッド "		3

(4) 電気溶接機

電気溶接機の換算容量は、次の算式によって算定された値といたします。

イ 日本工業規格に適合した機器（コンデンサ内蔵型を除きます。）の場合

$$\text{入力(キロワット)} = \text{最大定格1次入力(キロボルトアンペア)} \times 70\text{パーセント}$$

ロ イ以外の場合

$$\text{入力(キロワット)} = \text{実測した1次入力(キロボルトアンペア)} \times 70\text{パーセント}$$

(5) その他

イ (1), (2), (3)および(4)によることが不相当と認められる電気機器の換算容量（入力）は、実測した値を基準としてお客さまと当社との協議によって定めます。ただし、特別の事情がある場合は、定格消費電力を換算容量（入力）とすることがあります。

ロ 動力と一体をなし、かつ、動力を使用するために直接必要であって欠くことができない表示灯は、動力とあわせて1契約負荷設備として契約負荷設備の容量（入力）を算定いたします。

ハ 予備設備であることが明らかな電気機器については、契約負荷設備の容量の算定の対象といたしません。

5 加重平均力率の算定

加重平均力率は、次の算式によって算定された値といたします。

加重平均力率（パーセント）

$$= \frac{100 \text{パーセント} \times \left(\frac{\text{電熱器}}{\text{総容量}} \right) + 90 \text{パーセント} \times \left(\frac{\text{力率90\%の機器総容量}}{\text{の機器総容量}} \right) + 80 \text{パーセント} \times \left(\frac{\text{力率80\%の機器総容量}}{\text{の機器総容量}} \right)}{\text{機 器 総 容 量}}$$

6 契約容量および契約電力の算定方法

16（従量電灯）(2)ニ(ロ)または 19（低圧電力）(4)ロの場合の契約容量または契約電力は，次により算定いたします。ただし，契約電力を算定する場合は，力率（100パーセントといたします。）を乗じます。

- (1) 供給電気方式および供給電圧が交流単相 2 線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトの場合

$$\text{契約主開閉器の定格電流 (アンペア)} \times \text{電圧 (ボルト)} \times \frac{1}{1,000}$$

なお，交流単相 3 線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトの場合の電圧は，200ボルトといたします。

- (2) 供給電気方式および供給電圧が交流 3 相 3 線式標準電圧200ボルトの場合

$$\text{契約主開閉器の定格電流 (アンペア)} \times \text{電圧 (ボルト)} \times 1.732 \times \frac{1}{1,000}$$

7 日割計算の基本算式

(1) 日割計算の基本算式は、次のとおりといたします。

イ 基本料金，最低料金，定額制供給の料金または最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金を日割りする場合

$$1月の該当料金 \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

ただし，26（料金の算定）(1)ハに該当する場合は，

$$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}} \text{は，} \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$$

といたします。

ロ 従量電灯，臨時電灯Bおよび公衆街路灯Bの料金適用上の電力量区分を日割りする場合

(イ) 従量電灯A

$$\text{最低料金適用電力量} = 11\text{キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

なお，最低料金適用電力量とは，イにより算定された最低料金または最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金が適用される電力量をいいます。

$$\text{第1段階料金適用電力量} = 109\text{キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

なお，第1段階料金適用電力量とは，11キロワット時をこえ120キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

$$\text{第2段階料金適用電力量} = 180\text{キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

なお，第2段階料金適用電力量とは，120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

(ロ) 従量電灯 B

$$\text{第1段階料金適用電力量} = 120\text{キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

なお、第1段階料金適用電力量とは、最初の120キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

$$\text{第2段階料金適用電力量} = 180\text{キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

なお、第2段階料金適用電力量とは、120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

(ハ) 臨時電灯 B および公衆街路灯 B

$$\text{最低料金適用電力量} = 11\text{キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

なお、最低料金適用電力量とは、イにより算定された最低料金または最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金が適用される電力量をいいます。

(ニ) (イ)、(ロ)または(ハ)によって算定された最低料金適用電力量、第1段階料金適用電力量および第2段階料金適用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(ホ) 26 (料金の算定) (1)ハに該当する場合は、(イ)、(ロ)および(ハ)の

$$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}} \text{ は, } \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$$

といたします。

ハ 日割計算に応じて電力量料金を算定する場合

(イ) 26 (料金の算定) (1)イまたはハの場合

料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。

(ロ) 26 (料金の算定) (1)ロの場合

料金の算定期間の使用電力量を、料金に変更のあった日の前後の期間の日数にそれぞれの契約容量または契約電力を乗じた値の比率により区分して算定いたします。また、低圧電力、臨時電力（従量制供給のものに限ります。）および農事用電力（従量制供給のものに限ります。）のお客さまにおいて、料金の算定期間に夏季およびその他季がともに含まれる場合は、料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電力を乗じた値の比率により区分してえた値により算定いたします。ただし、計量値を確認する場合は、その値によります。

ニ 日割計算に応じて再生可能エネルギー発電促進賦課金（最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金および定額制供給の再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。）を算定する場合

(イ) 26 (料金の算定) (1)イまたはハの場合

料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。

(ロ) 26 (料金の算定) (1)ロの場合

料金の算定期間の使用電力量を、料金に変更のあった日の前後の期間の日数にそれぞれの契約容量または契約電力を乗じた値の比率により区分して算定いたします。ただし、計量値を確認する場合は、その値によります。

(2) 電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の(1)イおよびロにいう検針期間の日数は、次のとおりといたします。

イ 電気の供給を開始した場合

開始日の直前のそのお客さまの属する検針区域の検針日から、需給開始の直後の検針日の前日までの日数といたします。

ロ 需給契約が消滅した場合

消滅日の直前の検針日から、当社が次回の検針日としてお客さまにあらかじめお知らせした日の前日までの日数といたします。

(3) 定額制供給の場合または 25 (使用電力量の算定) (4)の場合は、電気の供給を開始し、または需給契約が消滅したときの(1)イおよびロにいう検

針期間の日数は、(2)に準ずるものといたします。この場合、(2)にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日とし、当社が次回の検針日としてお客さまにあらかじめお知らせした日は、消滅日の直後のそのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。

- (4) 電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の(1)イおよびロにいう暦日数は、次のとおりといたします。

イ 電気の供給を開始した場合

そのお客さまの属する検針区域の検針の基準となる日（開始日が含まれる検針期間の始期に対応するものといたします。）の属する月の日数といたします。

ロ 需給契約が消滅した場合

そのお客さまの属する検針区域の検針の基準となる日（消滅日の前日が含まれる検針期間の始期に対応するものといたします。）の属する月の日数といたします。

- (5) 供給停止期間中の料金の日割計算を行なう場合は、(1)イの日割計算対象日数は、停止期間中の日数といたします。この場合、停止期間中の日数には、電気の供給を停止した日を含み、電気の供給を再開した日は含みません。また、停止日に電気の供給を再開する場合は、その日は停止期間中の日数には含みません。

電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令第21条の規定に基づく添付書類

- 1 変更を必要とする理由
- 2 特定小売供給約款の変更の内容および新旧料金率比較表
- 3 みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則様式第1から第8までにより作成した書類

(様式第1)

- | | |
|-----|---------|
| 第1表 | 営業費総括表 |
| 第3表 | 事業報酬総括表 |
| 第4表 | 控除収益総括表 |

(様式第2)

- | | |
|-----|---------|
| 第1表 | 営業費明細表 |
| 第2表 | 事業報酬明細表 |
| 第4表 | 事業報酬明細表 |
| 第5表 | 控除収益明細表 |

(様式第3) 部門整理表

(様式第4) 販売費整理表

(様式第5) 送配電非関連費明細表

(様式第6) 送配電非関連需要明細表

(様式第7) 送配電非関連費及び送配電関連費等計算表

(様式第8)

- | | |
|-----|------------------|
| 第1表 | 特定需要原価等と料金収入の比較表 |
|-----|------------------|

1 変更を必要とする理由

変更を必要とする理由

当社は、電力小売全面自由化以降、年々激化する電力販売競争の渦中にあっても、エネルギー供給を支える責任ある事業者として、電力の安定供給を基本的な使命と認識し、安全確保を大前提とした原子力の最大限の活用や、再生可能エネルギーの主力電源化に向けた新規開発、火力の高効率化などの取り組みを通じて、経済性と環境適合性の両面に配慮した、バランスの良い電源構成を実現するとともに、経営全般に亘って徹底した合理化・効率化を推進することにより、低廉かつ安定した電気料金の維持に努めてまいりました。

しかしながら、本年2月、ロシアのウクライナ侵攻に伴い、国際情勢が緊迫化し、燃料価格がかつてない水準まで急騰することとなり、エネルギー資源の乏しい我が国は、極めて深刻な影響を受けることとなりました。

当社では、従前、全ての電気料金メニューの燃料費調整額に上限を設定しておりましたが、本年4月分の電気料金に適用する燃料費調整額が上限に到達して以降、電気料金に反映できない上限超過部分が拡大の一途を辿ることとなり、当社収支を大きく圧迫することとなりました。

こうした状況が続けば、当社の事業運営に深刻な影響を及ぼし、ひいては電力の安定供給の継続に支障をきたしかねないことから、当社は、従来よりもさらに踏み込んだ経営の合理化・効率化に全社を挙げて取り組むとともに、特別高圧・高圧のお客さまや、一部の低圧自由料金プランのお客さまに対し、順次、燃料費調整制度の上限廃止をお願いしてまいりました。

しかしながら、国際情勢の混乱は今なお収束の兆しを見せず、燃料価格の高騰は長期化の様相を呈しており、加えて、為替相場において、円安が急激に進行するなど、当社を取り巻く事業環境は一段と厳しさを増しております。

こうしたなか、当社は、経営の正常化に向けて、あらゆる選択肢を検討し、実施してまいりましたが、現在の危機的状況を脱し、電力の安定供給を継続していくためには、特定小売料金の値上げをお願いせざるを得ないと判断し、このたび、苦渋の決断として、2023年4月からの値上げを申請させていただくこととしました。

以下、特定小売料金の値上げ理由と、お客さまのご理解をいただくための取り組みなどについて、ご説明いたします。

I 特定小売料金値上げの理由

1. 燃料価格等の高騰に伴う需給関連費の増加

世界的な脱炭素化の潮流を受けて、石炭をはじめとする新規の資源開発投資が停滞するなか、今般の国際情勢の緊迫化が重なったことにより、燃料価格は、過去に例を見ないほどの高水準で推移しております。

また、為替相場においては、日米金利差の拡大や、燃料価格高騰による日本の貿易赤字の拡大などを背景に、円安が急激に進行し、その結果、円ベースでの燃料価格は一層高騰し、当社の燃料費は大幅に増加しております。

こうした燃料価格や為替相場の変動影響は、燃料費調整制度を通じて電気料金に反映される仕組みとなっておりますが、特定小売料金については、法令上、燃料費調整額の上限が定められていることから、当社では、本年4月分の電気料金に適用する燃料費調整額が上限に達して以降、電気料金に反映されない上限超過部分が拡大の一途を辿っております。

加えて、昨年来、卸電力市場価格も高騰していることから、固定価格買取制度（FIT制度）による、再生可能エネルギー電源からの電力調達をはじめとする購入電力料も大きく増嵩しており、2022年7月～9月の燃料価格諸元を適用して算定した、今回の料金原価算定期間（2023年度～2025年度）における3ヵ年平均の燃料費および購入電力料の合計額は、年平均4,767億円となり、前回料金改定時（2013年）と比べて、2,846億円の大幅な増加となる見込みです。

以上のとおり、今後も、燃料費や購入電力料のさらなる増大が見込まれるなか、燃料費調整額の上限が設定されている特定小売料金については、電気料金に反映できない上限超過部分がさらに拡大し、当社収支の大きな悪化要因になることが見込まれます。

2. 経営効率化への取り組みと今回の料金原価への反映

当社は、前回料金改定以降も、経営全般に亘って、徹底した合理化・効率化に取り組んでまいりました。その結果、2021年度には、送配電部門を含む一体会社ベースにおいて、前回料金改定時の認可原価から331億円の効率化の深掘りを達成し、このうち、送配電部門を除く当社単体では、約200億円のコスト削減を実現しております。今回の料金原価算定にあたっては、これまでの効率化の取り組みを通じて積み上げてきた成果を最大限取り入れるとともに、さらなる経営合理化・効率化に可能な限り取り組むことにより、原価の低減を図っております。

具体的には、電力供給面において、当社の基幹電源である伊方発電所3号機の安定・高稼働を最大限織り込むことにより、年平均約1,200億円の需給関連費の抑制を見込んでおりますが、これに加えて、今回の料金原価算定期間における効率化効果として、現在、リプレース工事中である西条発電所1号機が、最新鋭の高効率機として、2023年6月に営業運転を開始することにより、年平均約140億円の需給関連費の削減を見込んでおります。

さらに、現在取り組みを始めている追加の効率化努力の成果を先取りして、DXの推進や資材調達力の強化などにより、人件費や設備関連費、諸経費など、費用全般を対象に、年平均約80億円のコスト削減効果を織り込むこととしております。

○DXの推進

- ・AIの活用により、
 - －発電所の設備異常を早期に発見し、計画外停止の未然防止と、保守点検業務の効率化・高度化を図る
 - －電力需給計画業務の省力化と最適化を実現する

○資材調達力の強化

- ・新設した調達ソリューションチームが中心となり、調達プロセスの上流工程（工事構想・概略設計段階）にまで踏み込んで仕様の見直しや新規取引先の開拓に取り組む

○組織活力・労働生産性向上に向けた取り組み

- ・柔軟な勤務制度の導入
- ・業務プロセスの電子化
- ・業務変革を推進できる人材の育成、柔軟配置 など

3. 特定小売料金の値上げ申請の必要性

ここまでご説明してまいりましたとおり、当社は、経営全般のあらゆる分野において、全社を挙げて最大限の合理化・効率化に取り組んでまいりましたが、国際情勢の緊迫化に伴う燃料価格の高騰、為替相場の円安進行、さらには卸電力市場価格の高騰が、当社の収支・財務に及ぼす影響はあまりに大きく、加えて、燃料価格等の先行きは極めて不透明な情勢にあるなど、電気事業の予見性が著しく低下しており、これら事業環境の悪化に対し、当社の企業努力だけでは如何ともし難い状況となっております。

こうしたなかで算定した今回の料金原価は、前述いたしました、伊方発電所3号機の安定・高稼働や、西条発電所1号機のリプレースによる需給関連費の抑制効果に加え、年平均約80億円の追加的な効率化努力を織り込んでも、年平均6,040億円となり、これを前提に算定した、特定小売料金の料金原価は、年平均で769億円、販売電力量1キロワット時あたり35円42銭となる見込みです。

これに対し、現行料金を継続する場合の特定小売料金収入は、年平均600億円、販売電力量1キロワット時あたり27円65銭にとどまる見込みであり、規制部門においては、年平均169億円、販売電力量1キロワット時あたり7円77銭の収入不足が発生するものと想定されます。

この収入不足額は、前述のとおり、2022年7月～9月の燃料価格諸元に基づいて算定しておりますが、電気料金に反映されない燃料費調整額の上限超過部分を主な要因とするものであり、今後、燃料価格の高騰や円安が一段と進行した場合には、この収入不足額が、さらに拡大するものと見込まれます。

このまま、現行の特定小売料金で電力供給を続ける場合、火力発電に要する燃料費相当が電気料金に反映されない状態が続くこととなり、その結果、当社の事業運営に深刻な影響を及ぼし、ひいては、電力安定供給の継続に支障をきたすことが懸念されます。

こうした極めて厳しい状況を踏まえ、当社は、経営の正常化に向けてあらゆる選択肢を検討し、実施してまいりましたが、それだけでは現在の危機的状況を脱することは難しいと判断し、このたび、苦渋の決断として、特定小売料金について、2023年4月1日から平均28.08%の値上げをお願いせざるを得ないと判断いたしました。

現下の厳しい経済情勢において、お客さまに多大なご負担をお願いすることは大変心苦しく存じますが、以上のとおり、やむを得ず特定小売料金の値上げを申請する

次第です。

当社としては、お客さまのご負担を少しでも軽減できるよう、全社を挙げて、なお一層の合理化・効率化に取り組む所存です。何卒、ご理解を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

II お客さまのご理解をいただくための取り組み

当社では、値上げ申請の内容や経営効率化の取り組みなどについてホームページ上でお知らせするほか、対象となるお客さまに個別にダイレクトメールをお届けするとともに、専用ダイヤルを設け、お問い合わせに対して丁寧にお答えしてまいります。

また、当社ホームページに値上げ申請の内容などをお知らせする特設ページを開設し、お客さまご自身で影響額を試算していただけるシミュレーションツールなどを掲載するとともに、お客さまからのご意見やご質問に対しては、特設受付センター（専用ダイヤル）を設け、丁寧な対応に努めてまいります。

以上、特定小売料金の値上げ理由と、お客さまのご理解をいただくための取り組みなどについて、ご説明いたしました。

事情ご賢察のうえ、ご認可いただきますようお願いいたします。

2 特定小売供給約款の変更の内容 および新旧料金率比較表

特定小売供給約款の変更の内容

特定小売供給約款の変更の概要は、次のとおりであります。

- 1 一般送配電事業の分社化にともなう託送供給に係る供給条件の明確化に必要となる変更
- 2 「強靱かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律」の施行にともない必要となる変更
- 3 需給契約の単位における複数需要場所1引込の取扱いの明確化
- 4 需給契約の契約期間を年度単位に統一
- 5 料金その他の支払方法の見直し
- 6 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価および燃料費調整単価のお知らせ方法の見直し
- 7 その他の今日の見直し

現行（令和元年10月1日実施）	変更後（2023年4月1日実施）
<p data-bbox="344 443 904 512">特定小売供給約款</p> <p data-bbox="423 600 824 632">令和元年10月1日 実施</p> <p data-bbox="465 1114 786 1150">四国電力株式会社</p>	<p data-bbox="1330 443 1890 512">特定小売供給約款</p> <p data-bbox="1424 600 1787 632">2023年4月1日 実施</p> <p data-bbox="1444 1114 1765 1150">四国電力株式会社</p>

現行（令和元年10月1日実施） 特定小売供給約款	変更後（2023年4月1日実施） 特定小売供給約款
目次	目次
I 総 則	I 総 則
1 適用	1 適用
2 供給約款の 届出 および変更	2 供給約款の 届出 および変更
3 定義	3 定義
4 単位および端数処理	4 単位および端数処理
5 実施細目	5 実施細目
II 契約の申込み	II 契約の申込み
6 需給契約の申込み	6 需給契約の申込み
7 需給契約の成立および契約期間	7 需給契約の成立および契約期間
8 需要場所	8 需要場所
9 需給契約の単位	9 需給契約の単位
10 供給の開始	10 供給の開始
11 供給の単位	11 供給の単位
12 承諾の限界	12 承諾の限界
13 需給契約書の作成	13 需給契約書の作成
III 契約種別および料金	III 契約種別および料金
14 契約種別	14 契約種別
15 定額電灯	15 定額電灯
16 従量電灯	16 従量電灯
17 臨時電灯	17 臨時電灯
18 公衆街路灯	18 公衆街路灯
19 低圧電力	19 低圧電力
20 臨時電力	20 臨時電力
21 農事用電力	21 農事用電力
IV 料金の算定および支払い	IV 料金の算定および支払い
22 料金の適用開始の時期	22 料金の適用開始の時期
23 検針日	23 検針日
24 料金の算定期間	24 料金の算定期間
25 使用電力量の 計量	25 使用電力量の 計量
26 料金の算定	26 料金の算定
27 日割計算	27 日割計算

現行（令和元年10月1日実施）		変更後（2023年4月1日実施）	
28	料金の支払義務および支払期日	34	34
29	料金その他の支払方法	36	<u>35</u>
30	延滞利息	37	37
31	保証金	38	38
V	使用および供給	40	40
32	適正契約の保持	40	40
33	力率の保持	40	40
34	需要場所への立入りによる業務の実施	40	40
35	電気の使用にともなうお客さまの協力	41	41
36	供給の停止	42	<u>41</u>
37	供給停止の解除	43	<u>42</u>
38	供給停止期間中の料金	43	43
39	違約金	43	43
40	供給の中止または使用の制限もしくは中止	44	<u>43</u>
41	制限または中止の料金割引	44	44
42	損害賠償の免責	45	45
43	設備の賠償	46	<u>45</u>
VI	契約の変更および終了	47	46
44	需給契約の変更	47	46
45	名義の変更	47	46
46	需給契約の廃止	47	46
47	需給開始後の需給契約の廃止または変更にとまなう 料金および工事費の精算	48	47
48	解約等	50	49
49	需給契約消滅後の債権債務関係	50	49
VII	供給方法および工事	51	50
50	需給地点および施設	51	50
51	架空引込線	52	
52	地中引込線	53	
53	接続引込線等	54	
54	中高層集合住宅等への供給方法	55	
55	引込線の接続	55	
56	計量器等の取付け	55	
57	専用供給設備	56	

現行（令和元年10月1日実施）	変更後（2023年4月1日実施）
VIII 工事費の負担 58	
58 一般供給設備の工事費負担金 58	
59 特別供給設備の工事費負担金 60	
60 供給設備を変更する場合の工事費負担金 61	
61 特別供給設備等の工事費の算定 61	
62 工事費負担金の申受けおよび精算 63	<u>51</u> 工事費負担金等の申受けおよび精算..... <u>50</u>
63 臨時工事費 64	
64 需給開始に至らないで需給契約を廃止または 変更される場合の費用の申受け 65	
IX 保 安 66	<u>VIII</u> 保 安..... <u>51</u>
65 保安の責任 66	<u>52</u> 保安の責任..... <u>51</u>
66 調 査 66	<u>53</u> 調 査..... <u>51</u>
67 調査等の委託 66	
68 調査に対するお客さまの協力 67	<u>54</u> 調査に対するお客さまの協力..... <u>51</u>
69 保安に対するお客さまの協力 67	<u>55</u> 保安に対するお客さまの協力..... <u>51</u>
70 検査または工事の受託 67	
71 自家用電気工作物 68	<u>56</u> 自家用電気工作物..... <u>52</u>
附 則..... <u>69</u>	附 則..... <u>53</u>
別 表..... <u>82</u>	別 表..... <u>58</u>

現行（令和元年10月1日実施）	変更後（2023年4月1日実施）
<p style="text-align: center;">I 総 則</p> <p>1 適 用</p> <p>(1) 当社が、特定需要に応じて電気を供給するときの電気料金その他の供給条件は、この特定小売供給約款（以下「この供給約款」といいます。）によります。</p> <p>(2) この供給約款は、当社の供給区域である次の地域に適用いたします。 徳島県、高知県、香川県（一部を除きます。）、愛媛県（一部を除きます。）</p>	<p style="text-align: center;">I 総 則</p> <p>1 適 用</p> <p>(1) 当社が、特定需要に応じて<u>一般送配電事業者または配電事業者（以下「一般送配電事業者等」といいます。）</u>が維持および運用する供給設備を介して電気を供給するときの電気料金その他の供給条件は、この特定小売供給約款（以下「この供給約款」といいます。）によります。</p> <p>(2) この供給約款は、当社の供給区域である次の地域に適用いたします。 徳島県、高知県、香川県（一部を除きます。）、愛媛県（一部を除きます。）</p>
<p>2 供給約款の届出および変更</p> <p>(1) この供給約款は、電気事業法附則第16条第3項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧電気事業法第19条第4項の規定にもとづき、経済産業大臣に届け出たものです。</p> <p>(2) 当社は、経済産業大臣の認可を受け、または経済産業大臣に届け出て、この供給約款を変更することがあります。この場合には、電気料金その他の供給条件は、変更後の特定小売供給約款によります。</p>	<p>2 供給約款の認可および変更</p> <p>(1) この供給約款は、電気事業法附則第18条第1項の規定にもとづき、経済産業大臣の認可を受けたものです。</p> <p>(2) 当社は、経済産業大臣の認可を受け、または経済産業大臣に届け出て、この供給約款を変更することがあります。この場合には、電気料金その他の供給条件は、変更後の特定小売供給約款によります。</p>
<p>3 定 義</p> <p>次の言葉は、この供給約款においてそれぞれ次の意味で使用いたします。</p> <p>(1) 低 圧 標準電圧100ボルトまたは200ボルトをいいます。</p> <p>(2) 高 圧 標準電圧6,000ボルトをいいます。</p> <p>(3) 電 灯 白熱電球、けい光灯、ネオン管灯、水銀灯等の照明用電気機器（付属装置を含みます。）をいいます。</p> <p>(4) 小 型 機 器 主として住宅、店舗、事務所等において単相で使用される、電灯以外の低圧の電気機器をいいます。ただし、急激な電圧の変動等により他のお客さまの電灯の使用を妨害し、または妨害するおそれがあり、電灯と併用できないものは除きます。</p> <p>(5) 動 力 電灯および小型機器以外の電気機器をいいます。</p> <p>(6) 契約負荷設備 契約上使用できる負荷設備をいいます。</p> <p>(7) 契約主開閉器 契約上設定されるしゃ断器であって、定格電流を上回る電流に対して電路をしゃ断し、お客さまにおいて使用する最大電流を制限するものをいいます。</p>	<p>3 定 義</p> <p>次の言葉は、この供給約款においてそれぞれ次の意味で使用いたします。</p> <p>(1) 低 圧 標準電圧100ボルトまたは200ボルトをいいます。</p> <p>(2) 電 灯 白熱電球、けい光灯、ネオン管灯、水銀灯等の照明用電気機器（付属装置を含みます。）をいいます。</p> <p>(3) 小 型 機 器 主として住宅、店舗、事務所等において単相で使用される、電灯以外の低圧の電気機器をいいます。ただし、急激な電圧の変動等により他のお客さまの電灯の使用を妨害し、または妨害するおそれがあり、電灯と併用できないものは除きます。</p> <p>(4) 動 力 電灯および小型機器以外の電気機器をいいます。</p> <p>(5) 契約負荷設備 契約上使用できる負荷設備をいいます。</p> <p>(6) 契約主開閉器 契約上設定されるしゃ断器であって、定格電流を上回る電流に対して電路をしゃ断し、お客さまにおいて使用する最大電流を制限するものをいいます。</p>

現行（令和元年10月1日実施）	変更後（2023年4月1日実施）
<p>(8) 契約容量 契約上使用できる最大容量（キロボルトアンペア）をいいます。</p> <p>(9) 契約電力 契約上使用できる最大電力（キロワット）をいいます。</p> <p>(10) 夏 季 毎年7月1日から9月30日までの期間をいいます。</p> <p>(11) その他季 毎年10月1日から翌年の6月30日までの期間をいいます。</p> <p>(12) 貿易統計 関税法にもとづき公表される統計をいいます。</p> <p>(13) 平均燃料価格算定期間 貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき平均燃料価格を算定する場合の期間とし、毎年1月1日から3月31日までの期間、2月1日から4月30日までの期間、3月1日から5月31日までの期間、4月1日から6月30日までの期間、5月1日から7月31日までの期間、6月1日から8月31日までの期間、7月1日から9月30日までの期間、8月1日から10月31日までの期間、9月1日から11月30日までの期間、10月1日から12月31日までの期間、11月1日から翌年の1月31日までの期間または12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年がうるう年となる場合は、翌年の2月29日までの期間といたします。）をいいます。</p> <p>(14) 再生可能エネルギー発電促進賦課金 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第36条第1項に定める賦課金をいいます。</p>	<p>(7) 契約容量 契約上使用できる最大容量（キロボルトアンペア）をいいます。</p> <p>(8) 契約電力 契約上使用できる最大電力（キロワット）をいいます。</p> <p>(9) 夏 季 毎年7月1日から9月30日までの期間をいいます。</p> <p>(10) その他季 毎年10月1日から翌年の6月30日までの期間をいいます。</p> <p>(11) 貿易統計 関税法にもとづき公表される統計をいいます。</p> <p>(12) 平均燃料価格算定期間 貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき平均燃料価格を算定する場合の期間とし、毎年1月1日から3月31日までの期間、2月1日から4月30日までの期間、3月1日から5月31日までの期間、4月1日から6月30日までの期間、5月1日から7月31日までの期間、6月1日から8月31日までの期間、7月1日から9月30日までの期間、8月1日から10月31日までの期間、9月1日から11月30日までの期間、10月1日から12月31日までの期間、11月1日から翌年の1月31日までの期間または12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年がうるう年となる場合は、翌年の2月29日までの期間といたします。）をいいます。</p> <p>(13) 再生可能エネルギー発電促進賦課金 <u>再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法</u>（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第36条第1項に定める賦課金をいいます。</p>
<p>4 単位および端数処理 この供給約款において料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は、次のとおりといたします。</p> <p>(1) 契約負荷設備の個々の容量の単位は、1ワットまたは1ボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。</p> <p>(2) 契約容量の単位は、1キロボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。</p> <p>(3) 契約電力の単位は、1キロワットとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。ただし、低圧電力、臨時電力または農事用電力については、19（低圧電力）(4)を適用した場合に算定された値が0.5キロワット以下となるときは、契約電力を0.5キロワットといたします。</p> <p>(4) 使用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。</p> <p>(5) 力率の単位は、1パーセントとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。</p> <p>(6) 料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨て</p>	<p>4 単位および端数処理 この供給約款において料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は、次のとおりといたします。</p> <p>(1) 契約負荷設備の個々の容量の単位は、1ワットまたは1ボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。</p> <p>(2) 契約容量の単位は、1キロボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。</p> <p>(3) 契約電力の単位は、1キロワットとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。ただし、低圧電力、臨時電力または農事用電力については、19（低圧電力）(4)を適用した場合に算定された値が0.5キロワット以下となるときは、契約電力を0.5キロワットといたします。</p> <p>(4) 使用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。<u>ただし、30分ごとの使用電力量の単位は、最小位までといたします。</u></p> <p>(5) 力率の単位は、1パーセントとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。</p> <p>(6) 料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨て</p>

現行（令和元年 10 月 1 日実施）	変更後（2023 年 4 月 1 日実施）
ます。	ます。
<p>5 実施細目 この供給約款の実施上必要な細目的事項は、この供給約款の趣旨に則り、そのつどお客さまと当社との協議によって定めます。</p>	<p>5 実施細目 この供給約款の実施上必要な細目的事項は、この供給約款の趣旨に則り、そのつどお客さまと当社との協議によって定めます。</p>
<p style="text-align: center;">II 契約の申込み</p> <p>6 需給契約の申込み</p> <p>(1) お客さまが新たに電気の需給契約を希望される場合は、あらかじめこの供給約款を承認のうえ、次の事項を明らかにして、当社所定の様式によって申込みをしていただきます。ただし、軽易な内容のものについては、口頭、電話等による申込みを受け付けることがあります。</p> <p>契約種別、供給電気方式、需給地点、需要場所、供給電圧、契約負荷設備、契約主開閉器、契約容量、契約電力、発電設備、業種、用途、使用開始希望日、使用期間および料金の支払方法</p> <p>(2) 契約負荷設備、契約容量および契約電力については、1年間を通じての最大の負荷を基準として、お客さまから申し出ていただきます。この場合、1年間を通じての最大の負荷を確認するため、必要に応じて使用開始希望日以降1年間の電気の使用計画を文書により申し出ていただきます。</p> <p>(3) 供給設備の工事を要する場合は、用地事情等により供給開始までに長期間を要することがあるため、原則として、あらかじめ当社の供給設備の状況等について照会していただき、申込みをしていただきます。</p> <p>(4) 電圧または周波数の変動等によって損害を受けるおそれがある場合は、無停電電源装置の設置等必要な措置を講じていただきます。また、お客さまが保安等のために必要とされる電気については、その容量を明らかにしていただき、保安用の発電設備の設置、蓄電池装置の設置等必要な措置を講じていただきます。</p>	<p style="text-align: center;">II 契約の申込み</p> <p>6 需給契約の申込み</p> <p>(1) お客さまが新たに電気の需給契約を希望される場合は、あらかじめこの供給約款を承認のうえ、次の事項を明らかにして、当社所定の様式によって申込みをしていただきます。ただし、軽易な内容のものについては、口頭、電話等による申込みを受け付けることがあります。</p> <p>契約種別、供給電気方式、需給地点（<u>電気の需給が行なわれる地点をいい、お客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者等〔以下「当該一般送配電事業者等」といいます。〕が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等〔以下「託送約款等」といいます。〕に定める供給地点といたします。</u>）、需要場所（<u>供給地点特定番号を含みます。</u>）、供給電圧、契約負荷設備、契約主開閉器、契約容量、契約電力、発電設備、業種、用途、使用開始希望日、使用期間および料金の支払方法</p> <p>(2) <u>(1) により需給契約の申込みをされる場合は、お客さまは、あらかじめ次の事項を承諾するものといたします。</u></p> <p><u>イ 託送約款等における需要者に関する事項を遵守すること。</u></p> <p><u>ロ 当社が、需給契約の締結に必要な事項のうち、当該一般送配電事業者等が接続供給のために必要とする事項について、当該一般送配電事業者等に提供すること。</u></p> <p><u>ハ 当該一般送配電事業者等が、接続供給の実施に必要なお客さまの情報を、当社に提供すること。</u></p> <p>(3) 契約負荷設備、契約容量および契約電力については、1年間を通じての最大の負荷を基準として、お客さまから申し出ていただきます。この場合、1年間を通じての最大の負荷を確認するため、必要に応じて使用開始希望日以降1年間の電気の使用計画を文書により申し出ていただきます。</p> <p>(4) 供給設備の工事を要する場合は、用地事情等により供給開始までに長期間を要することがあるため、原則として、あらかじめ当該一般送配電事業者等へ供給設備の状況等について照会していただき、申込みをしていただきます。</p> <p>(5) 電圧または周波数の変動等によって損害を受けるおそれがある場合は、無停電電源装置の設置等必要な措置を講じていただきます。また、お客さまが保安等のために必要とされる電気については、その容量を明らかにしていただき、保安用の発電設備の設置、蓄電池装置の設置等必要な措置を講じていただきます。</p>

現行（令和元年 10 月 1 日実施）	変更後（2023 年 4 月 1 日実施）
<p>7 需給契約の成立および契約期間</p> <p>(1) 需給契約は、お客さまの需給契約の申込みを当社が承諾したときに成立いたします。</p> <p>(2) 契約期間は、次によります。</p> <p>イ 契約期間は、臨時電灯および臨時電力の場合を除き、需給契約が成立した日から、料金適用開始の日以降1年日の日までといたします。</p> <p>ロ 契約期間満了に先だって需給契約の消滅または変更がない場合は、需給契約は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。</p> <p>ハ 臨時電灯および臨時電力の契約期間は、需給契約が成立した日から、あらかじめ定めた契約使用期間（契約上電気を使用できる期間をいいます。）の満了の日までといたします。</p>	<p>7 需給契約の成立および契約期間</p> <p>(1) 需給契約は、お客さまの需給契約の申込みを当社が承諾したときに成立いたします。</p> <p>(2) 契約期間は、次によります。</p> <p>イ 契約期間は、臨時電灯および臨時電力の場合を除き、需給契約が成立した日から、<u>料金適用開始の日が属する年度（4月1日から翌年の3月31日までの期間をいいます。）の末日</u>までといたします。</p> <p>ロ 契約期間満了に先だって需給契約の消滅または変更がない場合は、需給契約は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。</p> <p>ハ 臨時電灯および臨時電力の契約期間は、需給契約が成立した日から、あらかじめ定めた契約使用期間（契約上電気を使用できる期間をいいます。）の満了の日までといたします。</p> <p><u>ニ お客さまの需要場所が、電気事業法第20条の2第1項に定める指定区域として指定される場合の契約期間の終期は、イ、ロおよびハにかかわらず、当該指定区域に対し電気事業法第2条第1項第8号ロに定める離島等供給が開始される日の前日といたします。</u></p>
<p>8 需要場所</p> <p>(1) 当社は、原則として、1構内をなすものは1構内を1需要場所とし、これによりがたい場合には、(2)および(3)によります。</p> <p>なお、1構内をなすものとは、さく、へい等によって区切られ公衆が自由に入出入りできない区域であって、原則として区域内の各建物が同一会計主体に属するものをいいます。</p> <p>(2) 当社は、1建物をなすものは1建物を1需要場所とし、これによりがたい場合には、(3)によります。</p> <p>なお、1建物をなすものとは、独立した1建物をいいます。ただし、複数の建物であっても、それぞれが地上または地下において連結され、かつ、各建物の所有者および使用者が同一のとき等建物としての一体性を有していると認められる場合は、1建物をなすものとみなします。また、看板灯、庭園灯、門灯等建物に付属した屋外電灯は、建物と同一の需要場所といたします。</p> <p>(3) 構内または建物の特殊な場合には、次によります。</p> <p>イ 居住用の建物の場合</p> <p>1建物に会計主体の異なる部分がある場合で、次のいずれにも該当するときは、各部分をそれぞれ1需要場所とすることができます。この場合には、共用する部分を原則として1需要場所といたします。</p> <p>(イ) 各部分の間が固定的な隔壁または扉で明確に区分されていること。</p> <p>(ロ) 各部分の屋内配線設備が相互に分離して施設されていること。</p> <p>(ハ) 各部分が世帯単位の居住に必要な機能を有すること。</p> <p>ロ 居住用以外の建物の場合</p> <p>1建物に会計主体の異なる部分があり、かつ、各部分の間が固定的な隔壁で明確に区分されている場合で、次のいずれかに該当するときは、各部分をそれぞれ</p>	<p>8 需要場所</p> <p><u>需要場所は、託送約款等に定めるところによるものといたします。</u></p>

現行（令和元年10月1日実施）	変更後（2023年4月1日実施）
<p>1 需要場所とすることができます。 なお、(ロ)の場合には、共用する部分を原則として1 需要場所といたします。 (イ) 各部分の間に共用する部分がないこと。 (ロ) 各部分の所有者が異なること。 ハ 居住用部分と居住用以外の部分からなる建物の場合 1 建物に居住用部分と居住用以外の部分がある場合は、ロに準ずるものいたします。ただし、アパートと店舗からなる建物等居住用部分と居住用以外の部分の間が固定的な隔壁で明確に区分されている建物の場合は、居住用部分に限りイに準ずるものいたします。 ニ その他 構内に属さず、かつ、建物から独立して施設される街路灯等の場合は、施設場所を1 需要場所とすることができます。</p>	
<p>9 需給契約の単位 当社は、次の場合を除き、1 需要場所について1 契約種別を適用して、1 需給契約を結びます。 (1) 1 需要場所において、次の2 以上の契約種別を契約する場合または次の契約種別とこれ以外の1 契約種別（(2)の場合は、2 契約種別といたします。）とをあわせて契約する場合 臨時電灯のうちの1 契約種別、臨時電力、農事用電力 (2) 電灯または小型機器と動力とをあわせて使用する需要で、定額電灯と低圧電力、または従量電灯のうちの1 契約種別と低圧電力とをあわせて契約する場合</p>	<p>9 需給契約の単位 当社は、次の場合を除き、1 需要場所について1 契約種別を適用して、1 需給契約を結びます。 (1) 1 需要場所において、次の2 以上の契約種別を契約する場合または次の契約種別とこれ以外の1 契約種別（(2)の場合は、2 契約種別といたします。）とをあわせて契約する場合 臨時電灯のうちの1 契約種別、臨時電力、農事用電力 (2) 電灯または小型機器と動力とをあわせて使用する需要で、定額電灯と低圧電力、または従量電灯のうちの1 契約種別と低圧電力とをあわせて契約する場合 <u>(3) 災害による被害を防ぐための措置、温室効果ガス等の排出の抑制等のための措置、または電気工作物の設置および運用の合理化のための措置その他の電気の利用者の利益に資する措置にともしない、お客さまからの申出がある場合で、当該一般送配電事業者等が技術上、保安上適当と認めたとき。</u></p>
<p>10 供給の開始 (1) 当社は、お客さまの需給契約の申込みを承諾したときには、お客さまと協議のうえ需給開始日を定め、供給準備その他必要な手続きを経たのち、すみやかに電気を供給いたします。 (2) 当社は、天候、用地交渉、停電交渉等の事情によるやむをえない理由によっては、あらかじめ定めた需給開始日に電気を供給できないことが明らかになった場合には、その理由をお知らせし、あらためてお客さまと協議のうえ、需給開始日を定めて電気を供給いたします。</p>	<p>10 供給の開始 (1) 当社は、お客さまの需給契約の申込みを承諾したときには、お客さまと協議のうえ需給開始日を定め、供給準備その他必要な手続きを経たのち、すみやかに電気を供給いたします。 (2) 当社は、天候、用地交渉、停電交渉等の事情によるやむをえない理由によっては、あらかじめ定めた需給開始日に電気を供給できないことが明らかになった場合には、その理由をお知らせし、あらためてお客さま <u>および当該一般送配電事業者等</u> と協議のうえ、需給開始日を定めて電気を供給いたします。</p>
<p>11 供給の単位 当社は、次の場合を除き、1 需給契約につき、1 供給電気方式、1 引込みおよび1 計量をもって電気を供給いたします。 (1) 共同引込線（2 以上の需給契約に対して1 引込みにより電気を供給するための引</p>	<p>11 供給の単位 当社は、<u>託送約款等に定めるところにより、原則として</u>、1 需給契約につき、1 供給電気方式、1 引込みおよび1 計量をもって電気を供給いたします。</p>

現行（令和元年10月1日実施）	変更後（2023年4月1日実施）																																								
<p>込線をいいます。）による引込みで電気を供給する場合 (2) その他技術上、経済上やむをえない場合</p>																																									
<p>12 承諾の限界 当社は、法令、電気の需給状況、供給設備の状況、料金の支払状況（既に消滅しているものを含む他の需給契約の料金を支払期日を経過してなお支払われない場合を含みます。）その他によってやむをえない場合には、需給契約の申込みの全部または一部をお断りすることがあります。この場合は、その理由をお知らせいたします。</p>	<p>12 承諾の限界 当社は、法令、電気の需給状況、<u>当該一般送配電事業者等</u>の供給設備の状況、料金の支払状況（既に消滅しているものを含む他の需給契約の料金を支払期日を経過してなお支払われない場合を含みます。）その他によってやむをえない場合には、需給契約の申込みの全部または一部をお断りすることがあります。この場合は、その理由をお知らせいたします。</p>																																								
<p>13 需給契約書の作成 特別の事情がある場合で、お客さまが希望されるときまたは当社が必要とするときは、電気の需給に関する必要な事項について、需給契約書を作成いたします。</p>	<p>13 需給契約書の作成 特別の事情がある場合で、お客さまが希望されるときまたは当社が必要とするときは、電気の需給に関する必要な事項について、需給契約書を作成いたします。</p>																																								
<p style="text-align: center;">Ⅲ 契約種別および料金</p> <p>14 契約種別 契約種別は、次のとおりといたします。</p> <table border="1" data-bbox="199 852 848 1453"> <thead> <tr> <th>需要区分</th> <th colspan="2">契約種別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="9">電灯需要</td> <td colspan="2">定額電灯</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">従量電灯</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td>B</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">臨時電灯</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td>B</td> </tr> <tr> <td>C</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">公衆街路灯</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td>B</td> </tr> <tr> <td>C</td> </tr> <tr> <td>電力需要</td> <td colspan="2">低圧電力</td> </tr> </tbody> </table>	需要区分	契約種別		電灯需要	定額電灯		従量電灯	A	B	臨時電灯	A	B	C	公衆街路灯	A	B	C	電力需要	低圧電力		<p style="text-align: center;">Ⅲ 契約種別および料金</p> <p>14 契約種別 契約種別は、次のとおりといたします。</p> <table border="1" data-bbox="1178 852 1827 1453"> <thead> <tr> <th>需要区分</th> <th colspan="2">契約種別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="9">電灯需要</td> <td colspan="2">定額電灯</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">従量電灯</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td>B</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">臨時電灯</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td>B</td> </tr> <tr> <td>C</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">公衆街路灯</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td>B</td> </tr> <tr> <td>C</td> </tr> <tr> <td>電力需要</td> <td colspan="2">低圧電力</td> </tr> </tbody> </table>	需要区分	契約種別		電灯需要	定額電灯		従量電灯	A	B	臨時電灯	A	B	C	公衆街路灯	A	B	C	電力需要	低圧電力	
需要区分	契約種別																																								
電灯需要	定額電灯																																								
	従量電灯	A																																							
		B																																							
	臨時電灯	A																																							
		B																																							
		C																																							
	公衆街路灯	A																																							
		B																																							
		C																																							
電力需要	低圧電力																																								
需要区分	契約種別																																								
電灯需要	定額電灯																																								
	従量電灯	A																																							
		B																																							
	臨時電灯	A																																							
		B																																							
		C																																							
	公衆街路灯	A																																							
		B																																							
		C																																							
電力需要	低圧電力																																								

現行（令和元年10月1日実施）		変更後（2023年4月1日実施）																									
	臨時電力		臨時電力																								
	農事用電力		農事用電力																								
<p>15 定額電灯</p> <p>(1) 適用範囲</p> <p>電灯または小型機器を使用する需要で、その総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）が400ボルトアンペア以下であるものに適用いたします。</p> <p>(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数</p> <p>供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、お客さまに特別の事情がある場合には、交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることがあります。</p> <p>(3) 契約負荷設備</p> <p>契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。</p> <p>(4) 料金</p> <p>料金は、需要家料金、電灯料金、小型機器料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電灯料金または小型機器料金は、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 26,000円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 26,000円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。</p> <p>イ 需要家料金</p> <p>需要家料金は、1月につき次のとおりといたします。</p> <table border="1"> <tr> <td>1 契約につき</td> <td>71円50銭</td> </tr> </table> <p>ロ 電灯料金</p> <p>(イ) 電灯料金は、各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりといたします。</p> <table border="1"> <tr> <td>10ワットまでの1灯につき</td> <td>95円70銭</td> </tr> <tr> <td>10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき</td> <td>144円10銭</td> </tr> <tr> <td>20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき</td> <td>240円90銭</td> </tr> <tr> <td>40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき</td> <td>337円70銭</td> </tr> <tr> <td>60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき</td> <td>530円20銭</td> </tr> </table>		1 契約につき	71円50銭	10ワットまでの1灯につき	95円70銭	10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	144円10銭	20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	240円90銭	40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	337円70銭	60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	530円20銭	<p>15 定額電灯</p> <p>(1) 適用範囲</p> <p>電灯または小型機器を使用する需要で、その総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）が400ボルトアンペア以下であるものに適用いたします。</p> <p>(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数</p> <p>供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、お客さまに特別の事情がある と当該一般送配電事業者等が認めた場合には、交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることがあります。</p> <p>(3) 契約負荷設備</p> <p>契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。</p> <p>(4) 料金</p> <p>料金は、需要家料金、電灯料金、小型機器料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電灯料金または小型機器料金は、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が <u>80,300</u>円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が <u>80,300</u>円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。</p> <p>イ 需要家料金</p> <p>需要家料金は、1月につき次のとおりといたします。</p> <table border="1"> <tr> <td>1 契約につき</td> <td>71円50銭</td> </tr> </table> <p>ロ 電灯料金</p> <p>(イ) 電灯料金は、各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりといたします。</p> <table border="1"> <tr> <td>10ワットまでの1灯につき</td> <td>138円59銭</td> </tr> <tr> <td>10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき</td> <td>229円89銭</td> </tr> <tr> <td>20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき</td> <td>412円46銭</td> </tr> <tr> <td>40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき</td> <td>595円03銭</td> </tr> <tr> <td>60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき</td> <td>959円12銭</td> </tr> </table>		1 契約につき	71円50銭	10ワットまでの1灯につき	138円59銭	10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	229円89銭	20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	412円46銭	40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	595円03銭	60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	959円12銭
1 契約につき	71円50銭																										
10ワットまでの1灯につき	95円70銭																										
10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	144円10銭																										
20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	240円90銭																										
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	337円70銭																										
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	530円20銭																										
1 契約につき	71円50銭																										
10ワットまでの1灯につき	138円59銭																										
10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	229円89銭																										
20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	412円46銭																										
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	595円03銭																										
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	959円12銭																										

現行（令和元年 10 月 1 日実施）		変更後（2023 年 4 月 1 日実施）													
100ワットをこえる 1 灯につき50ワットまでごとに	265円10銭	100ワットをこえる 1 灯につき50ワットまでごとに	479円56銭												
<p>(㉓) ネオン管灯、けい光灯、水銀灯等は、管灯および付属装置を一括して容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）を算定し、その容量につき1ボルトアンペアを1ワットとみなして電灯料金を適用いたします。</p> <p>(㉔) 多灯式けい光灯等は、その合計によって容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）を算定し、その容量につき1ボルトアンペアを1ワットとみなして電灯料金を適用いたします。</p> <p>ハ 小型機器料金 小型機器料金は、各契約負荷設備ごとにその容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）に応じ1月につき次のとおりといたします。</p> <table border="1"> <tr> <td>50ボルトアンペアまでの1機器につき</td> <td>248円60銭</td> </tr> <tr> <td>50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき</td> <td>387円20銭</td> </tr> <tr> <td>100ボルトアンペアをこえる1機器につき50ボルトアンペアまでごとに</td> <td>193円60銭</td> </tr> </table> <p>(5) その他 <u>当社</u>は、必要に応じて電流制限器を取り付けます。</p> <p>16 従量電灯 (1) 従量電灯 A イ 適用範囲 電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。</p> <p>(イ) 使用する最大容量（以下「最大需要容量」といいます。）が6キロボルトアンペア未満であること。</p> <p>(㉓) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、最大需要容量と契約電力との合計（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること。</p> <p>(㉔) 定額電灯を適用できないこと。 ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、<u>当社</u>の供給設備の状況等から<u>当社</u>が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(イ)および(㉔)に該当し、かつ、(㉓)の最大需要容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、<u>当社</u>は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。</p> <p>ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数</p>		50ボルトアンペアまでの1機器につき	248円60銭	50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	387円20銭	100ボルトアンペアをこえる1機器につき50ボルトアンペアまでごとに	193円60銭	<p>(㉓) ネオン管灯、けい光灯、水銀灯等は、管灯および付属装置を一括して容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）を算定し、その容量につき1ボルトアンペアを1ワットとみなして電灯料金を適用いたします。</p> <p>(㉔) 多灯式けい光灯等は、その合計によって容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）を算定し、その容量につき1ボルトアンペアを1ワットとみなして電灯料金を適用いたします。</p> <p>ハ 小型機器料金 小型機器料金は、各契約負荷設備ごとにその容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）に応じ1月につき次のとおりといたします。</p> <table border="1"> <tr> <td>50ボルトアンペアまでの1機器につき</td> <td>376円70銭</td> </tr> <tr> <td>50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき</td> <td>643円40銭</td> </tr> <tr> <td>100ボルトアンペアをこえる1機器につき50ボルトアンペアまでごとに</td> <td>321円70銭</td> </tr> </table> <p>(5) その他 <u>当該一般送配電事業者等</u>は、必要に応じて電流制限器を取り付けます。</p> <p>16 従量電灯 (1) 従量電灯 A イ 適用範囲 電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。</p> <p>(イ) 使用する最大容量（以下「最大需要容量」といいます。）が6キロボルトアンペア未満であること。</p> <p>(㉓) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、最大需要容量と契約電力との合計（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること。</p> <p>(㉔) 定額電灯を適用できないこと。 ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、<u>当該一般送配電事業者等</u>の供給設備の状況等から<u>当該一般送配電事業者等</u>が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(イ)および(㉔)に該当し、かつ、(㉓)の最大需要容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、<u>当該一般送配電事業者等</u>は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。</p> <p>ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数</p>		50ボルトアンペアまでの1機器につき	376円70銭	50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	643円40銭	100ボルトアンペアをこえる1機器につき50ボルトアンペアまでごとに	321円70銭
50ボルトアンペアまでの1機器につき	248円60銭														
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	387円20銭														
100ボルトアンペアをこえる1機器につき50ボルトアンペアまでごとに	193円60銭														
50ボルトアンペアまでの1機器につき	376円70銭														
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	643円40銭														
100ボルトアンペアをこえる1機器につき50ボルトアンペアまでごとに	321円70銭														

現行（令和元年10月1日実施）

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

ハ 最大需要容量

最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であることの決定は、負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって行ないます。

ニ 料 金

料金は、その1月の使用電力量にもとづき次によって算定された金額および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が~~26,000~~円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が~~26,000~~円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものいたします。

最低料金	1契約につき最初の11キロワット時まで	411円40銭
電力量料金	11キロワット時をこえ120キロワット時までの1キロワット時につき	20円37銭
	120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	26円99銭
	300キロワット時をこえる1キロワット時につき	30円50銭

ホ そ の 他

当社は、最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であることを判別するための装置を取り付けることがあります。

(2) 従量電灯B

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

- (イ) 契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として50キロボルトアンペア未満であること。
- (ロ) 1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること。

ただし、1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、(イ)に該当し、かつ、(ロ)の契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当社は、お客さまの土地または建物に変

変更後（2023年4月1日実施）

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえないと当該一般送配電事業者等が認めた場合には、交流単相2線式標準電圧200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

ハ 最大需要容量

最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であることの決定は、負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって行ないます。

ニ 料 金

料金は、その1月の使用電力量にもとづき次によって算定された金額および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が~~80,300~~円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が~~80,300~~円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものいたします。

最低料金	1契約につき最初の11キロワット時まで	532円68銭
電力量料金	11キロワット時をこえ120キロワット時までの1キロワット時につき	31円40銭
	120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	38円02銭
	300キロワット時をこえる1キロワット時につき	41円53銭

ホ そ の 他

当社は、最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であることを判別するための装置を取り付けることがあります。

(2) 従量電灯B

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

- (イ) 契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として50キロボルトアンペア未満であること。
- (ロ) 1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること。

ただし、1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者等の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者等が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、(イ)に該当し、かつ、(ロ)の契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場

現行（令和元年 10 月 1 日実施）

圧器等の供給設備を施設することがあります。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 3 線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上または当社の供給設備の都合でやむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

ハ 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

ニ 契約容量

(イ) 契約容量は、契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表 4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）に次の係数を乗じてえた値といたします。ただし、差込口の数と電気機器の数が異なる場合等特別の事情がある場合は、別表 3（契約負荷設備の総容量の算定）によって総容量を定めます。

最初の 6 キロボルトアンペアにつき	95パーセント
次の14キロボルトアンペアにつき	85パーセント
次の30キロボルトアンペアにつき	75パーセント
50キロボルトアンペアをこえる部分につき	65パーセント

(ロ) お客さまが契約主開閉器により契約容量を定めることを希望される場合には、契約容量は、(イ)にかかわらず、契約主開閉器の定格電流にもとづき、別表 7（契約容量および契約電力の算定方法）により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

なお、当社は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

ホ 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が ~~26,000~~円を下回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が ~~26,000~~円を上回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(イ) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	374円00銭
---------------------	---------

変更後（2023 年 4 月 1 日実施）

合、当該一般送配電事業者等は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 3 線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上または供給設備の都合でやむをえないと当該一般送配電事業者等が認めた場合には、交流単相 2 線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

ハ 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

ニ 契約容量

(イ) 契約容量は、契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表 4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）に次の係数を乗じてえた値といたします。ただし、差込口の数と電気機器の数が異なる場合等特別の事情がある場合は、別表 3（契約負荷設備の総容量の算定）によって総容量を定めます。

最初の 6 キロボルトアンペアにつき	95パーセント
次の14キロボルトアンペアにつき	85パーセント
次の30キロボルトアンペアにつき	75パーセント
50キロボルトアンペアをこえる部分につき	65パーセント

(ロ) お客さまが契約主開閉器により契約容量を定めることを希望される場合には、契約容量は、(イ)にかかわらず、契約主開閉器の定格電流にもとづき、別表 6（契約容量および契約電力の算定方法）により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

なお、当社または当該一般送配電事業者等は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

ホ 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 80,300円を下回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 80,300円を上回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(イ) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	374円00銭
---------------------	---------

現行（令和元年10月1日実施）	変更後（2023年4月1日実施）												
<p>(ロ) 電力量料金 電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。</p> <table border="1" data-bbox="203 213 976 411"> <tr> <td>最初の120キロワット時までの1キロワット時につき</td> <td>16円97銭</td> </tr> <tr> <td>120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき</td> <td>22円50銭</td> </tr> <tr> <td>300キロワット時をこえる1キロワット時につき</td> <td>25円42銭</td> </tr> </table>	最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	16円97銭	120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	22円50銭	300キロワット時をこえる1キロワット時につき	25円42銭	<p>(ロ) 電力量料金 電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。</p> <table border="1" data-bbox="1182 213 1955 411"> <tr> <td>最初の120キロワット時までの1キロワット時につき</td> <td>28円00銭</td> </tr> <tr> <td>120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき</td> <td>33円53銭</td> </tr> <tr> <td>300キロワット時をこえる1キロワット時につき</td> <td>36円45銭</td> </tr> </table>	最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	28円00銭	120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	33円53銭	300キロワット時をこえる1キロワット時につき	36円45銭
最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	16円97銭												
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	22円50銭												
300キロワット時をこえる1キロワット時につき	25円42銭												
最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	28円00銭												
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	33円53銭												
300キロワット時をこえる1キロワット時につき	36円45銭												
<p>17 臨時電灯 (1) 臨時電灯A イ 適用範囲 電灯または小型機器を使用し、契約使用期間が1年未満の需要で、その総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）が3キロボルトアンペア以下であるものに適用いたします。ただし、毎年、一定期間を限り、反復使用する需要には適用いたしません。</p> <p>ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数 供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。</p> <p>ハ 料金 料金は、契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）によって1日につき次によって算定された金額および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 26,000円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 26,000円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。</p> <table border="1" data-bbox="203 1225 976 1415"> <tr> <td>総容量が50ボルトアンペアまでの場合</td> <td>7円70銭</td> </tr> <tr> <td>総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合</td> <td>15円40銭</td> </tr> <tr> <td>総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに</td> <td>15円40銭</td> </tr> </table>	総容量が50ボルトアンペアまでの場合	7円70銭	総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	15円40銭	総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	15円40銭	<p>17 臨時電灯 (1) 臨時電灯A イ 適用範囲 電灯または小型機器を使用し、契約使用期間が1年未満の需要で、その総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）が3キロボルトアンペア以下であるものに適用いたします。ただし、毎年、一定期間を限り、反復使用する需要には適用いたしません。</p> <p>ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数 供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえないと当該一般送配電事業者等が認めた場合には、交流単相2線式標準電圧200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。</p> <p>ハ 料金 料金は、契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）によって1日につき次によって算定された金額および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が <u>80,300</u>円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が <u>80,300</u>円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。</p> <table border="1" data-bbox="1182 1225 1955 1415"> <tr> <td>総容量が50ボルトアンペアまでの場合</td> <td>11円15銭</td> </tr> <tr> <td>総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合</td> <td>22円31銭</td> </tr> <tr> <td>総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに</td> <td>22円31銭</td> </tr> </table>	総容量が50ボルトアンペアまでの場合	11円15銭	総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	22円31銭	総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	22円31銭
総容量が50ボルトアンペアまでの場合	7円70銭												
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	15円40銭												
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	15円40銭												
総容量が50ボルトアンペアまでの場合	11円15銭												
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	22円31銭												
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	22円31銭												

現行（令和元年10月1日実施）

総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	154円00銭
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	154円00銭

ニその他

- (イ) 当社は、原則として供給設備を常置いたしません。
- (ロ) 契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で、契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが1年未満となるときは、臨時電灯Aを適用いたします。
- (ハ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、定額電灯に準ずるものといたします。

(2) 臨時電灯B

イ適用範囲

電灯または小型機器を使用し、契約使用期間が1年未満の需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。ただし、毎年、一定期間を限り、反復使用する需要には適用いたしません。

- (イ) 最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であること。
- (ロ) 臨時電灯Aを適用できないこと。

ロ料金

料金は、その1月の使用電力量にもとづき次によって算定された金額および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が~~26,000~~円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が~~26,000~~円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

最低料金	1契約につき最初の11キロワット時まで	575円30銭
電力量料金	上記をこえる1キロワット時につき	33円55銭

ハその他

- (イ) 当社は、原則として供給設備を常置いたしません。
- (ロ) 契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で、契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが1年未満となるときは、臨時電灯Bを適用いたします。
- (ハ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、従量電灯Aに準ずるものといたします。

(3) 臨時電灯C

イ適用範囲

電灯または小型機器を使用し、契約使用期間が1年未満の需要で、契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として50キロボルトアンペア未満

変更後（2023年4月1日実施）

総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	223円08銭
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	223円08銭

ニその他

- (イ) 当該一般送配電事業者等は、原則として供給設備を常置いたしません。
- (ロ) 契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で、契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが1年未満となるときは、臨時電灯Aを適用いたします。
- (ハ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、定額電灯に準ずるものといたします。

(2) 臨時電灯B

イ適用範囲

電灯または小型機器を使用し、契約使用期間が1年未満の需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。ただし、毎年、一定期間を限り、反復使用する需要には適用いたしません。

- (イ) 最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であること。
- (ロ) 臨時電灯Aを適用できないこと。

ロ料金

料金は、その1月の使用電力量にもとづき次によって算定された金額および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が~~80,300~~円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が~~80,300~~円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

最低料金	1契約につき最初の11キロワット時まで	696円58銭
電力量料金	上記をこえる1キロワット時につき	44円58銭

ハその他

- (イ) 当該一般送配電事業者等は、原則として供給設備を常置いたしません。
- (ロ) 契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で、契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが1年未満となるときは、臨時電灯Bを適用いたします。
- (ハ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、従量電灯Aに準ずるものといたします。

(3) 臨時電灯C

イ適用範囲

電灯または小型機器を使用し、契約使用期間が1年未満の需要で、契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として50キロボルトアンペア未満

現行（令和元年10月1日実施）

であるものに適用いたします。ただし、毎年、一定期間を限り、反復使用する需要には適用いたしません。

ロ 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が ~~26,000~~円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が ~~26,000~~円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(イ) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約容量1キロボルトアンペアにつき	412円50銭
-------------------	---------

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

1キロワット時につき	27円96銭
------------	--------

ハ その他

- (イ) 当社は、原則として供給設備を常置いたしません。
- (ロ) 契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で、契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが1年未満となるときは、臨時電灯Cを適用いたします。
- (ハ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、従量電灯Bに準ずるものといたします。

18 公衆街路灯

(1) 公衆街路灯A

イ 適用範囲

公衆のために、一般道路、橋、公園等に照明用として設置された電灯または火災報知機灯、消火せん標識灯、交通信号灯、海空路標識灯その他これに準ずる電灯もしくは小型機器（以下「公衆街路灯」といいます。）を使用する需要で、その総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）が1キロボルトアンペア未満であるものに適用いたします。ただし、昼間にも継続して使用されるものについては、お客さまと当社との協議によって公衆街路灯Bを適用することがあります。

ロ 料 金

料金は、需要家料金、電灯料金、小型機器料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電灯料金または小型機器料金は、別表2（燃料費

変更後（2023年4月1日実施）

であるものに適用いたします。ただし、毎年、一定期間を限り、反復使用する需要には適用いたしません。

ロ 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 80,300円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 80,300円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(イ) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約容量1キロボルトアンペアにつき	412円50銭
-------------------	---------

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

1キロワット時につき	38円99銭
------------	--------

ハ その他

- (イ) 当該一般送配電事業者等は、原則として供給設備を常置いたしません。
- (ロ) 契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で、契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが1年未満となるときは、臨時電灯Cを適用いたします。
- (ハ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、従量電灯Bに準ずるものといたします。

18 公衆街路灯

(1) 公衆街路灯A

イ 適用範囲

公衆のために、一般道路、橋、公園等に照明用として設置された電灯または火災報知機灯、消火せん標識灯、交通信号灯、海空路標識灯その他これに準ずる電灯もしくは小型機器（以下「公衆街路灯」といいます。）を使用する需要で、その総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）が1キロボルトアンペア未満であるものに適用いたします。ただし、昼間にも継続して使用されるものについては、お客さまと当社との協議によって公衆街路灯Bを適用することがあります。

ロ 料 金

料金は、需要家料金、電灯料金、小型機器料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電灯料金または小型機器料金は、別表2（燃料費

現行（令和元年10月1日実施）

調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が ~~26,000~~円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が ~~26,000~~円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものいたします。

(イ) 需要家料金

需要家料金は、1月につき次のとおりいたします。

1契約につき	66円00銭
--------	--------

(ロ) 電灯料金

a 電灯料金は、各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりいたします。

10ワットまでの1灯につき	92円40銭
10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	139円70銭
20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	233円20銭
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	326円70銭
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	512円60銭
100ワットをこえる1灯につき50ワットまでごとに	256円30銭

b ネオン管灯、けい光灯、水銀灯等は、管灯および付属装置を一括して容量（入力いたします。なお、出力で表示されている場合等は、別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものいたします。）を算定し、その容量につき1ボルトアンペアを1ワットとみなして電灯料金を適用いたします。

c 多灯式けい光灯等は、その合計によって容量（入力いたします。なお、出力で表示されている場合等は、別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものいたします。）を算定し、その容量につき1ボルトアンペアを1ワットとみなして電灯料金を適用いたします。

(ハ) 小型機器料金

小型機器料金は、各契約負荷設備ごとにその容量（入力いたします。なお、出力で表示されている場合等は、別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものいたします。）に応じ1月につき次のとおりいたします。

50ボルトアンペアまでの1機器につき	239円80銭
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	374円00銭
100ボルトアンペアをこえる1機器につき50ボルトアンペアまでごとに	187円00銭

変更後（2023年4月1日実施）

調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 80,300円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 80,300円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものいたします。

(イ) 需要家料金

需要家料金は、1月につき次のとおりいたします。

1契約につき	66円00銭
--------	--------

(ロ) 電灯料金

a 電灯料金は、各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりいたします。

10ワットまでの1灯につき	135円29銭
10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	225円49銭
20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	404円76銭
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	584円03銭
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	941円52銭
100ワットをこえる1灯につき50ワットまでごとに	470円76銭

b ネオン管灯、けい光灯、水銀灯等は、管灯および付属装置を一括して容量（入力いたします。なお、出力で表示されている場合等は、別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものいたします。）を算定し、その容量につき1ボルトアンペアを1ワットとみなして電灯料金を適用いたします。

c 多灯式けい光灯等は、その合計によって容量（入力いたします。なお、出力で表示されている場合等は、別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものいたします。）を算定し、その容量につき1ボルトアンペアを1ワットとみなして電灯料金を適用いたします。

(ハ) 小型機器料金

小型機器料金は、各契約負荷設備ごとにその容量（入力いたします。なお、出力で表示されている場合等は、別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものいたします。）に応じ1月につき次のとおりいたします。

50ボルトアンペアまでの1機器につき	367円90銭
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	630円20銭
100ボルトアンペアをこえる1機器につき50ボルトアンペアまでごとに	315円10銭

現行（令和元年10月1日実施）

ハ その他

- (イ) 広告用の電灯等を使用される場合は、配線設備を公衆街路灯と分離して施設していただき、それぞれについて1需給契約を結びます。ただし、技術上、経済上一括して電気を供給することが適当と認められる場合は、一括して公衆街路灯Aを適用することがあります。
- (ロ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、定額電灯に準ずるものといたします。

(2) 公衆街路灯B

イ 適用範囲

公衆街路灯を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

- (イ) 使用する負荷設備の総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各負荷設備ごとに別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）が6キロボルトアンペア未満であること。
- (ロ) 公衆街路灯Aを適用できないこと。

ロ 料金

料金は、その1月の使用電力量にもとづき次によって算定された金額および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が ~~26,000~~円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が ~~26,000~~円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

最低料金	1契約につき最初の11キロワット時まで	381円70銭
電力量料金	上記をこえる1キロワット時につき	19円78銭

ハ その他

- (イ) 広告用の電灯等を使用される場合は、配線設備を公衆街路灯と分離して施設していただき、それぞれについて1需給契約を結びます。ただし、技術上、経済上一括して電気を供給することが適当と認められる場合は、一括して公衆街路灯Bを適用することがあります。
- (ロ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、従量電灯Aに準ずるものといたします。

(3) 公衆街路灯C

イ 適用範囲

公衆街路灯を使用する需要で、契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として50キロボルトアンペア未満であるものに適用いたします。

ロ 契約容量

契約容量は、契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表4〔負荷設備の入力換算容量〕に

変更後（2023年4月1日実施）

ハ その他

- (イ) 広告用の電灯等を使用される場合は、配線設備を公衆街路灯と分離して施設していただき、それぞれについて1需給契約を結びます。ただし、技術上、経済上一括して電気を供給することが適当と認められる場合は、一括して公衆街路灯Aを適用することがあります。
- (ロ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、定額電灯に準ずるものといたします。

(2) 公衆街路灯B

イ 適用範囲

公衆街路灯を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

- (イ) 使用する負荷設備の総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各負荷設備ごとに別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）が6キロボルトアンペア未満であること。
- (ロ) 公衆街路灯Aを適用できないこと。

ロ 料金

料金は、その1月の使用電力量にもとづき次によって算定された金額および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が ~~80,300~~円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が ~~80,300~~円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

最低料金	1契約につき最初の11キロワット時まで	502円98銭
電力量料金	上記をこえる1キロワット時につき	30円81銭

ハ その他

- (イ) 広告用の電灯等を使用される場合は、配線設備を公衆街路灯と分離して施設していただき、それぞれについて1需給契約を結びます。ただし、技術上、経済上一括して電気を供給することが適当と認められる場合は、一括して公衆街路灯Bを適用することがあります。
- (ロ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、従量電灯Aに準ずるものといたします。

(3) 公衆街路灯C

イ 適用範囲

公衆街路灯を使用する需要で、契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として50キロボルトアンペア未満であるものに適用いたします。

ロ 契約容量

契約容量は、契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表4〔負荷設備の入力換算容量〕に

現行（令和元年10月1日実施）

よって換算するものといたします。）といたします。

ハ 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が ~~26,000~~円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が ~~26,000~~円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(イ) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約容量1キロボルトアンペアにつき	335円50銭
-------------------	---------

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

1キロワット時につき	17円06銭
------------	--------

ニ その他

(イ) 広告用の電灯等を使用される場合は、配線設備を公衆街路灯と分離して施設していただき、それぞれについて1需給契約を結びます。ただし、技術上、経済上一括して電気を供給することが適当と認められる場合は、一括して公衆街路灯Cを適用することがあります。

(ロ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、従量電灯Bに準ずるものといたします。

19 低圧電力

(1) 適用範囲

動力を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

イ 契約電力が原則として50キロワット未満であること。

ロ 1需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合は、最大需要容量（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）または契約容量（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）と契約電力との合計が50キロワット未満であること。

ただし、1需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、イに該当し、かつ、ロの最大需要容量または契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当社は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

変更後（2023年4月1日実施）

よって換算するものといたします。）といたします。

ハ 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が ~~80,300~~円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が ~~80,300~~円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(イ) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約容量1キロボルトアンペアにつき	335円50銭
-------------------	---------

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

1キロワット時につき	28円09銭
------------	--------

ニ その他

(イ) 広告用の電灯等を使用される場合は、配線設備を公衆街路灯と分離して施設していただき、それぞれについて1需給契約を結びます。ただし、技術上、経済上一括して電気を供給することが適当と認められる場合は、一括して公衆街路灯Cを適用することがあります。

(ロ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、従量電灯Bに準ずるものといたします。

19 低圧電力

(1) 適用範囲

動力を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

イ 契約電力が原則として50キロワット未満であること。

ロ 1需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合は、最大需要容量（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）または契約容量（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）と契約電力との合計が50キロワット未満であること。

ただし、1需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者等の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者等が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、イに該当し、かつ、ロの最大需要容量または契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者等は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

現行（令和元年 10 月 1 日実施）	変更後（2023 年 4 月 1 日実施）																														
<p>(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数 供給電気方式および供給電圧は、交流 3 相 3 線式標準電圧200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることがあります。</p> <p>(3) 契約負荷設備 契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。</p> <p>(4) 契約電力 イ 契約電力は、契約負荷設備の各入力（出力で表示されている場合等は、別表 4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）についてそれぞれ次の(イ)の係数を乗じてえた値の合計に(ロ)の係数を乗じてえた値といたします。ただし、電気機器の試験用に電気を使用される場合等特別の事情がある場合は、その回路において使用される最大電流を制限できるしゃ断器その他の適当な装置をお客さまに施設していただき、その容量を当該回路において使用される契約負荷設備の入力とみなします。この場合、その容量は別表 7（契約容量および契約電力の算定方法）に準じて算定し、(ロ)の係数を乗じないものといたします。</p> <p>(イ) 契約負荷設備のうち</p> <table border="1" data-bbox="201 715 974 884"> <tr> <td rowspan="3">最大の入力のものから</td> <td>最初の 2 台の入力につき</td> <td>100パーセント</td> </tr> <tr> <td>次の 2 台の入力につき</td> <td>95パーセント</td> </tr> <tr> <td>上記以外のもの入力につき</td> <td>90パーセント</td> </tr> </table> <p>(ロ) (イ)によってえた値の合計のうち</p> <table border="1" data-bbox="201 917 974 1141"> <tr> <td>最初の 6 キロワットにつき</td> <td>100パーセント</td> </tr> <tr> <td>次の 14 キロワットにつき</td> <td>90パーセント</td> </tr> <tr> <td>次の 30 キロワットにつき</td> <td>80パーセント</td> </tr> <tr> <td>50 キロワットをこえる部分につき</td> <td>70パーセント</td> </tr> </table> <p>ロ お客さまが契約主開閉器により契約電力を定めることを希望される場合には、契約電力は、イにかかわらず、契約主開閉器の定格電流にもとづき、別表 7（契約容量および契約電力の算定方法）により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。</p> <p>なお、当社は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。</p> <p>(5) 料 金 料金は、基本料金、電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、ハによって力率割引または割増しをする場合は、力率割</p>	最大の入力のものから	最初の 2 台の入力につき	100パーセント	次の 2 台の入力につき	95パーセント	上記以外のもの入力につき	90パーセント	最初の 6 キロワットにつき	100パーセント	次の 14 キロワットにつき	90パーセント	次の 30 キロワットにつき	80パーセント	50 キロワットをこえる部分につき	70パーセント	<p>(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数 供給電気方式および供給電圧は、交流 3 相 3 線式標準電圧200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえないと当該一般送配電事業者等が認めた場合には、交流単相 2 線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることがあります。</p> <p>(3) 契約負荷設備 契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。</p> <p>(4) 契約電力 イ 契約電力は、契約負荷設備の各入力（出力で表示されている場合等は、別表 4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）についてそれぞれ次の(イ)の係数を乗じてえた値の合計に(ロ)の係数を乗じてえた値といたします。ただし、電気機器の試験用に電気を使用される場合等特別の事情がある場合は、その回路において使用される最大電流を制限できるしゃ断器その他の適当な装置をお客さまに施設していただき、その容量を当該回路において使用される契約負荷設備の入力とみなします。この場合、その容量は別表 6（契約容量および契約電力の算定方法）に準じて算定し、(ロ)の係数を乗じないものといたします。</p> <p>(イ) 契約負荷設備のうち</p> <table border="1" data-bbox="1180 715 1953 884"> <tr> <td rowspan="3">最大の入力のものから</td> <td>最初の 2 台の入力につき</td> <td>100パーセント</td> </tr> <tr> <td>次の 2 台の入力につき</td> <td>95パーセント</td> </tr> <tr> <td>上記以外のもの入力につき</td> <td>90パーセント</td> </tr> </table> <p>(ロ) (イ)によってえた値の合計のうち</p> <table border="1" data-bbox="1180 917 1953 1141"> <tr> <td>最初の 6 キロワットにつき</td> <td>100パーセント</td> </tr> <tr> <td>次の 14 キロワットにつき</td> <td>90パーセント</td> </tr> <tr> <td>次の 30 キロワットにつき</td> <td>80パーセント</td> </tr> <tr> <td>50 キロワットをこえる部分につき</td> <td>70パーセント</td> </tr> </table> <p>ロ お客さまが契約主開閉器により契約電力を定めることを希望される場合には、契約電力は、イにかかわらず、契約主開閉器の定格電流にもとづき、別表 6（契約容量および契約電力の算定方法）により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。</p> <p>なお、当社または当該一般送配電事業者等は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。</p> <p>(5) 料 金 料金は、基本料金、電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、ハによって力率割引または割増しをする場合は、力率割</p>	最大の入力のものから	最初の 2 台の入力につき	100パーセント	次の 2 台の入力につき	95パーセント	上記以外のもの入力につき	90パーセント	最初の 6 キロワットにつき	100パーセント	次の 14 キロワットにつき	90パーセント	次の 30 キロワットにつき	80パーセント	50 キロワットをこえる部分につき	70パーセント
最大の入力のものから		最初の 2 台の入力につき	100パーセント																												
		次の 2 台の入力につき	95パーセント																												
	上記以外のもの入力につき	90パーセント																													
最初の 6 キロワットにつき	100パーセント																														
次の 14 キロワットにつき	90パーセント																														
次の 30 キロワットにつき	80パーセント																														
50 キロワットをこえる部分につき	70パーセント																														
最大の入力のものから	最初の 2 台の入力につき	100パーセント																													
	次の 2 台の入力につき	95パーセント																													
	上記以外のもの入力につき	90パーセント																													
最初の 6 キロワットにつき	100パーセント																														
次の 14 キロワットにつき	90パーセント																														
次の 30 キロワットにつき	80パーセント																														
50 キロワットをこえる部分につき	70パーセント																														

現行（令和元年10月1日実施）

引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が ~~26,000~~円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が ~~26,000~~円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものいたします。

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は、契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電力1キロワットにつき	1,116円50銭
---------------	-----------

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、計量値を確認するときを除き、その1月の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

	夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	15円80銭	14円36銭

ハ 力率割引および割増し

電気機器の力率をそれぞれの入力によって別表5（加重平均力率の算定）により加重平均してえた値が、85パーセントを上回る場合（(4)ロにより契約電力を定める場合を含みます。）は、基本料金を5パーセント割引し、85パーセントを下回る場合は、基本料金を5パーセント割増しいたします。この場合、電気機器の力率は、~~別表6（進相用コンデンサ取付容量基準）~~の基準に適合した容量の進相用コンデンサが取り付けてあるものについては90パーセント、取り付けてないものについては80パーセント、電熱器については100パーセントといたします。

なお、まったく電気を使用しないその1月の力率は、85パーセントとみなします。

ニ その他

時報用または警報用のみに使用する場合は、基本料金のみといたします。この場合の力率は、85パーセントとみなします。

(6) その他

変圧器、発電設備等を介して、電灯または小型機器を使用することはできません。

変更後（2023年4月1日実施）

引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 80,300円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 80,300円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものいたします。

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は、契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電力1キロワットにつき	1,116円50銭
---------------	-----------

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、計量値を確認するときを除き、その1月の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

	夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	<u>26円83銭</u>	<u>25円39銭</u>

ハ 力率割引および割増し

電気機器の力率をそれぞれの入力によって別表5（加重平均力率の算定）により加重平均してえた値が、85パーセントを上回る場合（(4)ロにより契約電力を定める場合を含みます。）は、基本料金を5パーセント割引し、85パーセントを下回る場合は、基本料金を5パーセント割増しいたします。この場合、電気機器の力率は、託送約款等に定める基準に適合した容量の進相用コンデンサが取り付けてあるものについては90パーセント、取り付けてないものについては80パーセント、電熱器については100パーセントといたします。

なお、まったく電気を使用しないその1月の力率は、85パーセントとみなします。

ニ その他

時報用または警報用のみに使用する場合は、基本料金のみといたします。この場合の力率は、85パーセントとみなします。

(6) その他

変圧器、発電設備等を介して、電灯または小型機器を使用することはできません。

現行（令和元年10月1日実施）	変更後（2023年4月1日実施）				
<p>20 臨時電力</p> <p>(1) 適用範囲 動力を使用し、契約使用期間が1年未満の需要で、契約電力が原則として50キロワット未満であるものに適用いたします。ただし、毎年、一定期間を限り、反復使用する需要には適用いたしません。</p> <p>(2) 契約電力 契約電力は、低圧電力に準じて定めます。</p> <p>(3) 料金 契約電力が、5キロワット以下の場合は原則として定額制供給とし、5キロワットをこえる場合は従量制供給といたします。</p> <p>イ 定額制供給の場合 料金は、次によって算定された金額および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の料金は、契約電力が1キロワットの場合の次によって算定された金額の半額および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計を適用いたします。また、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 26,000円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 26,000円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。</p> <table border="1" data-bbox="201 810 974 869"> <tr> <td>契約電力1キロワット1日につき</td> <td>163円90銭</td> </tr> </table> <p>ロ 従量制供給の場合 料金は、19（低圧電力）(5)イおよびロによって算定された金額の20パーセントを割増ししたものに別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 26,000円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 26,000円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。</p> <p>ハ 力率割引および割増し 力率割引および割増しは、従量制供給の場合に限り、低圧電力に準じて適用いたします。</p> <p>(4) その他 イ 当社は、原則として供給設備を常置いたしません。 ロ 契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で、契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが1年未満となるときは、臨時電力を適用いたします。 ハ その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、低圧電力に準ずるものといたします。</p>	契約電力1キロワット1日につき	163円90銭	<p>20 臨時電力</p> <p>(1) 適用範囲 動力を使用し、契約使用期間が1年未満の需要で、契約電力が原則として50キロワット未満であるものに適用いたします。ただし、毎年、一定期間を限り、反復使用する需要には適用いたしません。</p> <p>(2) 契約電力 契約電力は、低圧電力に準じて定めます。</p> <p>(3) 料金 契約電力が、5キロワット以下の場合は原則として定額制供給とし、5キロワットをこえる場合は従量制供給といたします。</p> <p>イ 定額制供給の場合 料金は、次によって算定された金額および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の料金は、契約電力が1キロワットの場合の次によって算定された金額の半額および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計を適用いたします。また、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 80,300円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 80,300円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。</p> <table border="1" data-bbox="1176 810 1948 869"> <tr> <td>契約電力1キロワット1日につき</td> <td>236円39銭</td> </tr> </table> <p>ロ 従量制供給の場合 料金は、19（低圧電力）(5)イおよびロによって算定された金額の20パーセントを割増ししたものに別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 80,300円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 80,300円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。</p> <p>ハ 力率割引および割増し 力率割引および割増しは、従量制供給の場合に限り、低圧電力に準じて適用いたします。</p> <p>(4) その他 イ 当該一般送配電事業者等は、原則として供給設備を常置いたしません。 ロ 契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で、契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが1年未満となるときは、臨時電力を適用いたします。 ハ その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、低圧電力に準ずるものといたします。</p>	契約電力1キロワット1日につき	236円39銭
契約電力1キロワット1日につき	163円90銭				
契約電力1キロワット1日につき	236円39銭				

現行（令和元年10月1日実施）

21 農事用電力

(1) 適用範囲

農事用のかんがい排水のために動力を使用する需要で、契約電力が原則として50キロワット未満であるものに適用いたします。

(2) 契約電力

契約電力は、低圧電力に準じて定めます。

(3) 料金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、ハによって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が ~~26,000~~円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が ~~26,000~~円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものいたします。

なお、契約使用期間以外の期間については、料金を申し受けません。

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は、契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額といたします。

なお、1回の契約使用期間においてまったく電気を使用しない月の基本料金は、半額といたします。また、1年の基本料金の合計は、電気を使用する場合の基本料金の2月分（その1年の契約電力の最大値によって算定いたします。）を下回らないものといたします。

契約電力1キロワットにつき

748円00銭

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、計量値を確認するときを除き、その1月の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

	夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	11円69銭	10円63銭

ハ 力率割引および割増し

力率割引および割増しは、低圧電力に準ずるものといたします。

変更後（2023年4月1日実施）

21 農事用電力

(1) 適用範囲

農事用のかんがい排水のために動力を使用する需要で、契約電力が原則として50キロワット未満であるものに適用いたします。

(2) 契約電力

契約電力は、低圧電力に準じて定めます。

(3) 料金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、ハによって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 80,300円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 80,300円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものいたします。

なお、契約使用期間以外の期間については、料金を申し受けません。

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は、契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額といたします。

なお、1回の契約使用期間においてまったく電気を使用しない月の基本料金は、半額といたします。また、1年の基本料金の合計は、電気を使用する場合の基本料金の2月分（その1年の契約電力の最大値によって算定いたします。）を下回らないものといたします。

契約電力1キロワットにつき

748円00銭

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、計量値を確認するときを除き、その1月の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

	夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	22円72銭	21円66銭

ハ 力率割引および割増し

力率割引および割増しは、低圧電力に準ずるものといたします。

現行（令和元年 10 月 1 日実施）	変更後（2023 年 4 月 1 日実施）
<p>(4) その他</p> <p>イ お客さまが契約使用期間内に電気の使用の休止の申出をされる場合は、契約使用期間を変更いたします。</p> <p>ロ お客さまが電気の使用を休止される場合には、当社は、引込線の切断等の処置を行なうことがあります。</p> <p>ハ その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、低圧電力に準ずるものいたします。</p>	<p>(4) その他</p> <p>イ お客さまが契約使用期間内に電気の使用の休止の申出をされる場合は、契約使用期間を変更いたします。</p> <p>ロ お客さまが電気の使用を休止される場合には、当該一般送配電事業者等は、引込線の切断等の処置を行なうことがあります。</p> <p>ハ その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、低圧電力に準ずるものいたします。</p>
<p style="text-align: center;">IV 料金の算定および支払い</p> <p>22 料金の適用開始の時期</p> <p>料金は、需給開始の日から適用いたします。ただし、あらかじめ需給契約書を作成されたお客さまについては、供給準備着手前に需給開始延期の申入れがあった場合およびお客さまの責めとならない理由によって需給が開始されない場合を除き、原則として需給契約書に記載された需給開始日から適用いたします。</p>	<p style="text-align: center;">IV 料金の算定および支払い</p> <p>22 料金の適用開始の時期</p> <p>料金は、需給開始の日から適用いたします。ただし、あらかじめ需給契約書を作成されたお客さまについては、供給準備着手前に需給開始延期の申入れがあった場合およびお客さまの責めとならない理由によって需給が開始されない場合を除き、原則として需給契約書に記載された需給開始日から適用いたします。</p>
<p>23 検針日</p> <p>検針日は、次により、実際に検針を行なった日または検針を行なったものとされる日といたします。</p> <p>(1) 検針は、お客さまごとに当社があらかじめお知らせした日（当社がお客さまの属する検針区域に応じて定めた毎月一定の日〔以下「検針の基準となる日」といいます。〕および休日等を考慮して定めます。）に、各月ごとに行ないます。ただし、やむをえない事情のある場合は、当社があらかじめお知らせした日以外の日に検針することがあります。</p> <p>(2) お客さまが不在等のため検針できなかった場合は、検針に伺った日に検針を行なったものいたします。</p> <p>(3) 当社は、次の場合には、(1)にかかわらず、各月ごとに検針を行なわないことがあります。</p> <p>イ 需給開始の日からその直後のお客さまの属する検針区域の検針日までの期間が短い場合</p> <p>ロ 非常変災等の場合</p> <p>ハ その他特別の事情がある場合で、あらかじめお客さまの承諾をえたとき。</p> <p>(4) (3)イの場合で、検針を行なわなかったときは、需給開始の直後のお客さまの属する検針区域の検針日に検針を行なったものいたします。</p> <p>(5) (3)ロまたはハの場合で、検針を行なわなかったときは、検針を行なわない月については、当社があらかじめお知らせした日に検針を行なったものいたします。</p>	<p>23 検針日</p> <p>検針日は、次により、当該一般送配電事業者等が実際に検針を行なった日または検針を行なったものとされる日といたします。</p> <p>(1) 検針は、お客さまごとに当社があらかじめお知らせした日（当該一般送配電事業者等がお客さまの属する検針区域に応じて定めた毎月一定の日〔以下「検針の基準となる日」といいます。〕および休日等を考慮して定めます。）に、各月ごとに当該一般送配電事業者等が行ないます。ただし、当該一般送配電事業者等は、やむをえない事情のある場合は、当社があらかじめお知らせした日以外の日に検針することがあります。</p> <p>(2) お客さまが不在等のため検針できなかった場合は、検針に伺った日に検針を行なったものいたします。</p> <p>(3) 当該一般送配電事業者等は、次の場合には、(1)にかかわらず、各月ごとに検針を行なわないことがあります。</p> <p>イ 需給開始の日からその直後のお客さまの属する検針区域の検針日までの期間が短い場合</p> <p>ロ 非常変災等の場合</p> <p>ハ その他特別の事情がある場合で、あらかじめお客さまの承諾をえたとき。</p> <p>(4) (3)イの場合で、検針を行なわなかったときは、需給開始の直後のお客さまの属する検針区域の検針日に検針を行なったものいたします。</p> <p>(5) (3)ロまたはハの場合で、検針を行なわなかったときは、検針を行なわない月については、当社があらかじめお知らせした日に検針を行なったものいたします。</p>

現行（令和元年 10 月 1 日実施）	変更後（2023 年 4 月 1 日実施）
<p>24 料金の算定期間</p> <p>(1) 料金の算定期間は、前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間（以下「検針期間」といいます。）といたします。ただし、電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の料金の算定期間は、開始日から直後の検針日の前日までの期間または直前の検針日から消滅日の前日までの期間といたします。</p> <p>(2) 定額制供給の場合または 25（使用電力量の計量）(7) の場合の料金の算定期間は、(1) に準ずるものといたします。この場合、(1) にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、臨時電灯および臨時電力の料金の算定期間は、契約使用開始日から翌月の応当日（契約使用開始日に対応する日をいいます。）の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とすることがあります。</p>	<p>24 料金の算定期間</p> <p>(1) 料金の算定期間は、前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間（以下「検針期間」といいます。）といたします。ただし、電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の料金の算定期間は、開始日から直後の検針日の前日までの期間または直前の検針日から消滅日の前日までの期間といたします。</p> <p>(2) 定額制供給の場合または 25（使用電力量の算定）(4) の場合の料金の算定期間は、(1) に準ずるものといたします。この場合、(1) にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、臨時電灯および臨時電力の料金の算定期間は、契約使用開始日から翌月の応当日（契約使用開始日に対応する日をいいます。）の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とすることがあります。</p>
<p>25 使用電力量の計量</p> <p>(1) 使用電力量の計量は、電力量計の読みによるものとし、料金の算定期間における使用電力量は、次の場合ならびに(5)および(6)の場合を除き、検針日における電力量計の読み（需給契約が消滅した場合は、原則として消滅日における電力量計の読みといたします。）と前回の検針日における電力量計の読み（電気の供給を開始した場合は、原則として開始日における電力量計の読みといたします。）の差引きにより算定（乗率を有する電力量計の場合は、乗率倍するものといたします。）いたします。</p> <p>イ 23（検針日）(2) の場合の使用電力量は、前回の検針の結果によるものとし、今回の検針の結果の 1 月平均値（月数による平均値といたします。）によって精算いたします。ただし、26（料金の算定）(1)イ、ロまたはハに該当する場合は、今回の検針の結果を料金の計算上区分すべき期間の日数に契約容量または契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値によって精算いたします。</p> <p>ロ 23（検針日）(4) の場合、計量値を確認するときに除き、需給開始の日から今回の検針日の前日までの使用電力量を需給開始の日から需給開始の直後の検針日の前日までの期間および需給開始の直後の検針日から今回の検針日の前日までの期間の日数の比であん分してえた値をそれぞれの料金の算定期間の使用電力量といたします。ただし、26（料金の算定）(1)イ、ロまたはハに該当する場合は、今回の検針の結果を料金の計算上区分すべき期間の日数に契約容量または契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値をそれぞれの料金の算定期間の使用電力量といたします。</p> <p>ハ 23（検針日）(5) の場合の使用電力量は、原則として、前回の検針の結果の 1 月平均値によるものとし、今回の検針の結果の 1 月平均値によって精算いたします。ただし、26（料金の算定）(1)イ、ロまたはハに該当する場合は、今回の検針の結果を料金の計算上区分すべき期間の日数に契約容量または契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値によって精算いたします。</p>	<p>25 使用電力量の算定</p> <p>(1) <u>使用電力量は、託送約款等に定めるお客さまの供給地点に係る30分ごとの接続供給電力量といたします。また、料金の算定期間の使用電力量は、次の場合および(3)の場合を除き、30分ごとの使用電力量を料金の算定期間（需給契約が消滅した場合は、原則として直前の検針日から消滅日までの期間といたします。）において合計した値といたします。</u></p> <p>イ 23（検針日）(2) の場合の使用電力量は、前回の検針の結果によるものとし、今回の検針の結果の 1 月平均値（月数による平均値といたします。）によって精算いたします。ただし、26（料金の算定）(1)イ、ロまたはハに該当する場合は、今回の検針の結果を料金の計算上区分すべき期間の日数に契約容量または契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値によって精算いたします。 <u>なお、計量値を確認するときは、それにより精算いたします。</u></p> <p>ロ 23（検針日）(4) の場合、需給開始の日から今回の検針日の前日までの使用電力量を需給開始の日から需給開始の直後の検針日の前日までの期間および需給開始の直後の検針日から今回の検針日の前日までの期間の日数の比であん分してえた値をそれぞれの料金の算定期間の使用電力量といたします。ただし、26（料金の算定）(1)イ、ロまたはハに該当する場合は、今回の検針の結果を料金の計算上区分すべき期間の日数に契約容量または契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値をそれぞれの料金の算定期間の使用電力量といたします。 <u>なお、計量値を確認するときは、その値によります。</u></p> <p>ハ 23（検針日）(5) の場合の使用電力量は、原則として、前回の検針の結果の 1 月平均値によるものとし、今回の検針の結果の 1 月平均値によって精算いたします。ただし、26（料金の算定）(1)イ、ロまたはハに該当する場合は、今回の検針の結果を料金の計算上区分すべき期間の日数に契約容量または契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値によって精算いたします。</p>

現行（令和元年10月1日実施）	変更後（2023年4月1日実施）
<p>(2) 計量器の読みは、次によります。 イ 指針が示す目盛りの値によるものといたします。ただし、指針が目盛りの中間を示す場合は、その値が小さい目盛りによるものといたします。 ロ 乗率を有しない場合は、整数位までといたします。ただし、記録型計量器により計量する場合は、最小位までといたします。 ハ 乗率を有する場合は、最小位までといたします。</p> <p>(3) 使用電力量は、供給電圧と同位の電圧で計量いたします。</p> <p>(4) 当社は、検針の結果をすみやかにお客さまにお知らせいたします。</p> <p>(5) 計量器を取り替えた場合には、料金の算定期間における使用電力量は、(6)の場合を除き、取付けおよび取外した電力量計ごとに(1)に準じて計量した使用電力量を合算してえた値といたします。</p> <p>(6) 計量器の故障等によって使用電力量を正しく計量できなかった場合には、料金の算定期間の使用電力量は、別表8（使用電力量の協定）を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。</p> <p>(7) 従量制供給のお客さまについて、検針を行なうことが困難である等特別の事情がある場合で計量器を取り付けないときの料金の算定期間の使用電力量は、別表8（使用電力量の協定）を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。</p> <p>(8) 記録型計量器により計量する場合は、記録型計量器に記録された電力量計の値の表示は行ないません。</p>	<p><u>なお、計量値を確認するときは、それにより精算いたします。</u></p> <p>(2) 当社は、検針の結果をすみやかにお客さまにお知らせいたします。</p> <p>(3) 計量器の故障等によって使用電力量を正しく算定できなかった場合には、料金の算定期間の使用電力量は、<u>託送約款等に定めるところにより</u>、お客さまと当社との協議によって定めます。</p> <p>(4) 従量制供給のお客さまについて、<u>当該一般送配電事業者等</u>が検針を行なうことが困難である等特別の事情がある場合で計量器を取り付けないときの料金の算定期間の使用電力量は、<u>託送約款等に定めるところにより</u>、お客さまと当社との協議によって定めます。</p>
<p>26 料金の算定</p> <p>(1) 料金は、次の場合を除き、料金の算定期間を「1月」として算定いたします。</p> <p>イ 電気の供給を開始し、再開し、休止し、もしくは停止し、または需給契約が消滅した場合</p> <p>ロ 契約種別、契約負荷設備、契約容量、契約電力、力率等を変更したことにより、料金に変更があった場合</p> <p>ハ 24（料金の算定期間）(1)の場合で検針期間の日数とその検針期間の始期に対応する検針の基準となる日の属する月の日数に対し、5日を上回り、または下回る時。</p> <p>(2) 料金は、需給契約ごとに当該契約種別の料金を適用して算定いたします。</p>	<p>26 料金の算定</p> <p>(1) 料金は、次の場合を除き、料金の算定期間を「1月」として算定いたします。</p> <p>イ 電気の供給を開始し、再開し、休止し、もしくは停止し、または需給契約が消滅した場合</p> <p>ロ 契約種別、契約負荷設備、契約容量、契約電力、力率等を変更したことにより、料金に変更があった場合</p> <p>ハ 24（料金の算定期間）(1)の場合で検針期間の日数とその検針期間の始期に対応する検針の基準となる日の属する月の日数に対し、5日を上回り、または下回る時。</p> <p>(2) 料金は、需給契約ごとに当該契約種別の料金を適用して算定いたします。</p>
<p>27 日割計算</p> <p>(1) 当社は、26（料金の算定）(1)イ、ロまたはハの場合は、次により料金を算定いたします。</p> <p>イ 基本料金、最低料金、定額制供給の料金または最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金は、別表9（日割計算の基本算式）(1)イにより日割計算をいたします。</p> <p>ロ 電力量料金は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて別表9（日割計算の基本算式）(1)ハにより算定いたします。ただし、従量電灯、臨時電</p>	<p>27 日割計算</p> <p>(1) 当社は、26（料金の算定）(1)イ、ロまたはハの場合は、次により料金を算定いたします。</p> <p>イ 基本料金、最低料金、定額制供給の料金または最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金は、別表<u>7</u>（日割計算の基本算式）(1)イにより日割計算をいたします。</p> <p>ロ 電力量料金は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて別表<u>7</u>（日割計算の基本算式）(1)ハにより算定いたします。ただし、従量電灯、臨時電</p>

現行（令和元年10月1日実施）	変更後（2023年4月1日実施）
<p>灯Bおよび公衆街路灯Bの料金適用上の電力量区分については、別表9（日割計算の基本算式）(1)ロにより日割計算をいたします。</p> <p>ハ 再生可能エネルギー発電促進賦課金（最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金および定額制供給の再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。）は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて別表9（日割計算の基本算式）(1)ニにより算定いたします。</p> <p>ニ イ、ロおよびハによりがたい場合は、これに準じて算定いたします。</p> <p>(2) 26（料金の算定）(1)イの場合により日割計算をするときは、日割計算対象日数には開始日および再開日を含み、休止日、停止日および消滅日を除きます。</p> <p>また、26（料金の算定）(1)ロの場合により日割計算をするときは、変更後の料金は、変更のあった日から適用いたします。</p> <p>(3) 力率に変更を生ずるような契約負荷設備の変更等がある場合の基本料金は、その前後の力率にもとづいて、別表9（日割計算の基本算式）(1)イにより日割計算をいたします。</p> <p>(4) 当社は、日割計算をする場合には、必要に応じてそのつど計量値の確認をいたします。</p>	<p>灯Bおよび公衆街路灯Bの料金適用上の電力量区分については、別表7（日割計算の基本算式）(1)ロにより日割計算をいたします。</p> <p>ハ 再生可能エネルギー発電促進賦課金（最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金および定額制供給の再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。）は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて別表7（日割計算の基本算式）(1)ニにより算定いたします。</p> <p>ニ イ、ロおよびハによりがたい場合は、これに準じて算定いたします。</p> <p>(2) 26（料金の算定）(1)イの場合により日割計算をするときは、日割計算対象日数には開始日および再開日を含み、休止日、停止日および消滅日を除きます。</p> <p>また、26（料金の算定）(1)ロの場合により日割計算をするときは、変更後の料金は、変更のあった日から適用いたします。</p> <p>(3) 力率に変更を生ずるような契約負荷設備の変更等がある場合の基本料金は、その前後の力率にもとづいて、別表7（日割計算の基本算式）(1)イにより日割計算をいたします。</p> <p>(4) 当社は、日割計算をする場合には、必要に応じてそのつど計量値の確認をいたします。</p>
<p>28 料金の支払義務および支払期日</p> <p>(1) お客様の料金の支払義務は、次の日に発生いたします。</p> <p>イ 従量制供給の場合は、検針日といたします。ただし、23（検針日）(4)の場合の料金または25（使用電力量の計量）(1)イもしくはハにより精算する場合の精算額については次回の検針日とし、また、25（使用電力量の計量）(6)の場合は、料金の算定期間の使用電力量が協議によって定められた日といたします。</p> <p>なお、25（使用電力量の計量）(7)の場合は、そのお客様の属する検針区域の検針日または契約使用開始日およびその各月の応当日といたします。</p> <p>ロ 定額制供給の場合は、そのお客様の属する検針区域の検針日といたします。ただし、臨時電灯および臨時電力の場合は、契約使用開始日およびその各月の応当日とすることがあります。</p> <p>ハ 29（料金その他の支払方法）(6)の場合は、当該支払期に属する最終月のイまたはロによる日といたします。</p> <p>ニ 需給契約が消滅した場合は、消滅日といたします。ただし、従量制供給の場合で、特別の事情があって需給契約の消滅日以降に計量値の確認を行なった場合は、その日といたします。</p> <p>ホ 農事用電力のお客様の1年の基本料金の合計が電気を使用する場合の基本料金の2月分を下回るときに申し受ける料金は、その金額が明らかになった日の直後のそのお客様の属する検針区域の検針日（明らかになった日が検針日の場合は、その検針日といたします。）といたします。</p> <p>(2) お客様の料金は、支払期日までに支払っていただきます。</p> <p>(3) 支払期日は、支払義務発生日の翌日から起算して30日目といたします。ただし、当社が検針の基準となる日に先だって実際に検針を行なった場合または検針を行なったものとされる場合の支払期日は、検針の基準となる日の翌日から起算して30日</p>	<p>28 料金の支払義務および支払期日</p> <p>(1) お客様の料金の支払義務は、次の日に発生いたします。</p> <p>イ 従量制供給の場合は、検針日といたします。ただし、23（検針日）(4)の場合の料金または25（使用電力量の算定）(1)イもしくはハにより精算する場合の精算額については次回の検針日とし、また、25（使用電力量の算定）(3)の場合は、料金の算定期間の使用電力量が協議によって定められた日といたします。</p> <p>なお、25（使用電力量の算定）(4)の場合は、そのお客様の属する検針区域の検針日または契約使用開始日およびその各月の応当日といたします。</p> <p>ロ 定額制供給の場合は、そのお客様の属する検針区域の検針日といたします。ただし、臨時電灯および臨時電力の場合は、契約使用開始日およびその各月の応当日とすることがあります。</p> <p>ハ 29（料金その他の支払方法）(6)の場合は、当該支払期に属する最終月のイまたはロによる日といたします。</p> <p>ニ 需給契約が消滅した場合は、消滅日といたします。ただし、従量制供給の場合で、特別の事情があって需給契約の消滅日以降に当該一般送配電事業者等が計量値の確認を行なった場合は、その日といたします。</p> <p>ホ 農事用電力のお客様の1年の基本料金の合計が電気を使用する場合の基本料金の2月分を下回るときに申し受ける料金は、その金額が明らかになった日の直後のそのお客様の属する検針区域の検針日（明らかになった日が検針日の場合は、その検針日といたします。）といたします。</p> <p>(2) お客様の料金は、支払期日までに支払っていただきます。</p> <p>(3) 支払期日は、支払義務発生日の翌日から起算して30日目といたします。ただし、当該一般送配電事業者等が検針の基準となる日に先だって実際に検針を行なった場合または検針を行なったものとされる場合の支払期日は、検針の基準となる日の翌</p>

現行（令和元年10月1日実施）	変更後（2023年4月1日実施）
<p>目といたします。</p> <p>なお、支払期日が日曜日または銀行法15条第1項に規定する政令で定める日（以下「休日」といいます。）に該当する場合は、支払期日を翌日といたします。また、翌日が日曜日または休日に該当するときは、さらにその翌日といたします。</p> <p>(4) 公衆街路灯等複数の需要場所で需給契約を結ばれているお客さまで、それぞれの需給契約により発生する料金を継続的に一括して支払うことを希望される場合は、当社との協議によって一括して支払うことができます。この場合のそれぞれの料金の支払期日は、(3)にかかわらず、それぞれの料金のうちその月で最後に支払義務が発生する料金の支払期日といたします。</p>	<p>日から起算して30日目といたします。</p> <p>なお、支払期日が日曜日または銀行法15条第1項に規定する政令で定める日（以下「休日」といいます。）に該当する場合は、支払期日を翌日といたします。また、翌日が日曜日または休日に該当するときは、さらにその翌日といたします。</p> <p>(4) 公衆街路灯等複数の需要場所で需給契約を結ばれているお客さまで、それぞれの需給契約により発生する料金を継続的に一括して支払うことを希望される場合は、当社との協議によって一括して支払うことができます。この場合のそれぞれの料金の支払期日は、(3)にかかわらず、それぞれの料金のうちその月で最後に支払義務が発生する料金の支払期日といたします。</p>
<p>29 料金その他の支払方法</p> <p>(1) 料金については毎月、工事費負担金その他についてはそのつど、料金その他の収納業務を行なう当社の事務所においてまたは当社が指定した金融機関等を通じて支払っていただきます。</p> <p>なお、料金の支払いを当社が指定した金融機関等を通じて行なわれる場合は、次によります。</p> <p>イ お客さまが指定する口座から当社の口座へ毎月継続して料金を振り替える方法を希望される場合は、当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。</p> <p>ロ お客さまが料金を当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われる場合には、当社が指定した様式によっていただきます。</p> <p>ハ お客さまが当社の指定するクレジット会社との契約にもとづき、そのクレジット会社に毎月継続して料金を立替えさせる方法により当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われる場合は、当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。</p> <p>(2) お客さまが料金を(1)イ、ロまたはハにより支払われる場合は、次のときに当社に対する支払いがなされたものといたします。</p> <p>イ (1)イにより支払われる場合は、料金がお客さまの指定する口座から引き落とされたとき。</p> <p>ロ (1)ロにより支払われる場合は、料金はその金融機関等に払い込まれたとき。</p> <p>ハ (1)ハにより支払われる場合は、料金はそのクレジット会社により当社が指定した金融機関等に払い込まれたとき。</p> <p>(3) 当社は、(1)にかかわらず、当社が指定した債権管理回収業に関する特別措置法にもとづく債権回収会社（以下「債権回収会社」といいます。）が指定した金融機関等を通じて、債権回収会社が指定した様式により、料金を払い込みにより支払っていただくことがあります。この場合、(2)にかかわらず、債権回収会社が指定した金融機関等に払い込まれたときに当社に対する支払いがなされたものといたします。</p> <p>(4) 料金は、支払義務の発生した順序で支払っていただきます。</p> <p>(5) 23（検針日）(4)の場合、需給開始の日から直後の検針日の前日までを算定期間とする料金は、需給開始の直後の検針日から次回の検針日の前日までを算定期間とする料金とあわせて支払っていただきます。</p>	<p>29 料金その他の支払方法</p> <p>(1) 料金については毎月、工事費負担金その他についてはそのつど、原則として、次により当社が指定した金融機関等を通じて支払っていただきます。</p> <p>イ お客さまが指定する口座から当社の口座へ毎月継続して料金を振り替える方法を希望される場合は、当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。</p> <p>ロ お客さまが料金を当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われる場合には、当社が指定した様式によっていただきます。</p> <p>ハ お客さまが当社の指定するクレジット会社との契約にもとづき、そのクレジット会社に毎月継続して料金を立替えさせる方法により当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われる場合は、当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。</p> <p>(2) お客さまが料金を(1)イ、ロまたはハにより支払われる場合は、次のときに当社に対する支払いがなされたものといたします。</p> <p>イ (1)イにより支払われる場合は、料金がお客さまの指定する口座から引き落とされたとき。</p> <p>ロ (1)ロにより支払われる場合は、料金はその金融機関等に払い込まれたとき。</p> <p>ハ (1)ハにより支払われる場合は、料金はそのクレジット会社により当社が指定した金融機関等に払い込まれたとき。</p> <p>(3) 当社は、(1)にかかわらず、当社が指定した債権管理回収業に関する特別措置法にもとづく債権回収会社または弁護士法にもとづく弁護士法人（以下「債権回収会社等」といいます。）が指定した金融機関等を通じて、債権回収会社等が指定した様式により、料金を払い込みにより支払っていただくことがあります。この場合、(2)にかかわらず、債権回収会社等が指定した金融機関等に払い込まれたときに当社に対する支払いがなされたものといたします。</p> <p>(4) 料金は、支払義務の発生した順序で支払っていただきます。</p> <p>(5) 23（検針日）(4)の場合、需給開始の日から直後の検針日の前日までを算定期間とする料金は、需給開始の直後の検針日から次回の検針日の前日までを算定期間とする料金とあわせて支払っていただきます。</p>

現行（令和元年10月1日実施）	変更後（2023年4月1日実施）
<p>(6) 料金については、当社は、当社に特別の事情がある場合で、あらかじめお客さまの承諾をえたときには、(1)にかかわらず、当社の指定する支払期ごとに支払っていただくことがあります。</p> <p>(7) 料金については、当社は、お客さまが希望される場合には、あらかじめ前受金をお預かりすることがあります。 なお、当社は、前受金について利息を付しません。</p> <p>(8) 臨時電灯、臨時電力および農事用電力については、当社は、従量制供給の場合は予納金を、定額制供給の場合は前払金を申し受けることがあります。この場合には、これらは使用に先だって支払っていただきます。 なお、予納金および前払金は、原則として予想月額料金の3月分に相当する金額をこえないものとし、使用開始後の料金に順次充当いたします。この場合、充当後の残額はお返しいたします。 また、当社は、予納金および前払金について利息を付しません。</p>	<p>(6) 料金については、当社は、当社に特別の事情がある場合で、あらかじめお客さまの承諾をえたときには、(1)にかかわらず、当社の指定する支払期ごとに支払っていただくことがあります。</p> <p>(7) 料金については、当社は、お客さまが希望される場合には、あらかじめ前受金をお預かりすることがあります。 なお、当社は、前受金について利息を付しません。</p> <p>(8) 臨時電灯、臨時電力および農事用電力については、当社は、従量制供給の場合は予納金を、定額制供給の場合は前払金を申し受けることがあります。この場合には、これらは使用に先だって支払っていただきます。 なお、予納金および前払金は、原則として予想月額料金の3月分に相当する金額をこえないものとし、使用開始後の料金に順次充当いたします。この場合、充当後の残額はお返しいたします。 また、当社は、予納金および前払金について利息を付しません。</p>
<p>30 延滞利息</p> <p>(1) お客さまが料金を支払期日を経過してなお支払われない場合には、当社は、支払期日の翌日から支払いの日までの期間の日数に応じて延滞利息を申し受けます。ただし、料金を29（料金その他の支払方法）(1)イにより支払われる場合で当社の都合により料金が支払期日を経過してお客さまが指定する口座から引き落とされたとき、または料金を支払期日の翌日から起算して10日以内に支払われた場合は、この限りではありません。</p> <p>(2) 延滞利息は、その算定の対象となる料金から、消費税等相当額（消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。）から再生可能エネルギー発電促進賦課金に係る消費税等相当額を差し引いたものおよび再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いた金額に年10パーセントの割合（うるう年の日を含む期間についても、365日当たりの割合といたします。）を乗じて算定してえた金額といたします。 なお、消費税等相当額および再生可能エネルギー発電促進賦課金に係る消費税等相当額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。</p> <p>(3) 延滞利息は、原則として、お客さまが延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた直後に支払義務が発生する料金とあわせて支払っていただきます。</p>	<p>30 延滞利息</p> <p>(1) お客さまが料金を支払期日を経過してなお支払われない場合には、当社は、支払期日の翌日から支払いの日までの期間の日数に応じて延滞利息を申し受けます。ただし、料金を29（料金その他の支払方法）(1)イにより支払われる場合で当社の都合により料金が支払期日を経過してお客さまが指定する口座から引き落とされたとき、または料金を支払期日の翌日から起算して10日以内に支払われた場合は、この限りではありません。</p> <p>(2) 延滞利息は、その算定の対象となる料金から、消費税等相当額（消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。）から再生可能エネルギー発電促進賦課金に係る消費税等相当額を差し引いたものおよび再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いた金額に年10パーセントの割合（うるう年の日を含む期間についても、365日当たりの割合といたします。）を乗じて算定してえた金額といたします。 なお、消費税等相当額および再生可能エネルギー発電促進賦課金に係る消費税等相当額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。</p> <p>(3) 延滞利息は、原則として、お客さまが延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた直後に支払義務が発生する料金とあわせて支払っていただきます。</p>
<p>31 保証金</p> <p>(1) 当社は、お客さまが次のいずれかに該当する場合には、供給の開始もしくは再開に先だって、または供給継続の条件として、予想月額料金の3月分に相当する金額をこえない範囲で保証金を預けていただくことがあります。 イ 支払期日を経過してなお料金を支払われなかった場合 ロ 新たに電気を使用し、または契約電力等を増加される場合で、次のいずれかに該当するとき。 (イ) 他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日を経過してなお支払われなかった場合</p>	<p>31 保証金</p> <p>(1) 当社は、お客さまが次のいずれかに該当する場合には、供給の開始もしくは再開に先だって、または供給継続の条件として、予想月額料金の3月分に相当する金額をこえない範囲で保証金を預けていただくことがあります。 イ 支払期日を経過してなお料金を支払われなかった場合 ロ 新たに電気を使用し、または契約電力等を増加される場合で、次のいずれかに該当するとき。 (イ) 他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日を経過してなお支払われなかった場合</p>

現行（令和元年10月1日実施）	変更後（2023年4月1日実施）
<p>(㊦) 支払期日を経過してなお料金を支払われないことが予想される場合</p> <p>(2) 予想月額料金の算定の基準となる使用電力量は、お客さまの負荷率、操業状況および同一業種の負荷率等を勘案して算定いたします。</p> <p>(3) 当社は、保証金の預かり期間を2年以内で設定いたします。 なお、(4)により保証金を預けていただく場合は、そのときからあらためて2年以内の預かり期間を設定いたします。</p> <p>(4) 当社は、需給契約が消滅した場合またはお客さまが支払期日を経過してなお料金を支払われなかった場合には、保証金およびその利息をお客さまの支払額に充当することがあります。この場合、保証金の利息をもって充当し、なお充当すべき金額があるときは、保証金より充当し、その残額をお返しいたします。また、当社は、あらためて(1)によって算定した保証金を預けていただくことがあります。</p> <p>(5) 当社は、次により、保証金に利息を付します。 イ 利息は、年0.2パーセントの単利とし、円未満の端数は切り捨てます。 ロ 利息を付す期間は、預かり日からお返しする日の前日または充当日の前日までの期間といたします。ただし、当社があらかじめお知らせした予定日にお客さまの都合によって保証金をお返しできなかった場合は、その期間は利息を付す期間から除きます。</p> <p>(6) 当社は、保証金の預かり期間満了前であっても需給契約が消滅した場合には、保証金に利息を付してお返しいたします。</p>	<p>(㊦) 支払期日を経過してなお料金を支払われないことが予想される場合</p> <p>(2) 予想月額料金の算定の基準となる使用電力量は、お客さまの負荷率、操業状況および同一業種の負荷率等を勘案して算定いたします。</p> <p>(3) 当社は、保証金の預かり期間を2年以内で設定いたします。 なお、(4)により保証金を預けていただく場合は、そのときからあらためて2年以内の預かり期間を設定いたします。</p> <p>(4) 当社は、需給契約が消滅した場合またはお客さまが支払期日を経過してなお料金を支払われなかった場合には、保証金およびその利息をお客さまの支払額に充当することがあります。この場合、保証金の利息をもって充当し、なお充当すべき金額があるときは、保証金より充当し、その残額をお返しいたします。また、当社は、あらためて(1)によって算定した保証金を預けていただくことがあります。</p> <p>(5) 当社は、次により、保証金に利息を付します。 イ 利息は、年0.2パーセントの単利とし、円未満の端数は切り捨てます。 ロ 利息を付す期間は、預かり日からお返しする日の前日または充当日の前日までの期間といたします。ただし、当社があらかじめお知らせした予定日にお客さまの都合によって保証金をお返しできなかった場合は、その期間は利息を付す期間から除きます。</p> <p>(6) 当社は、保証金の預かり期間満了前であっても需給契約が消滅した場合には、保証金に利息を付してお返しいたします。</p>
<p style="text-align: center;">V 使用および供給</p> <p>32 適正契約の保持 当社は、お客さまが契約電力をこえて電気を使用される等お客さまとの需給契約が電気の使用状態に比べて不相当と認められる場合には、すみやかに契約を適正なものに変更していただきます。</p>	<p style="text-align: center;">V 使用および供給</p> <p>32 適正契約の保持 当社は、お客さまが契約電力をこえて電気を使用される等お客さまとの需給契約が電気の使用状態に比べて不相当と認められる場合には、すみやかに契約を適正なものに変更していただきます。</p>
<p>33 力率の保持</p> <p>(1) 需要場所の負荷の力率は、原則として、電灯契約のお客さまについては90パーセント以上、その他のお客さまについては85パーセント以上に保持していただきます。</p> <p>(2) お客さまが進相用コンデンサを取り付ける場合は、それぞれの電気機器ごとに取り付けていただきます。ただし、やむをえない事情によって、2以上の電気機器に対して一括して取り付ける場合は、進相用コンデンサの開放により、軽負荷時の力率が進み力率とならないようにしていただきます。 なお、進相用コンデンサは、別表6（進相用コンデンサ取付容量基準）を基準として取り付けていただきます。</p>	<p>33 力率の保持</p> <p>(1) 需要場所の負荷の力率は、<u>託送約款等に定めるところにより</u>、原則として、電灯契約のお客さまについては90パーセント以上、その他のお客さまについては85パーセント以上に保持していただきます。</p> <p>(2) 進相用コンデンサは、<u>託送約款等に定めるところ</u>を基準として取り付けていただきます。</p>

現行（令和元年 10 月 1 日実施）	変更後（2023 年 4 月 1 日実施）
<p>34 需要場所への立入りによる業務の実施</p> <p>当社は、次の業務を実施するため、お客さまの承諾をえてお客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。</p> <p>なお、お客さまのお求めに応じ、係員は、所定の証明書を提示いたします。</p> <p>(1) 需給地点に至るまでの当社の供給設備または計量器等需要場所内の当社の電気工作物の設計、施工、改修または検査</p> <p>(2) 69（保安に対するお客さまの協力）によって必要なお客さまの電気工作物の検査等の業務</p> <p>(3) 不正な電気の使用を防止するために必要なお客さまの電気機器の試験、契約負荷設備、契約主開閉器もしくはその他電気工作物の確認もしくは検査または電気の使用用途の確認</p> <p>(4) 計量器の検針または計量値の確認</p> <p>(5) 36（供給の停止）、46（需給契約の廃止）(1)または 48（解約等）により必要な処置</p> <p>(6) その他この供給約款によって、需給契約の成立、変更もしくは終了等に必要な業務または当社の電気工作物にかかわる保安の確認に必要な業務</p>	<p>34 需要場所への立入りによる業務の実施</p> <p>(1) 当社は、次の業務を実施するため、お客さまの承諾をえてお客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。</p> <p>なお、お客さまのお求めに応じ、係員は、所定の証明書を提示いたします。</p> <p><u>イ 不正な電気の使用を防止するために必要なお客さまの電気機器の試験、契約負荷設備、契約主開閉器もしくはその他電気工作物の確認もしくは検査または電気の使用用途の確認</u></p> <p><u>ロ その他この供給約款によって、需給契約の成立、変更または終了等に必要な業務</u></p> <p><u>(2) 当該一般送配電事業者等は、36（供給の停止）(2)もしくは(3)により必要な処置を実施するため、または託送約款等に定めるところにより、お客さまの承諾をえてお客さまの土地または建物に立ち入ることがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。</u></p> <p><u>なお、お客さまのお求めに応じ、係員は、所定の証明書を提示いたします。</u></p>
<p>35 電気の使用にともなうお客さまの協力</p> <p>(1) お客さまの電気の使用が、次の原因で他のお客さまの電気の使用を妨害し、もしくは妨害するおそれがある場合、または当社もしくは他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼし、もしくは支障を及ぼすおそれがある場合（この場合の判定は、その原因となる現象が最も著しいと認められる地点で行ないます。）には、お客さまの負担で、必要な調整装置または保護装置を需要場所に施設していただくものとし、とくに必要がある場合には、供給設備を変更し、または専用供給設備を施設して、これにより電気を使用していただきます。</p> <p>イ 負荷の特性によって各相間の負荷が著しく平衡を欠く場合</p> <p>ロ 負荷の特性によって電圧または周波数が著しく変動する場合</p> <p>ハ 負荷の特性によって波形に著しいひずみを生ずる場合</p> <p>ニ 著しい高周波または高調波を発生する場合</p> <p>ホ その他イ、ロ、ハまたはニに準ずる場合</p> <p>(2) お客さまが発電設備を当社の供給設備に電氣的に接続して使用される場合は、(1)に準ずるものいたします。また、この場合は、法令で定める技術基準（以下「技術基準」といいます。）、その他の法令等にしがたい、当社の供給設備の状況等を勘案して技術上適当と認められる方法によって接続していただきます。</p>	<p>35 電気の使用にともなうお客さまの協力</p> <p>(1) お客さまの電気の使用が、次の原因で他のお客さまの電気の使用を妨害し、もしくは妨害するおそれがある場合、または<u>当該一般送配電事業者等</u>、当社もしくは他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼし、もしくは支障を及ぼすおそれがある場合（この場合の判定は、その原因となる現象が最も著しいと認められる地点で行ないます。）には、お客さまの負担で、<u>託送約款等に定めるところにより</u>、必要な調整装置または保護装置を需要場所に施設していただくものとし、とくに必要がある場合には、<u>お客さまの負担で、当該一般送配電事業者等が</u>供給設備を変更し、または専用供給設備を施設して、これにより電気を使用していただきます。</p> <p>イ 負荷の特性によって各相間の負荷が著しく平衡を欠く場合</p> <p>ロ 負荷の特性によって電圧または周波数が著しく変動する場合</p> <p>ハ 負荷の特性によって波形に著しいひずみを生ずる場合</p> <p>ニ 著しい高周波または高調波を発生する場合</p> <p>ホ その他イ、ロ、ハまたはニに準ずる場合</p> <p>(2) お客さまが発電設備を<u>当該一般送配電事業者等</u>の供給設備に電氣的に接続して使用される場合は、(1)に準ずるものいたします。また、この場合は、法令で定める技術基準（以下「技術基準」といいます。）、その他の法令等にしがたい、<u>当該一般送配電事業者等</u>の供給設備の状況等を勘案して技術上適当と認められる方法によって接続していただきます。</p>

現行（令和元年10月1日実施）	変更後（2023年4月1日実施）
<p>36 供給の停止</p> <p>(1) お客さまが次のいずれかに該当する場合には、当社は、そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。 イ お客さまの責めとなる理由により生じた保安上の危険のため緊急を要する場合 ロ お客さまの需要場所内の当社の電気工作物を故意に損傷し、または亡失して、当社に重大な損害を与えた場合 ハ 55（引込線の接続）に反して、当社の電線路または引込線とお客さまの電気設備との接続を行なった場合</p> <p>(2) お客さまが次のいずれかに該当する場合には、当社は、そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。 なお、この場合には、供給停止の5日前までに予告いたします。 イ お客さまが料金を支払期日をさらに20日経過してなお支払われない場合 ロ お客さまが他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日をさらに20日経過してなお支払われない場合 ハ この供給約款によって支払いを要することとなった料金以外の債務（延滞利息、保証金、違約金、工事費負担金その他この供給約款から生ずる金銭債務をいいます。）を支払われない場合</p> <p>(3) お客さまが次のいずれかに該当し、当社がその旨を警告しても改めない場合には、当社は、そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。 イ お客さまの責めとなる理由により保安上の危険がある場合 ロ 電気工作物の改変等によって不正に電気を使用された場合 ハ 契約負荷設備以外の負荷設備によって電気を使用された場合 ニ 公衆街路灯または農事用電力の場合で、契約された用途以外の用途に電気を使用されたとき。 ホ 低圧電力の場合で、電灯または小型機器を使用されたとき。 へ 農事用電力の場合で、契約使用期間以外の期間に電気を使用されたとき。 ト 34（需要場所への立入りによる業務の実施）に反して、当社の係員の立入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否された場合 チ 35（電気の使用にともなうお客さまの協力）によって必要となる措置を講じられない場合</p> <p>(4) お客さまがその他この供給約款に反した場合には、当社は、そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。</p>	<p>36 供給の停止</p> <p>(1) <u>託送約款等に定めるところにより、当該一般送配電事業者等は、電気の供給を停止することがあります。</u></p> <p>(2) お客さまが次のいずれかに該当する場合には、<u>当該一般送配電事業者等は、当社の求めに応じ</u>、そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。 なお、この場合には、供給停止の5日前までに予告いたします。 イ お客さまが料金を支払期日をさらに20日経過してなお支払われない場合 ロ お客さまが他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日をさらに20日経過してなお支払われない場合 ハ この供給約款によって支払いを要することとなった料金以外の債務（延滞利息、保証金、違約金、工事費負担金その他この供給約款から生ずる金銭債務をいいます。）を支払われない場合</p> <p>(3) お客さまが次のいずれかに該当し、当社がその旨を警告しても改めない場合には、<u>当該一般送配電事業者等は、当社の求めに応じ</u>、そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。 イ 電気工作物の改変等によって不正に電気を使用された場合 ロ 契約負荷設備以外の負荷設備によって電気を使用された場合 ハ 公衆街路灯または農事用電力の場合で、契約された用途以外の用途に電気を使用されたとき。 ニ 低圧電力の場合で、電灯または小型機器を使用されたとき。 ホ 農事用電力の場合で、契約使用期間以外の期間に電気を使用されたとき。 へ 34（需要場所への立入りによる業務の実施）に反して、当社の係員の立入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否された場合 ト <u>お客さまがその他この供給約款に反した場合</u></p>
<p>37 供給停止の解除</p> <p>36（供給の停止）によって電気の供給を停止した場合で、お客さまがその理由となった事実を解消し、その事実にともない当社に対して支払いを要することとなった債務を支払われ、かつ、当社に電気の供給の再開を申し出たときには、当社は、すみやかに（次の場合を除きます。）電気の供給を再開いたします。 (1) 非常変災の場合 (2) 営業時間外の場合で、要員の配置等の事情により、やむをえないとき。</p>	<p>37 供給停止の解除</p> <p>36（供給の停止）によって<u>当該一般送配電事業者等</u>が電気の供給を停止した場合で、お客さまがその理由となった事実を解消し、その事実にともない当社に対して支払いを要することとなった債務を支払われ、かつ、当社に電気の供給の再開を申し出たときには、<u>託送約款等に定めるところにより、当該一般送配電事業者等</u>は、すみやかに電気の供給を再開いたします。</p>

現行（令和元年 10 月 1 日実施）	変更後（2023 年 4 月 1 日実施）
<p>(3) その他特別の事情がある場合</p>	
<p>38 供給停止期間中の料金 36（供給の停止）によって電気の供給を停止した場合には、その停止期間中については、まったく電気を使用しない場合の月額料金を 27（日割計算）により日割計算をして、料金を算定いたします。ただし、定額電灯、従量電灯 A および公衆街路灯のお客さまについては、停止期間中の料金を申し受けません。</p>	<p>38 供給停止期間中の料金 36（供給の停止）によって <u>当該一般送配電事業者等</u>が電気の供給を停止した場合には、その停止期間中については、まったく電気を使用しない場合の月額料金を 27（日割計算）により日割計算をして、料金を算定いたします。ただし、定額電灯、従量電灯 A および公衆街路灯のお客さまについては、停止期間中の料金を申し受けません。</p>
<p>39 違約金 (1) お客さまが 36（供給の停止）(3) イから ホまでに該当し、そのために料金の全部または一部の支払いを免れた場合には、当社は、その免れた金額の 3 倍に相当する金額を、違約金として申し受けます。 (2) (1)の免れた金額は、この供給約款に定められた供給条件にもとづいて算定された金額と、不正な使用方法にもとづいて算定された金額との差額といたします。 (3) 不正に使用した期間が確認できない場合は、6 月以内で当社が決定した期間といたします。</p>	<p>39 違約金 (1) お客さまが 36（供給の停止）(3) <u>イ</u>から <u>ホ</u>までに該当し、そのために料金の全部または一部の支払いを免れた場合には、当社は、その免れた金額の 3 倍に相当する金額を、違約金として申し受けます。 (2) (1)の免れた金額は、この供給約款に定められた供給条件にもとづいて算定された金額と、不正な使用方法にもとづいて算定された金額との差額といたします。 (3) 不正に使用した期間が確認できない場合は、6 月以内で当社が決定した期間といたします。</p>
<p>40 供給の中止または使用の制限もしくは中止 (1) 当社は、次の場合には、供給時間中に電気の供給を中止し、またはお客さまに電気の使用を制限し、もしくは中止していただくことがあります。 イ 異常湧水等により電気の需給上やむをえない場合 ロ 当社の電気工作物に故障が生じ、または故障が生ずるおそれがある場合 ハ 当社の電気工作物の修繕、変更その他の工事上やむをえない場合 ニ 非常変災の場合 ホ その他保安上必要がある場合 (2) (1)の場合には、当社は、あらかじめその旨を広告その他によってお客さまにお知らせいたします。ただし、緊急やむをえない場合は、この限りではありません。</p>	<p>40 供給の中止または使用の制限もしくは中止 <u>託送約款等に定めるところにより、当該一般送配電事業者等は、供給時間中に電気の供給を中止し、またはお客さまに電気の使用を制限し、もしくは中止していただくことがあります。</u></p>
<p>41 制限または中止の料金割引 (1) 当社は、40（供給の中止または使用の制限もしくは中止）(4)によって、定額電灯、従量電灯および低圧電力に対する電気の供給を中止し、または電気の使用を制限し、もしくは中止した場合には、次の割引を行ない料金を算定いたします。ただし、その原因がお客さまの責めとなる理由による場合は、そのお客さまについては割引いたしません。 イ 割引の対象 定額電灯については需要家料金、電灯料金および小型機器料金の合計ならびに</p>	<p>41 制限または中止の料金割引 (1) 当社は、40（供給の中止または使用の制限もしくは中止）によって、定額電灯、従量電灯および低圧電力に対する電気の供給を中止し、または電気の使用を制限し、もしくは中止した場合には、次の割引を行ない料金を算定いたします。ただし、その原因がお客さまの責めとなる理由による場合は、そのお客さまについては割引いたしません。 イ 割引の対象 定額電灯については需要家料金、電灯料金および小型機器料金の合計ならびに</p>

現行（令和元年10月1日実施）	変更後（2023年4月1日実施）
<p>再生可能エネルギー発電促進賦課金，従量電灯Aについては最低料金および最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金，その他については基本料金（力率割引または割増しの適用を受ける場合はその適用後の基本料金といたします。）といたします。ただし，26（料金の算定）(1)イ，ロまたはハの場合は，制限または中止の日における契約内容に応じて算定される1月の金額といたします。</p> <p>ロ 割引率 1月中の制限し，または中止した延べ日数1日ごとに4パーセントといたします。</p> <p>ハ 制限または中止延べ日数の計算 延べ日数は，1日のうち延べ1時間以上制限し，または中止した日を1日として計算いたします。</p> <p>(2) (1)による延べ日数を計算する場合には，電気工作物の保守または増強のための工事の必要上当社がお客さまに3日前までにお知らせして行なう制限または中止は，1月につき1日を限って計算に入れません。この場合の1月につき1日とは，1暦月の1暦日における1回の工事による制限または中止の時間といたします。</p> <p>(3) 臨時電灯，公衆街路灯，臨時電力および農事用電力に対する供給の中止または使用の制限もしくは中止についても(1)および(2)に準じて割引を行ない料金を算定いたします。</p>	<p>再生可能エネルギー発電促進賦課金，従量電灯Aについては最低料金および最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金，その他については基本料金（力率割引または割増しの適用を受ける場合はその適用後の基本料金といたします。）といたします。ただし，26（料金の算定）(1)イ，ロまたはハの場合は，制限または中止の日における契約内容に応じて算定される1月の金額といたします。</p> <p>ロ 割引率 1月中の制限し，または中止した延べ日数1日ごとに4パーセントといたします。</p> <p>ハ 制限または中止延べ日数の計算 延べ日数は，1日のうち延べ1時間以上制限し，または中止した日を1日として計算いたします。</p> <p>(2) (1)による延べ日数を計算する場合には，電気工作物の保守または増強のための工事の必要上当該一般送配電事業者等がお客さまに3日前までにお知らせして行なう制限または中止は，1月につき1日を限って計算に入れません。この場合の1月につき1日とは，1暦月の1暦日における1回の工事による制限または中止の時間といたします。</p> <p>(3) 臨時電灯，公衆街路灯，臨時電力および農事用電力に対する供給の中止または使用の制限もしくは中止についても(1)および(2)に準じて割引を行ない料金を算定いたします。</p>
<p>42 損害賠償の免責</p> <p>(1) 40（供給の中止または使用の制限もしくは中止）(注)によって電気の供給を中止し，または電気の使用を制限し，もしくは中止した場合で，それが当社の責めとならない理由によるものであるときには，当社は，お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。</p> <p>(2) 36（供給の停止）によって電気の供給を停止した場合または48（解約等）によって需給契約を解約した場合もしくは需給契約が消滅した場合には，当社は，お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。</p> <p>(3) 漏電その他の事故が生じた場合で，それが当社の責めとならない理由によるものであるときには，当社は，お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。</p>	<p>42 損害賠償の免責</p> <p>(1) 40（供給の中止または使用の制限もしくは中止）によって電気の供給を中止し，または電気の使用を制限し，もしくは中止した場合で，それが当社の責めとならない理由によるものであるときには，当社は，お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。</p> <p>(2) 36（供給の停止）によって電気の供給を停止した場合または48（解約等）によって需給契約を解約した場合もしくは需給契約が消滅した場合には，当社は，お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。</p> <p>(3) 漏電その他の事故が生じた場合で，それが当社の責めとならない理由によるものであるときには，当社は，お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。</p>
<p>43 設備の賠償</p> <p>お客さまが故意または過失によって，その需要場所内の当社の電気工作物，電気機器その他の設備を損傷し，または亡失した場合は，その設備について次の金額を賠償していただきます。</p> <p>(1) 修理可能の場合 修理費</p> <p>(2) 亡失または修理不可能の場合</p>	<p>43 設備の賠償</p> <p>(1) お客さまが故意または過失によって，その需要場所内の当社の電気工作物，電気機器その他の設備を損傷し，または亡失した場合は，その設備について次の金額を賠償していただきます。</p> <p>イ 修理可能の場合 修理費</p> <p>ロ 亡失または修理不可能の場合</p>

現行（令和元年 10 月 1 日実施）	変更後（2023 年 4 月 1 日実施）
<p>帳簿価額と取替工費との合計額</p>	<p>帳簿価額と取替工費との合計額</p> <p><u>(2) お客さまが故意または過失によって、その需要場所内の当該一般送配電事業者等の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失したことにより、当社が当該一般送配電事業者等から賠償の請求を受けた場合は、当社は、その賠償に要する金額をお客さまに支払っていただきます。</u></p>
<p style="text-align: center;">VI 契約の変更および終了</p> <p>44 需給契約の変更 お客さまが電気の需給契約の変更を希望される場合は、Ⅱ（契約の申込み）に定める新たに電気の需給契約を希望される場合に準ずるものいたします。</p>	<p style="text-align: center;">VI 契約の変更および終了</p> <p>44 需給契約の変更 お客さまが電気の需給契約の変更を希望される場合は、Ⅱ（契約の申込み）に定める新たに電気の需給契約を希望される場合に準ずるものいたします。</p>
<p>45 名義の変更 相続その他の原因によって、新たなお客さまが、それまで電気の供給を受けていたお客さまの当社に対する電気の使用についてのすべての権利義務を受け継ぎ、引き続き電気の使用を希望される場合は、名義変更の手続きによることができます。この場合には、当社が文書による申出を必要とするときを除き、口頭、電話等により申し出ていただきます。</p>	<p>45 名義の変更 相続その他の原因によって、新たなお客さまが、それまで電気の供給を受けていたお客さまの当社に対する電気の使用についてのすべての権利義務を受け継ぎ、引き続き電気の使用を希望される場合は、名義変更の手続きによることができます。この場合には、当社が文書による申出を必要とするときを除き、口頭、電話等により申し出ていただきます。</p>
<p>46 需給契約の廃止 (1) お客さまが電気の使用を廃止しようとされる場合は、あらかじめその廃止期日を定めて、当社に通知していただきます。 当社は、原則として、お客さまから通知された廃止期日に需給を終了させるための適当な処置を行いません。 (2) 需給契約は、48（解約等）および次の場合を除き、お客さまが当社に通知された廃止期日に消滅いたします。 イ 当社がお客さまの廃止通知を廃止期日の翌日以降に受けた場合は、通知を受けた日に需給契約が消滅したものといたします。 ロ 当社の責めとならない理由（非常変災等の場合を除きます。）により需給を終了させるための処置ができない場合は、需給契約は需給を終了させるための処置が可能となった日に消滅するものいたします。</p>	<p>46 需給契約の廃止 (1) お客さまが電気の使用を廃止しようとされる場合は、あらかじめその廃止期日を定めて、当社に通知していただきます。 当該一般送配電事業者等は、原則として、お客さまから通知された廃止期日に需給を終了させるための適当な処置を行いません。 (2) 需給契約は、48（解約等）および次の場合を除き、お客さまが当社に通知された廃止期日に消滅いたします。 イ 当社がお客さまの廃止通知を廃止期日の翌日以降に受けた場合は、通知を受けた日に需給契約が消滅したものといたします。 ロ 当社または当該一般送配電事業者等の責めとならない理由（非常変災等の場合を除きます。）により当該一般送配電事業者等が需給を終了させるための処置ができない場合は、需給契約は需給を終了させるための処置が可能となった日に消滅するものいたします。</p>
<p>47 需給開始後の需給契約の廃止または変更にもなう料金および工事費の精算 お客さま（定額電灯、従量電灯A、臨時電灯、公衆街路灯および臨時電力のお客さま）</p>	<p>47 需給開始後の需給契約の廃止または変更にもなう料金および工事費の精算 お客さま（定額電灯、従量電灯A、臨時電灯、公衆街路灯および臨時電力のお客さま）</p>

現行（令和元年10月1日実施）	変更後（2023年4月1日実施）
<p>まを除きます。）が、契約容量または契約電力を新たに設定し、または増加された日以降1年に満たないで電気の使用を廃止しようとし、または契約容量もしくは契約電力を減少しようとする場合には、当社は、需給契約の消滅または変更の日に、次により料金および工事費をお客さまに精算していただきます。ただし、<u>当社</u>が将来の需要等を考慮して供給設備を常置する場合、または非常変災等やむをえない理由による場合を除きます。</p> <p>(1) 契約容量または契約電力を新たに設定された日以降1年に満たないで電気の使用を廃止しようとする場合</p> <p>イ 当社は、お客さまが契約容量または契約電力を新たに設定された日から電気の使用を廃止される日の前日までの期間の料金について、さかのぼって臨時電灯または臨時電力を適用いたします。この場合、当初から臨時電灯または臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。</p> <p>ロ 当社は、お客さまが契約容量または契約電力を新たに設定されたことにもない新たに施設した供給設備について、63（臨時工事費）の臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額を申し受けます。</p> <p>(2) 契約容量または契約電力を増加された日以降1年に満たないで電気の使用を廃止しようとする場合</p> <p>イ 当社は、お客さまが契約容量または契約電力を増加された日から電気の使用を廃止される日の前日までの期間の料金について、契約容量または契約電力を増加された日の前日の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分につきさかのぼって臨時電灯または臨時電力を適用いたします。この場合、当初から臨時電灯または臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。</p> <p>なお、臨時電灯または臨時電力を適用する使用電力量は、その期間の使用電力量について、増加前の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分と残余分の比であん分してえたものいたします。</p> <p>ロ 当社は、お客さまが契約容量または契約電力を増加されたことにもない新たに施設した供給設備について、63（臨時工事費）の臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額を申し受けます。</p> <p>(3) 契約容量または契約電力を新たに設定された日以降1年に満たないで契約容量または契約電力を減少しようとする場合</p> <p>イ 当社は、お客さまが契約容量または契約電力を新たに設定された日から契約容量または契約電力を減少される日の前日までの期間の料金について、減少される日以降の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分につきさかのぼって臨時電灯または臨時電力を適用いたします。この場合、当初から臨時電灯または臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。</p> <p>なお、臨時電灯または臨時電力を適用する使用電力量は、その期間の使用電力量について、減少後の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分と残余分の比であん分してえたものいたします。</p> <p>ロ 当社は、供給設備のうち減少契約容量または減少契約電力に見合う部分につい</p>	<p>まを除きます。）が、契約容量または契約電力を新たに設定し、または増加された日以降1年に満たないで電気の使用を廃止しようとし、または契約容量もしくは契約電力を減少しようとする場合には、当社は、需給契約の消滅または変更の日に、次により料金および工事費をお客さまに精算していただきます。ただし、<u>当該一般送配電事業者等</u>が将来の需要等を考慮して供給設備を常置する場合、または非常変災等やむをえない理由による場合を除きます。</p> <p>(1) 契約容量または契約電力を新たに設定された日以降1年に満たないで電気の使用を廃止しようとする場合</p> <p>イ 当社は、お客さまが契約容量または契約電力を新たに設定された日から電気の使用を廃止される日の前日までの期間の料金について、さかのぼって臨時電灯または臨時電力を適用いたします。この場合、当初から臨時電灯または臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。</p> <p>ロ 当社は、お客さまが契約容量または契約電力を新たに設定されたことにもない新たに施設した供給設備について、<u>当社が、当該一般送配電事業者等から託送約款等に定めるところにより、工事費の精算に係る請求を受けた場合は、当社は、お客さまからその金額を申し受けます。</u></p> <p>(2) 契約容量または契約電力を増加された日以降1年に満たないで電気の使用を廃止しようとする場合</p> <p>イ 当社は、お客さまが契約容量または契約電力を増加された日から電気の使用を廃止される日の前日までの期間の料金について、契約容量または契約電力を増加された日の前日の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分につきさかのぼって臨時電灯または臨時電力を適用いたします。この場合、当初から臨時電灯または臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。</p> <p>なお、臨時電灯または臨時電力を適用する使用電力量は、その期間の使用電力量について、増加前の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分と残余分の比であん分してえたものいたします。</p> <p>ロ 当社は、お客さまが契約容量または契約電力を増加されたことにもない新たに施設した供給設備について、<u>当社が、当該一般送配電事業者等から託送約款等に定めるところにより、工事費の精算に係る請求を受けた場合は、当社は、お客さまからその金額を申し受けます。</u></p> <p>(3) 契約容量または契約電力を新たに設定された日以降1年に満たないで契約容量または契約電力を減少しようとする場合</p> <p>イ 当社は、お客さまが契約容量または契約電力を新たに設定された日から契約容量または契約電力を減少される日の前日までの期間の料金について、減少される日以降の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分につきさかのぼって臨時電灯または臨時電力を適用いたします。この場合、当初から臨時電灯または臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。</p> <p>なお、臨時電灯または臨時電力を適用する使用電力量は、その期間の使用電力量について、減少後の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分と残余分の比であん分してえたものいたします。</p>

現行（令和元年10月1日実施）	変更後（2023年4月1日実施）
<p>て、63（臨時工事費）の臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額を申し受けます。</p> <p>(4) 契約容量または契約電力を増加された日以降1年に満たないで契約容量または契約電力を減少しようとする場合</p> <p>イ 当社は、お客さまが契約容量または契約電力を増加された日から契約容量または契約電力を減少される日の前日までの期間の料金について、減少される日以降の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分（減少される日以降の契約容量または契約電力が増加された日の前日の契約容量または契約電力を下回る場合は、増加された日の前日の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分といたします。）につきさかのぼって臨時電灯または臨時電力を適用いたします。この場合、当初から臨時電灯または臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。</p> <p>なお、臨時電灯または臨時電力を適用する使用電力量は、その期間の使用電力量について、減少後の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分（減少後の契約容量または契約電力が増加前の契約容量または契約電力を下回る場合は、増加前の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分といたします。）と残余分の比であん分してえたものといたします。</p> <p>ロ 当社は、供給設備のうち減少契約容量または減少契約電力に見合う部分について、63（臨時工事費）の臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額を申し受けます。</p>	<p>ロ 当社は、供給設備のうち減少契約容量または減少契約電力に見合う部分について、<u>当社が、当該一般送配電事業者等から託送約款等に定めるところにより、工事費の精算に係る請求を受けた場合は、当社は、お客さまからその金額を申し受けます。</u></p> <p>(4) 契約容量または契約電力を増加された日以降1年に満たないで契約容量または契約電力を減少しようとする場合</p> <p>イ 当社は、お客さまが契約容量または契約電力を増加された日から契約容量または契約電力を減少される日の前日までの期間の料金について、減少される日以降の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分（減少される日以降の契約容量または契約電力が増加された日の前日の契約容量または契約電力を下回る場合は、増加された日の前日の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分といたします。）につきさかのぼって臨時電灯または臨時電力を適用いたします。この場合、当初から臨時電灯または臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。</p> <p>なお、臨時電灯または臨時電力を適用する使用電力量は、その期間の使用電力量について、減少後の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分（減少後の契約容量または契約電力が増加前の契約容量または契約電力を下回る場合は、増加前の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分といたします。）と残余分の比であん分してえたものといたします。</p> <p>ロ 当社は、供給設備のうち減少契約容量または減少契約電力に見合う部分について、<u>当社が、当該一般送配電事業者等から託送約款等に定めるところにより、工事費の精算に係る請求を受けた場合は、当社は、お客さまからその金額を申し受けます。</u></p>
<p>48 解 約 等</p> <p>(1) 36（供給の停止）によって電気の供給を停止されたお客さまが当社の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合には、当社は、需給契約を解約することがあります。</p> <p>なお、この場合には、その旨をお客さまにお知らせいたします。</p> <p>(2) お客さまが、46（需給契約の廃止）(1)による通知をされないうで、その需要場所から移転され、電気を使用されていないことが明らかな場合には、当社が需給を終了させるための処置を行なった日に需給契約は消滅するものといたします。</p>	<p>48 解 約 等</p> <p>(1) 36（供給の停止）によって電気の供給を停止されたお客さまが当社<u>または当該一般送配電事業者等</u>の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合には、当社は、需給契約を解約することがあります。</p> <p>なお、この場合には、その旨をお客さまにお知らせいたします。</p> <p>(2) お客さまが、46（需給契約の廃止）(1)による通知をされないうで、その需要場所から移転され、電気を使用されていないことが明らかな場合には、当社<u>および当該一般送配電事業者等</u>が需給を終了させるための処置を行なった日に需給契約は消滅するものといたします。</p>
<p>49 需給契約消滅後の債権債務関係</p> <p>需給契約期間中の料金その他の債権債務は、需給契約の消滅によっては消滅いたしません。</p>	<p>49 需給契約消滅後の債権債務関係</p> <p>需給契約期間中の料金その他の債権債務は、需給契約の消滅によっては消滅いたしません。</p>

現行（令和元年10月1日実施）

変更後（2023年4月1日実施）

Ⅷ 供給方法および工事

Ⅶ 供給方法、工事および工事費の負担

50 需給地点および施設

- (1) 電気の需給地点（~~電気の需給が行なわれる地点をいいます。~~）は、~~当社~~の電線路または引込線とお客さまの電気設備との接続点といたします。
- ~~(2) 需給地点は、需要場所内の地点とし、当社の電線路から最短距離にある場所を基準としてお客さまと当社との協議によって定めます。ただし、次の場合には、お客さまと当社との協議により、需要場所以外の地点を需給地点とすることがあります。~~
- ~~イ 山間地、離島にある需要場所等、当社の電線路から遠隔地にあって将来においても周辺地域に他の需要が見込まれない需要場所に対して電気を供給する場合~~
 - ~~ロ 当社の立入りが困難な需要場所に対して電気を供給する場合~~
 - ~~ハ 1建物内の2以上の需要場所に電気を供給する場合で各需要場所までの電気設備が当社の管理の及ばない場所を通過することとなるとき。~~
 - ~~ニ 52（地中引込線）(4)により地中引込線によって電気を供給する場合~~
 - ~~ホ その他特別の事情がある場合~~
- ~~(3) 需給地点に至るまでの供給設備は、当社の所有とし、工事費負担金または臨時工事費として申し受ける金額を除き、当社の負担で施設いたします。~~
- ~~なお、当社は、お客さま（共同引込線による引込みで電気の供給を受ける複数のお客さまを含みます。）のみのためにお客さまの土地または建物に施設する引込線、変圧器、接続装置等の供給設備の施設場所をお客さまから無償で提供していただきます。~~
- ~~(4) 付帯設備（(3)によりお客さまの土地または建物に施設される供給設備を支持し、または収納する工作物およびその供給設備の施設上必要なお客さまの建物に付合する設備をいいます。）は、原則として、お客さまの所有とし、お客さまの負担で施設していただきます。この場合には、当社が付帯設備を無償で使用できるものといたします。~~

50 供給方法および工事

- (1) 電気の需給地点は、当該一般送配電事業者等の電線路または引込線とお客さまの電気設備との接続点といたします。
- (2) その他の供給方法および工事は、託送約款等に定めるところによるものといたします。

51 架空引込線

- ~~(1) 当社の電線路とお客さまの電気設備との接続を引込線によって行なう場合には、原則として架空引込線によるものとし、お客さまの建造物または補助支持物の引込線取付点までは、当社が施設いたします。この場合には、引込線取付点は、当社の電線路の最も適当な支持物から原則として最短距離の場所であって、堅固に施設できる点をお客さまと当社との協議によって定めます。~~
- ~~(2) 需給地点から引込開閉器に至るまでの配線（以下「引込口配線」といいます。）は、お客さまの所有とし、お客さまの負担で施設していただきます。~~
- ~~(3) 引込線を取り付けるためお客さまの需要場所内に設置する引込小柱等の補助支持物は、お客さまの所有とし、お客さまの負担で施設していただきます。~~
- ~~(4) 当社は、お客さまの承諾をえて、次により、お客さまの引込小柱を使用して他のお客さまへ電気を供給することがあります。~~

現行（令和元年 10 月 1 日実施）	変更後（2023 年 4 月 1 日実施）
<p>イ 当社は、お客様の引込小柱を使用して、他のお客様への引込線を施設いたします。この場合、その引込小柱から最短距離の場所にあるお客様の建造物または補助支持物の取付点に至るまでの引込口配線は引込線とし、その引込線および引込小柱の管理（材料費の負担を含みます。）は当社が行ないます。また、需給地点は、お客様へ引き込むための引込線の終端に変更いたします。</p> <p>ロ イにより当社が管理を行なう引込線または引込小柱を改修し、または撤去する場合は、当社が工事を行なうものとし、この場合に生ずる撤去材料は、お客様にお返しいたします。また、これにともない新たに施設される場合の引込線または引込小柱は、当社の所有とし、当社の負担で施設いたします。</p>	
<p>52 地中引込線</p> <p>(1) 架空引込線を施設することが法令上認められない場合または技術上、経済上もしくは地域的な事情により不相当と認められる場合で、当社の電線路とお客様の電気設備との接続を地中引込線によって行なうときには、次のイまたはロの最も電源側に近い接続点までを当社が施設いたします。</p> <p>イ お客様が需要場所内に施設する開閉器、断路器または接続装置の接続点</p> <p>ロ 当社が施設する計量器（付属装置を含みます。）または接続装置の接続点</p> <p>なお、当社は、お客様の土地または建物に接続装置を施設することがあります。</p> <p>(2) (1)により当社の電線路と接続する電気設備の施設場所は、当社の電線路の最も適当な支持物または分岐点から最短距離にあり、原則として、地中引込線の施設上とくに多額の費用を要する等特別の工事を必要とせず、かつ、安全に施設できる次のいずれにも該当する場所とし、お客様と当社との協議によって定めます。</p> <p>なお、これ以外の場合には、需要場所内の地中引込線は、お客様の所有とし、お客様の負担で施設していただきます。</p> <p>イ お客様の構内における地中引込線のこう長が50メートル程度以内の場所</p> <p>ロ 建物の3階以下にある場所</p> <p>ハ その他地中引込線の施設上特殊な工法、材料等を必要としない場所</p> <p>(3) 当社の電線路とお客様の電気設備との接続を地中引込線によって行なう場合の付帯設備は、次のものをいいます。</p> <p>イ 鉄管、暗きよ等お客様の土地または建物の壁面等に引込線をおさめるために施設される工作物</p> <p>ロ お客様の土地または建物に施設される基礎ブロック（接続装置を固定するためのものをいいます。）およびハンドホール</p> <p>ハ その他イまたはロに準ずる設備</p> <p>(4) 接続を架空引込線によって行なうことができる場合で、お客様の希望によりとくに地中引込線によって行なうときには、地中引込線は、原則として、お客様の所有とし、お客様の負担で施設していただきます。ただし、当社が、保安上または保守上適当と認めた場合は、(1)に準じて接続を行ないます。この場合、当社は、59（特別供給設備の工事費負担金）の工事費負担金を申し受けます。</p>	

現行（令和元年 10 月 1 日実施）	変更後（2023 年 4 月 1 日実施）
<p>53—接続引込線等</p> <p>(1) 当社は、建物の密集場所等特別の事情がある場所では、接続引込線（1 需要場所の引込線から分岐して支持物を経ないで他の需要場所の需給地点に至る引込線をいいます。）または共同引込線による引込みで電気を供給することがあります。この場合、当社は、分岐装置をお客さまの土地または建物に施設することがあります。</p> <p>なお、お客さまの電気設備との接続点までは、当社が施設いたします。</p> <p>(2) 当社は、お客さまの承諾をえて、次により、お客さまの引込口配線を使用して他のお客さまへ電気を供給することがあります。</p> <p>イ 当社は、お客さまの引込口配線から分岐して、他のお客さまへの接続引込線を施設いたします。この場合、その引込口配線の終端までは共同引込線とし、その管理（材料費の負担を含みます。）は当社が行ないます。また、需給地点は、当社が管理を行なう共同引込線の終端に変更いたします。</p> <p>ロ イにより当社が管理を行なう共同引込線を改修し、または撤去する場合は、当社が工事を行なうものとし、この場合に生ずる撤去材料は、お客さまにお返しいたします。また、これにともない新たに施設される共同引込線は、当社の所有とし、当社の負担で施設いたします。</p>	
<p>54—中高層集合住宅等への供給方法</p> <p>中高層集合住宅等の場合で、1 建物内の 2 以上の需要場所に電気を供給するときには、当社は、原則として共同引込線による 1 引込みで電気を供給いたします。</p> <p>なお、技術上その他やむをえない場合は、当社は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設し、電気を供給いたします。この場合、変圧器の 2 次側接続点までは、当社が施設いたします。</p>	
<p>55—引込線の接続</p> <p>当社の電線路または引込線とお客さまの電気設備との接続は、当社が行ないます。</p> <p>なお、お客さまの希望によって引込線の位置変更工事をする場合には、当社は、実費を申し受けます。</p>	
<p>56—計量器等の取付け</p> <p>(1) 料金の算定上必要な計量器（電力量計等をいいます。）、その付属装置（計量器箱、変成器、変成器箱、変成器の 2 次配線、通信装置、通信回線等をいいます。）および区分装置（時間を区分する装置等をいいます。）は、契約電力等に応じて当社が選定し、かつ、当社の所有とし、当社の負担で取り付けます。ただし、記録型計量器に記録された電力量計の値等を伝送するために当社がお客さまの電気工作物を使用する場合の当該電気工作物は計量器の付属装置とはいたしません。</p> <p>なお、次の場合には、お客さまの所有とし、お客さまの負担で取り付けていただくことがあります。</p>	

現行（令和元年10月1日実施）	変更後（2023年4月1日実施）
<p>イ お客様の希望によって計量器の付属装置を施設する場合</p> <p>ロ 変成器の2次配線等で、当社規格以外のケーブルを必要とし、またお客様の希望によりとくに長い配線を必要とするため多額の費用を要する場合</p> <p>(2) 計量器、その付属装置および区分装置の取付位置は、適正な計量ができ、かつ、検針、検査ならびに取付けおよび取外し工事が容易な場所（原則として屋外といたします。）とし、お客様と当社との協議によって定めます。</p> <p>また、集合住宅等の場合で、お客様の希望によって計量器、その付属装置および区分装置を建物内に取り付けたときには、お客様と当社との協議により、あらかじめ鍵の提出等解錠に必要な協力を行なっていただくことがあります。</p> <p>(3) 計量器、その付属装置および区分装置の取付場所は、お客様から無償で提供していただきます。また、(1)によりお客様が施設するものについては、当社が無償で使用できるものといたします。</p> <p>(4) 当社は、記録型計量器に記録された電力量計の値等を伝送するためお客様の電気工作物を使用することがあります。この場合には、当社が無償で使用できるものといたします。</p> <p>(5) お客様の希望によって計量器、その付属装置および区分装置の取付位置を変更する場合には、当社は、実費を申し受けます。</p> <p>(6) 16（従量電灯）(1)ホによって取り付ける装置については、当社の所有とし、当社の負担で取り付けます。この場合、その取付位置は、原則として屋外とし、取付場所は、お客様から無償で提供していただきます。</p>	
<p>57 専用供給設備</p> <p>(1) 当社は、次の場合には、59（特別供給設備の工事費負担金）の工事費負担金を申し受けてお客様の専用設備として供給設備を施設いたします。</p> <p>イ お客様がとくに希望され、かつ、他のお客様への供給に支障がないと認められる場合</p> <p>ロ 35（電気の使用にともなうお客様の協力）の場合</p> <p>ハ お客様の施設の保安上の理由、または需要場所およびその他周囲の状況から将来においても他の需要が見込まれない等の事情により、特定のお客様のみが使用されることになる供給設備を専用供給設備として施設することが適当と認められる場合</p> <p>(2) (1)の専用設備は、需給地点から需給地点に最も近い変電所までの電線路（配電盤、継電器およびその変電所の供給電圧と同位電圧のしゃ断器までの電線路を含みます。）に限ります。ただし、特別の事情がある場合は、供給電圧と同位の電線路およびこれに接続する変圧器（1次電圧側線路開閉器を含みます。）とすることがあります。</p> <p>(3) 当社は、供給設備を2以上のお客様が共用する専用供給設備とすることがあります。ただし、(1)イの場合は、次に該当する場合で、いずれのお客様にも承諾をいただいたときに限ります。</p> <p>イ 2以上のお客様が同時に申込みをされる場合で、いずれのお客様も専用供給設備から電気の供給を受けることを希望されるとき。</p>	

現行（令和元年10月1日実施）

変更後（2023年4月1日実施）

~~ロ お客さまが既に施設されている専用供給設備から電気の供給を受けることを希望される場合~~

VIII—工事費の負担

58—一般供給設備の工事費負担金

~~(1) お客さまが新たに電気を使用し、または契約電力等を増加される場合（新たに電気を使用される場合で、当該電気を使用される前から引き続き当社の供給設備を利用され、かつ、下位の供給電圧に変更される場合を除きます。）で、これにともない新たに施設される配電設備（専用供給設備を除きます。）の工事こう長が無償こう長（架空の場合は1,000メートル、地中の場合は150メートルといたします。）をこえるときには、当社は、その超過こう長に次の金額を乗じてえた金額を工事費負担金として申し受けます。~~

区—分	単—位	金—額
架空配電設備の場合	超過こう長1メートルにつき	3,410円
地中配電設備の場合	超過こう長1メートルにつき	27,280円

~~なお、張替えまたは添架を行なう場合は、架空配電設備についてはその工事こう長の60パーセント、地中配電設備についてはその工事こう長の20パーセントに相当する値を新たに施設される配電設備の工事こう長とみなします。~~

~~(2) 工事費負担金の対象となる供給設備は、需給地点から需給地点に最も近い供給変電所の引出口に施設されるしゃ断器の負荷側接続点に至るまでの配電設備といたします。~~

~~(3) 工事費負担金は、需給契約ごとに算定いたします。ただし、1需要場所において2以上の需給契約を結ぶ場合は、需要場所ごとに算定いたします。~~

~~(4) 2以上のお客さまが配電設備の全部または一部を共用する場合の工事費負担金の算定は、次によります。~~

~~イ 2以上のお客さまから共同して申込みがあった場合の工事費負担金は、その代表のお客さまによる1申込みとみなして算定いたします。この場合、無償こう長は、(1)の無償こう長にお客さまの数を乗じてえた値といたします。~~

~~ロ 2以上のお客さまから同時に申込みがあった場合の工事費負担金は、お客さまごとに算定いたします。この場合、それぞれのお客さまの配電設備の工事こう長については、共用される部分の工事こう長を共用するお客さまの数で除してえた値にそのお客さまが単独で使用される部分の工事こう長を加えた値を、新たに施設される配電設備の工事こう長といたします。~~

~~(5) 架空配電設備と地中配電設備とをあわせて施設する場合の(1)の超過こう長は、次により算定いたします。~~

~~イ 地中配電設備の超過こう長は、地中配電設備の工事こう長から地中配電設備の~~

現行（令和元年10月1日実施）	変更後（2023年4月1日実施）
<p>無償こう長を差し引いた値といたします。</p> <p>ロ 架空配電設備の超過こう長は、架空配電設備の工事こう長といたします。ただし、地中配電設備の工事こう長が地中配電設備の無償こう長を下回る場合は、次によります。</p> <p>架空配電設備の超過こう長</p> <p>= 架空配電設備の工事こう長 -</p> $\left[\frac{\text{地中配電設備の無償こう長} - \text{地中配電設備の工事こう長}}{\text{地中配電設備の無償こう長}} \right] \times \frac{\text{架空配電設備の無償こう長}}{\text{地中配電設備の無償こう長}}$ <p>(6) 次の言葉は、Ⅷ（工事費の負担）においてそれぞれ次の意味で使用いたします。</p> <p>イ 配電設備</p> <p>発電所または変電所から他の発電所または変電所を経ないで需給地点に至る供給設備をいい、電線、引込線、変圧器およびこれらを支持し、または収納する工作物（支持物、がいし、支線、暗きよ、管等をいいます。）を含みます。</p> <p>ロ 工事こう長</p> <p>別表10（標準設計基準）に定める設計（以下「標準設計」といいます。）にもとづき算定される需給地点から最も近い供給設備までの配電設備のこう長をいい、実際に施設されるこう長とは異なることがあります。</p> <p>なお、単位は、1メートルとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。</p> <p>(7) Ⅷ（工事費の負担）の各項において、契約電力等を増加される場合とは、次の値が増加する場合をいいます。</p> <p>イ 定額電灯、従量電灯A、臨時電灯A、臨時電灯B、公衆街路灯Aおよび公衆街路灯Bの場合の負荷設備の総容量</p> <p>ロ 契約容量</p> <p>ハ 契約電力</p> <p>なお、供給電気方式を交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは200ボルトから交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトに変更される場合は、契約電力等を増加されるものとみなします。</p>	
<p>59 特別供給設備の工事費負担金</p> <p>お客さまが新たに電気を使用し、または契約電力等を増加される場合（新たに電気を使用される場合で、当該電気を使用される前から引き続き当社の供給設備を利用され、かつ、下位の供給電圧に変更されるときを除きます。）で、これにともない新たに特別の供給設備を施設するときには、当社は、次の金額を工事費負担金として申し受けます。</p> <p>(1) お客さまの希望によって標準設計をこえる設計で供給設備を施設する場合は、標準設計で施設する場合の工事費（以下「標準設計工事費」といいます。）をこえる金額</p> <p>なお、標準設計をこえる設計で供給設備を施設する場合とは、次のいずれかに該当する場合をいいます。</p>	

現行（令和元年 10 月 1 日実施）	変更後（2023 年 4 月 1 日実施）
<p>イ お客さまへの供給に必要な標準設計をこえる電線、支持物または変圧器等を施設する場合</p> <p>ロ 架空配電設備で電気を供給できるにもかかわらず、地中配電設備を施設する場合</p> <p>ハ 標準設計による配電設備以外の配電設備から電気の供給を受ける場合</p> <p>ニ その他お客さまへの供給に必要な標準設計をこえる設計で供給設備を施設する場合</p> <p>また、この場合も 58（一般供給設備の工事費負担金）の工事費負担金を申し受けます。</p> <p>(2) 57（専用供給設備）によって専用供給設備を施設する場合は、その工事費の全額 なお、この場合には、工事費負担金の対象となる供給設備は、57（専用供給設備）(2)によるものといたします。</p>	
<p>60 供給設備を変更する場合の工事費負担金</p> <p>(1) 新たな電気の使用または契約電力等の増加にともなわないで、お客さまの希望によって供給設備を変更する場合（新たに電気を使用される場合で、当該電気を使用される前から引き続き当社の供給設備を利用され、かつ、下位の供給電圧に変更されるときを含みます。また、お客さまとの電気の需給に直接関係する場合に限りま ず。）は、55（引込線の接続）または 56（計量器等の取付け）によって実費を申し受ける場合を除き、当社は、その工事費の全額を工事費負担金として申し受けます。</p> <p>(2) 35（電気の使用にともなうお客さまの協力）によって供給設備を変更する場合には、当社は、その工事費の全額を工事費負担金として申し受けます。</p>	
<p>61 特別供給設備等の工事費の算定</p> <p>59（特別供給設備の工事費負担金）および 60（供給設備を変更する場合の工事費負担金）の場合の工事費は、次により算定いたします。</p> <p>(1) 工事費は、お客さまが標準設計をこえる設計によることを希望される場合を除き、次により算定した標準設計工事費といたします。</p> <p>イ 標準設計工事費は、工事費負担金の対象となる供給設備の工事に要する材料費、工費および諸掛りの合計額といたします。</p> <p>ロ 材料費は、払出時の単価（電気事業会計規則に定められた方法によって算出した貯蔵品の払出単価等をいいます。）によって算定いたします。</p> <p>ハ 撤去工事がある場合は、イにより算定される工事費の合計額から撤去後の資材の残存価額を差し引いた金額に、撤去する場合の諸工費（諸掛りを含みます。）を加えた金額といたします。</p> <p>ニ お客さまの希望により暫定的に利用される供給設備を施設する場合の工事費は、63（臨時工事費）に準じて算定いたします。</p> <p>(2) お客さまが標準設計をこえる設計によることを希望される場合の工事費は、(1)に準じて算定いたします。</p>	

現行（令和元年10月1日実施）	変更後（2023年4月1日実施）
<p>(3) 59（特別供給設備の工事費負担金）(1)の場合で、その工事費を58（一般供給設備の工事費負担金）(1)に定める超過こう長1メートル当たりの金額にもとづいて算定することが適当と認められるときは、(1)および(2)にかかわらず、標準設計をこえる設計で施設される供給設備の工事費および標準設計工事費をいずれも58（一般供給設備の工事費負担金）(1)にもとづいて算定いたします。この場合、超過こう長1メートル当たりの金額を新たに施設される配電設備の全工事こう長に適用して工事費を算定いたします。</p> <p>(4) 当社が将来の需要を考慮してあらかじめ施設した鉄塔、管路等を利用して電気を供給する場合は、新たに施設される電線路に必要なとされる回線数、管路孔数等に応じて次により算定した金額を電線路の工事費に算入いたします。</p> <p>イ 鉄塔を利用して電気を供給する場合</p> $\text{工事費} \times \frac{\text{使用回線数}}{\text{施設回線数}}$ <p>ロ 管路等を利用して電気を供給する場合</p> $\text{工事費} \times \frac{\text{使用孔数}}{\text{施設孔数} - \text{予備孔数}}$	
<p>62 工事費負担金の申受けおよび精算</p> <p>(1) 当社は、工事費負担金を工事着手前に申し受けます。ただし、お客さまに特別の事情がある場合は、工事費負担金を工事着手後に申し受けることがあります。この場合、需給開始日までに申し受けます。</p> <p>(2) お客さまが希望される場合または当社が必要とする場合は、工事費負担金に関する必要な事項について、工事着手前に工事費負担金契約書を作成いたします。</p> <p>(3) 工事費負担金は、次の場合には、工事完成後すみやかに精算するものといたします。</p> <p>イ 58（一般供給設備の工事費負担金）にもとづき算定される場合は、次に該当するとき。</p> <p>(イ) 設計変更等により、架空配電設備または地中配電設備のいずれかの工事こう長の変更の差異が5パーセントをこえる場合</p> <p>(n) その他特別の事情により、工事費負担金に差異が生じた場合</p> <p>ロ 59（特別供給設備の工事費負担金）(58〔一般供給設備の工事費負担金〕)の超過こう長1メートル当たりの金額にもとづいて工事費を算定する場合は、イに準ずるものといたします。) および 60（供給設備を変更する場合の工事費負担金）にもとづき算定される場合は、次に該当するとき。</p> <p>(イ) 設計変更により、電柱（鉄塔、鉄柱を含みます。）、電線および変圧器等の主要材料の規格が変更となる場合、または主要材料の数量の変更（低圧引込線を除きます。）の差異が5パーセントをこえる場合</p> <p>(n) 設計時と払出時との間で材料費の単価に変動が生じた場合（設計から払出しまでの期間が短いときを除きます。)</p> <p>(r) その他特別の事情により、工事費負担金に著しい差異が生じた場合</p>	<p>51 工事費負担金等の申受けおよび精算</p> <p>(1) <u>当社が当該一般送配電事業者等から、託送約款等に定めるところにより、お客さまへの電気の供給にともなう工事等に係る工事費負担金、費用の実費または実費相当額等（以下「工事費負担金等」といいます。）の請求を受けた場合は、当社は、その金額を原則として工事着手前にお客さまから申し受けます。</u></p> <p>(2) <u>お客さまが希望される場合または当社が必要とする場合は、工事費負担金に関する必要な事項について、工事着手前に工事費負担金契約書を作成いたします。</u></p> <p>(3) <u>当該一般送配電事業者等から工事完成後、工事費負担金等の精算を受けた場合は、当社は、工事費負担金等をすみやかに精算するものといたします。</u></p> <p>(4) <u>託送約款等に定めるところにより、当社の負担で施設し、または取り付けることとされている設備等については、原則として、お客さまの所有とし、お客さまの負担で施設し、または取り付けていただきます。</u></p> <p>(5) <u>お客さまの都合によって需給開始に至らないで申込みを取消しまたは変更される場合で、当社が当該一般送配電事業者等から、託送約款等に定めるところにより、費用の実費または実費相当額等の請求を受けたときは、当社は、その金額をお客さまから申し受けます。</u></p>

現行（令和元年 10 月 1 日実施）	変更後（2023 年 4 月 1 日実施）
<p>(4) 当社は、お客様の承諾をえて、専用供給設備を専用供給設備以外の供給設備に変更することがあります。 なお、その変更が供給設備を施設してから10年以内に行なわれる場合は、その専用供給設備を施設したときにさかのぼって専用供給設備以外の供給設備として算定した工事費負担金と既に申し受けた工事費負担金との差額をお返しいたします。</p> <p>(5) 居住用の分譲地として整備された地域等において、原則として1年以内にすべての建物が施設される場合で、すべてのお客様が共同して申込みをされたときには、当社は、施設を予定しているすべての建物に対する工事こう長のうち無償こう長にお客さまの数の70パーセントの値を乗じてえた値をこえる部分を超過こう長として算定される 58（一般供給設備の工事費負担金）の工事費負担金を当初に申し受けます。 また、工事費負担金契約書に定める期日に既に供給を開始しているお客さまの数により工事費負担金を精算いたします。この場合の精算の対象となる工事こう長は、共同して申込みをされたお客さまの数と供給を開始したお客さまの数とが異なる場合であっても、施設された配電設備に応じたものといたします。</p>	
<p>63 臨時工事費</p> <p>(1) 17（臨時電灯）または 20（臨時電力）によって電気の供給を受けるお客さまのために新たに供給設備を施設する場合には、当社は、新たに施設する供給設備の工事費にその設備を撤去する場合の諸工費（諸掛りを含みます。）を加えた金額から、その撤去後の資材の残存価額を差し引いた金額を、臨時工事費として、原則として工事着手前に申し受けます。 なお、撤去後の資材の残存価額は、変圧器、開閉器等の機器についてはその価額の95パーセント、その他の設備についてはその価額の50パーセントといたします。</p> <p>(2) 臨時工事費を申し受ける場合は、58（一般供給設備の工事費負担金）、59（特別供給設備の工事費負担金）および 60（供給設備を変更する場合の工事費負担金）の工事費負担金は申し受けません。</p> <p>(3) 新たに施設する供給設備のうち、当社が将来の需要等を考慮して常置し、かつ、無償こう長に相当する部分については臨時工事費を申し受けません。</p> <p>(4) 臨時工事費の精算は、62（工事費負担金の申受けおよび精算）(3)ロの場合に準ずるものといたします。</p>	
<p>64 需給開始に至らないで需給契約を廃止または変更される場合の費用の申受け</p> <p>供給設備の一部または全部を施設した後、お客さまの都合によって需給開始に至らないで需給契約を廃止または変更される場合は、当社は、要した費用の実費を申し受けます。 なお、実際に供給設備の工事を行なわなかった場合であっても、測量監督等に多額の費用を要したときは、その実費を申し受けます。</p>	

現行（令和元年 10 月 1 日実施）	変更後（2023 年 4 月 1 日実施）
<p style="text-align: center;">IX 保 安</p> <p>65 保安の責任 当社は、需給地点に至るまでの供給設備および計量器等需要場所内の当社の電気工作物について、保安の責任を負います。</p>	<p style="text-align: center;">VIII 保 安</p> <p>52 保安の責任 <u>託送約款等に定めるところにより</u>、<u>当該一般送配電事業者等</u>は、需給地点に至るまでの供給設備（<u>当該一般送配電事業者等が所有権を有さない設備を除きます。</u>）および計量器等需要場所内の<u>当該一般送配電事業者等</u>の電気工作物について、保安の責任を負います。</p>
<p>66 調 査</p> <p>(1) 当社は、法令で定めるところにより、お客さまの電気工作物が技術基準に適合しているかどうかを調査いたします。 なお、係員は、所定の証明書を提示いたします。</p> <p>(2) 調査は、次の事項について行ないます。ただし、必要がないと認められる場合には、その一部を省略することがあります。 イ 絶縁抵抗値または漏えい電流値の測定 ロ 接地抵抗値の測定 ハ 点検</p> <p>(3) 当社は、(1)の調査の結果、技術基準に適合していると認めるときはその旨を、適合していないと認めるときは技術基準に適合させるためにとるべき措置およびその措置をとらなかった場合に生ずると予想される結果を、お客さまにお知らせいたします。 なお、調査結果の通知は、調査年月日、係員、調査についての照会先等を記載した文書により、原則として調査時に行ないます。</p>	<p>53 調 査</p> <p><u>当該一般送配電事業者等</u>は、法令<u>および託送約款等に</u>定めるところにより、お客さまの電気工作物が技術基準に適合しているかどうかを調査いたします。 なお、係員は、所定の証明書を提示いたします。</p>
<p>67 調査等の委託</p> <p>(1) 当社は、66（調査）の業務の全部または一部を経済産業大臣の登録を受けた調査機関（以下「登録調査機関」といいます。）に委託することがあります。 (2) 当社は、(1)によって委託した場合には、委託先の名称、所在地および委託した業務内容等を記載した文書等により、お客さまにお知らせいたします。</p>	
<p>68 調査に対するお客さまの協力</p> <p>(1) お客さまが電気工作物の変更の工事を行なった場合には、その工事が完成したとき、すみやかにその旨を当社または登録調査機関に通知していただきます。 (2) 当社は、66（調査）(1)により調査を行なうにあたり、必要があるときは、お客さまの承諾をえて電気工作物の配線図を提示していただきます。</p>	<p>54 調査に対するお客さまの協力</p> <p>(1) お客さまが電気工作物の変更の工事を行なった場合には、その工事が完成したとき、すみやかにその旨を当社、<u>当該一般送配電事業者等</u>または経済産業大臣の登録を受けた調査機関に通知していただきます。 (2) <u>託送約款等に定めるところにより</u>、<u>当該一般送配電事業者等</u>は、53（調査）により調査を行なうにあたり、必要があるときは、お客さまの承諾をえて電気工作物の配線図を提示していただきます。</p>

現行（令和元年 10 月 1 日実施）	変更後（2023 年 4 月 1 日実施）
<p>69 保安に対するお客さまの協力</p> <p>(1) 次の場合には、お客さまからすみやかにその旨を当社に通知していただきます。この場合には、当社は、ただちに適切な処置をいたします。</p> <p>イ お客さまが、引込線、計量器等その需要場所内の当社の電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合</p> <p>ロ お客さまが、お客さまの電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあり、それが当社の供給設備に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合</p> <p>(2) お客さまが当社の供給設備に直接影響を及ぼすような物件（発電設備を含みます。）の設置、変更または修繕工事をされる場合は、あらかじめその内容を当社に通知していただきます。また、物件の設置、変更または修繕工事をされた後、その物件が当社の供給設備に直接影響を及ぼすこととなった場合には、すみやかにその内容を当社に通知していただきます。これらの場合において、保安上とくに必要があるときには、当社は、お客さまにその内容の変更をしていただくことがあります。</p>	<p>55 保安に対するお客さまの協力</p> <p>(1) <u>託送約款等に定めるところにより</u>、次の場合には、お客さまからすみやかにその旨を<u>当該一般送配電事業者等</u>に通知していただきます。この場合には、<u>当該一般送配電事業者等</u>は、ただちに適切な処置をいたします。</p> <p>イ お客さまが、引込線、計量器等その需要場所内の<u>当該一般送配電事業者等</u>の電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合</p> <p>ロ お客さまが、お客さまの電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあり、それが<u>当該一般送配電事業者等</u>の供給設備に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合</p> <p>(2) お客さまが<u>当該一般送配電事業者等</u>の供給設備に直接影響を及ぼすような物件（発電設備を含みます。）の設置、変更または修繕工事をされる場合は、あらかじめその内容を<u>当該一般送配電事業者等</u>に通知していただきます。また、物件の設置、変更または修繕工事をされた後、その物件が<u>当該一般送配電事業者等</u>の供給設備に直接影響を及ぼすこととなった場合には、すみやかにその内容を<u>当該一般送配電事業者等</u>に通知していただきます。これらの場合において、保安上とくに必要があるときには、<u>当該一般送配電事業者等</u>は、お客さまにその内容の変更をしていただくことがあります。</p>
<p>70 検査または工事の受託</p> <p>(1) お客さまは、保安上必要な電気工作物の検査を当社に申し込むことができます。</p> <p>(2) (1)の申込みを受けた場合には、当社は、すみやかに検査を行いません。この場合には、当社は、検査料として実費を申し受けます。ただし、軽易なものについては、無料とすることがあります。</p> <p>(3) お客さまは、保安上必要な電気工作物の工事を当社に申し込むことができます。</p> <p>(4) (3)の申込みを受けた場合には、当社は、できる限りこれを受託いたします。受託したときには、当社は、実費を申し受けます。ただし、電線被覆損傷箇所のテープ巻き等の軽易なものについては、材料費（消耗品を除きます。）のみを申し受けます。</p>	
<p>71 自家用電気工作物</p> <p>お客さまの電気工作物のうち自家用電気工作物については、この供給約款のうち次のものは、適用いたしません。</p> <p>(1) 66（調査）</p> <p>(2) 67（調査等の委託）</p> <p>(3) 68（調査に対するお客さまの協力）</p> <p>(4) 70（検査または工事の受託）</p>	<p>56 自家用電気工作物</p> <p>お客さまの電気工作物のうち自家用電気工作物については、この供給約款のうち次のものは、適用いたしません。</p> <p>(1) <u>53（調査）</u></p> <p>(2) <u>54（調査に対するお客さまの協力）</u></p>

現行（令和元年10月1日実施）	変更後（2023年4月1日実施）
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 この供給約款の実施期日 この供給約款は、令和元年10月1日から実施いたします。</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 この供給約款の実施期日 この供給約款は、<u>2023年4月1日</u>から実施いたします。</p>
<p>2 需要場所についての特別措置</p> <p>(1) 適用</p> <p>イ 8（需要場所）(1)に定める1構内または8（需要場所）(2)に定める1建物（以下「原需要場所」といいます。）において、ロに定める特例設備を新たに使用する際に、ロに定める特例設備が施設された区域または部分（以下「特例区域等」といいます。）のお客さまからこの特別措置の適用の申出がある場合で、次のいずれにも該当するときは、8（需要場所）にかかわらず、当分の間、1原需要場所につき、ロ(イ)または(ロ)それぞれ1特例区域等に限り、1需要場所といたします。ただし、電気事業法施行規則附則第17条第2項に定める2のサービスエリア等からなる原需要場所において、当該それぞれのサービスエリア等に特例区域等がある場合で、ロ(イ)に定める急速充電設備等（以下「急速充電設備等」といいます。）を使用する各特例区域等のお客さまから、急速充電設備等を新たに使用する（この特別措置の適用の申出の際現にこの特別措置の適用を受ける特例区域等において急速充電設備等を使用している場合は、新たに使用するものとみなします。）際に、この特別措置の適用の申出があり、かつ、各特例区域等が次のいずれにも該当するときは、急速充電設備等について、8（需要場所）にかかわらず、当分の間、当該それぞれのサービスエリア等につき、それぞれ1特例区域等に限り、1需要場所といたします。</p> <p>(イ) 特例区域等にロに定める特例設備以外の負荷設備がないこと。また、ロ(ロ)に定める特例設備の場合は、原需要場所から特例区域等を除いた区域または部分（以下「非特例区域等」といいます。）においてロ(ロ)に定める特例設備以外の負荷設備があること。</p> <p>(ロ) 次の事項について、非特例区域等のお客さまの承諾をえていること。</p> <p> a 非特例区域等について、8（需要場所）に準じて需要場所を定めること。</p> <p> b 当社が特例区域等における業務を実施するため、34（需要場所への立入りによる業務の実施）に準じて、非特例区域等のお客さまの土地または建物に立ち入らせていただく場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただくこと。</p> <p>(ハ) 特例区域等と非特例区域等の間が外観上区分されていること。</p> <p>(ニ) 特例区域等と非特例区域等の配線設備が相互に分離して施設されていること。</p> <p>(ホ) 当社が非特例区域等における業務を実施するため、34（需要場所への立入りによる業務の実施）に準じて、特例区域等のお客さまの土地または建物に立ち入らせていただく場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務</p>	

現行（令和元年10月1日実施）	変更後（2023年4月1日実施）
<p>を実施することを承諾していただくこと。</p> <p>ロ 特例設備は、次のものをいいます。</p> <p>(イ) 急速充電設備等 電気事業法施行規則附則第17条第1項第1号に定める電気自動車専用急速充電設備およびその使用に直接必要な電灯その他これに準ずるもの。</p> <p>(ロ) 認定発電設備等 電気事業法施行規則附則第17条第1項第2号に定める認定発電設備およびその使用に直接必要な電灯その他これに準ずるもの。</p> <p>(2) 工事費の負担 特例区域等のお客さまが新たに電気を使用し、または契約電力等を増加される場合（新たに電気を使用される場合で、当該電気を使用される前から引き続き当社の供給設備を利用され、かつ、下位の供給電圧に変更される時を除きます。）で、これにともない新たに供給設備を施設するときには、当社は、58（一般供給設備の工事費負担金）または59（特別供給設備の工事費負担金）にかかわらず、その工事費の全額を工事費負担金として申し受けます。 なお、VIII（工事費の負担）の適用については、59（特別供給設備の工事費負担金）の場合に準ずるものといたします。</p>	
<p>3 計量器の読みにかかわる取扱い 乗率を有しない記録型計量器により計量する場合の計量器の読みは、25（使用電力量の計量）(2)ロにかかわらず、当分の間、整数位までといたします。 なお、この取扱いを終了する場合は、当社は、あらかじめその旨をお客さまにお知らせいたします。</p>	
<p>4 料金（口座振替割引契約）についての特別措置</p> <p>(1) 適用範囲 定額電灯、従量電灯、臨時電灯、公衆街路灯、低圧電力、臨時電力または農事用電力として電気の供給を受けるお客さまで、お客さまが(4)に定める方法によって料金を支払っていただくことが可能であり、かつ、お客さまが口座振替割引契約の適用を希望される場合に、当分の間、適用いたします。</p> <p>(2) 契約の成立 口座振替割引契約は、お客さまの申込みを当社が承諾し、かつ、お客さまの指定する金融機関等が所定の手続きを完了し当社に通知したときに成立いたします。 なお、この場合、当社は契約成立の旨をお客さまにお知らせいたします。</p> <p>(3) 料金 イ 各月の料金は、次の算式により算定された金額からロの口座振替割引額を差し引いたものに再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額を加えたものといたします。ただし、次の算式により算定された金額が、口座振替割引額</p>	<p>2 料金（口座振替割引契約）についての特別措置</p> <p>(1) 適用範囲 定額電灯、従量電灯、臨時電灯、公衆街路灯、低圧電力、臨時電力または農事用電力として電気の供給を受けるお客さまで、お客さまが(4)に定める方法によって料金を支払っていただくことが可能であり、かつ、お客さまが口座振替割引契約の適用を希望される場合に、当分の間、適用いたします。</p> <p>(2) 契約の成立 口座振替割引契約は、お客さまの申込みを当社が承諾し、かつ、お客さまの指定する金融機関等が所定の手続きを完了し当社に通知したときに成立いたします。 なお、この場合、当社は契約成立の旨をお客さまにお知らせいたします。</p> <p>(3) 料金 イ 各月の料金は、次の算式により算定された金額からロの口座振替割引額を差し引いたものに再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額を加えたものといたします。ただし、次の算式により算定された金額が、口座振替割引額</p>

現行（令和元年 10 月 1 日実施）	変更後（2023 年 4 月 1 日実施）				
<p>を下回る場合の口座振替割引額は次の算式により算定された金額と同額といたします。</p> <p>定額電灯，従量電灯，臨時電灯，公衆街路灯，低圧電力，臨時電力 または農事用電力によって料金として算定された金額</p> <p style="text-align: center;">再生可能エネルギー発電促進賦課金 － として算定された金額</p> <p>ロ 口座振替割引額 口座振替割引額は，1 月につき次のとおりといたします。</p> <table border="1" data-bbox="224 467 873 531"> <tr> <td>1 契約につき</td> <td>55円00銭</td> </tr> </table> <p>ただし，次の場合には口座振替割引を適用いたしません。</p> <p>(イ) その1月の料金の支払義務発生日の前月の支払義務発生日に発生した料金の支払方法等が，(4)によって行なわれていない場合のその1月の料金</p> <p>(ロ) その1月の料金の支払義務発生日に発生した料金が，(4)イ(イ)によって支払われない場合のその1月の料金</p> <p>(ハ) 需給契約消滅日の前日を料金の算定期間を含むその1月の料金</p> <p>(4) 料金の支払方法等 料金の支払方法等は，次のいずれにも該当する方法で行なっていただきます。</p> <p>イ 料金の支払方法</p> <p>(イ) お客さまが指定する金融機関等の口座から当社の口座へ毎月継続的に振り替える（以下「口座振替」といいます。）こと。</p> <p>(ロ) 当社の口座への振替が毎月1回目の請求で完了すること。</p> <p>ロ 料金の振替結果のお知らせ</p> <p>(イ) 定額制供給または農事用電力の契約に適用する場合は，電気料金の振替結果の通知を原則として年1回当社の指定した月に当社指定の様式で行なうこと。ただし，年の途中で契約が廃止された場合については振替結果の通知をいたしません。</p> <p>(ロ) 定額制供給および農事用電力を除く契約に適用する場合は，電気料金の振替結果の通知を原則として翌月の検針結果のお知らせ時に当社指定の様式で行なうこと。</p> <p>(5) その他 口座振替割引契約を適用する場合は，当社は口座振替による料金収納ができなかった場合を除き，請求書の発行はいたしません。</p>	1 契約につき	55円00銭	<p>を下回る場合の口座振替割引額は次の算式により算定された金額と同額といたします。</p> <p>定額電灯，従量電灯，臨時電灯，公衆街路灯，低圧電力，臨時電力 または農事用電力によって料金として算定された金額</p> <p style="text-align: center;">再生可能エネルギー発電促進賦課金 － として算定された金額</p> <p>ロ 口座振替割引額 口座振替割引額は，1 月につき次のとおりといたします。</p> <table border="1" data-bbox="1202 467 1852 531"> <tr> <td>1 契約につき</td> <td>55円00銭</td> </tr> </table> <p>ただし，次の場合には口座振替割引を適用いたしません。</p> <p>(イ) その1月の料金の支払義務発生日の前月の支払義務発生日に発生した料金の支払方法等が，(4)によって行なわれていない場合のその1月の料金</p> <p>(ロ) その1月の料金の支払義務発生日に発生した料金が，(4)イ(イ)によって支払われない場合のその1月の料金</p> <p>(ハ) 需給契約消滅日の前日を料金の算定期間を含むその1月の料金</p> <p>(4) 料金の支払方法等 料金の支払方法等は，次のいずれにも該当する方法で行なっていただきます。</p> <p>イ 料金の支払方法</p> <p>(イ) お客さまが指定する金融機関等の口座から当社の口座へ毎月継続的に振り替える（以下「口座振替」といいます。）こと。</p> <p>(ロ) 当社の口座への振替が毎月1回目の請求で完了すること。</p> <p>ロ 料金の振替結果のお知らせ</p> <p>(イ) 定額制供給または農事用電力の契約に適用する場合は，電気料金の振替結果の通知を原則として年1回当社の指定した月に当社指定の様式で行なうこと。ただし，年の途中で契約が廃止された場合については振替結果の通知をいたしません。</p> <p>(ロ) 定額制供給および農事用電力を除く契約に適用する場合は，電気料金の振替結果の通知を原則として翌月の検針結果のお知らせ時に当社指定の様式で行なうこと。</p> <p>(5) その他 口座振替割引契約を適用する場合は，当社は口座振替による料金収納ができなかった場合を除き，請求書の発行はいたしません。</p>	1 契約につき	55円00銭
1 契約につき	55円00銭				
1 契約につき	55円00銭				
<p>5 従量電灯のお客さまの共同住宅の料金算定にかかわる取扱い</p> <p>(1) 従量電灯のお客さまで，共同住宅（1建物に2以上の世帯が居住されている住宅をいいます。）の各戸または各居室（以下「各戸」といいます。）が独立の需要場所となりえないため，1需給契約を結んでいる場合の料金は，当分の間，次のいずれ</p>	<p>3 従量電灯のお客さまの共同住宅の料金算定にかかわる取扱い</p> <p>(1) 従量電灯のお客さまで，共同住宅（1建物に2以上の世帯が居住されている住宅をいいます。）の各戸または各居室（以下「各戸」といいます。）が独立の需要場所となりえないため，1需給契約を結んでいる場合の料金は，当分の間，次のいずれ</p>				

現行（令和元年10月1日実施）	変更後（2023年4月1日実施）																																																												
<p>かに該当する場合を除いて、(2)により算定いたします。</p> <p>なお、この場合、お客さまからあらかじめ申し出ていただきます。</p> <p>イ 1建物からなる住宅の場合で、各戸がそれぞれ隔壁で明確に区分されていないとき。</p> <p>ロ 1建物からなる住宅の場合で、各戸がそれぞれ隔壁で明確に区分されている場合であっても、各戸ごとの生活が独立していないと認められるとき。</p> <p>(2) 料金は、16（従量電灯）(1)ニおよび(2)ホにかかわらず、各戸ごとに従量電灯Aを適用したものとみなして、1月の使用電力量を各戸数で除してえた値（キロワット時）により算定した金額に、各戸数を乗じてえた金額といたします。</p>	<p>かに該当する場合を除いて、(2)により算定いたします。</p> <p>なお、この場合、お客さまからあらかじめ申し出ていただきます。</p> <p>イ 1建物からなる住宅の場合で、各戸がそれぞれ隔壁で明確に区分されていないとき。</p> <p>ロ 1建物からなる住宅の場合で、各戸がそれぞれ隔壁で明確に区分されている場合であっても、各戸ごとの生活が独立していないと認められるとき。</p> <p>(2) 料金は、16（従量電灯）(1)ニおよび(2)ホにかかわらず、各戸ごとに従量電灯Aを適用したものとみなして、1月の使用電力量を各戸数で除してえた値（キロワット時）により算定した金額に、各戸数を乗じてえた金額といたします。</p>																																																												
<p>6. 農事用電力（脱穀調整用電力）のお客さまについての特別措置</p> <p>この供給約款実施の際現に変更前の電気供給約款（以下「旧供給約款」といいます。）附則6（農事用電力〔脱穀調整用電力〕のお客さまについての特別措置）の適用を受け、脱穀調整用電力を毎年、一定期間を限り、30日以上継続して使用しているお客さまの料金その他の供給条件は、次のとおりといたします。</p> <p>(1) 契約電力</p> <p>契約電力は、負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって定めます。</p> <p>(2) 料金</p> <p>料金は、1年（毎年4月1日から起算いたします。）につき次によって算定された金額および定額制供給の臨時電力に準じて算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。</p> <table border="1" data-bbox="197 903 972 1114"> <thead> <tr> <th>契約電力 契約 使用期間</th> <th>0.5キロ ワット</th> <th>1キロ ワット</th> <th>2キロ ワット</th> <th>3キロ ワット</th> <th>3キロワットをこ え1キロワットを 増すごとに</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>最初の30日まで</td> <td>3,848円90銭</td> <td>5,482円40銭</td> <td>8,705円40銭</td> <td>11,948円20銭</td> <td>3,117円40銭</td> </tr> <tr> <td>30日をこえる 1日につき</td> <td>29円70銭</td> <td>45円10銭</td> <td>97円90銭</td> <td>148円50銭</td> <td>53円90銭</td> </tr> </tbody> </table> <p>ただし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 26,000円を下回る場合は、定額制供給の臨時電力に準じて算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 26,000円を上回る場合は、定額制供給の臨時電力に準じて算定された燃料費調整額を加えたものといたします。この場合、基準単価は、次のとおりといたします。</p> <table border="1" data-bbox="197 1273 972 1420"> <thead> <tr> <th>契約電力</th> <th>0.5キロ ワット</th> <th>1キロ ワット</th> <th>2キロ ワット</th> <th>3キロ ワット</th> <th>3キロワットをこ え1キロワットを 増すごとに</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1日につき</td> <td>32銭2厘</td> <td>64銭4厘</td> <td>1円28銭8厘</td> <td>1円93銭2厘</td> <td>64銭4厘</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 支払義務発生日</p>	契約電力 契約 使用期間	0.5キロ ワット	1キロ ワット	2キロ ワット	3キロ ワット	3キロワットをこ え1キロワットを 増すごとに	最初の30日まで	3,848円90銭	5,482円40銭	8,705円40銭	11,948円20銭	3,117円40銭	30日をこえる 1日につき	29円70銭	45円10銭	97円90銭	148円50銭	53円90銭	契約電力	0.5キロ ワット	1キロ ワット	2キロ ワット	3キロ ワット	3キロワットをこ え1キロワットを 増すごとに	1日につき	32銭2厘	64銭4厘	1円28銭8厘	1円93銭2厘	64銭4厘	<p>4. 農事用電力（脱穀調整用電力）のお客さまについての特別措置</p> <p>この供給約款実施の際現に変更前の特定小売供給約款（以下「旧供給約款」といいます。）附則6（農事用電力〔脱穀調整用電力〕のお客さまについての特別措置）の適用を受け、脱穀調整用電力を毎年、一定期間を限り、30日以上継続して使用しているお客さまの料金その他の供給条件は、次のとおりといたします。</p> <p>(1) 契約電力</p> <p>契約電力は、負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって定めます。</p> <p>(2) 料金</p> <p>料金は、1年（毎年4月1日から起算いたします。）につき次によって算定された金額および定額制供給の臨時電力に準じて算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。</p> <table border="1" data-bbox="1176 903 1951 1114"> <thead> <tr> <th>契約電力 契約 使用期間</th> <th>0.5キロ ワット</th> <th>1キロ ワット</th> <th>2キロ ワット</th> <th>3キロ ワット</th> <th>3キロワットをこ え1キロワットを 増すごとに</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>最初の30日まで</td> <td>4,393円04銭</td> <td>6,570円34銭</td> <td>10,881円30銭</td> <td>15,212円04銭</td> <td>4,205円34銭</td> </tr> <tr> <td>30日をこえる 1日につき</td> <td>47円83銭</td> <td>81円36銭</td> <td>170円42銭</td> <td>257円29銭</td> <td>90円16銭</td> </tr> </tbody> </table> <p>ただし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 80,300円を下回る場合は、定額制供給の臨時電力に準じて算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 80,300円を上回る場合は、定額制供給の臨時電力に準じて算定された燃料費調整額を加えたものといたします。この場合、基準単価は、次のとおりといたします。</p> <table border="1" data-bbox="1176 1273 1951 1420"> <thead> <tr> <th>契約電力</th> <th>0.5キロ ワット</th> <th>1キロ ワット</th> <th>2キロ ワット</th> <th>3キロ ワット</th> <th>3キロワットをこ え1キロワットを 増すごとに</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1日につき</td> <td>26銭4厘</td> <td>52銭8厘</td> <td>1円05銭6厘</td> <td>1円58銭5厘</td> <td>52銭8厘</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 支払義務発生日</p>	契約電力 契約 使用期間	0.5キロ ワット	1キロ ワット	2キロ ワット	3キロ ワット	3キロワットをこ え1キロワットを 増すごとに	最初の30日まで	4,393円04銭	6,570円34銭	10,881円30銭	15,212円04銭	4,205円34銭	30日をこえる 1日につき	47円83銭	81円36銭	170円42銭	257円29銭	90円16銭	契約電力	0.5キロ ワット	1キロ ワット	2キロ ワット	3キロ ワット	3キロワットをこ え1キロワットを 増すごとに	1日につき	26銭4厘	52銭8厘	1円05銭6厘	1円58銭5厘	52銭8厘
契約電力 契約 使用期間	0.5キロ ワット	1キロ ワット	2キロ ワット	3キロ ワット	3キロワットをこ え1キロワットを 増すごとに																																																								
最初の30日まで	3,848円90銭	5,482円40銭	8,705円40銭	11,948円20銭	3,117円40銭																																																								
30日をこえる 1日につき	29円70銭	45円10銭	97円90銭	148円50銭	53円90銭																																																								
契約電力	0.5キロ ワット	1キロ ワット	2キロ ワット	3キロ ワット	3キロワットをこ え1キロワットを 増すごとに																																																								
1日につき	32銭2厘	64銭4厘	1円28銭8厘	1円93銭2厘	64銭4厘																																																								
契約電力 契約 使用期間	0.5キロ ワット	1キロ ワット	2キロ ワット	3キロ ワット	3キロワットをこ え1キロワットを 増すごとに																																																								
最初の30日まで	4,393円04銭	6,570円34銭	10,881円30銭	15,212円04銭	4,205円34銭																																																								
30日をこえる 1日につき	47円83銭	81円36銭	170円42銭	257円29銭	90円16銭																																																								
契約電力	0.5キロ ワット	1キロ ワット	2キロ ワット	3キロ ワット	3キロワットをこ え1キロワットを 増すごとに																																																								
1日につき	26銭4厘	52銭8厘	1円05銭6厘	1円58銭5厘	52銭8厘																																																								

現行（令和元年10月1日実施）	変更後（2023年4月1日実施）												
<p>料金の支払義務発生日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、最初の30日までの料金の支払義務発生日は、契約使用開始日の直後のそのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。</p> <p>(4) その他の事項については、本則の農事用電力に準ずるものといたします。</p>	<p>料金の支払義務発生日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、最初の30日までの料金の支払義務発生日は、契約使用開始日の直後のそのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。</p> <p>(4) その他の事項については、本則の農事用電力に準ずるものといたします。</p>												
<p>7—この供給約款の実施にともなう切替措置</p> <p>VIII（工事費の負担）に定める工事費負担金等については、当該需給契約の需給開始日（60〔供給設備を変更する場合の工事費負担金〕の場合は、工事完成日といたします。）が令和元年10月1日以降であるものから、この供給約款を適用いたします。</p>													
<p>8—消費税法の改正にともなう経過措置</p> <p>社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律（平成28年11月28日法律第85号）第1条の規定により読み替えて適用される消費税法附則（平成24年8月22日法律第68号）第5条第2項の適用を受ける、令和元年9月30日以前から需給契約が継続し、令和元年10月1日から令和元年10月31日までの間に当社が支払いを受ける権利が確定する料金（令和元年10月1日以降初めて当社が支払いを受ける権利が確定する日が令和元年11月1日以降である料金については、当該確定した料金のうち、消費税法施行令の一部を改正する政令等の一部を改正する政令〔平成28年11月28日政令第358号〕第1条の規定により読み替えて適用される消費税法施行令附則〔平成26年9月30日政令第317号〕第4条第3項で定める部分に限ります。）の算定における料金率および基準単価については、次のとおりといたします。</p> <p>(1) III（契約種別および料金）の料金率については、15（定額電灯）(4)、16（従量電灯）(1)もしくは(2)ホ、17（臨時電灯）(1)ハ、(2)ロもしくは(3)ロ、18（公衆街路灯）(1)ロ、(2)ロもしくは(3)ハ、19（低圧電力）(5)、20（臨時電力）(3)または21（農事用電力）(3)にかかわらず、次のとおりといたします。</p> <p>イ 定額電灯</p> <p>(イ) 需要家料金</p> <table border="1" data-bbox="201 1093 974 1152"> <tr> <td>1契約につき</td> <td>70円20銭</td> </tr> </table> <p>(ロ) 電灯料金</p> <table border="1" data-bbox="201 1184 974 1455"> <tr> <td>10ワットまでの1灯につき</td> <td>93円96銭</td> </tr> <tr> <td>10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき</td> <td>141円48銭</td> </tr> <tr> <td>20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき</td> <td>236円52銭</td> </tr> <tr> <td>40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき</td> <td>331円56銭</td> </tr> <tr> <td>60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき</td> <td>520円56銭</td> </tr> </table>	1契約につき	70円20銭	10ワットまでの1灯につき	93円96銭	10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	141円48銭	20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	236円52銭	40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	331円56銭	60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	520円56銭	
1契約につき	70円20銭												
10ワットまでの1灯につき	93円96銭												
10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	141円48銭												
20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	236円52銭												
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	331円56銭												
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	520円56銭												

現行（令和元年10月1日実施）		変更後（2023年4月1日実施）	
100ワットをこえる1灯につき50ワットまでごとに		260円28銭	
(A) 小型機器料金			
50ボルトアンペアまでの1機器につき		244円08銭	
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき		380円16銭	
100ボルトアンペアをこえる1機器につき50ボルトアンペアまでごとに		190円08銭	
ロ 従量電灯			
(イ) 従量電灯A			
最低料金	1契約につき最初の11キロワット時まで	403円92銭	
電力量料金	11キロワット時をこえ120キロワット時までの1キロワット時につき	20円00銭	
	120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	26円50銭	
	300キロワット時をこえる1キロワット時につき	29円95銭	
(ロ) 従量電灯B			
a 基本料金			
契約容量1キロボルトアンペアにつき		367円20銭	
b 電力量料金			
最初の120キロワット時までの1キロワット時につき		16円66銭	
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき		22円09銭	
300キロワット時をこえる1キロワット時につき		24円96銭	
ハ 臨時電灯			
(イ) 臨時電灯A			
総容量が50ボルトアンペアまでの場合		7円56銭	
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合		15円12銭	
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに		15円12銭	
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合		151円20銭	

現行（令和元年10月1日実施）		変更後（2023年4月1日実施）	
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに		151円20銭	
(n) 臨時電灯B			
最低料金	1契約につき最初の11キロワット時まで	564円84銭	
電力量料金	上記をこえる1キロワット時につき	32円94銭	
(n) 臨時電灯C			
a 基本料金			
契約容量1キロボルトアンペアにつき		405円00銭	
b 電力量料金			
1キロワット時につき		27円45銭	
ニ 公衆街路灯			
(i) 公衆街路灯A			
a 需要家料金			
1契約につき		64円80銭	
b 電灯料金			
10ワットまでの1灯につき		90円72銭	
10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき		137円16銭	
20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき		228円96銭	
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき		320円76銭	
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき		503円28銭	
100ワットをこえる1灯につき50ワットまでごとに		251円64銭	
c 小型機器料金			
50ボルトアンペアまでの1機器につき		235円44銭	
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき		367円20銭	
100ボルトアンペアをこえる1機器につき50ボルトアンペアまでごとに		183円60銭	
(n) 公衆街路灯B			
最低料金	1契約につき最初の11キロワット時まで	374円76銭	

現行（令和元年10月1日実施）					変更後（2023年4月1日実施）				
電力量料金		上記をこえる1キロワット時につき			19円42銭				
(A) 公衆街路灯C									
a 基本料金									
契約容量		1キロボルトアンペアにつき			329円40銭				
b 電力量料金									
		1キロワット時につき			16円75銭				
ホ 低圧電力									
(I) 基本料金									
契約電力		1キロワットにつき			1,096円20銭				
(P) 電力量料金									
		夏季料金			その他季料金				
		1キロワット時につき			15円51銭		14円09銭		
ハ 臨時電力（定額制供給の場合）									
契約電力		1キロワット1日につき			160円92銭				
ト 農事用電力									
(I) 基本料金									
契約電力		1キロワットにつき			734円40銭				
(P) 電力量料金									
		夏季料金			その他季料金				
		1キロワット時につき			11円48銭		10円43銭		
(2) 附則4（料金〔口座振替割引契約〕についての特別措置）の口座振替割引額については、附則4（料金〔口座振替割引契約〕についての特別措置）(3)ロにかかわらず、次のとおりといたします。									
1契約につき					54円00銭				
(3) 附則6（農事用電力〔脱穀調整用電力〕のお客さまについての特別措置）の料金率および基準単価については、附則6（農事用電力〔脱穀調整用電力〕のお客さまについての特別措置）(2)にかかわらず、次のとおりといたします。									
イ 料 金 率									
契約 使用期間	契約電力	0.5キロ ワット	1キロ ワット	2キロ ワット	3キロ ワット	3キロワットをこ え1キロワットを 増すごとに			

現行（令和元年10月1日実施）

変更後（2023年4月1日実施）

最初の30日まで	3,778円92銭	5,382円72銭	8,547円12銭	11,730円96銭	3,060円72銭
30日を超える1日につき	29円16銭	44円28銭	96円12銭	145円80銭	52円92銭

~~ロ 基準単価~~

契約電力	0.5キロワット	1キロワット	2キロワット	3キロワット	3キロワットを超え1キロワットを増すごとに
1日につき	31銭6厘	63銭2厘	1円26銭5厘	1円89銭6厘	63銭2厘

~~(4) 別表2（燃料費調整）(2)の基準単価については、別表2（燃料費調整）(2)にかかわらず、次のとおりといたします。~~

~~イ 定額制供給の場合~~

~~(イ) 定額電灯および公衆街路灯A~~

電 灯	10ワットまでの1灯につき	74銭6厘
	10ワットを超え20ワットまでの1灯につき	1円49銭4厘
	20ワットを超え40ワットまでの1灯につき	2円98銭6厘
	40ワットを超え60ワットまでの1灯につき	4円48銭0厘
	60ワットを超え100ワットまでの1灯につき	7円46銭7厘
	100ワットを超える1灯につき50ワットまでごとに	3円73銭4厘
小 型 機 器	50ボルトアンペアまでの1機器につき	2円23銭0厘
	50ボルトアンペアを超え100ボルトアンペアまでの1機器につき	4円46銭0厘
	100ボルトアンペアを超える1機器につき50ボルトアンペアまでごとに	2円23銭0厘

~~(ロ) 臨時電灯A~~

総容量が50ボルトアンペアまでの場合	6銭0厘
総容量が50ボルトアンペアを超え100ボルトアンペアまでの場合	12銭0厘
総容量が100ボルトアンペアを超え500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	12銭0厘

現行（令和元年10月1日実施）	変更後（2023年4月1日実施）														
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="203 153 801 213">総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合</td> <td data-bbox="801 153 974 213">1円20銭3厘</td> </tr> <tr> <td data-bbox="203 213 801 274">総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに</td> <td data-bbox="801 213 974 274">1円20銭3厘</td> </tr> </table> <p data-bbox="203 274 421 312">(ハ) 臨時電力</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="203 312 801 373">契約電力1キロワット1日につき</td> <td data-bbox="801 312 974 373">1円26銭5厘</td> </tr> </table> <p data-bbox="203 373 443 411">ロ 従量制供給の場合</p> <p data-bbox="203 411 757 450">(イ) 従量電灯A、臨時電灯Bおよび公衆街路灯B</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="203 450 349 488">最低料金</td> <td data-bbox="349 450 801 488">1契約につき最初の11キロワット時まで</td> <td data-bbox="801 450 974 488">2円11銭5厘</td> </tr> <tr> <td data-bbox="203 488 349 549">電力量料金</td> <td data-bbox="349 488 801 549">上記をこえる1キロワット時につき</td> <td data-bbox="801 488 974 549">19銭2厘</td> </tr> </table> <p data-bbox="203 549 430 587">(ロ) (イ)以外の場合</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="203 587 801 647">1キロワット時につき</td> <td data-bbox="801 587 974 647">19銭2厘</td> </tr> </table>	総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	1円20銭3厘	総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	1円20銭3厘	契約電力1キロワット1日につき	1円26銭5厘	最低料金	1契約につき最初の11キロワット時まで	2円11銭5厘	電力量料金	上記をこえる1キロワット時につき	19銭2厘	1キロワット時につき	19銭2厘	
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	1円20銭3厘														
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	1円20銭3厘														
契約電力1キロワット1日につき	1円26銭5厘														
最低料金	1契約につき最初の11キロワット時まで	2円11銭5厘													
電力量料金	上記をこえる1キロワット時につき	19銭2厘													
1キロワット時につき	19銭2厘														
	<p data-bbox="1131 774 1608 805">5 この供給約款の実施にともなう切替措置</p> <p data-bbox="1131 805 2085 895">(1) この供給約款実施の日を含む料金の算定期間の料金の算定にあたっては、26（料金の算定）および27（日割計算）に準じて日割計算を行い、料金を算定いたします。</p> <p data-bbox="1131 895 2085 1054">(2) この供給約款実施の際現に旧供給約款の適用を受けている場合、契約期間は、臨時電灯および臨時電力の場合またはお客さまの需要場所が電気事業法第20条の2第1項に定める指定区域として指定される場合を除き、この供給約款の実施期日が属する年度（4月1日から翌年の3月31日までの期間をいいます。）の末日までといたします。</p>														

現行（令和元年10月1日実施）	変更後（2023年4月1日実施）
<p style="text-align: center;">別 表</p> <p>1 再生可能エネルギー発電促進賦課金</p> <p>(1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第36条第2項に定める納付金単価に相当する金額とし、<u>電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達</u>に関する特別措置法第三十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）および<u>回避可能費用</u>単価等を定める告示により定めます。 なお、当社は、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価をあらかじめ<u>当社の事務所に掲示いたします。</u></p> <p>(2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用 イ (1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、ロの場合を除き、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の4月の検針日から翌年の4月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用いたします。 ロ 定額制供給の場合は、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用期間は、イに準ずるものといたします。この場合、イにいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、臨時電灯および臨時電力で、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は、イにいう検針日は、応当日といたします。</p> <p>(3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定 イ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、次により算定いたします。 なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。 (i) 定額制供給の場合 a 定額電灯および公衆街路灯A 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、各契約負荷設備ごとの(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の合計といたします。 b 臨時電灯Aおよび臨時電力 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、各契約種別ごとの(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価といたします。 (ii) 従量制供給の場合 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その1月の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。ただし、従量電灯A、臨時電灯Bおよび公衆街路灯Bのお客さまについては、最低料金適用電力量までは、最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金単価といたします。 なお、最低料金適用電力量とは、1契約につき最初の11キロワット時までの</p>	<p style="text-align: center;">別 表</p> <p>1 再生可能エネルギー発電促進賦課金</p> <p>(1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第36条第2項に定める納付金単価に相当する金額とし、<u>再生可能エネルギー電気の利用の促進</u>に関する特別措置法第三十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）および<u>インバランスリスク</u>単価等を定める告示により定めます。 なお、当社は、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価をあらかじめ、<u>インターネット上の当社ウェブサイトに掲載する方法等によりお客さまにお知らせいたします。</u></p> <p>(2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用 イ (1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、ロの場合を除き、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の4月の検針日から翌年の4月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用いたします。 ロ 定額制供給の場合は、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用期間は、イに準ずるものといたします。この場合、イにいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、臨時電灯および臨時電力で、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は、イにいう検針日は、応当日といたします。</p> <p>(3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定 イ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、次により算定いたします。 なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。 (i) 定額制供給の場合 a 定額電灯および公衆街路灯A 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、各契約負荷設備ごとの(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の合計といたします。 b 臨時電灯Aおよび臨時電力 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、各契約種別ごとの(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価といたします。 (ii) 従量制供給の場合 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その1月の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。ただし、従量電灯A、臨時電灯Bおよび公衆街路灯Bのお客さまについては、最低料金適用電力量までは、最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金単価といたします。</p>

現行（令和元年 10 月 1 日実施）	変更後（2023 年 4 月 1 日実施）
<p>最低料金が適用される電力量をいいます。</p> <p>ロ お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第1項の規定により認定を受けた場合で、お客さまから当社にその旨を申し出ていただいたときの再生可能エネルギー発電促進賦課金は、次のとおりといたします。</p> <p>(イ) (ロ)の場合を除き、お客さまからの申出の直後の4月の検針日から翌年の4月の検針日（お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第5項または第6項の規定により認定を取り消された場合は、その直後の検針日といたします。）の前日までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項第1号によって算定された金額に再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項第2号に規定する政令で定める割合として 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものといたします。</p> <p>なお、減免額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。</p> <p>(ロ) 定額制供給の場合は、(イ)に準ずるものといたします。この場合、(イ)にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、臨時電灯および臨時電力で、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は、(イ)にいう検針日は、応当日といたします。</p>	<p>なお、最低料金適用電力量とは、1契約につき最初の11キロワット時までの最低料金が適用される電力量をいいます。</p> <p>ロ お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第1項の規定により認定を受けた場合で、お客さまから当社にその旨を申し出ていただいたときの再生可能エネルギー発電促進賦課金は、次のとおりといたします。</p> <p>(イ) (ロ)の場合を除き、お客さまからの申出の直後の4月の検針日から翌年の4月の検針日（お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第5項または第6項の規定により認定を取り消された場合は、その直後の検針日といたします。）の前日までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項第1号によって算定された金額に再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項第2号に規定する政令で定める割合として 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものといたします。</p> <p>なお、減免額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。</p> <p>(ロ) 定額制供給の場合は、(イ)に準ずるものといたします。この場合、(イ)にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、臨時電灯および臨時電力で、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は、(イ)にいう検針日は、応当日といたします。</p>
<p>2 燃料費調整</p> <p>(1) 燃料費調整額の算定</p> <p>イ 平均燃料価格</p> <p>原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。</p> <p>なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。</p> $\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$ <p>A = 各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格 B = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格 C = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格 $\alpha = 0.2104$ $\beta = 0.0541$ $\gamma = 1.0588$</p> <p>なお、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。</p>	<p>2 燃料費調整</p> <p>(1) 燃料費調整額の算定</p> <p>イ 平均燃料価格</p> <p>原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。</p> <p>なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。</p> $\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$ <p>A = 各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格 B = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格 C = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格 $\alpha = 0.0845$ $\beta = 0.0699$ $\gamma = 1.1962$</p> <p>なお、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。</p>

現行（令和元年10月1日実施）	変更後（2023年4月1日実施）																																				
<p>ロ 燃料費調整単価 燃料費調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。 なお、燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。</p> <p>(イ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が 26,000円を下回る場合 燃料費調整単価 = (26,000円 - 平均燃料価格) × $\frac{(2)の基準単価}{1,000}$</p> <p>(ロ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が 26,000円を上回り、かつ、39,000円以下の場合 燃料費調整単価 = (平均燃料価格 - 26,000円) × $\frac{(2)の基準単価}{1,000}$</p> <p>(ハ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が 39,000円を上回る場合 平均燃料価格は、39,000円といたします。 燃料費調整単価 = (39,000円 - 26,000円) × $\frac{(2)の基準単価}{1,000}$</p> <p>ハ 燃料費調整単価の適用 各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。 (イ) 各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、(ロ)の場合を除き、次のとおりといたします。</p>	<p>ロ 燃料費調整単価 燃料費調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。 なお、燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。</p> <p>(イ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が <u>80,300</u>円を下回る場合 燃料費調整単価 = (<u>80,300</u>円 - 平均燃料価格) × $\frac{(2)の基準単価}{1,000}$</p> <p>(ロ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が <u>80,300</u>円を上回り、かつ、<u>120,500</u>円以下の場合 燃料費調整単価 = (平均燃料価格 - <u>80,300</u>円) × $\frac{(2)の基準単価}{1,000}$</p> <p>(ハ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が <u>120,500</u>円を上回る場合 平均燃料価格は、<u>120,500</u>円といたします。 燃料費調整単価 = (<u>120,500</u>円 - <u>80,300</u>円) × $\frac{(2)の基準単価}{1,000}$</p> <p>ハ 燃料費調整単価の適用 各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。 (イ) 各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、(ロ)の場合を除き、次のとおりといたします。</p>																																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>平均燃料価格算定期間</th> <th>燃料費調整単価適用期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>毎年1月1日から3月31日までの期間</td> <td>その年の5月の検針日から6月の検針日の前日までの期間</td> </tr> <tr> <td>毎年2月1日から4月30日までの期間</td> <td>その年の6月の検針日から7月の検針日の前日までの期間</td> </tr> <tr> <td>毎年3月1日から5月31日までの期間</td> <td>その年の7月の検針日から8月の検針日の前日までの期間</td> </tr> <tr> <td>毎年4月1日から6月30日までの期間</td> <td>その年の8月の検針日から9月の検針日の前日までの期間</td> </tr> <tr> <td>毎年5月1日から7月31日までの期間</td> <td>その年の9月の検針日から10月の検針日の前日までの期間</td> </tr> <tr> <td>毎年6月1日から8月31日までの期間</td> <td>その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間</td> </tr> <tr> <td>毎年7月1日から9月30日までの期間</td> <td>その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間</td> </tr> <tr> <td>毎年8月1日から10月31日までの期間</td> <td>その年の12月の検針日から翌年の1月の検針日の前日までの期間</td> </tr> </tbody> </table>	平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間	毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の5月の検針日から6月の検針日の前日までの期間	毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の6月の検針日から7月の検針日の前日までの期間	毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の7月の検針日から8月の検針日の前日までの期間	毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の8月の検針日から9月の検針日の前日までの期間	毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の9月の検針日から10月の検針日の前日までの期間	毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間	毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間	毎年8月1日から10月31日までの期間	その年の12月の検針日から翌年の1月の検針日の前日までの期間	<table border="1"> <thead> <tr> <th>平均燃料価格算定期間</th> <th>燃料費調整単価適用期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>毎年1月1日から3月31日までの期間</td> <td>その年の5月の検針日から6月の検針日の前日までの期間</td> </tr> <tr> <td>毎年2月1日から4月30日までの期間</td> <td>その年の6月の検針日から7月の検針日の前日までの期間</td> </tr> <tr> <td>毎年3月1日から5月31日までの期間</td> <td>その年の7月の検針日から8月の検針日の前日までの期間</td> </tr> <tr> <td>毎年4月1日から6月30日までの期間</td> <td>その年の8月の検針日から9月の検針日の前日までの期間</td> </tr> <tr> <td>毎年5月1日から7月31日までの期間</td> <td>その年の9月の検針日から10月の検針日の前日までの期間</td> </tr> <tr> <td>毎年6月1日から8月31日までの期間</td> <td>その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間</td> </tr> <tr> <td>毎年7月1日から9月30日までの期間</td> <td>その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間</td> </tr> <tr> <td>毎年8月1日から10月31日までの期間</td> <td>その年の12月の検針日から翌年の1月の検針日の前日までの期間</td> </tr> </tbody> </table>	平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間	毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の5月の検針日から6月の検針日の前日までの期間	毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の6月の検針日から7月の検針日の前日までの期間	毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の7月の検針日から8月の検針日の前日までの期間	毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の8月の検針日から9月の検針日の前日までの期間	毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の9月の検針日から10月の検針日の前日までの期間	毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間	毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間	毎年8月1日から10月31日までの期間	その年の12月の検針日から翌年の1月の検針日の前日までの期間
平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間																																				
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の5月の検針日から6月の検針日の前日までの期間																																				
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の6月の検針日から7月の検針日の前日までの期間																																				
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の7月の検針日から8月の検針日の前日までの期間																																				
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の8月の検針日から9月の検針日の前日までの期間																																				
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の9月の検針日から10月の検針日の前日までの期間																																				
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間																																				
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間																																				
毎年8月1日から10月31日までの期間	その年の12月の検針日から翌年の1月の検針日の前日までの期間																																				
平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間																																				
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の5月の検針日から6月の検針日の前日までの期間																																				
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の6月の検針日から7月の検針日の前日までの期間																																				
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の7月の検針日から8月の検針日の前日までの期間																																				
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の8月の検針日から9月の検針日の前日までの期間																																				
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の9月の検針日から10月の検針日の前日までの期間																																				
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間																																				
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間																																				
毎年8月1日から10月31日までの期間	その年の12月の検針日から翌年の1月の検針日の前日までの期間																																				

現行（令和元年10月1日実施）			変更後（2023年4月1日実施）		
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の1月の検針日から2月の検針日の前日までの期間		毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の1月の検針日から2月の検針日の前日までの期間	
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の2月の検針日から3月の検針日の前日までの期間		毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の2月の検針日から3月の検針日の前日までの期間	
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の3月の検針日から4月の検針日の前日までの期間		毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の3月の検針日から4月の検針日の前日までの期間	
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年がうるう年となる場合は、翌年の2月29日までの期間）	翌年の4月の検針日から5月の検針日の前日までの期間		毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年がうるう年となる場合は、翌年の2月29日までの期間）	翌年の4月の検針日から5月の検針日の前日までの期間	
<p>(ロ) 定額制供給の場合は、各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、(イ)に準ずるものといたします。この場合、(イ)にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、臨時電灯および臨時電力で、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は、(イ)にいう検針日は、応当日といたします。</p> <p>ニ 燃料費調整額</p> <p>(イ) 定額制供給の場合</p> <p>a 定額電灯および公衆街路灯A 燃料費調整額は、ロによって算定された各契約負荷設備ごとの燃料費調整単価の合計といたします。</p> <p>b 臨時電灯Aおよび臨時電力 燃料費調整額は、ロによって算定された各契約種別ごとの燃料費調整単価といたします。</p> <p>(ロ) 従量制供給の場合 燃料費調整額は、その1月の使用電力量にロによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。ただし、従量電灯A、臨時電灯Bおよび公衆街路灯Bのお客さまについては、最低料金適用電力量までは、最低料金に適用される燃料費調整単価といたします。 なお、最低料金適用電力量とは、1契約につき最初の11キロワット時までの最低料金が適用される電力量をいいます。</p> <p>(2) 基準単価 基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値といたします。</p> <p>イ 定額制供給の場合</p> <p>(イ) 定額電灯および公衆街路灯A 基準単価は、各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりといたします。</p>			<p>(ロ) 定額制供給の場合は、各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、(イ)に準ずるものといたします。この場合、(イ)にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、臨時電灯および臨時電力で、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は、(イ)にいう検針日は、応当日といたします。</p> <p>ニ 燃料費調整額</p> <p>(イ) 定額制供給の場合</p> <p>a 定額電灯および公衆街路灯A 燃料費調整額は、ロによって算定された各契約負荷設備ごとの燃料費調整単価の合計といたします。</p> <p>b 臨時電灯Aおよび臨時電力 燃料費調整額は、ロによって算定された各契約種別ごとの燃料費調整単価といたします。</p> <p>(ロ) 従量制供給の場合 燃料費調整額は、その1月の使用電力量にロによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。ただし、従量電灯A、臨時電灯Bおよび公衆街路灯Bのお客さまについては、最低料金適用電力量までは、最低料金に適用される燃料費調整単価といたします。 なお、最低料金適用電力量とは、1契約につき最初の11キロワット時までの最低料金が適用される電力量をいいます。</p> <p>(2) 基準単価 基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値といたします。</p> <p>イ 定額制供給の場合</p> <p>(イ) 定額電灯および公衆街路灯A 基準単価は、各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりといたします。</p>		
電	10ワットまでの1灯につき	76銭0厘	電	10ワットまでの1灯につき	62銭4厘
灯	10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	1円52銭1厘	灯	10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	1円24銭7厘

現行（令和元年10月1日実施）

	20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	3円04銭2厘
	40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	4円56銭3厘
	60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	7円60銭5厘
	100ワットをこえる1灯につき50ワットまでごとに	3円80銭3厘
小型機器	50ボルトアンペアまでの1機器につき	2円27銭2厘
	50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	4円54銭3厘
	100ボルトアンペアをこえる1機器につき50ボルトアンペアまでごとに	2円27銭2厘

(ロ) 臨時電灯A

基準単価は、契約負荷設備の総容量（入力）によって、1日につき次のとおりといたします。

総容量が50ボルトアンペアまでの場合	6銭2厘
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	12銭2厘
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	12銭2厘
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	1円22銭5厘
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	1円22銭5厘

(ハ) 臨時電力

基準単価は、次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基準単価は、契約電力が1キロワットの場合の基準単価の半額といたします。

契約電力1キロワット1日につき	1円28銭8厘
-----------------	---------

ロ 従量制供給の場合

(イ) 従量電灯A，臨時電灯Bおよび公衆街路灯B

基準単価は、次のとおりといたします。

最低料金	1契約につき最初の11キロワット時まで	2円15銭4厘
電力量料金	上記をこえる1キロワット時につき	19銭6厘

変更後（2023年4月1日実施）

	20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	2円49銭5厘
	40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	3円74銭2厘
	60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	6円23銭8厘
	100ワットをこえる1灯につき50ワットまでごとに	3円11銭9厘
小型機器	50ボルトアンペアまでの1機器につき	1円86銭3厘
	50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	3円72銭6厘
	100ボルトアンペアをこえる1機器につき50ボルトアンペアまでごとに	1円86銭3厘

(ロ) 臨時電灯A

基準単価は、契約負荷設備の総容量（入力）によって、1日につき次のとおりといたします。

総容量が50ボルトアンペアまでの場合	5銭1厘
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	10銭0厘
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	10銭0厘
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	1円00銭5厘
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	1円00銭5厘

(ハ) 臨時電力

基準単価は、次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基準単価は、契約電力が1キロワットの場合の基準単価の半額といたします。

契約電力1キロワット1日につき	1円05銭7厘
-----------------	---------

ロ 従量制供給の場合

(イ) 従量電灯A，臨時電灯Bおよび公衆街路灯B

基準単価は、次のとおりといたします。

最低料金	1契約につき最初の11キロワット時まで	1円76銭7厘
電力量料金	上記をこえる1キロワット時につき	16銭1厘

現行（令和元年10月1日実施）	変更後（2023年4月1日実施）																								
<p>(ロ) (イ)以外の場合 基準単価は、次のとおりといたします。</p> <table border="1" data-bbox="199 213 974 272"> <tr> <td>1キロワット時につき</td> <td>19銭6厘</td> </tr> </table> <p>(3) 燃料費調整単価等の揭示 当社は、(1)イの各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格、1トン当たりの平均石炭価格および(1)ロによって算定された燃料費調整単価を当社の事務所に掲示いたします。</p>	1キロワット時につき	19銭6厘	<p>(ロ) (イ)以外の場合 基準単価は、次のとおりといたします。</p> <table border="1" data-bbox="1178 213 1953 272"> <tr> <td>1キロワット時につき</td> <td>16銭1厘</td> </tr> </table> <p>(3) 燃料費調整単価等の揭示 当社は、(1)イの各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格、1トン当たりの平均石炭価格および(1)ロによって算定された燃料費調整単価を、<u>インターネット上の当社ウェブサイトに掲載する方法等によりお客さまにお知らせいたします。</u></p>	1キロワット時につき	16銭1厘																				
1キロワット時につき	19銭6厘																								
1キロワット時につき	16銭1厘																								
<p>3 契約負荷設備の総容量の算定 差込口の数と電気機器の数が異なる場合は、次によって算定された値にもとづき、契約負荷設備の総容量を算定いたします。</p> <p>(1) 電気機器の数が差込口の数を上回る場合 差込口の数に応じた電気機器の総容量（入力）といたします。この場合、最大の入力の電気機器から順次対象といたします。</p> <p>(2) 電気機器の数が差込口の数を下回る場合 電気機器の総容量（入力）に電気機器の数を上回る差込口の数に応じて次によって算定した値を加えたものといたします。</p> <p>イ 住宅、アパート、寮、病院、学校および寺院 1 差込口につき 50ボルトアンペア</p> <p>ロ イ以外の場合 1 差込口につき 100ボルトアンペア</p>	<p>3 契約負荷設備の総容量の算定 差込口の数と電気機器の数が異なる場合は、次によって算定された値にもとづき、契約負荷設備の総容量を算定いたします。</p> <p>(1) 電気機器の数が差込口の数を上回る場合 差込口の数に応じた電気機器の総容量（入力）といたします。この場合、最大の入力の電気機器から順次対象といたします。</p> <p>(2) 電気機器の数が差込口の数を下回る場合 電気機器の総容量（入力）に電気機器の数を上回る差込口の数に応じて次によって算定した値を加えたものといたします。</p> <p>イ 住宅、アパート、寮、病院、学校および寺院 1 差込口につき 50ボルトアンペア</p> <p>ロ イ以外の場合 1 差込口につき 100ボルトアンペア</p>																								
<p>4 負荷設備の入力換算容量</p> <p>(1) 照明用電気機器 照明用電気機器の換算容量は、次のイ、ロ、ハおよびニによります。</p> <p>イ けい 光灯</p> <table border="1" data-bbox="199 1091 974 1350"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">換 算 容 量</th> </tr> <tr> <th>入力（ボルトアンペア）</th> <th>入力（ワット）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高力率型</td> <td>管灯の定格消費電力(ワット) ×150パーセント</td> <td rowspan="2">管灯の定格消費電力(ワット) ×125パーセント</td> </tr> <tr> <td>低力率型</td> <td>管灯の定格消費電力(ワット) ×200パーセント</td> </tr> </tbody> </table> <p>ロ ネオン管灯</p> <table border="1" data-bbox="199 1414 974 1468"> <tr> <td>2次電圧（ボルト）</td> <td>換 算 容 量</td> </tr> </table>		換 算 容 量		入力（ボルトアンペア）	入力（ワット）	高力率型	管灯の定格消費電力(ワット) ×150パーセント	管灯の定格消費電力(ワット) ×125パーセント	低力率型	管灯の定格消費電力(ワット) ×200パーセント	2次電圧（ボルト）	換 算 容 量	<p>4 負荷設備の入力換算容量</p> <p>(1) 照明用電気機器 照明用電気機器の換算容量は、次のイ、ロ、ハおよびニによります。</p> <p>イ けい 光灯</p> <table border="1" data-bbox="1178 1091 1953 1350"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">換 算 容 量</th> </tr> <tr> <th>入力（ボルトアンペア）</th> <th>入力（ワット）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高力率型</td> <td>管灯の定格消費電力(ワット) ×150パーセント</td> <td rowspan="2">管灯の定格消費電力(ワット) ×125パーセント</td> </tr> <tr> <td>低力率型</td> <td>管灯の定格消費電力(ワット) ×200パーセント</td> </tr> </tbody> </table> <p>ロ ネオン管灯</p> <table border="1" data-bbox="1178 1414 1953 1468"> <tr> <td>2次電圧（ボルト）</td> <td>換 算 容 量</td> </tr> </table>		換 算 容 量		入力（ボルトアンペア）	入力（ワット）	高力率型	管灯の定格消費電力(ワット) ×150パーセント	管灯の定格消費電力(ワット) ×125パーセント	低力率型	管灯の定格消費電力(ワット) ×200パーセント	2次電圧（ボルト）	換 算 容 量
		換 算 容 量																							
	入力（ボルトアンペア）	入力（ワット）																							
高力率型	管灯の定格消費電力(ワット) ×150パーセント	管灯の定格消費電力(ワット) ×125パーセント																							
低力率型	管灯の定格消費電力(ワット) ×200パーセント																								
2次電圧（ボルト）	換 算 容 量																								
	換 算 容 量																								
	入力（ボルトアンペア）	入力（ワット）																							
高力率型	管灯の定格消費電力(ワット) ×150パーセント	管灯の定格消費電力(ワット) ×125パーセント																							
低力率型	管灯の定格消費電力(ワット) ×200パーセント																								
2次電圧（ボルト）	換 算 容 量																								

現行（令和元年10月1日実施）

	入力（ボルトアンペア）		入力（ワット）
	高力率型	低力率型	
3,000	30	80	30
6,000	60	150	60
9,000	100	220	100
12,000	140	300	140
15,000	180	350	180

ハ スリムラインランプ

管の長さ（ミリメートル）	換算容量	
	入力（ボルトアンペア）	入力（ワット）
999以下	40	40
1,149 "	60	60
1,556 "	70	70
1,759 "	80	80
2,368 "	100	100

ニ 水銀灯

出力（ワット）	換算容量		入力（ワット）
	入力（ボルトアンペア）		
	高力率型	低力率型	
40以下	60	130	50
60 "	80	170	70
80 "	100	190	90
100 "	150	200	130
125 "	160	290	145
200 "	250	400	230

変更後（2023年4月1日実施）

	入力（ボルトアンペア）		入力（ワット）
	高力率型	低力率型	
3,000	30	80	30
6,000	60	150	60
9,000	100	220	100
12,000	140	300	140
15,000	180	350	180

ハ スリムラインランプ

管の長さ（ミリメートル）	換算容量	
	入力（ボルトアンペア）	入力（ワット）
999以下	40	40
1,149 "	60	60
1,556 "	70	70
1,759 "	80	80
2,368 "	100	100

ニ 水銀灯

出力（ワット）	換算容量		入力（ワット）
	入力（ボルトアンペア）		
	高力率型	低力率型	
40以下	60	130	50
60 "	80	170	70
80 "	100	190	90
100 "	150	200	130
125 "	160	290	145
200 "	250	400	230

現行（令和元年10月1日実施）

250 〃	300	500	270
300 〃	350	550	325
400 〃	500	750	435
700 〃	800	1,200	735
1,000 〃	1,200	1,750	1,005

(2) 誘導電動機

イ 単相誘導電動機

(イ) 出力が馬力表示の単相誘導電動機の換算容量（入力〔キロワット〕）は、換算率100.0パーセントを乗じたものといたします。

(ロ) 出力がワット表示のものは、次のとおりといたします。

出力（ワット）	換算容量		入力（ワット）
	入力（ボルトアンペア）		
	高力率型	低力率型	
35以下	—	160	出力（ワット）× 133.0パーセント
45 〃	—	180	
65 〃	—	230	
100 〃	250	350	
200 〃	400	550	
400 〃	600	850	
550 〃	900	1,200	
750 〃	1,000	1,400	

ロ 3相誘導電動機

3相誘導電動機の換算容量は、次の算式によって算定された値といたします。

(イ) 馬力表示の場合

$$\text{入力(キロワット)} = \text{出力(馬力)} \times 93.3 \text{ パーセント}$$

(ロ) キロワット表示の場合

$$\text{入力(キロワット)} = \text{出力(キロワット)} \times 125.0 \text{ パーセント}$$

(3) レントゲン装置

レントゲン装置の換算容量は、次によります。

変更後（2023年4月1日実施）

250 〃	300	500	270
300 〃	350	550	325
400 〃	500	750	435
700 〃	800	1,200	735
1,000 〃	1,200	1,750	1,005

(2) 誘導電動機

イ 単相誘導電動機

(イ) 出力が馬力表示の単相誘導電動機の換算容量（入力〔キロワット〕）は、換算率100.0パーセントを乗じたものといたします。

(ロ) 出力がワット表示のものは、次のとおりといたします。

出力（ワット）	換算容量		入力（ワット）
	入力（ボルトアンペア）		
	高力率型	低力率型	
35以下	—	160	出力（ワット）× 133.0パーセント
45 〃	—	180	
65 〃	—	230	
100 〃	250	350	
200 〃	400	550	
400 〃	600	850	
550 〃	900	1,200	
750 〃	1,000	1,400	

ロ 3相誘導電動機

3相誘導電動機の換算容量は、次の算式によって算定された値といたします。

(イ) 馬力表示の場合

$$\text{入力(キロワット)} = \text{出力(馬力)} \times 93.3 \text{ パーセント}$$

(ロ) キロワット表示の場合

$$\text{入力(キロワット)} = \text{出力(キロワット)} \times 125.0 \text{ パーセント}$$

(3) レントゲン装置

レントゲン装置の換算容量は、次によります。

現行（令和元年10月1日実施）

なお、レントゲン装置が2以上の装置種別を兼ねる場合は、いずれか大きい換算容量といたします。

装置種別 (携帯型および移動型を含みます。)	最高定格 管電圧 (キロボルトビーク)	管電流 (短時間定格電流) (ミアンペア)	換算容量(入力) (キロボルトアンペア)
治療用装置	/		定格1次最大入力(キロボルトアンペア)の値といたします。
診察用装置	95キロボルトビーク以下	20ミアンペア以下	1
		20ミアンペア超過 30ミアンペア以下	1.5
		30 " 50 "	2
		50 " 100 "	3
		100 " 200 "	4
		200 " 300 "	5
		300 " 500 "	7.5
		500 " 1,000 "	10
	95キロボルトビーク超過 100キロボルトビーク以下	200ミアンペア以下	5
		200ミアンペア超過 300ミアンペア以下	6
		300 " 500 "	8
		500 " 1,000 "	13.5
	100キロボルトビーク超過 125キロボルトビーク以下	500ミアンペア以下	9.5
		500ミアンペア超過 1,000ミアンペア以下	16
125キロボルトビーク超過 150キロボルトビーク以下	500ミアンペア以下	11	
	500ミアンペア超過 1,000ミアンペア以下	19.5	
蓄電器放電式 診察用装置	コンデンサ容量	0.75マイクロファラッド以下	1
		0.75マイクロファラッド超過	1.5 マイクロファラッド "
		1.5 マイクロファラッド "	3 マイクロファラッド "

(4) 電気溶接機

電気溶接機の換算容量は、次の算式によって算定された値といたします。

イ 日本工業規格に適合した機器（コンデンサ内蔵型を除きます。）の場合

$$\text{入力(キロワット)} = \text{最大定格1次入力(キロボルトアンペア)} \times 70 \text{ パーセント}$$

ロ イ以外の場合

$$\text{入力(キロワット)} = \text{実測した1次入力(キロボルトアンペア)} \times 70 \text{ パーセント}$$

変更後（2023年4月1日実施）

なお、レントゲン装置が2以上の装置種別を兼ねる場合は、いずれか大きい換算容量といたします。

装置種別 (携帯型および移動型を含みます。)	最高定格 管電圧 (キロボルトビーク)	管電流 (短時間定格電流) (ミアンペア)	換算容量(入力) (キロボルトアンペア)
治療用装置	/		定格1次最大入力(キロボルトアンペア)の値といたします。
診察用装置	95キロボルトビーク以下	20ミアンペア以下	1
		20ミアンペア超過 30ミアンペア以下	1.5
		30 " 50 "	2
		50 " 100 "	3
		100 " 200 "	4
		200 " 300 "	5
		300 " 500 "	7.5
		500 " 1,000 "	10
	95キロボルトビーク超過 100キロボルトビーク以下	200ミアンペア以下	5
		200ミアンペア超過 300ミアンペア以下	6
		300 " 500 "	8
		500 " 1,000 "	13.5
	100キロボルトビーク超過 125キロボルトビーク以下	500ミアンペア以下	9.5
		500ミアンペア超過 1,000ミアンペア以下	16
125キロボルトビーク超過 150キロボルトビーク以下	500ミアンペア以下	11	
	500ミアンペア超過 1,000ミアンペア以下	19.5	
蓄電器放電式 診察用装置	コンデンサ容量	0.75マイクロファラッド以下	1
		0.75マイクロファラッド超過	1.5 マイクロファラッド "
		1.5 マイクロファラッド "	3 マイクロファラッド "

(4) 電気溶接機

電気溶接機の換算容量は、次の算式によって算定された値といたします。

イ 日本工業規格に適合した機器（コンデンサ内蔵型を除きます。）の場合

$$\text{入力(キロワット)} = \text{最大定格1次入力(キロボルトアンペア)} \times 70 \text{ パーセント}$$

ロ イ以外の場合

$$\text{入力(キロワット)} = \text{実測した1次入力(キロボルトアンペア)} \times 70 \text{ パーセント}$$

現行（令和元年10月1日実施）	変更後（2023年4月1日実施）																		
<p>(5) その他</p> <p>イ (1), (2), (3)および(4)によることが不相当と認められる電気機器の換算容量（入力）は、実測した値を基準としてお客さまと当社との協議によって定めま す。ただし、特別の事情がある場合は、定格消費電力を換算容量（入力）とする ことがあります。</p> <p>ロ 動力と一体をなし、かつ、動力を使用するために直接必要であって欠くことが できない表示灯は、動力とあわせて1契約負荷設備として契約負荷設備の容量 （入力）を算定いたします。</p> <p>ハ 予備設備であることが明らかな電気機器については、契約負荷設備の容量の算 定の対象といたしません。</p>	<p>(5) その他</p> <p>イ (1), (2), (3)および(4)によることが不相当と認められる電気機器の換算容量 （入力）は、実測した値を基準としてお客さまと当社との協議によって定めま す。ただし、特別の事情がある場合は、定格消費電力を換算容量（入力）とする ことがあります。</p> <p>ロ 動力と一体をなし、かつ、動力を使用するために直接必要であって欠くことが できない表示灯は、動力とあわせて1契約負荷設備として契約負荷設備の容量 （入力）を算定いたします。</p> <p>ハ 予備設備であることが明らかな電気機器については、契約負荷設備の容量の算 定の対象といたしません。</p>																		
<p>5 加重平均力率の算定 加重平均力率は、次の算式によって算定された値といたします。</p> <p>加重平均力率（パーセント）</p> $= \frac{100 \times \left(\frac{\text{電熱器}}{\text{総容量}} \right) + 90 \times \left(\frac{\text{力率90\%の機器総容量}}{\text{の機器総容量}} \right) + 80 \times \left(\frac{\text{力率80\%の機器総容量}}{\text{の機器総容量}} \right)}{\text{機器総容量}}$	<p>5 加重平均力率の算定 加重平均力率は、次の算式によって算定された値といたします。</p> <p>加重平均力率（パーセント）</p> $= \frac{100 \times \left(\frac{\text{電熱器}}{\text{総容量}} \right) + 90 \times \left(\frac{\text{力率90\%の機器総容量}}{\text{の機器総容量}} \right) + 80 \times \left(\frac{\text{力率80\%の機器総容量}}{\text{の機器総容量}} \right)}{\text{機器総容量}}$																		
<p>6 進相用コンデンサ取付容量基準 進相用コンデンサの容量は、次のとおりといたします。</p> <p>(1) 照明用電気機器 イ けい光灯 進相用コンデンサをけい光灯に内蔵する場合の進相用コンデンサ取付容量は、 次によります。</p> <table border="1" data-bbox="203 986 976 1433"> <thead> <tr> <th data-bbox="203 986 353 1050">使用電圧 —(ボルト)—</th> <th data-bbox="353 986 667 1050">管灯の定格消費電力 —(ワット)—</th> <th data-bbox="667 986 976 1050">コンデンサ取付容量 —(マイクロファラッド)—</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="203 1050 353 1106" rowspan="7">100</td> <td data-bbox="353 1050 667 1106">10</td> <td data-bbox="667 1050 976 1106">3.5</td> </tr> <tr> <td data-bbox="353 1106 667 1161">15</td> <td data-bbox="667 1106 976 1161">4.5</td> </tr> <tr> <td data-bbox="353 1161 667 1217">20</td> <td data-bbox="667 1161 976 1217">5.5</td> </tr> <tr> <td data-bbox="353 1217 667 1273">30</td> <td data-bbox="667 1217 976 1273">9</td> </tr> <tr> <td data-bbox="353 1273 667 1329">40</td> <td data-bbox="667 1273 976 1329">14</td> </tr> <tr> <td data-bbox="353 1329 667 1385">60</td> <td data-bbox="667 1329 976 1385">17</td> </tr> <tr> <td data-bbox="353 1385 667 1433">80</td> <td data-bbox="667 1385 976 1433">25</td> </tr> </tbody> </table>	使用電圧 —(ボルト)—	管灯の定格消費電力 —(ワット)—	コンデンサ取付容量 —(マイクロファラッド)—	100	10	3.5	15	4.5	20	5.5	30	9	40	14	60	17	80	25	
使用電圧 —(ボルト)—	管灯の定格消費電力 —(ワット)—	コンデンサ取付容量 —(マイクロファラッド)—																	
100	10	3.5																	
	15	4.5																	
	20	5.5																	
	30	9																	
	40	14																	
	60	17																	
	80	25																	

現行（令和元年10月1日実施）

変更後（2023年4月1日実施）

	100	30
200	40	3.5
	60	4.5
	80	5.5
	100	7

~~ロ~~ ネオン管灯（1次電圧100ボルト）

高力率型のネオン管灯は、次の進相用コンデンサ取付容量があるものとみなします。

変圧器2次電圧 （ボルト）	変圧器容量 （ボルトアンペア）	コンデンサ取付容量 （マイクロファラッド）
3,000	80	20
6,000	100	30
9,000	200	50
12,000	300	50
15,000	350	75

~~ハ~~ 水銀灯

出力（ワット）	コンデンサ取付容量（マイクロファラッド）	
	100ボルト	200ボルト
50以下	30	7
100 W	50	9
250 W	75	15
300 W	100	20
400 W	150	30
700 W	250	50

現行（令和元年10月1日実施）

変更後（2023年4月1日実施）

~~1,000~~

~~300~~

~~75~~

~~(2) 誘導電動機~~

~~イ 個々にコンデンサを取り付ける場合~~

~~(イ) 単相誘導電動機~~

電動機定格出力	馬力	1/8	1/4	1/2	1
	キロワット	0.1	0.2	0.4	0.75
コンデンサ 取付容量 (マイクロファラッド)	使用電圧 100ボルト	40	50	75	100
	使用電圧 200ボルト	20	20	30	40

~~(ロ) 3相誘導電動機（使用電圧200ボルトの場合といたします。）~~

電動機 定格出力	馬力	1/4	1/2	1	2	3	5	7.5	10	15	20	25	30	40	50
	キロワット	0.2	0.4	0.75	1.5	2.2	3.7	5.5	7.5	11	15	18.5	22	30	37
コンデンサ取付容量 (マイクロファラッド)		10	15	20	30	40	50	75	100	150	200	250	300	400	500

~~ロ 一括してコンデンサを取り付ける場合~~

~~やむをえない事情によって2以上の電動機に対して一括してコンデンサを取り付ける場合のコンデンサの容量は、各電動機の定格出力に対応するイに定めるコンデンサの容量の合計といたします。~~

~~(3) 電気溶接機（使用電圧200ボルトの場合といたします。）~~

~~イ 交流アーク溶接機~~

溶接機最大入力 (キロワット)	3	5	7.5	10	15	20	25	30	35	40	45以上
コンデンサ取付容量 (マイクロファラッド)	100	150	200	250	300	400	500	600	700	800	900

~~ロ 交流抵抗溶接機~~

~~イの容量の50パーセントといたします。~~

~~(4) その他~~

~~(1)、(2)および(3)によることが不適当と認められる電気機器については、機器の特性に応じてお客さまと当社との協議によって定めます。~~

7 契約容量および契約電力の算定方法

16（従量電灯）(2)ニ(ロ)または 19（低圧電力）(4)ロの場合の契約容量または契約電力は、次により算定いたします。ただし、契約電力を算定する場合は、力率（100パーセントといたします。）を乗じます。

(1) 供給電気方式および供給電圧が交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボ

6 契約容量および契約電力の算定方法

16（従量電灯）(2)ニ(ロ)または 19（低圧電力）(4)ロの場合の契約容量または契約電力は、次により算定いたします。ただし、契約電力を算定する場合は、力率（100パーセントといたします。）を乗じます。

(1) 供給電気方式および供給電圧が交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボ

現行（令和元年10月1日実施）	変更後（2023年4月1日実施）
<p>ルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトの場合</p> $\text{契約主開閉器の定格電流（アンペア）} \times \text{電圧（ボルト）} \times \frac{1}{1,000}$ <p>なお、交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトの場合の電圧は、200ボルトといたします。</p> <p>(2) 供給電気方式および供給電圧が交流3相3線式標準電圧200ボルトの場合</p> $\text{契約主開閉器の定格電流（アンペア）} \times \text{電圧（ボルト）} \times 1.732 \times \frac{1}{1,000}$	<p>ルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトの場合</p> $\text{契約主開閉器の定格電流（アンペア）} \times \text{電圧（ボルト）} \times \frac{1}{1,000}$ <p>なお、交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトの場合の電圧は、200ボルトといたします。</p> <p>(2) 供給電気方式および供給電圧が交流3相3線式標準電圧200ボルトの場合</p> $\text{契約主開閉器の定格電流（アンペア）} \times \text{電圧（ボルト）} \times 1.732 \times \frac{1}{1,000}$
<p>8—使用電力量の協定</p> <p>使用電力量を協議によって定める場合の基準は、原則として次によります。</p> <p>(1) 過去の使用電力量による場合</p> <p>次のいずれかによって算定いたします。ただし、協定の対象となる期間または過去の使用電力量が計量された料金の算定期間に契約容量または契約電力の変更があった場合は、料金の計算上区分すべき期間の日数にそれぞれの契約容量または契約電力を乗じた値の比率を勘案して算定いたします。</p> <p>イ 前月または前年同月の使用電力量による場合</p> $\frac{\text{前月または前年同月の使用電力量}}{\text{前月または前年同月の料金の算定期間の日数}} \times \text{協定の対象となる期間の日数}$ <p>ロ 前3月間の使用電力量による場合</p> $\frac{\text{前3月間の使用電力量}}{\text{前3月間の料金の算定期間の日数}} \times \text{協定の対象となる期間の日数}$ <p>(2) 使用された負荷設備の容量と使用時間による場合</p> <p>使用された負荷設備の容量（入力）にそれぞれの使用時間を乗じてえた値を合計した値といたします。</p> <p>(3) 取替後の計量器によって計量された期間の日数が10日以上である場合で、取替後の計量器によって計量された使用電力量によるとき。</p> $\frac{\text{取替後の計量器によって計量された使用電力量}}{\text{取替後の計量器によって計量された期間の日数}} \times \text{協定の対象となる期間の日数}$ <p>(4) 参考のために取り付けた計量器の計量による場合</p> <p>参考のために取り付けた計量器によって計量された使用電力量といたします。</p> <p>なお、この場合の計量器の取付けは、56（計量器等の取付け）に準ずるものといたします。</p> <p>(6) 公差をこえる誤差により修正する場合</p> $\frac{\text{計量電力量}}{100\text{パーセント} + (\pm\text{誤差率})}$ <p>なお、公差をこえる誤差の発生時期が確認できない場合は、次の月以降の使用電力量を対象として協定いたします。</p> <p>イ お客さまの申出により測定したときは、申出の日の属する月</p> <p>ロ 当社が発見して測定したときは、発見の日の属する月</p>	

現行（令和元年 10 月 1 日実施）	変更後（2023 年 4 月 1 日実施）
<p>9. 日割計算の基本算式</p> <p>(1) 日割計算の基本算式は、次のとおりといたします。</p> <p>イ 基本料金、最低料金、定額制供給の料金または最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金を日割りする場合</p> $1 \text{ 月の該当料金} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$ <p>ただし、26（料金の算定）(1)に該当する場合は、$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$ は、$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$ といたします。</p> <p>ロ 従量電灯、臨時電灯 B および公衆街路灯 B の料金適用上の電力量区分を日割りする場合</p> <p>(イ) 従量電灯 A</p> $\text{最低料金適用電力量} = 11 \text{ キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$ <p>なお、最低料金適用電力量とは、イにより算定された最低料金または最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金が適用される電力量をいいます。</p> $\text{第 1 段階料金適用電力量} = 109 \text{ キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$ <p>なお、第 1 段階料金適用電力量とは、11 キロワット時をこえ 120 キロワット時までの 1 キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。</p> $\text{第 2 段階料金適用電力量} = 180 \text{ キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$ <p>なお、第 2 段階料金適用電力量とは、120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。</p> <p>(ロ) 従量電灯 B</p> $\text{第 1 段階料金適用電力量} = 120 \text{ キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$ <p>なお、第 1 段階料金適用電力量とは、最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。</p> $\text{第 2 段階料金適用電力量} = 180 \text{ キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$ <p>なお、第 2 段階料金適用電力量とは、120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。</p> <p>(ハ) 臨時電灯 B および公衆街路灯 B</p> $\text{最低料金適用電力量} = 11 \text{ キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$ <p>なお、最低料金適用電力量とは、イにより算定された最低料金または最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金が適用される電力量をいいます。</p> <p>(ニ) (イ)、(ロ) または (ハ) によって算定された最低料金適用電力量、第 1 段階料金適</p>	<p>7. 日割計算の基本算式</p> <p>(1) 日割計算の基本算式は、次のとおりといたします。</p> <p>イ 基本料金、最低料金、定額制供給の料金または最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金を日割りする場合</p> $1 \text{ 月の該当料金} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$ <p>ただし、26（料金の算定）(1)に該当する場合は、$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$ は、$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$ といたします。</p> <p>ロ 従量電灯、臨時電灯 B および公衆街路灯 B の料金適用上の電力量区分を日割りする場合</p> <p>(イ) 従量電灯 A</p> $\text{最低料金適用電力量} = 11 \text{ キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$ <p>なお、最低料金適用電力量とは、イにより算定された最低料金または最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金が適用される電力量をいいます。</p> $\text{第 1 段階料金適用電力量} = 109 \text{ キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$ <p>なお、第 1 段階料金適用電力量とは、11 キロワット時をこえ 120 キロワット時までの 1 キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。</p> $\text{第 2 段階料金適用電力量} = 180 \text{ キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$ <p>なお、第 2 段階料金適用電力量とは、120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。</p> <p>(ロ) 従量電灯 B</p> $\text{第 1 段階料金適用電力量} = 120 \text{ キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$ <p>なお、第 1 段階料金適用電力量とは、最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。</p> $\text{第 2 段階料金適用電力量} = 180 \text{ キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$ <p>なお、第 2 段階料金適用電力量とは、120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。</p> <p>(ハ) 臨時電灯 B および公衆街路灯 B</p> $\text{最低料金適用電力量} = 11 \text{ キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$ <p>なお、最低料金適用電力量とは、イにより算定された最低料金または最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金が適用される電力量をいいます。</p> <p>(ニ) (イ)、(ロ) または (ハ) によって算定された最低料金適用電力量、第 1 段階料金適</p>

現行（令和元年10月1日実施）	変更後（2023年4月1日実施）
<p>用電力量および第2段階料金適用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。</p> <p>(ホ) 26（料金の算定）(1)ハに該当する場合は、(イ)、(ロ)および(ハ)の $\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$ は、$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$ といたします。</p> <p>ハ 日割計算に応じて電力量料金を算定する場合</p> <p>(イ) 26（料金の算定）(1)イまたはハの場合 料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。</p> <p>(ロ) 26（料金の算定）(1)ロの場合 料金の算定期間の使用電力量を、料金に変更のあった日の前後の期間の日数にそれぞれの契約容量または契約電力を乗じた値の比率により区分して算定いたします。また、低圧電力、臨時電力（従量制供給のものに限ります。）および農事用電力（従量制供給のものに限ります。）のお客さまにおいて、料金の算定期間に夏季およびその他季がともに含まれる場合は、料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値により算定いたします。ただし、計量値を確認する場合は、その値によります。</p> <p>ニ 日割計算に応じて再生可能エネルギー発電促進賦課金（最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金および定額制供給の再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。）を算定する場合</p> <p>(イ) 26（料金の算定）(1)イまたはハの場合 料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。</p> <p>(ロ) 26（料金の算定）(1)ロの場合 料金の算定期間の使用電力量を、料金に変更のあった日の前後の期間の日数にそれぞれの契約容量または契約電力を乗じた値の比率により区分して算定いたします。ただし、計量値を確認する場合は、その値によります。</p> <p>(2) 電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の(1)イおよびロにいう検針期間の日数は、次のとおりといたします。</p> <p>イ 電気の供給を開始した場合 開始日の直前のそのお客さまの属する検針区域の検針日から、需給開始の直後の検針日の前日までの日数といたします。</p> <p>ロ 需給契約が消滅した場合 消滅日の直前の検針日から、当社が次回の検針日としてお客さまにあらかじめお知らせした日の前日までの日数といたします。</p> <p>(3) 定額制供給の場合または 25（使用電力量の計量）(7)の場合は、電気の供給を開始し、または需給契約が消滅したときの(1)イおよびロにいう検針期間の日数は、(2)に準ずるものといたします。この場合、(2)にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日とし、当社が次回の検針日としてお客さまにあらかじめお知らせした日は、消滅日の直後のそのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。</p> <p>(4) 電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の(1)イおよびロにいう暦日数は、次のとおりといたします。</p>	<p>用電力量および第2段階料金適用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。</p> <p>(ホ) 26（料金の算定）(1)ハに該当する場合は、(イ)、(ロ)および(ハ)の $\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$ は、$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$ といたします。</p> <p>ハ 日割計算に応じて電力量料金を算定する場合</p> <p>(イ) 26（料金の算定）(1)イまたはハの場合 料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。</p> <p>(ロ) 26（料金の算定）(1)ロの場合 料金の算定期間の使用電力量を、料金に変更のあった日の前後の期間の日数にそれぞれの契約容量または契約電力を乗じた値の比率により区分して算定いたします。また、低圧電力、臨時電力（従量制供給のものに限ります。）および農事用電力（従量制供給のものに限ります。）のお客さまにおいて、料金の算定期間に夏季およびその他季がともに含まれる場合は、料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値により算定いたします。ただし、計量値を確認する場合は、その値によります。</p> <p>ニ 日割計算に応じて再生可能エネルギー発電促進賦課金（最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金および定額制供給の再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。）を算定する場合</p> <p>(イ) 26（料金の算定）(1)イまたはハの場合 料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。</p> <p>(ロ) 26（料金の算定）(1)ロの場合 料金の算定期間の使用電力量を、料金に変更のあった日の前後の期間の日数にそれぞれの契約容量または契約電力を乗じた値の比率により区分して算定いたします。ただし、計量値を確認する場合は、その値によります。</p> <p>(2) 電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の(1)イおよびロにいう検針期間の日数は、次のとおりといたします。</p> <p>イ 電気の供給を開始した場合 開始日の直前のそのお客さまの属する検針区域の検針日から、需給開始の直後の検針日の前日までの日数といたします。</p> <p>ロ 需給契約が消滅した場合 消滅日の直前の検針日から、当社が次回の検針日としてお客さまにあらかじめお知らせした日の前日までの日数といたします。</p> <p>(3) 定額制供給の場合または 25（使用電力量の算定）(4)の場合は、電気の供給を開始し、または需給契約が消滅したときの(1)イおよびロにいう検針期間の日数は、(2)に準ずるものといたします。この場合、(2)にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日とし、当社が次回の検針日としてお客さまにあらかじめお知らせした日は、消滅日の直後のそのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。</p> <p>(4) 電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の(1)イおよびロにいう暦日数は、次のとおりといたします。</p>

現行（令和元年10月1日実施）	変更後（2023年4月1日実施）								
<p>イ 電気の供給を開始した場合 そのお客さまの属する検針区域の検針の基準となる日（開始日が含まれる検針期間の始期に対応するものといたします。）の属する月の日数といたします。</p> <p>ロ 需給契約が消滅した場合 そのお客さまの属する検針区域の検針の基準となる日（消滅日の前日が含まれる検針期間の始期に対応するものといたします。）の属する月の日数といたします。</p> <p>(5) 供給停止期間中の料金の日割計算を行なう場合は、(1)イの日割計算対象日数は、停止期間中の日数といたします。この場合、停止期間中の日数には、電気の供給を停止した日を含み、電気の供給を再開した日は含みません。また、停止日に電気の供給を再開する場合は、その日は停止期間中の日数には含みません。</p>	<p>イ 電気の供給を開始した場合 そのお客さまの属する検針区域の検針の基準となる日（開始日が含まれる検針期間の始期に対応するものといたします。）の属する月の日数といたします。</p> <p>ロ 需給契約が消滅した場合 そのお客さまの属する検針区域の検針の基準となる日（消滅日の前日が含まれる検針期間の始期に対応するものといたします。）の属する月の日数といたします。</p> <p>(5) 供給停止期間中の料金の日割計算を行なう場合は、(1)イの日割計算対象日数は、停止期間中の日数といたします。この場合、停止期間中の日数には、電気の供給を停止した日を含み、電気の供給を再開した日は含みません。また、停止日に電気の供給を再開する場合は、その日は停止期間中の日数には含みません。</p>								
<p>10 標準設計基準</p> <p>(1) 適用</p> <p>イ この標準設計基準（以下「この基準」といいます。）は、Ⅷ（工事費の負担）に定める標準設計で施設する場合の工事費の算定に適用いたします。</p> <p>ロ この基準に明記していない場合は、法令で定める電気設備に関する技術基準、その他の関係法令、当社の設計基準等にもとづき技術的に適当と認められる設計によります。この場合、その設計を標準設計といたします。</p> <p>ハ 地形上その他周囲の状況からこの基準によりがたいため特別な施設を要する場合は、技術的に適当と認められる設計によります。この場合、その設計を標準設計といたします。</p> <p>(2) 高压または低压電線路</p> <p>イ 通則</p> <p>(イ) 電圧降下の許容限度</p> <p>高压または低压の電線路（需給地点から需給地点に最も近い発変電所の引出口または供給用変圧器の引出側端子までの電線路をいいます。）における電圧降下の許容限度は、次表の値を標準といたします。</p> <table border="1" data-bbox="199 1027 974 1281"> <thead> <tr> <th data-bbox="199 1027 512 1094">電線路の公称電圧</th> <th data-bbox="512 1027 974 1094">電圧降下の許容限度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="199 1094 512 1157">100ボルト</td> <td data-bbox="512 1094 974 1157">8ボルト</td> </tr> <tr> <td data-bbox="199 1157 512 1219">200ボルト</td> <td data-bbox="512 1157 974 1219">20ボルト</td> </tr> <tr> <td data-bbox="199 1219 512 1281">6,600ボルト</td> <td data-bbox="512 1219 974 1281">600ボルト(300ボルト)</td> </tr> </tbody> </table> <p>（注）市街地電線路の場合は、（一）の値を適用いたします。</p> <p>(n) 経過地の選定</p> <p>高压または低压の電線路の経過地は、地理的条件、保安および保守上の問題を考慮して、電線路が最も経済的に施設できるよう選定いたします。</p> <p>(v) 電線路の種類</p> <p>高压または低压の電線路は、架空電線路といたします。ただし、架空電線路</p>	電線路の公称電圧	電圧降下の許容限度	100ボルト	8ボルト	200ボルト	20ボルト	6,600ボルト	600ボルト(300ボルト)	
電線路の公称電圧	電圧降下の許容限度								
100ボルト	8ボルト								
200ボルト	20ボルト								
6,600ボルト	600ボルト(300ボルト)								

現行（令和元年10月1日実施）

変更後（2023年4月1日実施）

~~とすることが法令上認められない場合または技術上、経済上もしくは地域的な事情により不適当と認められる場合には、地中電線路またはその他の方法によります。~~

~~ロ 架空電線路~~

~~(イ) 電線路の施設~~

~~a 高压または低压の架空電線路は、単独の電線路の新設、他の架空電線路との併架、電線張替えおよび線路用電圧調整器の取付けなどのうち、技術的に困難な場合を除き、最も経済的な方法により施設いたします。~~

~~b 高压架空電線路を単独に新設する場合は、原則として1回線といたします。~~

~~c 高压架空電線路の併架の場合の回線数は、既設線も含めて原則として2回線以下といたします。~~

~~(n) 支持物の種類~~

~~高压または低压の架空電線路の支持物は、原則として鉄筋コンクリート柱を使用いたします。ただし、山間部、狭い路地等で鉄筋コンクリート柱の運搬および建柱ができない場合ならびに技術上および経済上鉄筋コンクリート柱の施設が適当でない場合には、鉄柱、鉄塔など他の支持物を使用いたします。~~

~~(v) 標準径間~~

~~高压または低压の架空電線路の標準径間は、次表によります。~~

施設地域	標準径間
市街地	40メートル
その他	50メートル

~~(ニ) 支持物の長さ~~

~~高压または低压の架空電線路の支持物の長さは、次表を標準といたします。ただし、架空電線の回線数、装柱状況、地形、その他工作物との離隔距離などを勘案し、必要な場合はこれによらないことがあります。~~

装柱	施設地域	
	市街地	その他
低圧	10メートル	8メートル
高圧	10メートル	8メートル
高低圧併架	12メートル	10メートル

~~(ホ) 架線順位~~

~~架線順位は、原則として次のとおりといたします。~~

~~a 電圧の高いものは、低いものの上部といたします。~~

~~b 専用線およびこれに類するものは、一般線の上部といたします。~~

~~c 遠距離に送電するものは、近距離に送電するものの上部といたします。~~

現行（令和元年10月1日実施）

変更後（2023年4月1日実施）

~~(ア) がいしの種類~~

~~高圧または低圧の架空電線路のがいしは、次表のものを使用いたします。~~

使用箇所別 電圧別		引通箇所		引留箇所	
		高圧線		高圧ピンがいし	
低 圧	低圧線	低圧ピンがいし 低圧引留がいし		低圧引留がいし	
		低圧がいしレスアーム用ラック			
	引込線	低圧バインドレスがいし			

~~(イ) 電線の種類および太さ~~

~~a 高圧または低圧の架空電線路は、技術上および当社の設備状況等を勘案し、硬銅線またはアルミより線を導体とした絶縁電線を使用いたします。ただし、技術上、経済上不適当と認められる場合には、他の適当な電線を使用いたします。~~

~~b 電線の太さは、次表のとおりとし、許容電流、短絡電流限度、電圧降下、機械的強度等を考慮して適正なものを使用いたします。~~

電線の種類 電圧		電線の種類	
		硬銅線	アルミより線
高圧線		200 平方ミリメートル	32, 120, 240 平方ミリメートル
低 圧	低圧線	5.0ミリメートル 38平方ミリメートル	32平方ミリメートル
	引込線	2.6, 3.2ミリメートル 14, 22, 38, 60平方ミリメートル	—

~~（注）低圧引込線のうち22平方ミリメートル以上については、軟銅線といたします。~~

~~c 電線の許容電流は、次表によります。~~

~~（単位：アンペア）~~

種類および太さ		D-V線			
		OC線	OW線	線	
				2芯	3芯
硬銅線	2.6ミリメートル	=	=	38	34
	3.2	=	=	50	44
	5.0	=	103	=	=
	14平方ミリメートル	=	=	70	62
	22	=	=	92	80
	38	=	153	130	113
	60	=	=	174	152
200	605	=	=	=	
アルミより線	32	150	109	=	=

現行（令和元年10月1日実施）

変更後（2023年4月1日実施）

120 —#	310	=	=	=
240 —#	510	=	=	=

~~（注）D・V線のうち22平方メートル以上については、軟銅線といたします。~~

~~（イ）柱上変圧器の容量~~

~~柱上変圧器は、原則として単相柱上油入変圧器を使用するものとし、負荷の種類別、容量などを考慮して次表より適正なものを使用いたします。~~

変圧器容量（キボルトアンペア）	5, 10, 20, 30, 50, 100
----------------------------	-----------------------------------

~~（ロ）電力用変圧器の結線~~

~~低圧3相電力負荷に供給する場合は、原則として単相変圧器を2台用いてV結線により使用いたします。ただし、技術上、経済上適当と認められる場合には、3台用いてΔ結線により使用いたします。~~

~~（ハ）線路用区分開閉器の取付け~~

- ~~a 高圧架空電線路の操作または保守のために、必要に応じ区分開閉器を取り付けます。~~
- ~~b 区分開閉器の容量は、次表のうちから負荷電流および短絡電流を考慮して適正なものを使用いたします。~~

容 量（アンペア）	100, 200, 400, 600
----------------------	-------------------------------

~~（注）100アンペアおよび200アンペアについては、在庫品のみを使用いたします。~~

~~（ニ）避雷器の取付け~~

~~高圧架空電線路には、必要に応じ避雷器を取り付けます。~~

~~（ヒ）架空地線の取付け~~

~~高圧架空電線路には、必要に応じ架空地線を取り付けます。~~

~~（ヘ）線路用電圧調整器の取付け~~

- ~~a 高圧配電線の電圧を適正に保持するため、技術上、経済上適当と認められる場合には線路用電圧調整器を使用いたします。~~
- ~~b 線路用電圧調整器の容量は、次表のうちから負荷電流を考慮し適正なものを使用いたします。~~

容 量（キボルトアンペア）	1500, 2500, 3000, 3500, 4000, 4500
--------------------------	---

~~（注）1,500キボルトアンペア, 2,500キボルトアンペア, 3,500キボルトアンペア, 4,500キボルトアンペアについては、在庫品のみを使用いたします。~~

~~（ホ）特殊機器および特殊材料の使用~~

- ~~a 塩害等により汚損する地域には、その程度に応じた架空電線路の機器および材料は耐塩構造のものを使用いたします。~~
- ~~b 雪害の多い地域には、その程度に応じた架空電線路の材料には着氷雪に対し堅ろうなものを使用いたします。~~

~~（ト）その他~~

~~高圧または低圧の架空電線路の施設は、前記各項によるほか、法令で定める~~

現行（令和元年10月1日実施）

変更後（2023年4月1日実施）

~~電気設備に関する技術基準、電気学会電気規格調査会標準規格等これに類する規格によるものといたします。~~

~~ハ 地中電線路~~

~~(イ) 施設方法~~

~~高压または低压の地中電線路の施設方法は、原則として管路式といたします。ただし、次の場合は、直接埋設式、暗きよ式または開きよ式といたします。~~

~~ア 直接埋設式~~

~~重量車両が通ることなく、かつ、再掘削が他に支障のない構内等に施設する場合~~

~~イ 暗きよ式~~

~~当該線路を含めて多数のケーブルを同一場所に施設する場合~~

~~エ 開きよ式~~

~~発電所構内等重量物の通過しない場所に施設する場合~~

~~(ロ) 回線数~~

~~高压または低压の地中電線路を単独に新設する場合は、原則として1回線といたします。~~

~~(ハ) ケーブルの種類および太さ~~

~~ア 高压または低压の地中電線路に使用するケーブルは、CVケーブルを標準といたします。~~

~~イ ケーブルの太さは、次表のとおりとし許容電流、短時間許容電流および電圧降下等を考慮して適正なものを使用いたします。~~

電圧別	ケーブルの太さ（平方ミリメートル）
低圧	8, 14, 38, 60, 100, 150, 250
高压	60, 100, 150, 250, 400, 600

~~なお、ケーブルの許容電流は、日本電線工業会規格の算定方法に準じ、施設条件を考慮して算定いたします。~~

~~(3) 変電設備~~

~~イ 通則~~

~~電線路の引出設備は、その変電所の他の設備に準じて施設いたします。~~

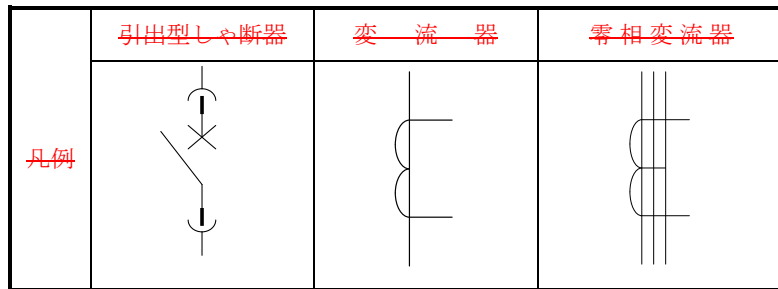
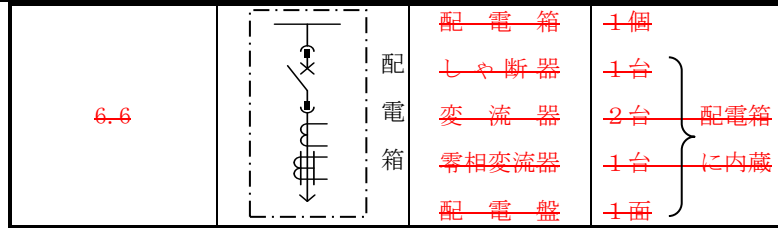
~~ロ 結線方法~~

~~結線および主要機器取付台数は、次表を標準といたします。~~

公称電圧（キボルト）	結線回数	機器名	取付台数
-----------------------	-----------------	----------------	-----------------

現行（令和元年10月1日実施）

変更後（2023年4月1日実施）



~~しゃ断器~~

~~(イ) しゃ断器は、現に構成されまたは将来構成されることが予想されている系統構成の短絡容量の計算値から判断して、次表のうちから必要最小のものを選定使用いたします。~~

公称電圧 (キボルト)	定格電圧 (キボルト)	定格電流 (アンペア)	定格しゃ断電流 (キアンペア)
6.6	7.2	600, 1200	12.5, 20, 25, 31.5, 40

~~(ロ) 将来の系統構成は、10年程度を目標といたします。~~

~~変流器~~

~~変流器の定格は、次表から必要最小のものを選定いたします。~~

公称電圧 (キボルト)	定格電圧 (キボルト)	定格1次電流 (アンペア)	定格2次電流 (アンペア)	形 式
6.6	6.9	200~800	5	モールド形

	穴 径 (平方ミリメートル)	定格零相 1次電流 (ミリアンペア)	定格零相 2次電流 (ミリアンペア)	形 式
零相変流器	120, 150, 160	200	1.5	貫通形

~~配電盤~~

~~配電盤には、原則として電流計およびしゃ断器操作用ハンドルならびに運転に~~

現行（令和元年10月1日実施）	変更後（2023年4月1日実施）
<p>必要な器具を取り付けます。また、必要に応じ電圧計、電力計または無効電力量計等を取り付けます。</p> <p>△保護装置</p> <p>電線路に短絡または地絡事故が発生した場合は、自動的に電路をしゃ断するものとし、保護装置として次のものを施設いたします。</p> <p>(イ)短絡保護継電器</p> <p>(ロ)地絡保護継電器</p> <p>なお、電線路には、自動再閉路継電器を施設いたします。</p>	

新旧料金率比較表

(電 灯 分)

現 行 料 金				改 定 料 金							
区 分		単 位	料 金 率		区 分		単 位	料 金 率			
			円 銭	円 銭				円 銭			
定 額 電 灯	需要家料金		1 契 約	71.50		需要家料金		1 契 約	71.50		
	電灯料金					電灯料金					
		10Wまで	1 灯	105.58	[9.88]		10Wまで	1 灯	138.59		
		20Wまで	”	163.87	[19.77]		20Wまで	”	229.89		
		40Wまで	”	280.45	[39.55]		40Wまで	”	412.46		
		60Wまで	”	397.02	[59.32]		60Wまで	”	595.03		
		100Wまで	”	629.07	[98.87]		100Wまで	”	959.12		
		100W超過50W までごとに	”	314.54	[49.44]		100W超過50W までごとに	”	479.56		
	小型機器料金					小型機器料金					
		50VAまでの機器	1 機 器	278.14	[29.54]		50VAまでの機器	1 機 器	376.70		
	100VAまでの機器	”	446.26	[59.06]		100VAまでの機器	”	643.40			
	100VA超過50VA までごとに	”	223.14	[29.54]		100VA超過50VA までごとに	”	321.70			
従 量 電 灯	A	最低料金 最初の11kWhまで 電力量料金		1 契 約	439.40 [28.00]		最低料金 最初の11kWhまで 電力量料金		1 契 約	532.68	
			11kWh超過 120kWhまで	1 kWh	22.92	[2.55]		11kWh超過 120kWhまで	1 kWh	31.40	
			120kWh超過 300kWhまで	”	29.54	[2.55]		120kWh超過 300kWhまで	”	38.02	
			300kWh超過分	”	33.05	[2.55]		300kWh超過分	”	41.53	
			基本料金 電力量料金	1 kVA	374.00			基本料金 電力量料金	1 kVA	374.00	
	B	最初の120kWhまで		1 kWh	19.52	[2.55]	最初の120kWhまで		1 kWh	28.00	
		120kWh超過 300kWhまで		”	25.05	[2.55]	120kWh超過 300kWhまで		”	33.53	
		300kWh超過分		”	27.97	[2.55]	300kWh超過分		”	36.45	
	臨 時 電 灯	A	50VAまで1日につき		1 契 約	8.51 [0.81]		50VAまで1日につき		1 契 約	11.15
			100VAまで ”		”	16.99 [1.59]		100VAまで ”		”	22.31
200VAまで ”			”	33.98 [3.18]		200VAまで ”		”	44.62		
300VAまで ”			”	50.97 [4.77]		300VAまで ”		”	66.93		
400VAまで ”			”	67.96 [6.36]		400VAまで ”		”	89.24		
500VAまで ”			”	84.95 [7.95]		500VAまで ”		”	111.55		
1kVAまで ”			”	169.93 [15.93]		1kVAまで ”		”	223.08		
2kVAまで ”			”	339.86 [31.86]		2kVAまで ”		”	446.16		
3kVAまで ”		”	509.79 [47.79]		3kVAまで ”		”	669.24			
B		最低料金 最初の11kWhまで 電力量料金		1 契 約	603.30 [28.00]		最低料金 最初の11kWhまで 電力量料金		1 契 約	696.58	
	11kWh超過分		1 kWh	36.10 [2.55]		11kWh超過分		1 kWh	44.58		
C	基本料金		1 kVA	412.50		基本料金		1 kVA	412.50		
	電力量料金		1 kWh	30.51 [2.55]		電力量料金		1 kWh	38.99		

現 行 料 金				改 定 料 金				
区 分		単 位	料 金 率		区 分		単 位	料 金 率
			円 銭	円 銭				円 銭
公 衆 街 路 灯	A	需要家料金	1 契 約	66.00		需要家料金	1 契 約	66.00
		電 灯 料 金				電 灯 料 金		
		10Wまで	1 灯	102.28	[9.88]	10Wまで	1 灯	135.29
		20Wまで	"	159.47	[19.77]	20Wまで	"	225.49
		40Wまで	"	272.75	[39.55]	40Wまで	"	404.76
		60Wまで	"	386.02	[59.32]	60Wまで	"	584.03
		100Wまで	"	611.47	[98.87]	100Wまで	"	941.52
	100W超過50W までごとに	"	305.74	[49.44]	100W超過50W までごとに	"	470.76	
	小型機器料金				小型機器料金			
	50VAまでの機器	1 機 器	269.34	[29.54]	50VAまでの機器	1 機 器	367.90	
	100VAまでの機器	"	433.06	[59.06]	100VAまでの機器	"	630.20	
	100VA超過50VA までごとに	"	216.54	[29.54]	100VA超過50VA までごとに	"	315.10	
B	最低料金				最低料金			
	最初の11kWhまで	1 契 約	409.70	[28.00]	最初の11kWhまで	1 契 約	502.98	
C	電力量料金				電力量料金			
	11kWh超過分	1 kWh	22.33	[2.55]	11kWh超過分	1 kWh	30.81	
C	基本料金	1 kVA	335.50		基本料金	1 kVA	335.50	
	電力量料金	1 kWh	19.61	[2.55]	電力量料金	1 kWh	28.09	

注. 現行料金の「料金率」は, 平均燃料価格39,000円の場合の燃料費調整適用後の値とし, [] に燃料費調整単価を再掲した。

新旧料金率比較表

(電 力 分)

現 行 料 金				改 定 料 金					
区 分		単 位	料 金 率		区 分		料 金 率		
			円 銭	円 銭			円 銭		
低 圧 電 力	基本料金	1 k W	1,116.50		低 圧 電 力	基本料金	1 k W	1,116.50	
	電力量料金					電力量料金			
	夏季料金	1 k W h	18.35	[2.55]		夏季料金	1 k W h	26.83	
	その他季料金	"	16.91	[2.55]		その他季料金	"	25.39	
臨 時 電 力	定額制供給 1日につき	1 k W	180.64 [16.74]		臨 時 電 力	定額制供給 1日につき	1 k W	236.39	
	従量制供給		低圧電力の該当料金の 20パーセント増し			従量制供給		低圧電力の該当料金の 20パーセント増し	
農 事	(かんがい排水用) 基本料金	1 k W	748.00		農 事	(かんがい排水用) 基本料金	1 k W	748.00	
	電力量料金					電力量料金			
	夏季料金	1 k W h	14.24	[2.55]		夏季料金	1 k W h	22.72	
	その他季料金	"	13.18	[2.55]		その他季料金	"	21.66	
用 電 力	(脱穀調整用) 〔附則〕 毎年最初の30日まで				用 電 力	(脱穀調整用) 〔附則〕 毎年最初の30日まで			
	0.5 k W		3,974.60	[125.70]		0.5 k W		4,393.04	
	1 k W		5,733.50	[251.10]		1 k W		6,570.34	
	2 k W		9,207.60	[502.20]		2 k W		10,881.30	
	3 k W		12,701.80	[753.60]		3 k W		15,212.04	
	3 k W超過 1 k W増すごとに		3,368.50	[251.10]		3 k W超過 1 k W増すごとに		4,205.34	
	30日をこえる1日につき					30日をこえる1日につき			
	0.5 k W		33.89	[4.19]		0.5 k W		47.83	
	1 k W		53.47	[8.37]		1 k W		81.36	
	2 k W		114.64	[16.74]		2 k W		170.42	
	3 k W		173.62	[25.12]		3 k W		257.29	
	3 k W超過 1 k W増すごとに		62.27	[8.37]		3 k W超過 1 k W増すごとに		90.16	

注. 現行料金の「料金率」は、平均燃料価格39,000円の場合の燃料費調整適用後の値とし、[]に燃料費調整単価を再掲した。

新旧料金率比較表

(附則 2 [料金 (口座振替割引契約) についての特別措置] 分)

現 行 料 金			改 定 料 金		
区 分	単 位	割 引 額	区 分	単 位	割 引 額
		円 銭			円 銭
口座振替割引			口座振替割引		
口座振替割引額	1 契 約	55.00	口座振替割引額	1 契 約	55.00

燃料費調整基準単価比較表

現 行 料 金			改 定 料 金		
区 分	単 位	基 準 単 価 円 銭 厘	区 分	単 位	基 準 単 価 円 銭 厘
(1) 定額制供給			(1) 定額制供給		
イ. 定額電灯および公衆街路灯A 電 灯			イ. 定額電灯および公衆街路灯A 電 灯		
10Wまで	1 灯	0.760	10Wまで	1 灯	0.624
20Wまで	"	1.521	20Wまで	"	1.247
40Wまで	"	3.042	40Wまで	"	2.495
60Wまで	"	4.563	60Wまで	"	3.742
100Wまで	"	7.605	100Wまで	"	6.238
100W超過50Wまでごとに	"	3.803	100W超過50Wまでごとに	"	3.119
小型機器			小型機器		
50VAまでの機器	1 機 器	2.272	50VAまでの機器	1 機 器	1.863
100VAまでの機器	"	4.543	100VAまでの機器	"	3.726
100VA超過50VAまでごとに	"	2.272	100VA超過50VAまでごとに	"	1.863
ロ. 臨時電灯A			ロ. 臨時電灯A		
50VAまで1日につき	1 契 約	0.062	50VAまで1日につき	1 契 約	0.051
100VAまで1日につき	"	0.122	100VAまで1日につき	"	0.100
100VA超過500VAまで			100VA超過500VAまで		
100VAまでごとに1日につき	"	0.122	100VAまでごとに1日につき	"	0.100
500VA超過1kVAまで			500VA超過1kVAまで		
1日につき	"	1.225	1日につき	"	1.005
1kVA超過3kVAまで			1kVA超過3kVAまで		
1kVAまでごとに1日につき	"	1.225	1kVAまでごとに1日につき	"	1.005
ハ. 臨時電力			ハ. 臨時電力		
1日につき	1 k W	1.288	1日につき	1 k W	1.057
ニ. 農事用電力(脱穀調整用) 〔附則〕			ニ. 農事用電力(脱穀調整用) 〔附則〕		
1日につき			1日につき		
0.5kW	1 契 約	0.322	0.5kW	1 契 約	0.264
1kW	"	0.644	1kW	"	0.528
2kW	"	1.288	2kW	"	1.056
3kW	"	1.932	3kW	"	1.585
3kW超過1kW増すごとに	"	0.644	3kW超過1kW増すごとに	"	0.528
(2) 従量制供給			(2) 従量制供給		
イ. 従量電灯A, 臨時電灯B および公衆街路灯B 最低料金			イ. 従量電灯A, 臨時電灯B および公衆街路灯B 最低料金		
最初の11kWhまで	1 契 約	2.154	最初の11kWhまで	1 契 約	1.767
電力量料金			電力量料金		
11kWh超過分	1 k W h	0.196	11kWh超過分	1 k W h	0.161
ロ. イ以外の場合	1 k W h	0.196	ロ. イ以外の場合	1 k W h	0.161

- 3 みなし小売電気事業者特定小売供給約款
料金算定規則様式第1から第8までにより
作成した書類

第1表

営業費総括表

(単位：千円)

項目	金額	備考
役員給与	685,467	
給料手当	45,049,398	平均経費人員：2,810 (人)
給料手当振替額 (貸方)	▲503,221	平均基準賃金：463,485 (円/月)
退職給与金	2,948,996	注：四国電力送配電(株)への出向者
厚生費	9,059,525	については、会計整理上、基準賃金
委託検針費	-	に計上された上で、出向者控除口で
委託集金費	30,456	全額控除される取扱いとなっている
雑給	1,382,268	ことから、上記平均経費人員、平均
燃料費	734,077,616	基準賃金には当該出向者 (505名) が
使用済燃料再処理等拠出金発電費	23,895,531	含まれている。また、平均基準賃金
廃棄物処理費	19,101,777	については、原価上自主カットして
特定放射性廃棄物処分費	11,133,598	いる10名 (新規事業従事者・組織内
消耗品費	5,575,549	議員) を除いて算出している。
修繕費	95,200,582	
水利使用料	2,142,356	
補償費	1,187,640	
賃借料	11,617,386	
委託費	74,543,635	
損害保険料	1,357,512	
原子力損害賠償資金補助法一般負担金	18,792	
原賠・廃炉等支援機構一般負担金	23,265,369	
普及開発関係費	1,858,449	
養成費	1,561,368	
研究費	7,355,142	
諸費	21,186,128	
	< - >	
	<849,947 >	
貸倒損	619,277	
固定資産税	15,774,575	
雑税	7,341,735	
減価償却費	98,732,607	
固定資産除却費	7,597,999	
原子力発電施設解体費	10,474,705	
共有設備費等分担額	838,154	
共有設備費等分担額 (貸方)	▲736,461	
他社購入電源費	692,747,744 (184,725,294)	他社購入電力量：32,529 (10 ⁶ kWh)
非化石証書購入費	3,483,952	
建設分担関連費振替額 (貸方)	▲45,763	
附帯事業営業費用分担関連費振替額 (貸方)	▲328,830	
原子力廃止関連仮勘定償却費	12,999,021	
電源開発促進税	-	
事業税	15,165,703	
開発費	-	
開発費償却	-	
電力費振替勘定 (貸方)	▲862,206	
株式交付費	-	
株式交付費償却	-	
社債発行費	692,091	
社債発行費償却	-	
法人税等	9,672,453	
合計	1,967,898,075	

原価算定期間を、2023年4月から2026年3月までの3年として算定した。

(記載注意)

- 給料手当の平均経費人員 (人) 及び平均基準賃金 (円/月) を、備考欄に記載すること。
- 他社購入電源費の購入電力量 (10⁶kWh) を、備考欄に記載すること。
- 諸費の上段< >内には寄付金に係る費用を、下段< >内には団体費に係る費用を内数として記載すること。
- 他社購入電源費の () 内には、新エネルギー等電源費に係る費用を内数として記載すること。

〔主な項目の内訳〕

(1) 燃料費

(単位：千円)

項 目		金 額	備 考
火力燃料費	石炭費	433,236,173	
	燃料油費	85,814,877	
	ガス費	198,090,427	
	その他	3,926,796	
小 計		721,068,273	
核燃料費	核燃料減損額及び核燃料減損修正損 (又は核燃料減損修正益(貸方))	12,998,343	
	濃縮関連費	11,000	
	小 計	13,009,343	
新エネルギー等燃料費		-	
合 計		734,077,616	
火力燃料重油換算消費量(10 ³ k1)		7,766	
火力燃料重油換算単価(円/k1)		92,849	
火力発電電力量(発電端10 ⁶ kWh)		36,246	
火力燃料kWh当たり単価(発電端 円/kWh)		20.25	
原子力発電電力量(発電端10 ⁶ kWh)		18,824	
核燃料kWh当たり単価(発電端 円/kWh)		0.69	
新エネルギー等燃料重油換算消費量(10 ³ k1)		-	
新エネルギー等燃料重油換算単価(円/k1)		-	
燃料費算定に必要な新エネルギー等発電電力量(発電端10 ⁶ kWh)		-	
新エネルギー等燃料kWh当たり単価 (発電端 円/kWh)		-	

(参考) 主要燃料消費数量、消費価格

項 目		数量・価格	備 考
消費数量	石炭(10 ³ t)	7,978	
	重油(10 ³ k1)	868	
	原油(10 ³ k1)	-	
	LNG(10 ³ t)	912	
平均消費価格	石炭(円/t)	54,289	
	重油(円/k1)	98,865	
	原油(円/k1)	-	
	LNG(円/t)	145,704	

(2) 修繕費

(単位：千円)

項 目		金 額	備 考
普通修繕費		95,200,582	
取替修繕費		-	
合 計		95,200,582	

(3) 減価償却費

(単位：千円)

項 目		金 額	備 考
水力発電設備		8,984,188	
火力発電設備		47,447,225	
原子力発電設備		39,597,933	
新エネルギー等発電設備		157,654	
送電設備		-	
変電設備		-	
配電設備		-	
業務設備		2,545,607	
合 計		98,732,607	

第3表

事業報酬総括表

(単位：千円)

項目	金額 (第4条第3項第1号関係)	金額 (第4条第3項第2号関係)	金額 (第4条第3項第3号のうち事業者のレートベースの額)	備考		
レートベース	特定固定資産	2,525,264,554	/	1,131,321,079		
	建設中の資産	42,275,665		33,831,940		
	使用済燃料再処理関連加工仮勘定	136,433,435		136,433,435		
	核燃料資産	278,513,598		278,513,598		
	特定投資	80,074,875		80,074,875		
	運転資本	営業資本		184,227,961		150,449,095
		貯蔵品		82,639,621		82,194,097
		小計		266,867,582		232,643,192
	繰延償却資産	-		-		-
(A) : レートベースの額の合計額	① 3,329,429,708	② 1,436,611,590	③ 1,892,818,118	※ (④-⑤) × (③ / (①-②))		
(B) : 報酬率 (%)	2.7%	1.9%	電気事業報酬額※			
(C) : (A) × (B)	④ 89,894,602	⑤ 27,295,620	62,598,982			

原価算定期間を、2023年4月から2026年3月までの3年として算定した。

(記載注意)

第4条第3項第2号関係の金額については、直近の託送供給等約款の認可又は届出に当たり、託送料金算定規則第5条第2項又は旧託送料金算定規則第5条第2項の規定により算定されたレートベースの額の合計額、報酬率及び電気事業報酬の額を、それぞれ(A)、(B)、(C)に記載すること。

第4表

控除収益総括表

(単位：千円)

項目	金額	備考
他社販売電源料	523,210,760	他社販売電力量：19,580 (10 ⁶ kWh)
託送収益	- (-)	
電気事業雑収益	31,507,110	
預金利息	3,342	
賠償負担金相当収益	7,619,169	
廃炉円滑化負担金相当収益	17,311,188	
合計	579,651,569	

原価算定期間を、2023年4月から2026年3月までの3年として算定した。

(記載注意)

- 1 他社販売電源料の販売電力量 (10⁶kWh) を、備考欄に記載すること。
- 2 託送収益の () 内には、電源線に係る収益を内数として記載すること。

- 注
- 1 該当すべき事項がないときは、表の作成又は記載を省略することができる。
 - 2 記載すべき金額は千円単位をもって表示することができる。ただし、営業費、事業報酬及び控除収益の合計額が千億円を超える事業者は、「千円」を「百万円」に読み替え、百万円単位をもって表示することを妨げない。
 - 3 火力に係るものは、汽力及び内燃力に係るものをいう。

第1表

営業費明細表

（単位：千円）

項目	2023年度	2024年度	2025年度	原価算定期間計	備考
役員給与	228,087	228,690	228,690	685,467	
給料手当	15,138,851	15,016,126	14,894,421	45,049,398	
給料手当振替額（貸方）	▲169,269	▲167,744	▲166,208	▲503,221	
退職給与金	1,013,054	974,144	961,798	2,948,996	
厚生費	3,052,614	3,019,954	2,986,957	9,059,525	
委託検針費	-	-	-	-	
委託集金費	30,456	-	-	30,456	
雑給	460,756	460,756	460,756	1,382,268	
燃料費	232,071,171	247,754,585	254,251,860	734,077,616	
使用済燃料再処理等拠出金発電費	8,532,108	7,713,837	7,649,586	23,895,531	
廃棄物処理費	6,415,387	6,541,169	6,145,221	19,101,777	
特定放射性廃棄物処分費	3,916,427	3,694,097	3,523,074	11,133,598	
消耗品費	1,231,659	2,942,463	1,401,427	5,575,549	
修繕費	34,240,057	27,061,334	33,899,191	95,200,582	
水利使用料	713,068	714,501	714,787	2,142,356	
補償費	404,974	395,605	387,061	1,187,640	
賃借料	3,859,809	3,844,746	3,912,831	11,617,386	
委託費	26,493,508	24,462,436	23,587,691	74,543,635	
損害保険料	447,736	454,752	455,024	1,357,512	
原子力損害賠償資金補助法一般負担金	6,264	6,264	6,264	18,792	
原賠・廃炉等支援機構一般負担金	7,755,123	7,755,123	7,755,123	23,265,369	
普及開発関係費	684,050	672,993	501,406	1,858,449	
養成費	520,229	528,028	513,111	1,561,368	
研究費	2,403,529	2,466,925	2,484,688	7,355,142	
諸費	6,132,999	6,757,095	8,296,034	21,186,128	
	< - >	< - >	< - >	< - >	
	<283,316>	<283,316>	<283,316>	<849,947>	
貸倒損	223,558	198,347	197,372	619,277	
固定資産税	4,662,904	5,739,073	5,372,598	15,774,575	
雑税	2,561,590	2,424,430	2,355,715	7,341,735	
減価償却費	33,501,025	32,862,825	32,368,757	98,732,607	
固定資産除却費	4,088,453	1,653,648	1,855,898	7,597,999	
原子力発電施設解体費	3,733,253	3,662,245	3,079,207	10,474,705	
共有設備費等分担額	329,768	253,943	254,443	838,154	
共有設備費等分担額（貸方）	▲277,118	▲147,789	▲311,554	▲736,461	
他社購入電源費	230,128,066	242,623,585	219,996,093	692,747,744	
	(59,354,590)	(63,734,984)	(61,635,720)	(184,725,294)	
非化石証書購入費	1,160,967	1,159,431	1,163,554	3,483,952	
建設分担関連費振替額（貸方）	▲21,642	▲21,319	▲2,802	▲45,763	
附帯事業営業費用分担関連費振替額（貸方）	▲109,610	▲109,610	▲109,610	▲328,830	
原子力廃止関連仮勘定償却費	4,333,007	4,333,007	4,333,007	12,999,021	
電源開発促進税	-	-	-	-	
事業税	5,009,471	5,054,173	5,102,059	15,165,703	
開発費	-	-	-	-	
開発費償却	-	-	-	-	
電力費振替勘定（貸方）	▲287,402	▲287,402	▲287,402	▲862,206	
株式交付費	-	-	-	-	
株式交付費償却	-	-	-	-	
社債発行費	230,697	230,697	230,697	692,091	
社債発行費償却	-	-	-	-	
法人税等	3,224,151	3,224,151	3,224,151	9,672,453	
合計	648,073,785	666,151,314	653,672,976	1,967,898,075	

原価算定期間を、2023年4月から2026年3月までの3年として算定した。

（記載注意）

- 1 原価算定期間に応じて年度別に欄を設け記載すること。なお、原価算定期間の始期を10月1日とした場合には原価算定期間の初年度及び最終年度に応じて設けた欄を上期、下期及び年度計それぞれの欄に区分し、原価算定期間に含まれない半期分の値についても記載すること（以下この様式において同じ。）。
- 2 諸費の上段< >内には寄付金に係る費用を、下段< >内には団体費に係る費用を内数として記載すること。
- 3 他社購入電源費の（ ）内には、新エネルギー等電源費に係る費用を内数として記載すること。

《項目別明細表》

(1) 第3条第2項第1号関係

[役員給与、給料手当、給料手当振替額(貸方)、退職給与金、厚生費、委託検針費、委託集金費及び雑給]

(単位：千円)

項目	前年度実績	2022年度 (実績見込み)	2023年度	2024年度	2025年度	原価算定期間計	備考	
役員給与	363,331	322,740	228,087	228,690	228,690	685,467	注1：四国電力送配電(株)への出向者については、会計整理上、基準賃金に計上された上で、出向者控除口で全額控除される取扱いとなっていることから、平均経費人員、平均基準賃金には当該出向者(505名)が含まれている。 また、平均基準賃金については、原価上自主カットしている10名(新規事業従事者・組織内議員)を除いて算出している。 注2：附帯事業等振替額については、当社の会計整理上、給料手当振替額(貸方)に含めて整理しているため、当該科目にて記載している。	
給料手当	基準賃金	16,663,225	16,329,516	15,951,312	15,584,231	15,183,780		46,719,323
	基準外賃金	2,154,690	2,089,358	2,040,966	1,993,999	1,942,760		5,977,725
	諸給与金	6,287,098	6,157,439	2,324,809	2,268,277	2,208,314		6,801,400
	控除口(貸方)	▲6,490,535	▲6,172,668	▲5,178,236	▲4,830,381	▲4,440,433		▲14,449,050
	附帯事業等振替額							
小計	18,614,478	18,403,645	15,138,851	15,016,126	14,894,421	45,049,398		
給料手当振替額(貸方)	▲204,061	▲201,750	▲169,269	▲167,744	▲166,208	▲503,221		
退職給与金	引当金増加額	▲3,735,065	▲1,582,181	▲1,110,452	▲1,045,189	▲999,357		▲3,154,998
	実払額	210,086	292,719	250,355	201,295	196,189		647,839
	年金保険料	1,975,212	1,926,902	1,873,151	1,818,038	1,764,966		5,456,155
	小計	▲1,549,767	637,440	1,013,054	974,144	961,798		2,948,996
厚生費	法定厚生費	2,896,574	2,903,643	2,383,391	2,361,602	2,339,601		7,084,594
	一般厚生費	900,991	893,957	669,223	658,352	647,356		1,974,931
	小計	3,797,565	3,797,600	3,052,614	3,019,954	2,986,957		9,059,525
委託検針費	-	-	-	-	-	-		
委託集金費	70,476	47,832	30,456	-	-	30,456		
雑給	573,404	480,328	460,756	460,756	460,756	1,382,268		
合計	21,665,427	23,487,835	19,754,549	19,531,926	19,366,414	58,652,889		
平均経費人員(人)	2,996	2,936	2,878	2,812	2,740	8,430		
平均基準賃金(円/月)	463,485	463,485	463,485	463,485	463,485	463,485		

(2)第3条第2項第2号関係

[燃料費]

(単位：千円)

項目	2023年度			2024年度			2025年度			原価算定期間計			備考	
	消費量	単価	金額	消費量	単価	金額	消費量	単価	金額	消費量	単価	金額		
	10 ³ k1 (10 ³ t, 10 ⁶ Nm ³)	円/k1 (円/t, 円/10 ³ Nm ³)	千円	10 ³ k1 (10 ³ t, 10 ⁶ Nm ³)	円/k1 (円/t, 円/10 ³ Nm ³)	千円	10 ³ k1 (10 ³ t, 10 ⁶ Nm ³)	円/k1 (円/t, 円/10 ³ Nm ³)	千円	10 ³ k1 (10 ³ t, 10 ⁶ Nm ³)	円/k1 (円/t, 円/10 ³ Nm ³)	千円		
火力燃料費	火力発電電力量 (発電端10 ⁶ kWh)	11,357	-	-	12,252	-	-	12,637	-	-	36,246	-	-	・石炭費の消費量は、石炭換算値とする。 ・ガス費の消費量は、LNG換算値とする。
	火力燃料重油換算消費量(発電端10 ³ k1)	2,427	-	-	2,640	-	-	2,699	-	-	7,766	-	-	
	石炭費(10 ³ t,円/t)	2,274	54,390	123,683,083	2,934	54,231	159,112,774	2,778	54,154	150,440,316	7,986	54,249	433,236,173	
	燃料油費(10 ³ k1,円/k1)	355	98,581	34,996,151	185	99,083	18,330,382	328	99,050	32,488,344	868	98,865	85,814,877	
	ガス費(10 ³ t,円/t)	508	132,240	67,178,018	492	131,828	64,859,381	500	132,106	66,053,028	1,500	132,060	198,090,427	
	歴青質混合物質	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	助燃費(10 ³ k1,円/k1)	9	112,202	1,009,814	10	112,486	1,124,855	10	116,043	1,160,432	29	113,624	3,295,101	
	蒸気料	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
運炭費(円/t)	-	-	208,258	-	-	213,893	-	-	209,544	-	-	631,695		
小計(重油換算)	2,427	93,562	227,075,324	2,640	92,288	243,641,285	2,699	92,757	250,351,664	7,766	92,849	721,068,273		
核燃料費	原子力発電電力量 (発電端10 ⁶ kWh)	6,628	-	-	6,210	-	-	5,986	-	-	18,824	-	-	
	核燃料減損額	-	-	4,911,148	-	-	4,022,345	-	-	3,749,850	-	-	12,683,343	
	核燃料減損修正損 (又は核燃料減損修正益(貸方))	-	-	84,699	-	-	90,955	-	-	139,346	-	-	315,000	
	濃縮関連費	-	-	0	-	-	0	-	-	11,000	-	-	11,000	
小計	-	-	4,995,847	-	-	4,113,300	-	-	3,900,196	-	-	13,009,343		
新エネルギー等燃料費	燃料費算定に必要な新エネルギー等 発電電力量 (発電端10 ⁶ kWh)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	新エネルギー等燃料重油換算消費量 (10 ³ k1)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	バイオマス燃料費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	廃棄物燃料費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	助燃費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	蒸気料	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	運搬費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
小計(重油換算)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
合計	-	-	232,071,171	-	-	247,754,585	-	-	254,251,860	-	-	734,077,616		

(3)第3条第2項第3号関係

[使用済燃料再処理等拠出金発電費]

(単位：千円)

項目	至近実績			2022年度 (実績見込み)	2023年度	2024年度	2025年度	原価算定 期間計	備考
	2019年度	2020年度	2021年度						
使用済燃料再処理等拠出金発電費		-	3,525,461	8,859,735	8,532,108	7,713,837	7,649,586	23,895,531	至近実績欄については、2019年度は2020年4月1日に一般送配電事業等を会社分割の方法により四国電力送配電株式会社へ承継する以前の実績であることから、2020年度、2021年度のみを記載している。

[廃棄物処理費]

(単位：千円)

項目	至近実績			2022年度 (実績見込み)	2023年度	2024年度	2025年度	原価算定 期間計	備考
	2019年度	2020年度	2021年度						
火力廃棄物処理費		3,752,499	4,372,607	3,701,722	4,055,228	4,511,595	4,363,630	12,930,453	至近実績欄については、2019年度は2020年4月1日に一般送配電事業等を会社分割の方法により四国電力送配電株式会社へ承継する以前の実績であることから、2020年度、2021年度のみを記載している。
原子力廃棄物 処理費	放射性廃棄物処理費	1,510,229	1,659,026	2,343,895	2,341,106	2,010,829	1,764,592	6,116,526	
	雑廃棄物処理費	19,659	15,881	16,451	19,054	18,745	17,000	54,798	
新エネルギー等廃棄物処理費		-	-	-	-	-	-	-	
合計		5,282,387	6,047,514	6,062,068	6,415,387	6,541,169	6,145,221	19,101,777	

[特定放射性廃棄物処分費]

(単位：千円)

項目	至近実績			2022年度 (実績見込み)	2023年度	2024年度	2025年度	原価算定 期間計	備考
	2019年度	2020年度	2021年度						
特定放射性廃棄物処分費拠出金(各年の発電対応分)		-	1,209,916	3,599,256	3,916,427	3,694,097	3,523,074	11,133,598	至近実績欄については、2019年度は2020年4月1日に一般送配電事業等を会社分割の方法により四国電力送配電株式会社へ承継する以前の実績であることから、2020年度、2021年度のみを記載している。
合計		-	1,209,916	3,599,256	3,916,427	3,694,097	3,523,074	11,133,598	

[消耗品費]

(単位：千円)

項目	至近実績				2022年度 (実績見込み)	2023年度	2024年度	2025年度	原価算定期間計	備考
	2019年度	2020年度	2021年度	平均						
潤滑油脂費		55,156	44,049	49,603	48,530	51,913	49,444	86,186	187,543	至近実績欄については、2019年度は2020年4月1日に一般送配電事業等を会社分割の方法により四国電力送配電株式会社へ承継する以前の実績であることから、2020年度、2021年度のみを記載している。
雑消耗品費		1,321,059	1,626,331	1,473,695	1,289,147	1,179,746	2,893,018	1,315,242	5,388,006	
合計		1,376,215	1,670,380	1,523,298	1,337,677	1,231,659	2,942,463	1,401,427	5,575,549	

[補償費]

(単位：千円)

項目	至近実績				2022年度 (実績見込み)	2023年度	2024年度	2025年度	原価算定期間計	備考
	2019年度	2020年度	2021年度	平均						
定期的補償費		425,992	404,367	415,180	371,079	373,644	386,065	371,221	1,130,930	至近実績欄については、2019年度は2020年4月1日に一般送配電事業等を会社分割の方法により四国電力送配電株式会社へ承継する以前の実績であることから、2020年度、2021年度のみを記載している。
臨時的補償費		6,794	33,029	19,911	5,312	24,030	2,240	8,540	34,810	
損害賠償費		109	284	197	7,300	7,300	7,300	7,300	21,900	
合計		432,895	437,681	435,288	383,691	404,974	395,605	387,061	1,187,640	

[賃借料]

(単位：千円)

項目	至近実績				2022年度 (実績見込み)	2023年度	2024年度	2025年度	原価算定期間計	備考
	2019年度	2020年度	2021年度	平均						
借地借家料		2,795,394	2,931,822	2,863,608	2,913,843	2,770,180	2,809,260	2,886,842	8,466,282	至近実績欄については、2019年度は2020年4月1日に一般送配電事業等を会社分割の方法により四国電力送配電株式会社へ承継する以前の実績であることから、2020年度、2021年度のみを記載している。
道路占用料		2,981	3,121	3,051	3,301	3,289	3,289	3,259	9,837	
水面使用料		7,843	7,900	7,871	8,031	9,001	9,282	9,301	27,584	
線路使用料		-	-	-	-	-	-	-	-	
設備賃借料		-	-	-	-	-	-	-	-	
電柱敷地料		662	853	757	680	680	680	680	2,040	
線下補償料		-	-	-	-	-	-	-	-	
機械賃借料		179,110	202,233	190,671	209,103	169,407	144,407	119,407	433,221	
雑賃借料		902,253	889,985	896,119	911,961	907,252	877,828	893,342	2,678,422	
合計		3,888,242	4,035,913	3,962,078	4,046,919	3,859,809	3,844,746	3,912,831	11,617,386	

(単位：千円)

項目		至近実績				2022年度 (実績見込み)	2023年度	2024年度	2025年度	原価算定 期間計	備考
		2019年度	2020年度	2021年度	平均						
委託運転費			77,324	75,046	76,185	70,337	75,364	80,315	77,415	233,094	至近実績欄については、2019年度は2020年4月1日に一般送配電事業等を会社分割の方法により四国電力送配電株式会社へ承継する以前の実績であることから、2020年度、2021年度のみを記載している。
雑委託費			21,175,788	20,641,845	20,908,817	23,033,167	26,418,144	24,382,121	23,510,276	74,310,541	
合計			21,253,112	20,716,891	20,985,002	23,103,504	26,493,508	24,462,436	23,587,691	74,543,635	

(単位：千円)

項目		至近実績				2022年度 (実績見込み)	2023年度	2024年度	2025年度	原価算定 期間計	備考
		2019年度	2020年度	2021年度	平均						
水力関係			7,434	7,426	7,430	8,334	8,334	8,334	8,334	25,002	至近実績欄については、2019年度は2020年4月1日に一般送配電事業等を会社分割の方法により四国電力送配電株式会社へ承継する以前の実績であることから、2020年度、2021年度のみを記載している。
火力関係			47,848	47,826	47,837	49,958	54,672	60,329	60,329	175,331	
原子力関係	法定保険料		330,157	308,013	319,085	322,332	335,562	337,586	337,019	1,010,167	
	その他保険料		36,547	26,180	31,363	29,732	37,365	36,561	37,077	111,003	
新エネルギー等関係			82	82	82	71	71	71	71	214	
その他			7,355	6,161	6,758	7,353	11,732	11,870	12,193	35,795	
合計			429,424	395,688	412,556	417,781	447,736	454,752	455,024	1,357,512	

(単位：千円)

項目		至近実績				2022年度 (実績見込み)	2023年度	2024年度	2025年度	原価算定 期間計	備考
		2019年度	2020年度	2021年度	平均						
原子力損害賠償資金補助法一般負担金			5,637	6,021	5,829	6,264	6,264	6,264	6,264	18,792	至近実績欄については、2019年度は2020年4月1日に一般送配電事業等を会社分割の方法により四国電力送配電株式会社へ承継する以前の実績であることから、2020年度、2021年度のみを記載している。

(単位：千円)

項目		至近実績				2022年度 (実績見込み)	2023年度	2024年度	2025年度	原価算定 期間計	備考
		2019年度	2020年度	2021年度	平均						
原賠・廃炉等支援機構一般負担金			7,789,861	7,755,123	7,772,492	7,755,123	7,755,123	7,755,123	7,755,123	23,265,369	至近実績欄については、2019年度は2020年4月1日に一般送配電事業等を会社分割の方法により四国電力送配電株式会社へ承継する以前の実績であることから、2020年度、2021年度のみを記載している。
合計			7,789,861	7,755,123	7,772,492	7,755,123	7,755,123	7,755,123	7,755,123	23,265,369	

(単位：千円)

項目		至近実績				2022年度 (実績見込み)	2023年度	2024年度	2025年度	原価算定 期間計	備考
		2019年度	2020年度	2021年度	平均						
販売関係普及開発関係費			1,310,653	1,504,824	1,407,739	1,890,003	322,846	316,289	133,625	772,760	至近実績欄については、2019年度は2020年4月1日に一般送配電事業等を会社分割の方法により四国電力送配電株式会社へ承継する以前の実績であることから、2020年度、2021年度のみを記載している。
一般普及開発関係費			667,459	637,904	652,682	840,162	361,204	356,704	367,781	1,085,689	
合計			1,978,112	2,142,728	2,060,420	2,730,165	684,050	672,993	501,406	1,858,449	

(単位：千円)

項目		至近実績			2022年度 (実績見込み)	2023年度	2024年度	2025年度	原価算定 期間計	備考
		2019年度	2020年度	2021年度						
研修施設運営費			72,503	67,871	80,247	84,426	77,001	76,055	237,482	至近実績欄については、2019年度は2020年4月1日に一般送配電事業等を会社分割の方法により四国電力送配電株式会社へ承継する以前の実績であることから、2020年度、2021年度のみを記載している。
その他養成費			238,951	309,123	397,776	435,803	451,027	437,056	1,323,886	
合計			311,454	376,994	478,023	520,229	528,028	513,111	1,561,368	

(単位：千円)

項目		至近実績				2022年度 (実績見込み)	2023年度	2024年度	2025年度	原価算定 期間計	備考
		2019年度	2020年度	2021年度	平均						
社内研究費			795	40,368	20,582	23,000	41,214	40,727	40,241	122,182	至近実績欄については、2019年度は2020年4月1日に一般送配電事業等を会社分割の方法により四国電力送配電株式会社へ承継する以前の実績であることから、2020年度、2021年度のみを記載している。
委託研究費			2,504,740	2,616,210	2,560,475	2,431,833	2,362,315	2,426,198	2,444,447	7,232,960	
合計			2,505,535	2,656,578	2,581,057	2,454,833	2,403,529	2,466,925	2,484,688	7,355,142	

〔諸費〕

(単位：千円)

項目	至近実績				2022年度 (実績見込み)	2023年度	2024年度	2025年度	原価算定期間計	備考
	2019年度	2020年度	2021年度	平均						
通信運搬費		1,746,042	1,798,301	1,772,172	1,876,387	1,804,106	2,041,974	2,119,013	5,965,092	至近実績欄については、2019年度は2020年4月1日に一般送配電事業等を会社分割の方法により四国電力送配電株式会社へ承継する以前の実績であることから、2020年度、2021年度のみを記載している。
旅費		244,841	259,343	252,092	430,805	311,378	305,019	298,660	915,057	
寄付金		32,315	35,671	33,993	58,661	-	-	-	-	
団体費		600,109	718,877	659,493	692,294	283,316	283,316	283,316	849,947	
その他諸費		1,945,973	3,609,258	2,777,616	3,027,490	3,734,200	4,126,787	5,595,046	13,456,033	
合計		4,569,280	6,421,450	5,495,365	6,085,638	6,132,999	6,757,095	8,296,034	21,186,128	

〔貸倒損〕

(単位：千円)

項目	至近実績				2022年度 (実績見込み)	2023年度	2024年度	2025年度	原価算定期間計	備考
	2019年度	2020年度	2021年度	平均						
貸倒損引当額		28,165	74,258	51,212	▲3,298	21,297	▲1,468	▲917	18,912	至近実績欄については、2019年度は2020年4月1日に一般送配電事業等を会社分割の方法により四国電力送配電株式会社へ承継する以前の実績であることから、2020年度、2021年度のみを記載している。
貸倒損発生額		139,875	109,268	124,571	166,791	202,261	199,815	198,289	600,365	
合計		168,040	183,526	175,783	163,493	223,558	198,347	197,372	619,277	

〔固定資産除却費〕

(単位：千円)

項目	至近実績				2022年度 (実績見込み)	2023年度	2024年度	2025年度	原価算定期間計	備考
	2019年度	2020年度	2021年度	平均						
水力発電設備	除却損	224,325	183,556	203,940	133,895	175,956	114,081	57,189	347,226	至近実績欄については、2019年度は2020年4月1日に一般送配電事業等を会社分割の方法により四国電力送配電株式会社へ承継する以前の実績であることから、2020年度、2021年度のみを記載している。
	除却費用	261,283	267,575	264,429	158,378	354,932	597,460	598,939	1,551,331	
火力発電設備	除却損	151,533	545,969	348,751	595,563	441,892	78,195	26,472	546,559	
	除却費用	4,282,832	1,630,962	2,956,897	1,242,430	1,947,342	540,230	769,485	3,257,057	
原子力発電設備	除却損	248,712	194,048	221,380	92,262	260,050	43,073	682	303,804	
	除却費用	629,970	630,714	630,342	252,444	437,726	112,733	59,815	610,274	
新エネルギー等発電設備	除却損	-	694	347	-	-	-	-	-	
	除却費用	-	439	219	-	-	-	-	-	
送電設備	除却損	-	-	-	-	-	-	-	-	
	除却費用	-	-	-	-	-	-	-	-	
変電設備	除却損	-	-	-	-	-	-	-	-	
	除却費用	-	-	-	-	-	-	-	-	
配電設備	除却損	-	-	-	-	-	-	-	-	
	除却費用	-	-	-	-	-	-	-	-	
業務設備	除却損	102,733	104,700	103,716	137,827	152,799	56,185	55,734	264,718	
	除却費用	94,697	175,229	134,963	345,143	317,756	111,691	287,583	717,030	
合計	除却損	727,303	1,028,968	878,135	959,547	1,030,696	291,534	140,077	1,462,307	
	除却費用	5,268,782	2,704,918	3,986,850	1,998,395	3,057,757	1,362,114	1,715,822	6,135,693	

〔原子力発電施設解体費〕

(単位：千円)

項目	至近実績			2022年度 (実績見込み)	2023年度	2024年度	2025年度	原価算定期間計	備考
	2019年度	2020年度	2021年度						
解体費		455,952	844,798	1,655,153	1,785,310	471,392	505,447	2,762,149	至近実績欄については、2019年度は2020年4月1日に一般送配電事業等を会社分割の方法により四国電力送配電株式会社へ承継する以前の実績であることから、2020年度、2021年度のみを記載している。
資産除去債務計上		3,763,269	3,885,101	4,178,031	3,733,253	3,662,245	3,079,207	10,474,705	
資産除去債務取崩し(貸方)		▲455,952	▲844,798	▲1,655,153	▲1,785,310	▲471,392	▲505,447	▲2,762,149	
合計		3,763,269	3,885,101	4,178,031	3,733,253	3,662,245	3,079,207	10,474,705	

[共有設備費等分担額、共有設備費等分担額（貸方）]

(単位：千円)

項目	至近実績			2022年度 (実績見込み)	2023年度	2024年度	2025年度	原価算定期間計	備考	
	2019年度	2020年度	2021年度							
共有設備費等分担額	水力発電設備		133,703	141,420	124,082	123,300	121,800	122,300	367,400	至近実績欄については、2019年度は2020年4月1日に一般送配電事業等を会社分割の方法により四国電力送配電株式会社へ承継する以前の実績であることから、2020年度、2021年度のみを記載している。
	火力発電設備		122,793	106,382	170,361	206,468	132,143	132,143	470,755	
	小計		256,496	247,802	294,443	329,768	253,943	254,443	838,154	
共有設備費等分担額（貸方）	水力発電設備		▲46,254	▲48,113	▲43,392	▲39,302	▲47,622	▲42,369	▲129,293	
	火力発電設備		▲78,241	▲294,303	▲78,531	▲231,374	▲93,725	▲262,743	▲587,842	
	原子力発電設備		▲6,502	▲6,436	▲6,442	▲6,442	▲6,442	▲6,442	▲19,326	
小計		▲130,997	▲348,852	▲128,365	▲277,118	▲147,789	▲311,554	▲736,461		
合計		125,499	▲101,050	166,078	52,650	106,154	▲57,111	101,693		

(記載注意)

(何)の欄には、共有設備について種類別に整理すること。

[開発費、開発費償却]

(単位：千円)

項目	至近実績			2022年度 (実績見込み)	2023年度	2024年度	2025年度	原価算定期間計	備考
	2019年度	2020年度	2021年度						
開発費	-	-	-	-	-	-	-	-	-
開発費償却	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	-	-	-	-	-	-	-	-	-

[電力費振替勘定(貸方)]

(単位：千円)

項目	至近実績			2022年度 (実績見込み)	2023年度	2024年度	2025年度	原価算定期間計	備考
	2019年度	2020年度	2021年度						
建設工費用		▲66,327	▲158,910	▲560,685	▲51,844	▲51,844	▲51,844	▲155,532	建設工費用には、特定原子力発電施設の解体用を含む。 至近実績欄については、2019年度は2020年4月1日に一般送配電事業等を会社分割の方法により四国電力送配電株式会社へ承継する以前の実績であることから、2020年度、2021年度のみを記載している。
附帯事業用		▲144,403	▲162,650	▲226,571	▲235,558	▲235,558	▲235,558	▲706,674	
合計		▲210,730	▲321,560	▲787,256	▲287,402	▲287,402	▲287,402	▲862,206	

[株式交付費、社債発行費]

(単位：千円)

項目	至近実績			2022年度 (実績見込み)	2023年度	2024年度	2025年度	原価算定期間計	備考
	2019年度	2020年度	2021年度						
株式交付費		-	-	-	-	-	-	-	至近実績欄については、2019年度は2020年4月1日に一般送配電事業等を会社分割の方法により四国電力送配電株式会社へ承継する以前の実績であることから、2020年度、2021年度のみを記載している。
社債発行費		233,762	244,976	398,919	230,697	230,697	230,697	692,091	
合計		233,762	244,976	398,919	230,697	230,697	230,697	692,091	

(4)第3条第2項第4号関係
[修繕費]

(単位：千円)

項 目	至近実績				2022年度 (実績見込み)	2023年度	2024年度	2025年度	原価算定期間計		備 考
	2019年度	2020年度	2021年度	平均修繕 費率(%)					平均修繕 費率(%)		
水力発電設備	平均帳簿原価	290,032,853	291,383,522	0.88%	293,984,991	296,324,877	300,378,113	305,637,678	902,340,668	1.08%	至近実績欄については、 2019年度は 2020年4月1日 に一般送配電 事業等を会社 分割の方法に より四国電力 送配電株式会 社へ承継する 以前の実績で あることから、 2020年度、 2021年度の のみを記載し ている。
	普通修繕費	2,351,207	2,775,799		2,291,186	4,100,260	2,714,678	2,953,483	9,768,421		
火力発電設備	平均帳簿原価	526,353,972	515,340,486	2.07%	477,514,972	530,378,457	581,354,967	586,058,241	1,697,791,666	2.80%	
	普通修繕費	12,592,883	8,964,309		9,240,991	18,639,893	10,031,546	18,883,505	47,554,944		
原子力発電設備	平均帳簿原価	708,540,556	761,135,573	1.39%	801,203,151	800,827,222	807,579,699	816,676,333	2,425,083,254	1.49%	
	普通修繕費	10,186,999	10,205,100		5,499,345	10,971,673	13,817,752	11,464,919	36,254,344		
新エネルギー等 発電設備	平均帳簿原価	1,627,152	1,630,467	0.39%	1,633,782	1,955,782	2,277,782	2,277,782	6,511,346	0.38%	
	普通修繕費	5,982	6,832		15,910	7,002	6,994	10,604	24,600		
送電設備	平均帳簿原価	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	普通修繕費	-	-		-	-	-	-	-		
変電設備	平均帳簿原価	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	普通修繕費	-	-		-	-	-	-	-		
配電設備	平均帳簿原価	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	普通修繕費	-	-		-	-	-	-	-		-
業務設備	平均帳簿原価	44,821,442	44,610,368	0.89%	38,307,251	39,689,732	41,119,389	41,612,653	122,421,774	1.31%	
	普通修繕費	407,579	386,477		471,363	521,229	490,364	586,681	1,598,273		
合 計	平均帳簿原価	1,571,375,975	1,614,100,417	1.50%	1,612,644,147	1,669,176,071	1,732,709,949	1,752,262,687	5,154,148,708	1.85%	
	普通修繕費	25,544,649	22,338,517		17,518,796	34,240,057	27,061,334	33,899,191	95,200,582		

(記載注意)

送電設備、配電設備及び業務設備の普通修繕費の()内には、取替修繕費を内数として記載すること。

(5)第3条第2項第5号関係
[水利使用料]

(単位：千円)

項目	2023年度	2024年度	2025年度	原価算定期間計	備考
水利使用料	713,068	714,501	714,787	2,142,356	

(6)第3条第2項第6号関係
[減価償却費]

(単位：千円)

項目	2023年度	2024年度	2025年度	原価算定期間計	備考
水力発電設備	普通償却費	2,913,590	2,959,713	3,110,884	8,984,188
	特別償却費	-	-	-	-
	試運転償却費	-	-	-	-
火力発電設備	普通償却費	14,690,952	16,243,682	15,078,639	46,013,273
	特別償却費	-	-	-	-
	試運転償却費	1,433,952	-	-	1,433,952
原子力発電設備	普通償却費	13,668,450	12,728,663	13,200,819	39,597,933
	特別償却費	-	-	-	-
	試運転償却費	-	-	-	-
新エネルギー等発電設備	普通償却費	31,315	64,603	61,737	157,654
	特別償却費	-	-	-	-
	試運転償却費	-	-	-	-
送電設備	普通償却費	-	-	-	-
	特別償却費	-	-	-	-
変電設備	普通償却費	-	-	-	-
	特別償却費	-	-	-	-
配電設備	普通償却費	-	-	-	-
	特別償却費	-	-	-	-
業務設備	普通償却費	762,766	866,163	916,677	2,545,607
	特別償却費	-	-	-	-
合計	普通償却費	32,067,073	32,862,825	32,368,757	97,298,655
	特別償却費	-	-	-	-
	試運転償却費	1,433,952	-	-	1,433,952

(7)第3条第2項第7号関係
[固定資産税、雑税、電源開発促進税及び事業税]

(単位：千円)

項目	2023年度	2024年度	2025年度	原価算定期間計	備考
固定資産税	4,662,904	5,739,073	5,372,598	15,774,575	
雑税	2,561,590	2,424,430	2,355,715	7,341,735	
電源開発促進税	-	-	-	-	
事業税	5,009,471	5,054,173	5,102,059	15,165,703	
合計	12,233,965	13,217,676	12,830,372	38,282,013	

(8) 第3条第2項第8号関係

[他社購入電源費、非化石証書購入費]

(単位：千円)

項目		2023年度	2024年度	2025年度	原価算定期間計	備考
他社購入電力料	他社購入電源費	230,128,066	242,623,585	219,996,093	692,747,744	
	料金計	(59,354,590)	(63,734,984)	(61,635,720)	(184,725,294)	
	他社購入電源費及び他社購入送電費に係る電力量(10 ⁶ kWh)	11,357	10,740	10,432	32,529	
	非化石証書購入費	1,160,967	1,159,431	1,163,554	3,483,952	
	料金計					
	非化石証書購入費に係る電力量(10 ⁶ kWh)	1,843	1,793	1,779	5,415	

(記載注意)

他社購入電源費の()内には、新エネルギー等電源費に係る費用を内数として記載すること。

(9) 第3条第2項第9号関係

[建設分担関連費振替額(貸方)、附帯事業営業費用分担関連費振替額(貸方)]

(単位：千円)

項目	至近実績				2022年度 (実績見込み)	2023年度	2024年度	2025年度	原価算定期間計	備考
	2019年度	2020年度	2021年度	平均振替率 (%)						
建設分担関連費振替額(貸方)	総工事資金	55,629,477	65,526,172	0.21%	52,144,828	34,524,422	35,523,504	35,297,480	105,345,405	至近実績欄については、2019年度は2020年4月1日に一般送配電事業等を会社分割の方法により四国電力送配電株式会社へ承継する以前の実績であることから、2020年度、2021年度のみを記載している。
	振替額	▲147,004	▲169,532		▲139,863	▲21,642	▲21,319	▲2,802	▲45,763	
附帯事業営業費用分担関連費振替額(貸方)	附帯事業営業費用	7,406,077	14,950,660	0.92%	14,950,660	14,950,660	14,950,660	14,950,660	44,851,980	
	振替額	▲182,597	▲56,144		▲109,610	▲109,610	▲109,610	▲109,610	▲328,830	

(10) 第3条第2項第10号関係

[株式交付費償却、社債発行費償却]

(単位：千円)

項目	対象交付(発行)費用	2023年度	2024年度	2025年度	原価算定期間計	備考
株式交付費償却	-	-	-	-	-	
社債発行費償却	-	-	-	-	-	
合計	-	-	-	-	-	

(11) 第3条第2項第11号関係

[法人税等]

(単位：千円)

項目		2023年度	2024年度	2025年度	原価算定期間計	備考
法人税等	法人税	2,951,235	2,951,235	2,951,235	8,853,705	
	法人税割	272,916	272,916	272,916	818,748	
合計		3,224,151	3,224,151	3,224,151	9,672,453	

第2表

事業報酬明細表

(第4条第2項第1号、同条第3項第1号関係)

(単位：千円)

項目		2023年度	2024年度	2025年度	原価算定期間計	備考	
電気事業報酬	特定固定資産	843,748,578	844,843,848	836,672,127	2,525,264,554		
	建設中の資産	19,441,389	12,217,938	10,616,338	42,275,665		
	使用済燃料再処理関連加工仮勘定	39,105,353	45,507,664	51,820,418	136,433,435		
	核燃料資産	90,432,109	92,344,768	95,736,720	278,513,598		
	特定投資	26,699,125	26,691,625	26,684,125	80,074,875		
	運転資本	営業資本	62,081,134	61,024,066	61,122,761	184,227,961	
		貯蔵品	25,888,360	27,959,832	28,791,429	82,639,621	
		小計	87,969,494	88,983,898	89,914,190	266,867,582	
	繰延償却資産	-	-	-	-		
	合計	1,107,396,049	1,110,589,741	1,111,443,918	3,329,429,708		
	報酬率(%)	2.7%	2.7%	2.7%	2.7%		
電気事業報酬額	29,899,693	29,985,923	30,008,986	89,894,602			

第4表

事業報酬明細表

(第4条第3項第3号のうち事業者のレートベースの額)

(単位：千円)

項目		2023年度	2024年度	2025年度	原価算定期間計	備考	
電気事業報酬	特定固定資産	379,100,753	380,196,023	372,024,302	1,131,321,079		
	建設中の資産	16,626,814	9,403,363	7,801,763	33,831,940		
	使用済燃料再処理関連加工仮勘定	39,105,353	45,507,664	51,820,418	136,433,435		
	核燃料資産	90,432,109	92,344,768	95,736,720	278,513,598		
	特定投資	26,699,125	26,691,625	26,684,125	80,074,875		
	運転資本	営業資本	50,821,512	49,764,444	49,863,139	150,449,095	
		貯蔵品	25,739,852	27,811,324	28,642,921	82,194,097	
		小計	76,561,364	77,575,768	78,506,060	232,643,192	
	繰延償却資産	-	-	-	-		
	合計	628,525,519	631,719,211	632,573,388	1,892,818,118		

《項目別明細表》

(1) 第4条第4項関係

[特定固定資産]

(単位：千円)

項目		2023年度	2024年度	2025年度	原価算定期間計	備考	
水力発電設備	期首残高	帳簿原価 295,731,587	296,918,167	303,838,058	896,487,813		
		工事費負担金等 8,950,216	8,949,953	8,941,374	26,841,543		
		減価償却累計額 225,237,129	226,406,099	228,227,516	679,870,744		
		差引帳簿価額 61,544,242	61,562,115	66,669,169	189,775,526		
	期中増減額	帳簿原価増加額	3,109,016	8,174,651	4,314,135	15,597,801	
		工事費負担金等増加額	-	-	-	-	
		減価償却累計額増加額	2,913,590	2,959,713	3,110,884	8,984,188	
		帳簿原価減少額	1,922,436	1,254,760	714,896	3,892,091	
		工事費負担金等減少額	263	8,580	-	8,842	
		減価償却累計額減少額	1,744,621	1,138,296	657,706	3,540,624	
	期末残高	帳簿原価 296,918,167	303,838,058	307,437,297	908,193,523		
		工事費負担金等 8,949,953	8,941,374	8,941,374	26,832,701		
	減価償却累計額 226,406,099	228,227,516	230,680,694	685,314,308			
	差引帳簿価額 61,562,115	66,669,169	67,815,230	196,046,514			
	平均帳簿価額 61,308,220	64,322,805	66,020,652	191,651,676			
火力発電設備	期首残高	帳簿原価 480,697,713	580,059,202	582,650,733	1,643,407,648		
		工事費負担金等 217,582	213,578	163,796	594,957		
		減価償却累計額 416,677,316	424,835,152	440,439,483	1,281,951,952		
		差引帳簿価額 63,802,815	155,010,471	142,047,453	360,860,739		
	期中増減額	帳簿原価増加額	106,339,354	3,289,468	7,898,861	117,527,683	
		工事費負担金等増加額	-	-	-	-	
		減価償却累計額増加額	14,690,952	16,243,682	15,078,639	46,013,273	
		帳簿原価減少額	6,977,866	697,936	1,083,844	8,759,647	
		工事費負担金等減少額	4,004	49,782	-	53,786	
		減価償却累計額減少額	6,533,115	639,351	1,057,187	8,229,653	
	期末残高	帳簿原価 580,059,202	582,650,733	589,465,749	1,752,175,684		
		工事費負担金等 213,578	163,796	163,796	541,171		
	減価償却累計額 424,835,152	440,439,483	454,460,936	1,319,735,572			
	差引帳簿価額 155,010,471	142,047,453	134,841,017	431,898,941			
	平均帳簿価額 141,922,182	147,846,727	137,392,359	427,161,269			

(単位：千円)

項目		2023年度	2024年度	2025年度	原価算定期間計	備考	
原子力発電設備	期首残高	帳簿原価 800,851,880	800,802,565	814,356,832	2,416,011,277		
		工事費負担金等 1,995,425	1,995,425	1,995,425	5,986,275		
		減価償却累計額 631,604,289	641,125,350	652,243,765	1,924,973,404		
		差引帳簿価額 167,252,165	157,681,790	160,117,642	485,051,597		
	期中増減額	帳簿原価増加額	4,305,864	15,218,313	6,316,319	25,840,496	
		工事費負担金等増加額	-	-	-	-	
		減価償却累計額増加額	13,668,450	12,728,663	13,200,819	39,597,933	
		帳簿原価減少額	4,355,179	1,664,047	1,677,317	7,696,542	
		工事費負担金等減少額	-	-	-	-	
		減価償却累計額減少額	4,147,389	1,610,248	1,676,849	7,434,487	
	期末残高	帳簿原価 800,802,565	814,356,832	818,995,834	2,434,155,231		
		工事費負担金等 1,995,425	1,995,425	1,995,425	5,986,275		
	減価償却累計額 641,125,350	652,243,765	663,767,735	1,957,136,850			
	差引帳簿価額 157,681,790	160,117,642	153,232,674	471,032,106			
	平均帳簿価額 163,550,450	154,245,583	154,823,790	472,619,822			
新エネルギー等発電設備	期首残高	帳簿原価 1,633,782	2,277,782	2,277,782	6,189,346		
		工事費負担金等 240,998	240,998	240,998	722,995		
		減価償却累計額 1,169,501	1,200,816	1,265,419	3,635,737		
		差引帳簿価額 223,282	835,967	771,365	1,830,614		
	期中増減額	帳簿原価増加額	644,000	-	-	644,000	
		工事費負担金等増加額	-	-	-	-	
		減価償却累計額増加額	31,315	64,603	61,737	157,654	
		帳簿原価減少額	-	-	-	-	
		工事費負担金等減少額	-	-	-	-	
		減価償却累計額減少額	-	-	-	-	
	期末残高	帳簿原価 2,277,782	2,277,782	2,277,782	6,833,346		
		工事費負担金等 240,998	240,998	240,998	722,995		
	減価償却累計額 1,200,816	1,265,419	1,327,156	3,793,391			
	差引帳簿価額 835,967	771,365	709,628	2,316,960			
	平均帳簿価額 262,743	803,666	740,496	1,806,905			
業務設備	期首残高	帳簿原価 38,698,945	40,680,519	41,558,258	120,937,722		
		工事費負担金等 484,658	564,658	564,658	1,613,973		
		減価償却累計額 26,357,655	26,979,452	27,701,782	81,038,889		
		差引帳簿価額 11,856,632	13,136,409	13,291,818	38,284,860		
	期中増減額	帳簿原価増加額	2,132,209	1,023,328	966,253	4,121,790	
		工事費負担金等増加額	80,000	-	-	80,000	
		減価償却累計額増加額	762,766	866,163	916,677	2,545,607	
		帳簿原価減少額	150,635	145,589	857,463	1,153,686	
		工事費負担金等減少額	-	-	-	-	
		減価償却累計額減少額	140,969	143,834	802,678	1,087,481	
	期末残高	帳簿原価 40,680,519	41,558,258	41,667,049	123,905,826		
		工事費負担金等 564,658	564,658	564,658	1,693,973		
	減価償却累計額 26,979,452	27,701,782	27,815,781	82,497,015			
	差引帳簿価額 13,136,409	13,291,818	13,286,610	39,714,837			
	平均帳簿価額 12,057,159	12,977,243	13,047,004	38,081,406			
リースベース		379,100,753	380,196,023	372,024,302	1,131,321,079		

[建設中の資産]

(単位：千円)

項 目		2023年度	2024年度	2025年度	原価算定期間計	備考
水力発電設備	期首帳簿価額	1,531,840	2,717,762	959,234	5,208,836	
	期中増加額	4,294,938	6,416,123	6,297,046	17,008,106	
	期中減少額	3,109,016	8,174,651	4,314,135	15,597,801	
	期末帳簿価額	2,717,762	959,234	2,942,145	6,619,142	
	平均帳簿価額	3,041,274	2,833,434	3,646,697	9,521,405	
火力発電設備	期首帳簿価額	98,690,725	11,610	34,464	98,736,799	
	期中増加額	7,660,239	3,312,322	7,865,697	18,838,257	
	期中減少額	106,339,354	3,289,468	7,898,861	117,527,683	
	期末帳簿価額	11,610	34,464	1,300	47,374	
	平均帳簿価額	19,140,906	1,195,523	2,540,840	22,877,270	
原子力発電設備	期首帳簿価額	6,117,438	8,941,317	4,182,204	19,240,959	
	期中増加額	7,129,744	10,459,200	6,195,843	23,784,786	
	期中減少額	4,305,864	15,218,313	6,316,319	25,840,496	
	期末帳簿価額	8,941,317	4,182,204	4,061,728	17,185,248	
	平均帳簿価額	7,838,134	12,356,220	6,504,744	26,699,098	
新エネルギー等発電設備	期首帳簿価額	25,800	-	-	25,800	
	期中増加額	618,200	-	-	618,200	
	期中減少額	644,000	-	-	644,000	
	期末帳簿価額	-	-	-	-	
	平均帳簿価額	306,992	-	-	306,992	
業務設備	期首帳簿価額	2,203,422	2,174,790	2,029,359	6,407,571	
	期中増加額	2,103,577	877,897	1,982,426	4,963,900	
	期中減少額	2,132,209	1,023,328	966,253	4,121,790	
	期末帳簿価額	2,174,790	2,029,359	3,045,532	7,249,681	
	平均帳簿価額	2,926,323	2,421,548	2,911,245	8,259,116	
レートベース	16,626,814	9,403,363	7,801,763	33,831,940		

[使用済燃料再処理関連加工仮勘定]

(単位：千円)

項 目		2023年度	2024年度	2025年度	原価算定期間計	備考
使用済燃料再処理関連 加工仮勘定	期首帳簿価額	35,891,395	42,319,311	48,696,017	126,906,723	
	期中増加額	6,427,916	6,376,705	6,248,802	19,053,423	
	期末帳簿価額	-	-	-	-	
	平均帳簿価額	42,319,311	48,696,017	54,944,819	145,960,147	
レートベース		39,105,353	45,507,664	51,820,418	136,433,435	

[核燃料資産]

(単位：千円)

項 目		2023年度	2024年度	2025年度	原価算定期間計	備考
装荷以前の核燃料資産	期首帳簿価額	90,502,780	90,361,434	94,328,098	275,192,313	
	期中増加額	4,855,856	8,081,257	6,707,667	19,644,781	
	期中減少額	4,997,202	4,114,594	3,890,427	13,002,223	
	期末帳簿価額	90,361,434	94,328,098	97,145,338	281,834,871	
	平均帳簿価額	90,432,107	92,344,766	95,736,718	278,513,592	
再処理関係核燃料資産	期首帳簿価額	2	2	2	6	
	期中増加額	-	-	-	-	
	期中減少額	-	-	-	-	
	期末帳簿価額	2	2	2	6	
	平均帳簿価額	2	2	2	6	
レートベース		90,432,109	92,344,768	95,736,720	278,513,598	

[特定投資]

(単位：千円)

項 目		2023年度	2024年度	2025年度	原価算定期間計	備考
石炭資源開発	期首帳簿価額	318,339	318,339	318,339	955,017	
	期中増加額	-	-	-	-	
	期末帳簿価額	318,339	318,339	318,339	955,017	
	平均帳簿価額	318,339	318,339	318,339	955,017	
日本原子力研究開発機構	期首帳簿価額	369,526	369,526	369,526	1,108,578	
	期中増加額	-	-	-	-	
	期末帳簿価額	369,526	369,526	369,526	1,108,578	
	平均帳簿価額	369,526	369,526	369,526	1,108,578	
日本原燃	期首帳簿価額	25,680,910	25,680,910	25,680,910	77,042,730	
	期中増加額	-	-	-	-	
	期末帳簿価額	25,680,910	25,680,910	25,680,910	77,042,730	
	平均帳簿価額	25,680,910	25,680,910	25,680,910	77,042,730	
原子力損害賠償支援機構	期首帳簿価額	254,000	254,000	254,000	762,000	
	期中増加額	-	-	-	-	
	期末帳簿価額	254,000	254,000	254,000	762,000	
	平均帳簿価額	254,000	254,000	254,000	762,000	
日豪ウラン資源開発	期首帳簿価額	80,100	72,600	65,100	217,800	
	期中増加額	▲7,500	▲7,500	▲7,500	▲22,500	
	期末帳簿価額	72,600	65,100	57,600	195,300	
	平均帳簿価額	76,350	68,850	61,350	206,550	
レートベース		26,699,125	26,691,625	26,684,125	80,074,875	

(記載注意)

(何) の欄には、長期投資について投資先ごとに整理すること。

[運転資本（営業資本）]

(単位：千円)

項目		2023年度	2024年度	2025年度	原価算定期間計	備考
営業費項目	役員給与	228,087	228,690	228,690	685,467	
	給料手当	15,138,851	15,016,126	14,894,421	45,049,398	
	給料手当振替額（貸方）	▲169,269	▲167,744	▲166,208	▲503,221	
	退職給与金	1,013,054	974,144	961,798	2,948,996	
	厚生費	3,052,614	3,019,954	2,986,957	9,059,525	
	委託検針費	-	-	-	-	
	委託集金費	30,456	-	-	30,456	
	雑給	460,756	460,756	460,756	1,382,268	
	燃料費	227,075,324	243,641,285	250,351,664	721,068,273	
	使用済燃料再処理等抛入金発電費	8,532,108	7,713,837	7,649,586	23,895,531	
	廃棄物処理費	6,415,387	6,541,169	6,145,221	19,101,777	
	特定放射性廃棄物処分費	3,916,427	3,694,097	3,523,074	11,133,598	
	消耗品費	1,231,659	2,942,463	1,401,427	5,575,549	
	修繕費	34,240,057	27,061,334	33,899,191	95,200,582	
	水利使用料	713,068	714,501	714,787	2,142,356	
	補償費	404,974	395,605	387,061	1,187,640	
	賃借料	3,859,809	3,844,746	3,912,831	11,617,386	
	委託費	26,493,508	24,462,436	23,587,691	74,543,635	
	損害保険料	447,736	454,752	455,024	1,357,512	
	原子力損害賠償資金補助法一般負担金	6,264	6,264	6,264	18,792	
	原賠・廃炉等支援機構一般負担金	7,755,123	7,755,123	7,755,123	23,265,369	
	普及開発関係費	684,050	672,993	501,406	1,858,449	
	養成費	520,229	528,028	513,111	1,561,368	
	研究費	2,403,529	2,466,925	2,484,688	7,355,142	
	諸費	6,132,999	6,757,095	8,296,034	21,186,128	
	貸倒損	202,261	198,347	197,372	597,980	
	固定資産税	-	-	-	-	
	雑税	-	-	-	-	
	減価償却費	-	-	-	-	
	固定資産除却費	3,057,757	1,362,114	1,715,821	6,135,692	
	原子力発電施設解体費	-	-	-	-	
	共有設備費等分担額	329,768	253,943	254,443	838,154	
	共有設備費等分担額（貸方）	▲277,118	▲147,789	▲311,554	▲736,461	
	他社購入電源費	230,128,066	242,623,585	219,996,093	692,747,744	
	非化石証書購入費	1,160,967	1,159,431	1,163,554	3,483,952	
	建設分担関連費振替額（貸方）	▲21,642	▲21,319	▲2,802	▲45,763	
	附帯事業営業費用分担関連費振替額（貸方）	▲109,610	▲109,610	▲109,610	▲328,830	
	原子力廃止関連仮勘定償却費	-	-	-	-	
	電源開発促進税	-	-	-	-	
	事業税	-	-	-	-	
開発費	-	-	-	-		
開発費償却	-	-	-	-		
電力費振替勘定（貸方）	▲287,402	▲287,402	▲287,402	▲862,206		
株式交付費	-	-	-	-		
株式交付費償却	-	-	-	-		
社債発行費	230,697	230,697	230,697	692,091		
社債発行費償却	-	-	-	-		
法人税等	-	-	-	-		
小計	585,000,544	604,446,576	593,797,209	1,783,244,329		
控除収益項目	他社販売電源料	159,633,326	187,434,915	176,142,519	523,210,760	
	託送収益	-	-	-	-	
	電気事業雑収益	10,483,885	10,584,879	10,438,346	31,507,110	
	預金利息	1,114	1,114	1,114	3,342	
	賠償負担金相当収益	2,539,723	2,539,723	2,539,723	7,619,169	
	廃炉円滑化負担金相当収益	5,770,396	5,770,396	5,770,396	17,311,188	
小計	178,428,444	206,331,027	194,892,098	579,651,569		
合計	406,572,100	398,115,549	398,905,111	1,203,592,760		
レートベース	50,821,512	49,764,444	49,863,139	150,449,095		

(記載注意)

(何)の欄には、営業費項目及び控除収益項目についてそれぞれ期間原価等項目ごとに整理すること。

[運転資本（貯蔵品）]

(単位：千円)

項目		2023年度	2024年度	2025年度	原価算定期間計	備考
火力燃料貯蔵品	石炭費	消費金額	123,647,083	159,076,774	150,395,166	433,119,023
		平均月数	1.5	1.5	1.5	1.5
		計	15,455,885	19,884,597	18,799,396	54,139,878
	燃料油費	消費金額	34,996,151	18,330,382	32,488,344	85,814,877
		平均月数	1.5	1.5	1.5	1.5
		計	4,374,519	2,291,298	4,061,043	10,726,860
	ガス費	消費金額	45,451,848	43,144,664	44,285,504	132,882,016
		平均月数	1.5	1.5	1.5	1.5
		計	5,681,481	5,393,083	5,535,688	16,610,252
	助燃費	消費金額	1,009,814	1,124,855	1,160,432	3,295,101
平均月数		1.5	1.5	1.5	1.5	
計		126,227	140,607	145,054	411,888	
小計	25,638,112	27,709,584	28,541,181	81,888,877		
新エネルギー等貯蔵品	-	-	-	-	-	
	消費金額	-	-	-	-	
	平均月数	-	-	-	-	
小計	-	-	-	-		
その他貯蔵品	配電平均帳簿原価	-	-	-	-	
	一般貯蔵品払出率	-	-	-	-	
	一般貯蔵品在庫率	-	-	-	-	
小計	101,740	101,740	101,740	305,220		
合計	25,739,852	27,811,324	28,642,921	82,194,097		
レートベース	25,739,852	27,811,324	28,642,921	82,194,097		

(記載注意)

(何)の欄には、火力燃料貯蔵品及び新エネルギー等貯蔵品について燃料種別ごとに整理すること。

[繰延償却資産]

(単位：千円)

項目	2023年度	2024年度	2025年度	原価算定期間計	備考
株式交付費	期首帳簿価額	-	-	-	-
	増加額	-	-	-	-
	償却額	-	-	-	-
	期末帳簿価額	-	-	-	-
	平均帳簿価額	-	-	-	-
社債発行費	期首帳簿価額	-	-	-	-
	増加額	-	-	-	-
	償却額	-	-	-	-
	期末帳簿価額	-	-	-	-
	平均帳簿価額	-	-	-	-
開発費	期首帳簿価額	-	-	-	-
	増加額	-	-	-	-
	償却額	-	-	-	-
	期末帳簿価額	-	-	-	-
	平均帳簿価額	-	-	-	-
レートベース	-	-	-	-	-

(2)第4条第5項関係

[報酬率]

(単位：%)

項目	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	適用率	備考
自己資本報酬率	全てのみなし小売電気事業者たる法人を除く全産業の自己資本利益率の実績率に相当する値	9.72	9.06	9.67	10.71	10.43	9.21	7.60	-	7.44
	国債、地方債等公社債の利回りの実績率	0.52	0.37	0.04	0.14	0.14	0.00	0.09	-	
他人資本報酬率	全てのみなし小売電気事業者たる法人の有利子負債額の実績額に応じて当該有利子負債額の実績額に係る利子率の実績率を加重平均して算定した率	-	-	-	-	-	-	0.66	-	0.66
事業報酬率	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2.7

第5表

控除収益明細表

(単位：千円)

項 目	2023年度	2024年度	2025年度	原価算定期間計	備 考
他社販売電源料	159,633,326	187,434,915	176,142,519	523,210,760	
託送収益	-	-	-	-	
電気事業雑収益	10,483,885	10,584,879	10,438,346	31,507,110	
預金利息	1,114	1,114	1,114	3,342	
賠償負担金相当収益	2,539,723	2,539,723	2,539,723	7,619,169	
廃炉円滑化負担金相当収益	5,770,396	5,770,396	5,770,396	17,311,188	
合計	178,428,444	206,331,027	194,892,098	579,651,569	

《項目別明細表》

(1) 第5条第2項関係

[他社販売電源料]

(単位：千円)

項 目		2023年度	2024年度	2025年度	原価算定期間計	備 考
他社販売電力料	他社販売電源料	159,633,326	187,434,915	176,142,519	523,210,760	
	料金計					
	電力量(10 ⁶ kWh)	6,429	6,559	6,592	19,580	

[託送収益]

(単位：千円)

項 目	2023年度	2024年度	2025年度	原価算定期間計	備 考
その他託送収益	-	-	-	-	

[電気事業雑収益]

(単位：千円)

項目	至近実績				2022年度 (実績見込み)	2023年度	2024年度	2025年度	原価算定期間計	備考
	2019年度	2020年度	2021年度	平均						
契約超過金		52,914	47,702	50,308	49,413	49,413	49,413	49,413	148,239	至近実績欄については、2019年度は2020年4月1日に一般送配電事業等を会社分割の方法により四国電力送配電株式会社へ承継する以前の実績であることから、2020年度、2021年度のみを記載している。
違約金		59,832	31,209	45,521	102,115	9,684	9,684	9,684	29,052	
諸貸付料		-	-	-	-	-	-	-	-	
受託運転益		-	-	-	-	-	-	-	-	
器具販売益		-	-	-	-	-	-	-	-	
受託工事益		-	-	-	-	-	-	-	-	
広告料		-	-	-	-	-	-	-	-	
供給雑収		48,741	42,059	45,400	49,817	79,360	78,400	77,802	235,562	
雑口		9,822,188	9,916,566	9,869,377	9,411,900	10,345,428	10,447,382	10,301,447	31,094,257	
合計		9,983,675	10,037,536	10,010,606	9,613,245	10,483,885	10,584,879	10,438,346	31,507,110	

[預金利息]

(単位：千円)

項目	至近実績				適用金利(%)	2023年度	2024年度	2025年度	原価算定期間計	備考
	2019年度	2020年度	2021年度	平均残高率(%)						
普通預金		723	764	13.09%	0.001%	862	862	862	2,585	至近実績欄については、2019年度は2020年4月1日に一般送配電事業等を会社分割の方法により四国電力送配電株式会社へ承継する以前の実績であることから、2020年度、2021年度のみを記載している。
定期預金		262	208	0.27%	0.022%	252	252	252	755	
合計		985	972			1,114	1,114	1,114	3,341	
電灯・電力料収入		355,856,414	387,951,057			610,460,400	603,078,840	598,472,100	1,812,011,340	

(記載注意)

(何)の欄には、預金について種類ごとに記載すること。

[賠償負担金相当収益]

(単位：千円)

項目	至近実績				2022年度 (実績見込み)	2023年度	2024年度	2025年度	原価算定期間計	備考
	2019年度	2020年度	2021年度	平均						
賠償負担金相当収益		1,108,806	2,309,952	1,709,379	2,539,723	2,539,723	2,539,723	2,539,723	7,619,169	至近実績欄については、2019年度は2020年4月1日に一般送配電事業等を会社分割の方法により四国電力送配電株式会社へ承継する以前の実績であることから、2020年度、2021年度のみを記載している。

[廃炉円滑化負担金相当収益]

(単位：千円)

項目	至近実績				2022年度 (実績見込み)	2023年度	2024年度	2025年度	原価算定期間計	備考
	2019年度	2020年度	2021年度	平均						
廃炉円滑化負担金相当収益		406,690	3,047,826	1,727,258	5,770,396	5,770,396	5,770,396	5,770,396	17,311,188	至近実績欄については、2019年度は2020年4月1日に一般送配電事業等を会社分割の方法により四国電力送配電株式会社へ承継する以前の実績であることから、2020年度、2021年度のみを記載している。

注 様式第1の注1から3までと同様とすること。

部門整理表

（単位：千円）

	水力発電費			火力発電費			原子力発電費			新エネルギー等発電費			送電費		変電費		配電費		販売費			合計
	計	固有	一般	計	固有	一般	計	固有	一般	計	固有	一般	計	固有	一般	計	固有	一般	計	固有	一般	
役員給与	93,470	-	93,470	169,372	-	169,372	190,142	-	190,142	5,991	-	5,991	-	-	-	-	-	-	226,492	-	226,492	685,467
給料手当	6,180,112	5,712,635	467,477	10,680,676	9,833,587	847,089	12,499,205	11,548,240	950,965	428,445	398,482	29,963	-	-	-	-	-	-	15,260,960	14,128,194	1,132,766	45,049,398
給料手当振替額（貸方）	▲15,804	▲15,359	▲445	▲46,254	▲45,447	▲807	▲195,804	▲194,899	▲905	▲29	-	▲29	-	-	-	-	-	-	▲245,330	▲244,252	▲1,078	▲503,221
退職給与金	402,126	-	402,126	728,667	-	728,667	818,022	-	818,022	25,774	-	25,774	-	-	-	-	-	-	974,407	-	974,407	2,948,996
厚生費	1,234,866	932,879	301,987	2,238,527	1,691,313	547,214	2,514,201	1,899,883	614,318	80,031	60,675	19,356	-	-	-	-	-	-	2,991,900	2,260,140	731,760	9,059,525
委託検針費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
委託集金費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	30,456	30,456	-	30,456
雑給	202,707	89,901	112,806	225,944	21,534	204,410	455,400	225,924	229,476	7,230	-	7,230	-	-	-	-	-	-	490,987	217,641	273,346	1,382,268
燃料費	-	-	-	721,068,273	721,068,273	-	13,009,343	13,009,343	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	734,077,616
使用済燃料再処理等拠出金発電費	-	-	-	-	-	-	23,895,531	23,895,531	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	23,895,531
廃棄物処理費	-	-	-	12,930,454	12,930,454	-	6,171,323	6,171,323	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	19,101,777
特定放射性廃棄物処分費	-	-	-	-	-	-	11,133,598	11,133,598	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	11,133,598
消耗品費	275,973	74,744	201,229	1,547,697	1,183,064	364,633	2,831,322	2,421,975	409,347	13,219	321	12,898	-	-	-	-	-	-	907,338	419,734	487,604	5,575,549
修繕費	10,061,591	9,768,421	293,170	47,613,521	47,554,944	58,577	36,333,395	36,254,344	79,051	42,421	24,600	17,821	-	-	-	-	-	-	1,149,654	-	1,149,654	95,200,582
水利使用料	2,142,356	2,142,356	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2,142,356
補償費	355,928	349,364	6,564	830,979	815,656	15,323	611	600	11	-	-	-	-	-	-	-	-	-	122	120	2	1,187,640
賃借料	1,642,050	345,870	1,296,180	904,725	561,305	343,420	2,055,571	1,602,595	452,976	102,838	750	102,088	-	-	-	-	-	-	6,912,202	-	6,912,202	11,617,386
委託費	7,032,404	3,771,816	3,260,588	12,283,488	11,632,010	651,478	24,289,597	23,410,413	879,184	426,271	228,072	198,199	-	-	-	-	-	-	30,511,875	17,725,666	12,786,209	74,543,635
損害保険料	25,677	25,002	675	180,062	175,330	4,732	1,151,554	1,121,292	30,262	219	213	6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,357,512
原子力損害賠償資金補助法一般負担金	-	-	-	-	-	-	18,792	18,792	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	18,792
原賠・廃炉等支援機構一般負担金	-	-	-	-	-	-	23,265,369	23,265,369	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	23,265,369
普及開発関係費	-	-	-	200,026	-	200,026	576,465	-	576,465	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,081,958	772,761	309,197	1,858,449
養成費	236,477	-	236,477	288,491	-	288,491	772,541	-	772,541	6,047	-	6,047	-	-	-	-	-	-	257,812	-	257,812	1,561,368
研究費	666,284	-	666,284	1,923,734	-	1,923,734	4,715,032	-	4,715,032	50,092	-	50,092	-	-	-	-	-	-	-	-	-	7,355,142
諸費	1,577,475	826,917	750,558	7,730,120	6,370,077	1,360,043	4,387,599	2,860,777	1,526,822	78,232	30,125	48,107	-	-	-	-	-	-	7,412,702	5,591,412	1,821,290	21,186,128
貸倒損	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	619,277	619,277	-	619,277
固定資産税	2,704,205	2,596,441	107,764	5,612,369	5,592,668	19,701	7,046,158	7,019,339	26,819	28,840	22,798	6,042	-	-	-	-	-	-	383,003	-	383,003	15,774,575
雑税	21,183	20,090	1,093	141,958	134,617	7,341	6,851,001	6,496,819	354,182	1,325	1,257	68	-	-	-	-	-	-	326,268	309,401	16,867	7,341,735
減価償却費	9,489,084	8,984,188	504,896	47,539,529	47,447,225	92,304	39,723,584	39,597,933	125,651	185,961	157,654	28,307	-	-	-	-	-	-	1,794,449	-	1,794,449	98,732,607
固定資産除却費	2,093,277	1,898,557	194,720	3,839,214	3,803,616	35,598	962,537	914,078	48,459	10,917	-	10,917	-	-	-	-	-	-	692,054	-	692,054	7,597,999
原子力発電施設解体費	-	-	-	-	-	-	10,474,705	10,474,705	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	10,474,705
共有設備費等分担額	367,400	367,400	-	470,754	470,754	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	838,154
共有設備費等分担額（貸方）	▲129,293	▲129,293	-	▲587,842	▲587,842	-	▲19,326	▲19,326	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	▲736,461
建設分担関連費振替額（貸方）	▲8,228	-	▲8,228	▲15,114	-	▲15,114	▲21,585	-	▲21,585	▲70	-	▲70	-	-	-	-	-	-	▲766	-	▲766	▲45,763
附帯事業営業費用分担関連費振替額（貸方）	▲13,612	-	▲13,612	▲228,424	▲201	▲228,223	▲68,184	-	▲68,184	▲401	-	▲401	-	-	-	-	-	-	▲18,209	-	▲18,209	▲328,830
開発費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
開発費償却	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株式交付費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株式交付費償却	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
社債発行費	124,431	-	124,431	228,570	-	228,570	326,445	-	326,445	1,059	-	1,059	-	-	-	-	-	-	11,586	-	11,586	692,091
社債発行費償却	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
法人税等	400,633	-	400,633	6,717,228	-	6,717,228	2,006,841	-	2,006,841	11,800	-	11,800	-	-	-	-	-	-	535,951	-	535,951	9,672,453
電気事業報酬	6,895,776	-	6,895,776	21,336,392	-	21,336,392	33,190,234	-	33,190,234	82,740	-	82,740	-	-	-	-	-	-	1,093,840	-	1,093,840	62,598,982
合計	54,058,548	37,761,929	16,296,619	906,553,136	870,652,937	35,900,199	271,361,219	223,128,648	48,232,571	1,588,952	924,947	664,005	-	-	-	-	-	-	73,400,989	41,830,550	31,570,438	1,306,962,843

（記載注意）

- 1 固有の欄には第6条第1項で各部門（一般管理費等を除く。）に整理された金額を、一般の欄には第6条第2項又は第5項で一般管理費等から整理された金額を記載すること。
- 2 その他は、様式第1の注1から3までと同様とすること。

販売費整理表

（単位：千円）

	需要家費	給電費	一般販売費	合計
役員給与	64,571	13,766	148,155	226,492
給料手当	4,350,747	927,561	9,982,652	15,260,960
給料手当振替額（貸方）	▲ 69,941	▲ 14,911	▲ 160,478	▲ 245,330
退職給与金	277,794	59,224	637,389	974,407
厚生費	852,961	181,848	1,957,091	2,991,900
委託検針費	-	-	-	-
委託集金費	30,456	-	-	30,456
雑給	139,975	29,842	321,170	490,987
燃料費	-	-	-	-
使用済燃料再処理等抛入金発電費	-	-	-	-
廃棄物処理費	-	-	-	-
特定放射性廃棄物処分費	-	-	-	-
消耗品費	258,673	55,148	593,517	907,338
修繕費	335,320	40,088	774,246	1,149,654
水利使用料	-	-	-	-
補償費	35	7	80	122
賃借料	2,180,938	229,692	4,501,572	6,912,202
委託費	14,141,543	801,065	15,569,267	30,511,875
損害保険料	-	-	-	-
原子力損害賠償資金補助法 一般負担金	-	-	-	-
原賠・廃炉等支援機構 一般負担金	-	-	-	-
普及開発関係費	-	-	1,081,958	1,081,958
養成費	73,500	15,670	168,642	257,812
研究費	-	-	-	-
諸費	1,936,473	412,848	5,063,381	7,412,702
貸倒損	-	-	619,277	619,277
固定資産税	108,145	13,597	261,261	383,003
雑税	93,016	19,831	213,421	326,268
減価償却費	506,681	63,703	1,224,065	1,794,449
固定資産除却費	195,408	24,568	472,078	692,054
原子力発電施設解体費	-	-	-	-
共有設備費等分担額	-	-	-	-
共有設備費等分担額（貸方）	-	-	-	-
建設分担関連費振替額（貸方）	▲ 218	▲ 47	▲ 501	▲ 766
附帯事業営業費用分担関連費振替額（貸方）	▲ 5,191	▲ 1,107	▲ 11,911	▲ 18,209
開発費	-	-	-	-
開発費償却	-	-	-	-
株式交付費	-	-	-	-
株式交付費償却	-	-	-	-
社債発行費	3,303	704	7,579	11,586
社債発行費償却	-	-	-	-
法人税等	152,794	32,575	350,582	535,951
電気事業報酬	311,843	66,484	715,513	1,093,840
合計	25,938,826	2,972,156	44,490,007	73,400,989

（記載注意） 様式第1の注1及び2と同様とすること。

送配電非関連費明細表

(単位:千円)

	総水力発電費			総火力発電費			総新エネルギー等発電費			総原子力発電費			給電費			合計			
	計			計			計			計			計			計			
		固定	可変		固定	可変		固定	可変		固定	可変		固定	可変		固定	可変	
役員給与	93,470	93,470	-	169,372	166,010	3,362	5,991	5,991	-	190,142	190,142	-	13,766	13,766	-	472,741	469,379	3,362	
給料手当	6,180,112	6,180,112	-	10,680,676	10,468,665	212,011	428,445	428,445	-	12,499,205	12,499,205	-	927,561	927,561	-	30,715,999	30,503,988	212,011	
給料手当振替額(貸方)	▲ 15,804	▲ 15,804	-	▲ 46,254	▲ 45,336	▲ 918	▲ 29	▲ 29	-	▲ 195,804	▲ 195,804	-	▲ 14,911	▲ 14,911	-	▲ 272,802	▲ 271,884	▲ 918	
退職給与金	402,126	402,126	-	728,667	714,203	14,464	25,774	25,774	-	818,022	818,022	-	59,224	59,224	-	2,033,813	2,019,349	14,464	
厚生費	1,234,866	1,234,866	-	2,238,527	2,194,092	44,435	80,031	80,031	-	2,514,201	2,514,201	-	181,848	181,848	-	6,249,473	6,205,038	44,435	
委託検針費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
委託集金費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
雑給	202,707	202,707	-	225,944	221,459	4,485	7,230	7,230	-	455,400	455,400	-	29,842	29,842	-	921,123	916,638	4,485	
燃料費	-	-	-	721,068,273	-	721,068,273	-	-	-	13,009,343	-	13,009,343	-	-	-	-	734,077,616	-	734,077,616
使用済燃料再処理等拠出金発電費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	23,895,531	-	23,895,531	-	-	-	-	23,895,531	-	23,895,531
廃棄物処理費	-	-	-	12,930,454	-	12,930,454	-	-	-	6,171,323	-	6,171,323	-	-	-	-	19,101,777	-	19,101,777
特定放射性廃棄物処分費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	11,133,598	-	11,133,598	-	-	-	-	11,133,598	-	11,133,598
消耗品費	275,973	137,987	137,986	1,547,697	758,488	789,209	13,219	6,610	6,609	2,831,322	1,415,661	1,415,661	55,148	27,574	27,574	4,723,359	2,346,320	2,377,039	
修繕費	10,061,591	10,061,591	-	47,613,521	46,668,393	945,128	42,421	42,421	-	36,333,395	36,333,395	-	40,088	40,088	-	94,091,016	93,145,888	945,128	
水利使用料	2,142,356	2,142,356	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2,142,356	2,142,356	-	
補償費	355,928	355,928	-	830,979	814,484	16,495	-	-	-	611	611	-	7	7	-	1,187,525	1,171,030	16,495	
賃借料	1,642,050	1,642,050	-	904,725	886,766	17,959	102,838	102,838	-	2,055,571	2,055,571	-	229,692	229,692	-	4,934,876	4,916,917	17,959	
委託費	7,032,404	7,032,404	-	12,283,488	12,039,661	243,827	426,271	426,271	-	24,289,597	24,289,597	-	801,065	801,065	-	44,832,825	44,588,998	243,827	
損害保険料	25,677	25,677	-	180,062	176,488	3,574	219	219	-	1,151,554	1,151,554	-	-	-	-	1,357,512	1,353,938	3,574	
原子力損害賠償資金補助法一般負担金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	18,792	18,792	-	-	-	-	18,792	18,792	-	
原賠・廃炉等支援機構一般負担金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	23,265,369	23,265,369	-	-	-	-	23,265,369	23,265,369	-	
普及開発関係費	-	-	-	200,026	196,055	3,971	-	-	-	576,465	576,465	-	-	-	-	776,491	772,520	3,971	
養成費	236,477	236,477	-	288,491	282,764	5,727	6,047	6,047	-	772,541	772,541	-	15,670	15,670	-	1,319,226	1,313,499	5,727	
研究費	666,284	666,284	-	1,923,734	1,885,548	38,186	50,092	50,092	-	4,715,032	4,715,032	-	-	-	-	7,355,142	7,316,956	38,186	
諸費	1,577,475	1,577,475	-	7,730,120	7,576,677	153,443	78,232	78,232	-	4,387,599	4,387,599	-	412,848	412,848	-	14,186,274	14,032,831	153,443	
貸倒損	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
固定資産税	2,704,205	2,704,205	-	5,612,369	5,500,963	111,406	28,840	28,840	-	7,046,158	7,046,158	-	13,597	13,597	-	15,405,169	15,293,763	111,406	
雑税	21,183	21,183	-	141,958	139,140	2,818	1,325	1,325	-	6,851,001	6,851,001	-	19,831	19,831	-	7,035,298	7,032,480	2,818	
減価償却費	9,489,084	9,489,084	-	47,539,529	46,595,869	943,660	185,961	185,961	-	39,723,584	39,723,584	-	63,703	63,703	-	97,001,861	96,058,201	943,660	
固定資産除却費	2,093,277	2,093,277	-	3,839,214	3,763,006	76,208	10,917	10,917	-	962,537	962,537	-	24,568	24,568	-	6,930,513	6,854,305	76,208	
原子力発電施設解体費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	10,474,705	10,474,705	-	-	-	-	10,474,705	10,474,705	-	
共有設備費等分担額	367,400	367,400	-	470,754	461,410	9,344	-	-	-	-	-	-	-	-	-	838,154	828,810	9,344	
共有設備費等分担額(貸方)	▲ 129,293	▲ 129,293	-	▲ 587,842	▲ 576,173	▲ 11,669	-	-	-	▲ 19,326	▲ 19,326	-	-	-	-	▲ 736,461	▲ 724,792	▲ 11,669	
他社購入電源費	20,877,378	16,130,479	4,746,899	478,827,063	75,975,613	402,851,450	184,725,294	5,656,482	179,068,812	8,318,009	8,318,009	-	-	-	-	692,747,744	106,080,583	586,667,161	
非化石証書購入費	-	-	-	3,483,952	-	3,483,952	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3,483,952	-	3,483,952	
建設分担関連費振替額(貸方)	▲ 8,228	▲ 8,228	-	▲ 15,114	▲ 14,814	▲ 300	▲ 70	▲ 70	-	▲ 21,585	▲ 21,585	-	▲ 47	▲ 47	-	▲ 45,044	▲ 44,744	▲ 300	
附帯事業営業費用分担関連費振替額(貸方)	▲ 13,612	▲ 13,612	-	▲ 228,424	▲ 223,890	▲ 4,534	▲ 401	▲ 401	-	▲ 68,184	▲ 68,184	-	▲ 1,107	▲ 1,107	-	▲ 311,728	▲ 307,194	▲ 4,534	
開発費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
開発費償却	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
株式交付費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
株式交付費償却	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
社債発行費	124,431	124,431	-	228,570	224,033	4,537	1,059	1,059	-	326,445	326,445	-	704	704	-	681,209	676,672	4,537	
社債発行費償却	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
法人税等	400,633	400,633	-	6,717,228	6,583,891	133,337	11,800	11,800	-	2,006,841	2,006,841	-	32,575	32,575	-	9,169,077	9,035,740	133,337	
電気事業報酬	6,895,776	6,895,776	-	21,336,392	20,912,865	423,527	82,740	82,740	-	33,190,234	33,190,234	-	66,484	66,484	-	61,571,626	61,148,099	423,527	
他社販売電源料	▲ 26,655,774	▲ 17,867,685	▲ 8,788,089	▲ 429,845,656	▲ 52,985,058	▲ 376,860,598	▲ 24,697,715	▲ 449,114	▲ 24,248,601	▲ 42,011,615	▲ 6,458,337	▲ 35,553,278	-	-	-	▲ 523,210,760	▲ 77,760,194	▲ 445,450,566	
合計	48,280,152	52,183,356	▲ 3,903,204	959,018,495	191,361,272	767,657,223	161,616,531	6,789,711	154,826,820	237,667,613	217,595,435	20,072,178	2,972,156	2,944,582	27,574	1,409,554,947	470,874,356	938,680,591	

(記載注意)

その他は、様式第1の注1から3までと同様とすること。

様式第6 (第9条第3項関係)

送配電非関連需要明細表

	最大電力 (10^3 kW)	尖頭時責任電力 (10^3 kW)		発受電量 (10^6 kWh)	口数
		夏期	冬期		
非特定需要	3,780	3,780	3,528	21,211.7	12,539,630
特定需要	564	549	458	2,362.1	16,141,580
合計	4,344	4,329	3,986	23,573.8	28,681,210

様式第7 (第16条関係)

送配電非関連費及び送配電関連費等計算表

(単位：千円)

		送配電非関連費									送配電関連費	配電関連費	合計				
		固定費			可変費			需要家費			託送供給費用相当額	託送供給費用相当額	固有	追加	送配電関連費	配電関連費	計
		固有	追加	計	固有	追加	計	固有	追加	計	計	計					
初年度	特定需要																
二年度	特定需要																
三年度	特定需要																
原価算定期間計		56,589,680	▲ 347,081	56,242,599	94,055,795	1,778,479	95,834,274	14,598,112	276,006	14,874,118	63,974,369	-	165,243,587	1,707,404	63,974,369	-	230,925,360

(記載注意)

固有の欄には第10条第2項で整理された固有固定費、固有可変費及び固有需要家費を、追加の欄には第15条で整理された総追加固定費、総追加可変費及び総追加需要家費を、記載すること。
 施行規則第17条の2に規定する託送供給等に係る収入の見通しの算定期間内において、託送供給等に係る料金単価が年度ごとに変動する場合には、年度ごとに作成すること。

注 様式第1の注1及び2と同様とすること。

様式第8（第18条第7項、第32条第7項関係）

第1表

特定需要原価等と料金収入の比較表

（単位：千円）

		固定費	可変費	需要家費	送配電関連費	配電関連費	合計	販売電力量 (10 ⁶ kWh)	単価 (円/kWh)	想定料金 収 入
初年度	特定需要	/	/	/	/	/	/	/	/	/
二年度	特定需要				/	/				
三年度	特定需要				/	/				
原価算定期間計		56,242,599	95,834,274	14,874,118	63,974,369	-	230,925,360	6,520	35.42	230,925,284

（記載注意）

様式第1の注1及び2と同様とすること。

施行規則第17条の2に規定する託送供給等に係る収入の見通しの算定期間内において、託送供給等に係る料金単価が年度ごとに変動する
 場合にあつては、年度ごとに作成すること。ただし、この場合においては、原価算定期間計における単価（円/kWh）の記載を省略することができる。